女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0120-1_改 1
提出年月日	2021年10月28日

補足-120-1 設計及び工事の計画添付書類における基本設計方針の

抜粋について

本資料は、「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の うち「発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性」(以下「本文(五号)説明書」) に記載する工事計画認可申請書の基本設計方針(以下「基本設計方針」という。)を示すものである。

本基本設計方針を本文(五号)説明書に記載する方法を以下に示す。

- ・本文(五号)説明書に記載した基本設計方針は囲み線にて明示する。
- ・本文(五号)説明書に記載していない基本設計方針については、発電用原子炉の設置の許可に 抵触するものではないことを示すため、その理由を記載する。記載例は表1による。

基本設計方針の内容	理由の記載例
概要の記載	本記載は概要であるため、記載しない。
技術基準要求のみであり、設置許可要求事項で	「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術
ない記載	基準に関する規則」の要求事項であり、「実用発
	電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び
	設備の基準に関する規則」の要求事項でないた
	め、記載しない。
設備リストに対する記載	本記載は、要目表対象を示したリストに関する
	記載であるため、記載しない。
急傾斜地に対する記載	女川原子力発電所第2号機は急傾斜地崩壊危険
	区域には該当しない。
熱遮蔽材に対する記載	女川原子力発電所第2号機は,熱遮蔽材を施設
	しないため、記載しない。

表1 基本設計方針を本文(五号)説明書に記載しない理由の記載例

1. 原子炉本体の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその 附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解 釈による。	本記載は概要であるため, 記載し ない。
求(4.5 安全弁等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を	第1章 共通項目 原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 溢水等,5. 設 備に対する要求(5.5 安全弁等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条 件,5.8 電気設備の設計条件を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷 却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	本記載は概要であるため,記載しない。
 第2章 個別項目 1. 炉心等 燃料体(燃料要素及びその他の部品を含む。)は、設置(変更)許可を受けた仕様となる 構造及び設計とする。 	第2章 個別項目 1. 炉心等 変更なし	
燃料体,減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は,通常運転時における原子炉 運転状態に対応した圧力,温度条件,燃料使用期間中の燃焼度,中性子照射量及び水質の 組み合わせのうち想定される最も厳しい条件において,耐放射線性,寸法安定性,耐熱性, 核性質及び強度のうち必要な物理的性質並びに,耐食性,水素吸収特性及び化学的安定性 のうち必要な化学的性質を保持し得る材料を使用する。		
燃料体は炉心支持構造物で支持され,その荷重は原子炉圧力容器に伝えられる設計とす る。		
燃料体は,通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力, 自重,附加荷重,核分裂生成物の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇,熱応力等の荷重に耐 える設計とする。また,輸送中又は取扱中において,著しい変形を生じない設計とする。		
炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重及び地震力に加え、熱応力の荷重に耐 える設計とする。		
炉心は,通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ず る場合において,原子炉冷却系統,原子炉停止系統,反応度制御系統,計測制御系統及び安 全保護装置の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えない設計と する。		

変更前	変更後
炉心部は燃料体、制御棒及び炉心支持構造物からなり、上下端が半球状の円筒形鋼製圧	
力容器に収容される。原子炉圧力容器の外側には、遮蔽壁を設置する。	
燃料体(燃料要素を除く。),減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は,通常運転時,運	
転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,発電用原子炉を安全に停止し,か	
つ、停止後に炉心の冷却機能を維持できる設計とする。	
なお、熱遮蔽材は設けない設計とする。	
2. 原子炉圧力容器	2. 原子炉圧力容器
2.1 原子炉圧力容器本体	変更なし
原子炉圧力容器の原子炉冷却材圧力バウンダリに係る基本設計方針については、原子	
炉冷却系統施設の基本設計方針「第2章 個別項目 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダ	
リ」に基づく設計とする。	
原子炉圧力容器は、円筒形の胴部に半球形の下鏡を付した鋼製容器に、半球形の鋼製	
上部ふたをボルト締めする構造であり、再循環水出口ノズル、再循環水入口ノズル、主	
蒸気出口ノズル、給水ノズル等を取り付ける設計とする。	
※×山口/ ハル, 柏木/ ハル寺を取り付ける取自とする。	
原子炉圧力容器内の原子炉冷却材の流路は、原子炉再循環ポンプにより、再循環水入	
ロノズルから原子炉圧力容器内に導かれ、ジェットポンプによりチャンネルボックスが	
る設計とする。	
原子炉圧力容器の支持方法は、原子炉圧力容器支持スカートで下端を固定し、原子炉	
広力容器スタビライザによって水平方向に支持する設計とする。	
江刀存品パクビノイリによりて水十刀向に又行りる成計とりる。	
原子炉圧力容器は最低使用温度を 10℃に設定し, 関連温度(初期)を-35℃以下に設定	
することで、脆性破壊が生じない設計とする。	
中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器にあっては、日本電気協会「原子力発	
電所用機器に対する破壊靭性の確認試験方法」(JEAC4206)に基づき、適切な破	
電所用機器に対する破壊物性の確認試験方法」(JEAC4200)に基づき、適切な破 壊じん性を有する設計とする。	
チャンネルボックスは、制御棒をガイドし、燃料集合体を保護する設計とする。	
ノキマイルかソフクは、前仰伴をルイトし、脳科朱可怜を体護りる設計とりる。	

記載しない理由
女川原子力発電所第2号機は,熱 遮蔽材を施設しないため,記載し ない。
本記載は概要であるため, 記載し ない。

変更前	変更後	記載しない理由
 2.2 監視試験片 1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子炉圧力容器は、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、施設時に適用された告示「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」を満足し、機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の監視試験片を原子炉圧力容器内部に挿入することにより、照射の影響を確認できる設計とする。 監視試験片は、適用可能な日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4 201)により、取り出し及び監視試験を実施する。 		
 3. 流体振動等による損傷の防止 燃料体,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器は,原子炉冷却材の循環,沸騰その他の原 子炉冷却材の挙動により生じる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の原子炉冷却 材の挙動により生じる温度変動により損傷を受けない設計とする。 	3. 流体振動等による損傷の防止 変更なし	
4. 主要対象設備 原子炉本体の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉本体の主要設備リスト」に 示す。	4. 主要対象設備 原子炉本体の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉本体の主要設備リスト」に 示す。	本記載は、要目表対象を示したリストに関する記載であるため、記載しない。

2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針

川戸の変変は、学わせ、原子力理論となする理想であるためられての構成の主要になった。 「おんてなな」「本語のなどので、「おんていたした」の研究していたいで、「「おんでした」」であった。 「「おんていた」の「「おん」、「おんで、「おんで、「おんで、「おんで、「おんで、「おんで、「おんで、「おんで	変更前	変更後	記載しない理由
単構成2000/IF編集は置する時間、並びにこれらの頻繁による。 転による。 転による。 転による。 転による。 第1章、東遊覧1 数構物質の想動協会な店店店通識会の店店屋にである「1. 地量算、2. 自然現る、3. 次 数に構成的である意味の想力多くにも、安全事べもる。差いかみ。4.7 自然機具の包括会体、4.8 以上、成店でする支票へにも、変わ算いうから「1. 地量算、2. 自然現象、3. 次 以上、成店でする支票へにも、変わ算いうから「1. 地量算、2. 自然現象、3. 次 以上、成店でする支票へにも、変わ算いうか。4.7 自然機具の包括会体、4.8 いたがったまであるため「1. 地量算、2. 自然現象、3. 次 以上、成店でする支票へにも、変わない」の表示検討力がにないてに、原子の時間時期後載の広事な出力分析「1. 地量算、2. 自然現象、3. 6 でし、の意気取けう のごかくノービンの取り完美、8.8 に気取信の助計会体となく、5. 6 でし他」の意気取けう がたついては、原子の時前時報範疇の影響を除したが、1.8 そうかは日のか がたついては、原子の時前時報範疇の広事がに考えていては、1.8 そうの時間の がパンクービンの取り合き、8.8 に気取信の助計会体を含くいては、1.2 を見構み用(1.6 下回しい))」「「「」」」」「「」」」」 第4.8 年後取得 1.1 想料報告報設備の空間かないたい同じ、1.9 次に使用し、1.9 所分析が確認された ため、影響な登場とないのみなっとができる設計とする。 第4.2 家 単なの目 1.1 想料報題書の意味がに成していたい」」 展示の情報を含くいては、1.2 多構み用(1.1 ころ構成用) 1.1 想料報題書の意味がに成していたい」 及び燃料を大いたかでは完かなご意識が行う いたがわますで通知が行いていたい」 及び燃料を大いたかでは完かなご意識が行う いたが引いてきかして、2.8 単用の(1.0 下回しい)」」 「「」 2 等構み用」 (1.2 下回し」)」 で確認し、差別発気にないたいたいたい意識が行う がにすっことができる設計とする。 第4.2 客様加 1.2 客様和ないたいたいでごないなさたいたいます。 数件などをなごたいないなかまたたを定まがななるか、水中で燃料を決認っていたい (1.2 下回しい)」 に対してきる設計とする。 第5.2 目前ののを見たいたいでのうろう 1. 2 をため取得るをとていたいなななか、水中で燃料やないまた (1.2 下回しい)」 に対してきる設計とする。 1.2 表し用ののを見たいたいで気で変加えたたのできる設計とする。 1.2 ため用ののを目がないたっかできる設計とする。 1.2 ため目ののを見たができる設計とする。 1.2 ため目ののを見たがでする気がまたっかできたかできる設計とする。 1.2 ため目ののを見たがでする気が行っていたいななながでするためですっ (1.2 下回しい)」 に対してきる気がですった。 1.2 ため目ののを見たがですっ。 1.2 ため目ののを見たがですっ。 1.2 ため目ののを見たができる気が行っていたいを見ためます。 1.2 ため目ののを見たがですっ。 1.2 たの目ののを見たがですっ。 1.2 たの目ののを見たがですっ。 1.2 たの目ののを見たがでするこ。 1.2 たの目ののを見たがでするこ。 1.2 たの目ののを見たがでする気が行っていたいを見ためを見たか。 1.2 たの目ののを見たがですっ。 1.2 たの目ののを見たがですっ。 1.2 たの目ののを見たがですっ。 1.2		_	
第1章 共振時目 第1章 共振時目 本Z数(地震)の後途構造及(時は厳認の未過度)(中心気)(上検監)、2 第2章 大振時目 本Z数(地震)(中心気)(上検監)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検監)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検監)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検監)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検E)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検E)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検E)、2 A Z数(地震)(中心気)(上検E)、2 A Z数(地震)(L) A Z数(地震)(L) A Z数(地震)(L) A Z数(地震)(L) A Z数(U) A Z数(U) A Z数(U) A Z数(U) A Z数(U) A Z Z L) A Z Z Z L) A Z Z Z L) A Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z			ない。
 後部特徴資の改変加快なび分子減振めの気油気用である「1. 世俗等。2. 自然建築。3. 水、 Q. 4. 数型に対する変質 (1.5. 安全学等、4.6. ジェレカキ、4.7. 内燃振躍の使計条件、4.8. が、 4. 金粱菜、5. 数型に効すことで、5. ジェレカキ、5.7. 内燃振躍の使計条件、4.8. が、 4. 金粱菜、5. 数型にのサース・5.5.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 	釈による。	
 以.4. 設備に対する要求(4.5 安全介等、4.6 逆止の赤、4.7 内熱機関の設計条件、4.8 定設備の設計条件を除く)、5. その他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の の基本設計分好「第1立」し速度目」に基づく設計とする。 第2章 値別原目 (5.7 その他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却係施能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却系統能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却系統能の (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却系統能の (5.7 をの他」の点本設計分別に (5.7 をの他」の点本設計分別については、原子炉冷却系統能の (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)の点本設計分 (5.7 をの他)換壊したる (5.7 をの他)換えば、(5.7 をの他)かられば (5.7 をの他)かられば) (5.7 をのし) (5.7 をの) (5.7 たの) (5.7 たの) (5.7 たの) (5.7 たの)<td>第1章 共通項目</td><td>第1章 共通項目</td><td>本記載は概要であるため,記載し</td>	第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
電気設備の吸引条件を除くいたら、その他」のた本設計分別については、原子が冷却系統認認 の基本設計分析「第1章 共通項目」に置づく設計とする。 びガスタービンの設計条件、5.8 電気設備の設計条件を除くいたら、そう他」の広本設計分 かについては、原子が合理系装施設の基本設計分析「第1章 共通項目」に置づく設計とする。 第2章 相別項目 1. 然料を換設備 1. 1. 然料を換設備 1. 然料を換設備(第1.25%法件(以下同じい))、原子が起当ケーン 1. 然料を換設備(第1.25%法件(以下同じい))、原子が起当ケーン 第2章 相別項目 1. 然料を換設備(第1.25%法件(以下同じい))、原子が起当ケーン (第1.25%法件(以下同じい))、ご解していたち原子や起当ケーン 1. 然料を除きの取取な価値、統料を取用するにで、燃料体存を安全に取り返うことができる設計とする。 (第1.25%法件(以下同じい))、ご解していたち原子や起当の中に (以下同じい))に解放ける法が行うしたができる設計とする。 ※素料 第子が提出原子が使用に (以下同じいい))に許認 (第1.25%法件(第子が見出))に (以下同じいい)に (第1.25%法件(第1.25%法件)) ※素料 第子が現出原子が使用の気能力がないに (第一次)に (第一次)に (第一次)に (第一次) (第二次)に (第二次) 水体構成 第二次の (第二次) (第二次) (第二次) 水体構成 (第二次) (第二次) (第二次) (第二次) (第二次) 素がかりために (注) (第二次)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火	ない。
の基本設計分計:第1章1章 東美学(前)に基づく設計とする。 斜については、原子炉清朝発統制設の基本設計方針(第1章 北美可見)に基づく設計とする。 第2章 朝期頃日 1. 燃料複数設備 第1.2 号機工用(以下同じ,))、原ご(事業量力) 2.4 保持複数設備 1.2 号機工用(以下同じ,))、原ご(事業量力) 2.5 (第1.2 号機工用(以下同じ,))、反び燃料チャンネル業成績(第1.2 号機工用(以下同じ,))、原ご(事業量力) 2.5 (第1.2 号機工用(以下同じ,))、反び燃料チャンネル業成績(第1.2 号機工用(以下同じ,))、原ご(事業量力) 2.5 (第4年) 第4年(報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告	災, 4. 設備に対する要求(4.5 安全弁等, 4.6 逆止め弁, 4.7 内燃機関の設計条件, 4.8	災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及	
5- 第2章 朝州項目 1. 燃料取扱設備の基本が針 増料存等の取扱設備の基本が針 燃料存等の取扱設備は、燃料及機模(第1,2号機実用(以下同に,)),原子伊達屋クレーン(第1,2号機実用(以下同に,))、原子伊達屋デナ炉体内 ド同じ,)):で構成、新燃料を厚子が準尿原子が検工版教人でから原子伊建属デナル体 ド同じ,)):で構成、新燃料を厚子が準尿原子が検工版教人でから原子伊建属デナル体 「「同し、)):で構成、新燃料を厚子が準定原子が検索原子が準備の、新力できる設計とする。 新蒸粉は、原子伊達屋原子が検小に設ける新燃料断成準から原子伊建属クレーン及び 燃料ウキンネル電波域を介して使用透蒸料ブール(第1,2号機実用(以下同し、)):に称 し、燃料交換機により炉心に増入できる設計とする。 新蒸粉は、原子伊達屋原子が検小に設ける新燃料断成準から原子伊建属クレーン及び 燃料ウキンネル電波域を介して使用透蒸料ブール(第1,2号機実用(以下同し、)):に称 し、燃料交換機により炉心に増入できる設計とする。 たた、燃料のなまたは、原子伊主都の原子炉本原原子が使用の「ボクマルレンスを確認 料力・マンネル電波域を介して使用透蒸料ブール(第1,2号機実用(以下同し、)):に称 し、燃料交換機により炉心に増入できる設計とする。 生た、燃料のなまたは、原子伊主都の原子炉を加速になから原子伊健国の「ジーレ」):に移動した 燃料な換してのかき、ホレビスを認知していたの原子伊加酸国のシーレンスの (第4年少年本市電波域を介して使用透蒸料ブール(第1,2号機実用(以下同し、)):に称 し、燃料交換機により炉心に増入できる設計とする。 生た、燃料のなまたは、原子伊主都の原子がない、水中で燃料交換機の中 、いて行うことができる設計とする。 生た、燃料の使用を加速する(第4年)、原 子が健実原子が植たの使用透燃料で加速の水水水を漂う、水中で燃料を使物体の (以下同じ,)):に移動でする一体に成を変化できる設計とする。 生た、燃料の成またが、から デオ健実用(以下同じ,)):に称 した、燃料の及差し加速でする設計とする。 使用 方動用 がたがすたがななが、燃用 うり、水中で燃料を使用する。 たた、燃料の使用の使用 が燃料の使用 が燃料構造な活を使用する。 生用 方動性の使用 消費料 かる (第4年) (加速でする ごとたべ) 作用 方動性の使用 消費料 かる (第4年) (加速 中 1000) (以下同じ,)): に約 (以下同じ,)): に約 (本) (以下同じ,)): に約 (本)	電気設備の設計条件を除く。), 5. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設	びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方	
第2章 個別項目 第2章 個別項目 1. 燃料板波波備 1. 燃料板波波備 1.1 燃料板波波備 1.1 燃料板波波備 1.1 燃料板波波(m) 1.1 燃料板波波(m) アレ(第1,2号機共用(以下同じ.)) 及び燃料チャンネル電振機 (第1,2号機共用(以下同じ.))、原子炉建屋クレーン(第1,2号機共用(以下同じ.))、電波し、着燃料モターデル本ル電振機 (第1,2号機共用(以下同じ.))、電力(加) アレ(第1,2号機共用(以下同じ.))、電波し、着燃料モターボンホン電振艇(第1,2号機共用(以下同じ.))、原子炉建屋クレーン(第1,2号機共用(以下同じ.))、電波し、着燃料モターデー(加) (取)、約米板線と会子で採用して取用(水気) 1.2号機共用(以下同じ.))、電波し、着燃料モターデー(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、(加)、	の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とす	
 1. 燃料取扱設備 1. 燃料取扱設備の基本方針 (加料取扱設備の基本方針) 		る。	
 1.1 燃料取扱設備の基本方針 燃料体等の取扱設備は、燃料交換機(第1,2号機共用(以下同じ,))、原子が速量クレ ーン(第1,2号機共用(以下同じ,))及び燃料をデャンネル考加機能(第1,2号機共用(以 下同じ,))で構成し、新燃料を原子炉違思原子炉操に鍛入してから原子炉違思原子炉 本へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉は星原子炉操ハで成ける新燃料所蔵車から原子炉建屋クレーン及び 燃料チャンネル着配機を介して使用法燃料プール(第1,2号機共用(以下同じ,))に移 し、燃料交換機によりがたビ挿入できる設計とする。 主た、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに木を張り、木中で燃料交換機を用 いて行うことができる設計とする。 使用済燃料ゆの愛用済燃料がブールの使用済燃料輸送容器を使用する。 定た、使用済燃料物差電所外への機出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 主た、使用済燃料物差電所外への機出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 主た、使用済燃料輸送容器に取動された使用済燃料を死外へ搬出する場合には、 	第2章 個別項目	第2章 個別項目	
 燃料体等の取扱設備は、燃料交換機(第1,2号機共用(以下同じ。))、原子炉建屋クレーン(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者版機(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者版機(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販機(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販機(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販機(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))及び燃料チャンネル者販((第1,2号機大用(以下同じ。))な((第1,2号機大用(以下同じ。))な((第1,2号機大用(以下同じ。))な((第1,2号機大用(以下同じ。))な((第1,2号機大用(以下同じ。))な((第1,2号(第1,2)))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2号(第1,2))、(第1,2))、(第1,2) 使用済燃料の発電所外への換出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 使用済燃料の発電所外への換出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 進た、使用済燃料輸送容器に取納された使用済燃料を発電所外へ機出する場合には、 	1. 燃料取扱設備	1. 燃料取扱設備	
 ーン(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル着脱機(第1,2号機共用(以下同じ。))で構成し、新燃料を原子炉建屋原子炉種は燃入してから原子炉建屋原子炉棟 小、燃料なり、「かく炉建屋原子炉棟に燃入してから原子炉建屋原子炉棟 小、燃料な等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び 燃料オンネル着脱機を介して使用清燃料プロルの使用清燃料プロルの使用清燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以下同じ。))に移し、燃料交換機により水中を送し、原 ナケア建屋原子炉棟内の使用清燃料で、燃料交換機により水中を送し、原 ナケア建屋原子炉棟内の使用清燃料で、燃料交換機により水中を送し、原 ナケア建屋原子炉棟内の使用清燃料庁蔵ラック(第1,2号機共用(以下同じ。))に移し、 使用済燃料の発電所外への機出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ機出する場合には、 支た、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料輸送容器を使用する。 支た、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ機出する場合には、 	1.1 燃料取扱設備の基本方針	1.1 燃料取扱設備の基本方針	
 下同じ。))で構成し、新燃料を原子炉樓屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟 外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び 燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料ブール(第1,2号機共用(以下同じ。))に移 し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。 また、燃料の取替えば、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。 使用溶燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料であっ(第1,2号機共用(以下同じ。))に移し、燃料交換機により水中移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料が成フック(第1,2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用溶燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に取納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 	燃料体等の取扱設備は,燃料交換機(第1,2号機共用(以下同じ。)),原子炉建屋クレ	燃料体等の取扱設備は,燃料交換機(第1,2号機共用(以下同じ。)),原子炉建屋ク	
外へ機出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 炉棟外へ機出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建量原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建量クレーン及び 所燃料は、原子炉建量原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建量クレーン及び 燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料ブール(第1,2号機共用(以下同じ,))に移 所燃料は、原子炉建量原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び 水料交換機により炉心に挿入できる設計とする。 所燃料は、原子炉建量クレーン及び また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉建屋クレーン及び 燃料子ャンネル着脱機を介して使用済燃料売減重から原子炉建屋クレーン及び 水料交換機により炉心に挿入できる設計とする。 万人機株市で燃料交換機を用 いて行うことができる設計とする。 「た、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用 レインで行うことができる設計とする。 生た、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用 レイン及び 燃料すべきを使用する。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水澤を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 アケル電量原子炉棟内の使用済燃料ウェック(第1,2号機共用(以下行))) において行うことができる設計とする。 使用済燃料の使電所外への使用済燃料が織送容器を使用する。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 注た、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料輸送容器を使用する。	ーン(第1,2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル着脱機(第1,2号機共用(以	レーン(第 1,2 号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル着脱機(第 1,2 号機共用	
新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び 燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料ブール(第1,2号機共用(以下同じ。))に移 し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。 また、燃料の取替えば、原子炉上部の原子炉ウェルに水を振り、水中で燃料交換機を用 いて行うことができる設計とする。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料附蔵ラック(第1,2号機共用(以下同じ。))に時蔵できる設計とする。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に取納された使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に取納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 また、使用済燃料輸送容器に取納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、	下同じ。)) で構成し,新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子炉棟	(以下同じ。)) で構成し,新燃料を原子炉建屋原子炉棟に搬入してから原子炉建屋原子	
 燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料ブール(第1,2号機共用(以下同じ。))に移 燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料ブール(設計基準対象施設としてのみ第1,2) 「燃料の取替えは,原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り,水中で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 ゲ炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 すた,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 	外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。	炉棟外へ搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。	
 し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。 また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用いて行うことができる設計とする。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料である。 使用済燃料の晩輩面外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 	新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び	新燃料は、原子炉建屋原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建屋クレーン及び	
また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を用 いて行うことができる設計とする。 使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以 下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 注た、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、	燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール(第1,2号機共用(以下同じ。))に移	燃料チャンネル着脱機を介して使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2	
 いて行うことができる設計とする。 使用済燃料は,遮蔽に必要な水深を確保した状態で,燃料交換機により水中移送し,原 使用済燃料は,遮蔽に必要な水深を確保した状態で,燃料交換機により水中移送し,原 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以) 下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には,使用済燃料輸送容器を使用する。 また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には, 	し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。	号機共用(以下同じ。))に移し、燃料交換機により炉心に挿入できる設計とする。	
使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、原 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料ブールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以 下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、	また,燃料の取替えは,原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り,水中で燃料交換機を用	また、燃料の取替えは、原子炉上部の原子炉ウェルに水を張り、水中で燃料交換機を	
 子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以)下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 すた、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 してのみ第1,2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 	いて行うことができる設計とする。	用いて行うことができる設計とする。	
 下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 してのみ第1、2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。 使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 	使用済燃料は, 遮蔽に必要な水深を確保した状態で, 燃料交換機により水中移送し, 原	使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料交換機により水中移送し、	
使用済燃料の発電所外への搬出には,使用済燃料輸送容器を使用する。 また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には, また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には,	子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック(第1,2号機共用(以	原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料プールの使用済燃料貯蔵ラック(設計基準対象施設	
また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、 また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、	下同じ。))に貯蔵できる設計とする。	としてのみ第1,2号機共用(以下同じ。))に貯蔵できる設計とする。	
	使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。	使用済燃料の発電所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。	
キャスクピット(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピッキャスクピット(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピッ	また,使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には,	また、使用済燃料輸送容器に収納された使用済燃料を発電所外へ搬出する場合には、	
	キャスクピット(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピッ	キャスクピット(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器に収納し、キャスク洗浄ピッ	
ト(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。 ト(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。	ト(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。	ト(第1,2号機共用)で使用済燃料輸送容器の除染を行い発電所外へ搬出する。	

変更前	変更後	記載しない理由
燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は、燃料体等を一体ずつ取り扱う構造とするこ	燃料交換機及び燃料チャンネル着脱機は、燃料体等を一体ずつ取り扱う構造とするこ	
とにより、臨界を防止する設計とし、燃料体等の検査等を行う際に水面に近づいた状態	とにより、臨界を防止する設計とし、燃料体等の検査等を行う際に水面に近づいた状態	
であっても、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要な水深を確保できる設計とする。	であっても、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要な水深を確保できる設計とする。	
原子炉建屋クレーンは、未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げる場合を除き、	原子炉建屋クレーンは、未臨界性を確保した容器に収納して吊り上げる場合を除き、	
燃料体等を取り扱う場合は、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。	燃料体等を取り扱う場合は、一体ずつ取り扱う構造とし、臨界を防止する設計とする。	
燃料交換機は、燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プー	燃料交換機は、燃料体等の炉心から使用済燃料プールへの移送操作、使用済燃料プー	
ルから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への収納操作等をすべて水中で行うこ	ルから炉心への移送操作又は使用済燃料輸送容器への収納操作等をすべて水中で行うこ	
とで,崩壊熱により燃料体等が溶融せず,燃料体等からの放射線に対して,適切な遮蔽能	とで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮蔽	
力を有する設計とする。	能力を有する設計とする。	
燃料チャンネル着脱機は、燃料体等の検査等のための昇降操作等をすべて水中で行う	燃料チャンネル着脱機は、燃料体等の検査等のための昇降操作等をすべて水中で行う	
ことで, 崩壊熱により燃料体等が溶融せず, 燃料体等からの放射線に対して, 適切な遮蔽	ことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、燃料体等からの放射線に対して、適切な遮	
能力を有する設計とする。	蔽能力を有する設計とする。	
原子炉建屋クレーンは、フック部の外れ止めを有し、使用済燃料輸送容器等を取り扱	原子炉建屋クレーンは、フック部の外れ止めを有し、使用済燃料輸送容器等を取り扱	
う主巻フックは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープを二重化す	う主巻フックは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープを二重化す	
ることにより、燃料体等の重量物取り扱い中に落下を防止できる設計とする。	ることにより、燃料体等の重量物取り扱い中に落下を防止できる設計とする。	
	また、想定される使用済燃料プール内への落下物によって使用済燃料プール内の燃料	
	体等が破損しないことを計算により確認する。	
なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、「クレーン等安全規	なお、ワイヤロープ及びフックは、それぞれ「クレーン構造規格」、「クレーン等安全規	
則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。	則」の規定を満たす安全率を有する設計とする。	
燃料交換機の燃料つかみ具は、昇降を安全かつ確実に行うため、定格荷重を保持でき、	燃料交換機の燃料つかみ具は、昇降を安全かつ確実に行うため、定格荷重を保持でき、	
必要な安全率を有するワイヤロープの二重化、フック部の外れ止めを有し、グラップル	必要な安全率を有するワイヤロープの二重化、フック部の外れ止めを有し、グラップル	
ヘッドには機械的インターロックを設ける設計とする。	ヘッドには機械的インターロックを設ける設計とする。	
燃料チャンネル着脱機は、下限リミットスイッチによるインターロック及び燃料体等	燃料チャンネル着脱機は、下限リミットスイッチによるインターロック及び燃料体等	
を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料プール床面への落下を防止できる	を上部で保持する固定具により燃料体等の使用済燃料プール床面への落下を防止できる	
設計とする。	設計とする。	
燃料交換機は、燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインタ	燃料交換機は、燃料体等の取り扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインタ	
ーロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより、過荷重による燃料体等の落下を	ーロックを設けるとともに荷重監視を行うことにより,過荷重による燃料体等の落下を	
防止できる設計とする。	防止できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。	部を抱き込む構造をした転倒防止装置を設ける。	
原子炉建屋クレーンは、地震時にも転倒することがないように走行方向及び横行方向	原子炉建屋クレーンは、地震時にも転倒することがないように走行方向及び横行方向	
に対して、クレーン本体等の浮上り量を考慮し、脱線防止ラグを設けることで、 クレーン	に対して、クレーン本体等の浮上り量を考慮し、脱線防止ラグを設けることで、クレー	
本体等の車輪がレール上から落下しない設計とする。	ン本体等の車輪がレール上から落下しない設計とする。	
また,原子炉建屋クレーンは,使用済燃料輸送容器等の重量物を吊った状態では,使用	また、原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器等の重量物を吊った状態では、使	
済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロックを設ける設計とする。	用済燃料貯蔵ラック上を走行できないようにインターロックを設ける設計とする。	
使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は,	使用済燃料を収納する使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は,	
取り扱い中における衝撃,熱,その他の容器に加わる負荷に耐え,容易かつ安全に取り扱	取り扱い中における衝撃,熱,その他の容器に加わる負荷に耐え,容易かつ安全に取り	
うことができる設計とする。また、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等によ	扱うことができる設計とする。また、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等	
り、き裂、破損等が生じない設計とする。	により、き裂、破損等が生じない設計とする。	
更に、理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設計とする。	更に,理論的若しくは適切な試験等により所定の機能を満足できる設計とする。	
使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は、内部に使用済燃料が収	使用済燃料輸送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)は、内部に使用済燃料が	
納された場合に,放射線障害を防止するため,その容器表面の線量当量率が2mSv/h以下	収納された場合に,放射線障害を防止するため,その容器表面の線量当量率が 2mSv/h 以	
及び容器表面から 1m離れた位置における線量当量率が 100 μ Sv/h 以下となるよう, 収納	下及び容器表面から 1m離れた位置における線量当量率が 100μSv/h以下となるよう, 収	
される使用済燃料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とする。	納される使用済燃料の放射能強度を考慮して十分な遮蔽を行うことができる設計とす る。	
燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で圧縮空気が	燃料交換機の燃料つかみ具は空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で圧縮空気が	
喪失した場合にも、つかんだ状態を保持し、燃料体等が外れない設計とする。	喪失した場合にも、つかんだ状態を保持し、燃料体等が外れない設計とする。	
燃料交換機,原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は,動力電源喪失時に電	燃料交換機,原子炉建屋クレーン及び燃料チャンネル着脱機は,動力電源喪失時に電	
磁ブレーキによる保持機能により、燃料体等の落下を防止できる設計とする。	磁ブレーキによる保持機能により、燃料体等の落下を防止できる設計とする。	
1.2 設備の共用	1.2 設備の共用	
燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは,第1号機と共用するが,第1号機の使用済燃	燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、第1号機と共用するが、第1号機の使用済燃	
料,輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすることで,共用により安全性を損なわな	料,輸送容器等の吊り荷重を考慮した設計とすることで,共用により安全性を損なわな	
い設計とする。	い設計とする。	
2. 燃料貯蔵設備	2. 燃料貯蔵設備	
2.1 燃料貯蔵設備の基本方針	2.1 燃料貯蔵設備の基本方針	
燃料体等を貯蔵する設備として、新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールを設ける設計と	燃料体等を貯蔵する設備として、新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールを設ける設計と	
する。	する。	
新燃料貯蔵庫は,通常時の燃料取替を考慮し,適切な貯蔵能力を有し,全炉心燃料の約	新燃料貯蔵庫は、通常時の燃料取替を考慮し、適切な貯蔵能力を有し、全炉心燃料の	

資 1-2-3

変更前	変更後	記載しない理由
40%を収納できる設計とする。	約40%を収納できる設計とする。	
使用済燃料プールは、第2号機の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、更に	使用済燃料プールは, 第2号機の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり, 更に	
放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペースを確保した設計とする。なお、	放射化された機器等の貯蔵及び取り扱いができるスペースを確保した設計とする。なお,	
通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保できる設計とする。	通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保できる設計とする。	
燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス	燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス	「実用発電用原子炉及びその附
等により立ち入りを制限できる設計とする。	等により立ち入りを制限できる設計とする。	属施設の技術基準に関する規則」
		の要求事項であり、「実用発電用
		原子炉及びその附属施設の位置、
		構造及び設備の基準に関する規
		則」の要求事項でないため, 記載
		しない。
新燃料貯蔵庫は、原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け、新燃料を新燃料貯蔵	新燃料貯蔵庫は,原子炉建屋原子炉棟内の独立した区画に設け,新燃料を新燃料貯蔵	
ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は,鉄筋コンクリート構造とし,想定され	ラックで貯蔵できる設計とする。新燃料貯蔵庫は、鉄筋コンクリート構造とし、想定さ	
るいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。新燃料は、堅	れるいかなる状態においても新燃料が臨界に達することのない設計とする。新燃料は,	
固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管し、新燃料貯蔵庫には水が充満するの		
を防止するための排水口を設ける設計とする。	のを防止するための排水口を設ける設計とする。	
新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要	新燃料貯蔵庫に設置する新燃料貯蔵ラックは,貯蔵燃料の臨界を防止するために必要	
な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯	な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯	
蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても,実効増倍率を0.95以下に保つ設	蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても,実効増倍率を0.95以下に保つ設	
計とする。	計とする。	
使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設け、燃料体等を水中の使用済燃料貯	使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設け、燃料体等を水中の使用済燃料貯	
蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材で	蔵ラックに垂直に一体ずつ入れて貯蔵する。使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材で	
あるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることに	あるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることに	
より、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯	より、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯	
蔵ラック内燃料貯蔵位置等について,想定されるいかなる場合でも実効増倍率を 0.95 以	蔵ラック内燃料貯蔵位置等について, 想定されるいかなる場合でも実効増倍率を 0.95 以	
下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。	下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止できる設計とする。	
使用済燃料プールは,鉄筋コンクリート造,ステンレス鋼内張りの水槽であり,使用済	使用済燃料プールは、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、使用	
燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造とする。	済燃料プールからの放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない構造とする。	
使用済燃料プール内の壁面及び底部は,コンクリート壁による遮蔽を施すとともに,	使用済燃料プール内の壁面及び底部は、コンクリート壁による遮蔽を施すとともに、	
燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保することにより、燃料体等から	燃料体等の上部には十分な遮蔽効果を有する水深を確保することにより、燃料体等から	

変更前	変更後	記載しない理由
の放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計と	の放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばくを低減する設計と	
する。	する。	
万一, 使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し, かつ, 使用済燃料プール水の補給	万一,使用済燃料プールからの水の漏えいが発生し,かつ,使用済燃料プール水の補	
に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサプレッションチ	給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサプレッション	
ェンバのプール水を補給できる設計とする。	チェンバのプール水を補給できる設計とする。	
使用済燃料プールは、内面をステンレス鋼内張りに施設することにより、燃料体等の	使用済燃料プールは、内面をステンレス鋼内張りに施設することにより、燃料体等の	
取扱中に想定される燃料体等の落下により機能を失うような損傷が生じない設計とす	取扱中に想定される燃料体等の落下及び重量物の落下により機能を失うような損傷が生	
る。	じない設計とする。	
燃料体等の落下に関しては、模擬燃料体の気中落下試験(以下「落下試験」という。)	燃料体等の落下に関しては、模擬燃料体の気中落下試験(以下「落下試験」という。)	
での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能が損なわれない厚さ以上のステン	での最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能が損なわれない厚さ以上のステン	
レス鋼内張りを施設する設計とする。	レス鋼内張りを施設する設計とする。なお、使用済燃料輸送容器に使用済燃料を収納す	
	る場合などは、落下試験での落下高さを超えるため、水の浮力を考慮することにより落	
	下試験時の落下エネルギを下回ることを確認する。	
	重量物の落下に関しては、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図	
	面等にて確認することにより、落下時のエネルギを評価し、落下試験時の燃料体等の落	
	下エネルギ以上となる設備等に対しては、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使	
	用済燃料プールの機能を維持する設計とする。	
	使用済燃料プールからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃料プールへ落	
	下するおそれがないよう、転倒等を仮定しても使用済燃料プールに届かない距離に設置	
	する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する設計とする。	
	原子炉建屋クレーンは、使用済燃料貯蔵ラック上を使用済燃料輸送容器等重量物を吊	
	った状態で走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設ける設	
	計とする。	
	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは,基準地震動Ssに対する発生応	
	力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根につ	
	いては鋼鈑(デッキプレート)の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震	
	による剥落のない構造とする。また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋	
	コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地	
	震動Ssに対して使用済燃料プール内に落下しない設計とする。	
	燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、基準地震動Ssによる地震荷重に対し、燃料	

変更前	変更後	記載しない理由
	交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使	
	用済燃料プールへの落下物とならない設計とする。	
	燃料交換機本体及び原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使	
	用条件において評価が保守的になるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が	
	許容応力以下となる設計とする。	
	燃料交換機の転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込	
	む構造をした燃料交換機の脱線防止装置について,想定される使用条件において評価が	
	保守的になるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設 計とする。	
	燃料交換機の走行レール及び横行レールの健全性評価においては,想定される使用条	
	件において、地震時の発生応力が許容応力以下となる設計とする。	
	原子炉建屋クレーンの転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り	
	代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条	
	件において評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、地震時の各部発生応力が許容	
	応力以下となる設計とする。	
	使用済燃料プールからの離隔を確保できないその他の重量物については、基準地震動	
	Ssを考慮しても、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とすることで、使	
	用済燃料プールへの落下物とならない設計とする。	
使用済燃料は、使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが、使用済燃料貯蔵ラックに収納で	使用済燃料は,使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵するが,使用済燃料貯蔵ラックに収納で	
きないような破損燃料体が生じた場合は,使用済燃料プール水の放射能汚染拡大を防ぐ	きないような破損燃料体が生じた場合は、使用済燃料プール水の放射能汚染拡大を防ぐ	
ため、使用済燃料プール内の制御棒・破損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。	ため、使用済燃料プール内の制御棒・破損燃料貯蔵ラックに収納できる設計とする。	
	地震時における使用済燃料プールの健全性確保のため、使用済燃料プールに設置され	
	ている制御棒貯蔵ハンガに制御棒を保管する場合は,北側の制御棒貯蔵ハンガは6本掛	
	け9列のうち4本5列の使用に制限する運用,南側の制御棒貯蔵ハンガは使用しない運	
	用とするとともに、その旨を保安規定に定めて管理する。	
使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。	使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク(兼用キャスクを含む。)は保有しない。	
2.2 設備の共用	2.2 設備の共用	
使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、第1号機と共用することで、第1号	使用済燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックは、第1号機と共用することで、第1号	
機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。	機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。	

変更前	変更後	記載しない理由
設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しな いようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	設備容量の範囲内で運用することにより,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しな いようにすることで,共用により安全性を損なわない設計とする。	
 計測装置等 使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷 却浄化系ポンプ入口温度を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃 料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は計測結果を記録できる設 計とする。 		
	使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール水位,燃料プール ライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)を設け,計測結果 を中央制御室に表示できる設計とする。また,燃料貯蔵プール水位の記録はプロセス計算 機から帳票として出力し保存できる設計とする。 燃料貯蔵プール水温度,燃料貯蔵プール水位及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドパ ルス式)は,外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給に より,使用済燃料プールの水温及び水位を計測することができる設計とする。	
使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の著しい低下の場合 に,これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(使用済燃料プール水温高又は使 用済燃料プール水位低)を発信する装置を設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー鳴動 等により運転員に通報できる設計とする。	使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は使用済燃料プールの水位の著しい低下の場合 に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(使用済燃料プール水温高又は使 用済燃料プール水位低)を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴 動等により運転員に通報できる設計とする。	
	重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として,使用済燃料プール水位/温度(ヒー トサーモ式),使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)を設け,想定される重大事故 等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また,計測結果は中 央制御室に表示し,記録及び保存できる設計とする。	
	使用済燃料プール監視カメラ(個数1)は、想定される重大事故等時において使用済燃料 プールの状態を監視できる設計とする。 また、使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一体の冷却装置により冷却することで、 耐環境性向上を図る設計とする。	
	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設 代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能であり,使用済燃料プール 水位/温度(ガイドパルス式)及び使用済燃料プール監視カメラは,常設代替交流電源設備 又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメー	
	タとして、使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とす	
	る。	
	重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大事故等	
	に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に	
	おいて、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設	
	計とする。	
	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及	
	び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握する	
	ためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要	
	設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度,水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事	
	故等対処設備の他,使用済燃料プール監視カメラ(個数1)とする。	
	后》把发际正式放开了放使你们也把你放大子让大小大小人,这个人来到这个中国人们	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉	
	施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される	
	変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、	
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ の計測が困難となった場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。	
	の可視が困難となりた物でに、「低日パクタークにより推進がてきる政府とする。	
	また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握す	
	るための能力(計測可能範囲)を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった	
	場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優	
	先順位を保安規定に定めて管理する。	
	使用済燃料プールの監視で想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計	本記載は概要であるため, 記載し
	測又は監視できる設計とする。また, 計測結果は中央制御室に指示又は表示し, 記録できる	ない。
	設計とする。	
	重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム (SPDS)の	
	うち SPDS 伝送装置にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した記録が失われない	
	とともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉	
	施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又	
	は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備と	

変更前	変更後	記載しない理由
	して常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常	
	設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	
	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメ	
	ータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発	
	電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度及び	
	水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉	
	格納容器内の温度,圧力,水位,流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予	
	備1個を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管)))(計測制御系統施設の	
	うち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計	
	測装置等」の設備として兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	
	なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、	
	同一の物理量について,複数のパラメータがある場合は,いずれか1つの適切なパラメー	
	タを選定し計測又は監視するものとする。	
	4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	
4.1 燃料プール冷却浄化系	4.1 燃料プール冷却浄化系	
4.1 燃料シールは、燃料プール冷却浄化系ポンプ(第1,2号機共用(以下同じ。))、	4.1 燃料フール市却得に示 使用済燃料プールは、燃料プール冷却浄化系ポンプ(設計基準対象施設としてのみ第	
燃料プール冷却浄化系熱交換器(第1,2号機共用(以下同じ。)),燃料プール冷却浄化系	1,2号機共用(以下同じ。)),燃料プール冷却浄化系熱交換器(設計基準対象施設として	
ろ過脱塩器(第1,2号機共用(以下同じ。))等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、	のみ第1,2号機共用(以下同じ。)),燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第1,2号機共用(以下同じ。)),燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(第1,2号機共	
通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料から	用(以下同じ。))等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、通常運転時、運転時の異常	
の崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。	な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料からの崩壊熱を除去するととも	
	に、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。	
また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給が可能な設計とする。	また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給が可能な設計とする。	
更に、全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却浄化系での		
使用済燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩	使用済燃料プールの冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩	
壊熱を除去できる設計とする。	壊熱を除去できる設計とする。	
燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	
却海水系を含む。)を経て,最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。	却海水系を含む。)を経て、最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。	
	使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための重大事故等対処	
	設備として、燃料プール冷却浄化系を設ける設計とする。	
	燃料プール冷却浄化系は、使用済燃料プールの水を燃料プール冷却浄化系ポンプによ	
	り燃料プール冷却浄化系熱交換器等を経由して循環させることで,使用済燃料プールを 冷却できる設計とする。	
	燃料プール冷却浄化系は、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機	

変更前	変更後	記載しない理由
	冷却海水系を含む。)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機代	
	燃料プール冷却浄化系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、原子炉補機代替冷却水	
	系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し,大容量送水ポンプ(タイプ I) に	
	より原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷	
	却浄化系熱交換器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とす	
	る。	
	燃料プール冷却浄化系の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使	
	用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用	
	することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	4.2 燃料プール代替注水系	
	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水	
	の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用	
	済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要	
	な重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系を設ける設計とする。	
	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却浄化系配管からサ	
	イフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟における線量率	
	が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、	
	燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、燃料プール冷却浄化系	
	戻り配管上部にサイフォンブレーク孔を設ける設計とする。	
	サイフォンブレーク孔は、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能な専生することのない認識したす	
	の機能を喪失することのない設計とする。 4.2.1 燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	
	4.2.1 燃料ノール代替在水系(常設配管)による使用済燃料ノールスの在水 残留熱除去系(燃料プール水の冷却)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済	
	燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへ	
	の補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済	
	燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、	
	使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するた	
	めの重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系(常設配管)を設ける設計	
	とする。	
	燃料プール代替注水系(常設配管)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代	

変更前	変更後	記載しない理由
	替淡水源の水を燃料プール代替注水系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水す	
	ることで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。	
	燃料プール代替注水系(常設配管)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大	
	事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)によ	
	り海を利用できる設計とする。	
	また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態におい	
	て、燃料プール代替注水系(常設配管)による冷却及び水位確保により使用済燃料	
	プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率	
	は不確定性を含めて 0.95 以下で臨界を防止できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動でき	
	る設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,想定される重大事故等時において,使用済燃料	
	プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な	
	注水流量を有する設計とする。	
	燃料プール代替注水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回	
	収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	
	なお、ホース延長回収車は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃	
	料プールスプレイ系」,「4.4 放射性物質拡散抑制系」,原子炉冷却系統施設のうち	
	「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」,「5.6 低圧代替注水系」,「5.10.2 代	
	替水源移送系」,「7.3 原子炉補機代替冷却水系」,原子炉格納施設のうち「3.2.2 原	
	子炉格納容器下部注水系」,「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」,「3.2.6	
	低圧代替注水系」,「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」,「3.3.5 放射性物質拡散抑制	
	系(航空機燃料火災への泡消火)」,「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」,	
	「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。	
	燃料プール代替注水系(常設配管)の流路として、設計基準対象施設である使用	
	済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故	
	等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備	
	としての設計を行う。	
	4.2.2 燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水	

変更前	変更後	記載しない理由
	残留熱除去系(燃料プール水の冷却)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済	
	燃料プールの冷却機能喪失若しくは残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへ	
	の補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済	
	燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、	
	使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するた	
	めの重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系(可搬型)を設ける設計と	
	する。	
	燃料プール代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプ I)により代替淡	
	水源の水をホース等を経由して使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃	
	料プールの水位を維持できる設計とする。	
	燃料プール代替注水系(可搬型)は,代替淡水源が枯渇した場合において,重大事	
	故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ I)により	
	海を利用できる設計とする。	
	また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態におい	
	て、燃料プール代替注水系(可搬型)による冷却及び水位確保により使用済燃料プ	
	ールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は	
	不確定性を含めて 0.95 以下で臨界を防止できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動でき	
	る設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は,想定される重大事故等時において,使用済燃料	
	プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な	
	注水流量を有する設計とする。	
	燃料プール代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収	
	車(台数4(予備1))により行う設計とする。	
	なお、ホース延長回収車は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.3 燃	
	料プールスプレイ系」,「4.4 放射性物質拡散抑制系」,原子炉冷却系統施設のうち 「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」,「5.6 低圧代替注水系」,「5.10.2 代	
	4.2 原于炉格納谷器ノイルタベント系」,「5.6 低圧代替注水系」,「5.10.2 代 替水源移送系」,「7.3 原子炉補機代替冷却水系」,原子炉格納施設のうち「3.2.2 原	
	各小原移送来」,「1.3 原子炉補機(()谷行却小来」,原子炉格納施設のりら「3.2.2 原 子炉格納容器下部注水系」,「3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」,「3.2.6	
	低圧代替注水系」,「3.3.4 放射性物質拡散抑制系」,「3.3.5 放射性物質拡散抑制	
	系(航空機燃料火災への泡消火)」,「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」,	
L		

変更前	変更後	記載しない理由
	「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備と兼用する設計とする。	
	燃料プール代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である使用済	
	燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等	
	対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備と	
	しての設計を行う。	
	4.3 燃料プールスプレイ系	
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水	
	位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行	
	を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として燃料プールスプ	
	レイ系を設ける設計とする。	
	4.3.1 燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異	
	常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プ	
	ール内の燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性	
	物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として,燃料プールスプレイ系(常	
	設配管)を設ける設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(常設配管)は,大容量送水ポンプ(タイプ I)により,代	
	燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、	
	環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう、使用済燃料プール内燃料	
	体等の上部全面に向けてスプレイし,使用済燃料プール内燃料体 <mark>等</mark> からの崩壊熱に	
	よる蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。	
	使用済燃料プールは,燃料プールスプレイ系(常設配管)にて,使用済燃料貯蔵ラ	
	ック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配	
	置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.95	
	以下で臨界を防止できる設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(常設配管)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大	
	事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプⅠ)によ	
	り海を利用できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動でき	
	る設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	燃料プールスプレイ系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回	
	収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プ	
	ール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 <mark>施設</mark> のうち「4.3 燃料プ	
	ールスプレイ系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(常設配管)の流路として、設計基準対象施設である使用	
	済燃料プール,使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故	
	としての設計を行う。	
	4.3.2 燃料プールスプレイ系(可搬型)による使用済燃料プールへのスプレイ	
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異	
	常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プ	
	ール内の燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性	
	物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として,燃料プールスプレイ系(可	
	搬型)を設ける設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替	
	淡水源の水をホース等を経由してスプレイノズルから使用済燃料プール内の燃料体	
	等に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質	
	の放出をできる限り低減できるよう使用済燃料プール内燃料体等の上部全面に向け	
	てスプレイし,使用済燃料プール内燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量 をスプレイできる設計とする。	
	使用済燃料プールは,燃料プールスプレイ系(可搬型)にて,使用済燃料貯蔵ラッ	
	ク及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置	
	において, いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.95 以	
	下で臨界を防止できる設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事	
	故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により 海を利用できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動でき	
	る設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	燃料プールスプレイ系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収	
	車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プー	
	ル代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 <mark>施設</mark> のうち「4.3 燃料プー	
	ルスプレイ系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	燃料プールスプレイ系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である使用済	
	燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等	
	対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備と	
	しての設計を行う。	
	4.4 放射性物質拡散抑制系	
	4.4.1 大気への拡散抑制	
	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位の異	
	常な低下により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合におい	
	て、燃料損傷時にはできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事	
	故等対処設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)を設ける設計とする。	
	 放水設備(大気への拡散抑制設備)は,大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水	
	を取水し、ホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水することにより、環境へ	
	の放射性物質の放出を可能な限り低減できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲は,設置場所を任意に設定し,複数の方	
	向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。	
	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回	
	収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プ	
	ール代替注水系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 <mark>施設</mark> のうち「4.4 放射性	
	物質拡散抑制系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	4.4.2 海洋への拡散抑制	
	使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散な抑制するための重大専物等対知認備トレズ、海洋。の拡散物	
	の放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋への拡散抑	
	制設備(シルトフェンス)を設ける設計とする。	
	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋へ	
	の拡散抑制設備(シルトフェンス)は、シルトフェンス(原子炉格納施設のうち「3.3.4	
	放射性物質拡散抑制系」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.4	
	放射性物質拡散抑制系」の設備として兼用)で構成する。シルトフェンスは、汚染水	

変更前	変更後	記載しない理由
	が発電所から海洋に流出する4箇所(南側排水路排水桝,タービン補機放水ピット, 北側排水路排水桝及び取水口)に設置できる設計とする。	
	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じ た高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシル トフェンスを二重に設置することとし、南側排水路排水桝に1本1組(高さ約5m, 幅約5m)として計2本、タービン補機放水ピットに1本1組(高さ約7m,幅約5m) として計2本、北側排水路排水桝に1本1組(高さ約6m,幅約11m)として計2本 及び取水口に3本1組(1本あたり高さ約12m,幅約20m)として計6本の合計12本 使用する設計とする。また、予備については、破損時のバックアップとして、各設置 場所に対して1組の合計6本を保管する。	
4.2 使用済燃料プールの水質維持 使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化系熱交換器で除 去して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれ がないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、 使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度を 維持できる設計とする。	 4.5 使用済燃料プールの水質維持 使用済燃料プールは、使用済燃料からの崩壊熱を燃料プール冷却浄化系熱交換器で除 基して使用済燃料プール水を冷却するとともに、燃料体の被覆が著しく腐食するおそれ がないよう、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器で使用済燃料プール水をろ過脱塩して、 使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット水の純度、透明度 を維持できる設計とする。 	
 4.3 使用済燃料プール接続配管 使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない設計とし、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、サイフォン効果により、使用済燃料プール水が継続的に流出しない設計とする。 	 4.6 使用済燃料プール接続配管 使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けな い設計とし、使用済燃料プールに接続された配管には逆止弁を設け、配管が破損しても、 サイフォン効果により、使用済燃料プール水が継続的に流出しない設計とする。 	
	4.7 重大事故等の収束に必要となる水源 代替淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設ける設計とする。	
	また,淡水が枯渇した場合に,海を水源として利用できる設計とする。	
	代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は、想定される重大事故 等時において、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機 能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系(常設配管),燃料プール代替注 水系(可搬型),燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)	
	の水源として使用できる設計とする。 海は,想定される重大事故等時において,淡水が枯渇した場合に,使用済燃料プール の冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である	

変更前	変更後
	燃料プール代替注水系(常設配管),燃料プール代替注水系(可搬型),燃料 イ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)の水源として,更 (大気への拡散抑制設備)の水源として利用できる設計とする。
 4.4 設備の共用 燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注入逆止弁(G41- F019)(第1,2号機共用)は,第1号機と共用することで,第1号機の使用済燃料を第2 号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可能な設計としている。設備容量の範囲内で 運用することにより,燃料プール冷却浄化系の冷却能力が不足しないようにすることで, 共用により安全性を損なわない設計とする。 	 4.8 設備の共用 燃料プール冷却浄化系設備及び燃料プール冷却浄化系燃料プール注入逆 F019)(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)は、第1号機と共用 第1号機の使用済燃料を第2号機の使用済燃料プールに貯蔵することが可 ている。設備容量の範囲内で運用することにより、燃料プール冷却浄化系 不足しないようにすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。
5. 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表 1 核燃料物 質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。	 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表 質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備に~ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用設備リスト」に示す。

	記載しない理由
(可搬型), 燃料プールスプレ k源として, 更に, 放水設備 ⁺ る。	
料プール注入逆止弁(G41- 第1号機と共用することで, 載することが可能な設計とし ール冷却浄化系の冷却能力が い設計とする。	
睛について,「表 1 核燃料物	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記
#について,「衣 1 核燃料物 されない設備については,「表 示す。	ストに関する記載であるため, 記 載しない。

3. 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く)の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関す	本記載は概要であるため, 記載し
及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及び	る規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれら	ない。
その附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	の解釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	
1. 地盤等	1. 地盤等	
	1.1 地盤	
	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪	
	失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」	
	という。)の建物・構築物 <mark>,津</mark> 波防護機能を有する <mark>施設</mark> (以下「津波防護施設」という。),	
	浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視	
	機能を有する <mark>設備</mark> (以下「津波監視設備」という。)並びに浸水防止設備又は津波監視設	
	備が設置された建物・構築物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震	
	重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特	
	定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)については,自重や運転時の荷重等に加え,」	
	その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(設置(変更)許可を受けた基準	
	<mark>地震動Ss(</mark> 以下「基準地震動Ss」という。))による地震力が作用した場合において	
	も、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。	
	また,上記に加え,基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のず	
	れが発生しない地盤として,設置(変更)許可を受けた地盤に設置する。設置(変更)	
	許可を受けた地盤のうち改良地盤に ついては,設置(変更)許可後の施工を含むことを踏まえ,所定の物性値が確保され	
	ついては、設置(変更)計可後の施工を含むことを踏まえ、所定の物性値が確保され ていることを施工時の品質管理で確認する。	
	しいることを施工時の加負害理じ確認する。	
	ここで、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びそ	
	の他の土木構造物)の総称とする。	
	また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系及び設備の間接支持	
	機能又は非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。	
	設計基準対象施設のうち,耐震重要施設以外の建物・構築物については,自重や運転時	
	の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生	
	するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに	
	続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合	
	の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じた、Sクラス、Bクラス又	

変更前	変更後	記載しない理由
	はCクラスの分類(以下「耐震重要度分類」という。)の各クラスに応じて算定する地震	
	力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止	
	設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や	
	運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要	
	度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する	
	十分な支持力を有する地盤に設置する。	
	設計基準対象施設のうち, 耐震重要施設, 若しくは, 重大事故等対処施設のうち, 常設	
	耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設	
	は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に	
	伴う建物・構築物間の不等沈下,液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により,	
	その安全機能,若しくは,重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化	
	及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するため	
	に必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、設置(変更)許可を受けた地盤に	
	設置する。	
	設計基準対象施設のうち, 耐震重要施設, 若しくは, 重大事故等対処施設のうち, 常設	
	耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設	
	は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、設置(変更)許可を受け	
	た地盤に設置する。	
	設計基準対象施設のうち,Sクラスの施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
	設備を除く。)の地盤、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防	
	止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属	
	する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が 認要される重大事故策対知施設の建物、携築物の地般の接地国に対する支持力の教室 同	
	設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限 界について,自重や運転時の荷重等と基準地震動Ssによる地震力との組合せにより算	
	定される接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に	
	対して妥当な余裕を有することを確認する。	
	また,上記の設計基準対象施設にあっては,自重や運転時の荷重等と設置(変更)許可	
	を受けた弾性設計用地震動Sd(以下「弾性設計用地震動Sd」という。)による地震力	
	又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる	
	規格,基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	
	屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止	
	設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の地盤においては、自重や運転時の荷	

変更前	変更後	記載しない理由
	重等と基準地震動Ssによる地震力との組合せにより算定される接地圧が,安全上適切 と認められる規格,基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有すること を確認する。	
	設計基準対象施設のうち, Bクラス及びCクラスの施設の地盤, 若しくは, 常設耐震重 要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準 拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される 重大事故等対処施設の建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては, 自重や運転時 の荷重等と,静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの又はBクラ スの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備の共振影響検討に係るもの)との組合 せにより算定される接地圧に対して, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤 の短期許容支持力度を許容限界とする。	
1.1 急傾斜地の崩壊の防止 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊 危険区域でない地域に設備を施設する。	 1.2 急傾斜地の崩壊の防止 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊 危険区域でない地域に設備を施設する。 	女川原子力発電所第 2 号機は急 傾斜地崩壊危険区域には該当し ない。
2. 自然現象	2. 自然現象	
2.1 地震による損傷の防止	2.1 地震による損傷の防止	
2.1.1 耐震設計	2.1.1 耐震設計	
(1) 耐震設計の基本方針	(1) 耐震設計の基本方針	
耐震設計は、以下の項目に従って行う。	耐震設計は、以下の項目に従って行う。	
a. 設計基準対象施設のうち, 耐震重要施設は, その供用中に当該耐震重要施設に大	a. 設計基準対象施設のうち,耐震重要施設は,その供用中に当該耐震重要施設に	
きな影響を及ぼすおそれがある地震(設置(変更)許可を受けた基準地震動(以下 「基準地震動」という。))による加速度によって作用する地震力に対して,その安 全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	大きな影響を及ぼすおそれがある地震(基準地震動Ss)による加速度によって 作用する地震力に対して,その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
	重大事故等対処施設のうち,常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される 重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)は,基準地震 動 S s による地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわ れるおそれがないように設計する。	
b. 設計基準対象施設は, 地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に 伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を	b. 設計基準対象施設は、 <mark>耐震重要度</mark> に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに 分 <mark>類し</mark> 、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の		
安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に		
応じて,Sクラス,Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)		
し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。		
	重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処する	
	ために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設	
	置される重大事故等対処施設,常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事	
	故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。	
	以下同じ。),常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設,常設重大	
	事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故	
	等対処施設を除く。以下同じ。),常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置さ	
	れる重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)及び可搬	
	型重大事故等対処設備に分類する。	
	重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事	
	故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準	
	事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐え	
	ることができる設計とする。	
	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大	
	事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡	
	張)が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設につい	
	ては,基準地震動Ssによる地震力を適用するものとする。	
	重大事故等対処施設のうち、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備	
	が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故	
	等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に	
	十分に耐えることができる設計とする。	
	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B	
	クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩	
	和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処	
	施設の両方に属する重大事故等対処施設については,基準地震動 S s による地震	
	力を適用するものとする。	
	なお,特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。	

変更前	変更後	記載しない理由
 c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。 また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能又は非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。 		
d. Sクラスの施設は,基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できる 設計とする。	c. Sクラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波 監視設備を除く。)は,基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が保持 できる設計とする。	
 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に 対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する 設計とする。 機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性 ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限 界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動 的機器等については、基準地震動による応答に対してその設備に要求される機能 を保持する設計とする。 	建物・構築物については,構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に 対して十分な余裕を有し,建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有す る設計とする。 機器・配管系については,その施設に要求される機能を保持する設計とし,塑性 ひずみが生じる場合であっても,その量が小さなレベルにとどまって破断延性限 界に十分な余裕を有し,その施設に要求される機能に影響を及ぼさない,また, 動的機器等については,基準地震動Ssによる応答に対してその設備に要求され る機能を保持する設計とする。なお,動的機能が要求される機器については,当 該機器の構造,動作原理等を考慮した評価を行い,既往の研究等で機能維持の確 認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	
また,設置(変更)許可を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動」 という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておお むね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	また,弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方 の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 建物・構築物については,発生する応力に対して,「建築基準法」等の安全上適 切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 機器・配管系については,応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計と する。	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,基準地震動Ssによる地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	
	 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に ついて十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有す る設計とする。 機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性 	

変更前	変更後	記載しない理由
	ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限	
	界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、	
	動的機器等については,基準地震動Ssによる応答に対して,その設備に要求さ	
	れる機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、	
	当該機器の構造,動作原理等を考慮した評価を行い,既往の研究等で機能維持の	
	確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	
e. S クラスの施設について,静的地震力は,水平地震力と鉛直地震力が同時に不利	d. S クラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波	
な方向の組合せで作用するものとする。	監視設備を除く。)について,静的地震力は,水平地震力と鉛直地震力が同時に不	
	利な方向の組合せで作用するものとする。	
	また,基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は,水平2方向	
	及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設	
	備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常	
	設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設について	
	は、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は水平2方向及び鉛	
	直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	
f. 屋外重要土木構造物は,基準地震動による地震力に対して,構造物全体として変	e. 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸	
形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに,それぞれの施	水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動Ssによ	
設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。	る地震力に対して、構造物全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十	
	分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持で	
	きる設計とする。	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設	
	備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常	
	設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構	
	造物は,基準地震動Ssによる地震力に対して,重大事故等に対処するために必	
	要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
g. B クラスの施設は, 静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐え	f. B クラスの施設は,静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐	
られる設計とする。	えられる設計とする。	
また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。そ	また, 共振のおそれのある施設については, その影響についての検討を行う。そ	
の場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとす	の場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたもの	
a.	とする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適	
	切に組み合わせて算定するものとする。	

変更後	記載しない理由
C クラスの施設は,静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐 えられる設計とする。	
常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大 事故等対処施設は,上記に示す,代替する機能を有する設計基準事故対処設備が 属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して,おおむね弾性状態 にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	
常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、 当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむ ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	
g. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常 設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ スのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等 対処施設が,それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によ って,その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設 計とする。	
h. 可搬型重大事故等対処設備については,地震による周辺斜面の崩壊等の影響を 受けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	
i. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については,「(6) 緊急時対策所」に示す。	
 j. 耐震重要施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれないよう,適切な対策を講ずる設計とする。 	
常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう,適切な対	
	 とクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐 えられる設計とする。 席設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大 事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事成対処設備が 属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態 にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 席設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、 当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態 にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 館費重要施設及び常設耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむ わ弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 ・ 動震電要施設及び常設耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむ わ弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 ・ ・ まを設置大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故感和設備,常 設置大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラ スのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故感和設備。 常 設置大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラ スのもの)又は常設重大事故感知認備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を 設けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 ・ ・ 事をする。 ・ 事数第かの基本方針については、「6(6)緊急時対策所」に示す。 ・ まうる まうで。 ・ 年素加速したしたしたし、 まの支援であっれないよう、 ました事なたっいては、 彼状化、 れついたれまする。 定要加速度については、 彼状化、 れたず、 が設置 た事な設定のいては、 彼状化、 れのよれないよう 、 第300000000000000000000000000000

変更前	変更後	記載しない理由
(2) 耐震重要度分類	(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類	
a. 耐震重要度分類	a. 耐震重要度分類	
設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	
(a) Sクラスの施設	(a) S クラスの施設	
地震により発生するおそれがある事象に対して,原子炉を停止し,炉心を冷却	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷	
するために必要な機能を持つ施設,自ら放射性物質を内蔵している施設,当該施	却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当	
設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性	該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可	
のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、	能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩	
放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれら	和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及び	
の重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生	これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴っ	
するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設	て発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要とな	
であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。	る施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	
・使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料を貯蔵するための施設	
・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び	・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び	
原子炉の停止状態を維持するための施設	原子炉の停止状態を維持するための施設	
・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するため	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するため	
の施設	の施設	
・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質	・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質	
の放散を直接防ぐための施設	の放散を直接防ぐための施設	
 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するため 	・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するため	
の施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施	の施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施	
設	設	
	・津波防護施設及び浸水防止設備	
	・津波監視設備	
(b) Bクラスの施設	(b) Bクラスの施設	
安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比	安全機能を有する施設のうち,機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比	
ベ小さい施設であり、次の施設を含む。	ベ小さい施設であり、次の施設を含む。	
・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵し	・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵し	
ているか又は内蔵し得る施設	ているか又は内蔵し得る施設	
・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし,内蔵量が少ない又は貯蔵方式に	・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式	
より,その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設	により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉	
置,運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項	の設置 <mark>、</mark> 運転等に関する規則(昭和 53 年通商産業省令第 77 号)」第 2 条第	
第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分	2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十	
小さいものは除く。)	分小さいものは除く。)	

変更前	変更後
・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及	・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破
び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	
・使用済燃料を冷却するための施設	・使用済燃料を冷却するための施設
・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施	・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑
設で,Sクラスに属さない施設	設で, Sクラスに属さない施設
(c) C クラスの施設	(c) C クラスの施設
S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公	S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般
共施設と同等の安全性が要求される施設である。	共施設と同等の安全性が要求される施設である。
上記に基づく耐震重要度分類を第2.1.1表に示す。	上記に基づく耐震重要度分類を第2.1.1表に示す。
なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確	なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持
認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併	認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震
記する。	記する。
	b. 重大事故等対処施設の設備分類
	重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故
	めに必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じ
	(a) 常設重大事故防止設備
	重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事
	合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料
	能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機
	至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。)を
	より重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設
	イ. 常設耐震重要重大事故防止設備
	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設
	設備が有する機能を代替するもの
	ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設
	常設重大事故防止設備であって,イ.以外のもの
	(b) 常設重大事故緩和設備
	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合におい
	 故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有す
	常設のもの
	(c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)
	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する認
	大事故の発生を防止する機能を有する(a)以外の常設のもの

	記載しない理由
と損により、公衆 設	
前するための施	
設産業施設又は公	
Fされることを確 運動についても併	
文等に対処するた て設計する。	
 ■故が発生した場 ▶プールの冷却機 ■能(重大事故に ■代替することに ■のもの 	
設計基準事故対処	
備	
▶て,当該重大事 ■る設備であって	
は備であって, 重	

変更前	変更後	記載しない理由
 (3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設、Bクラス及びCク ラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せ 	 (d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期待する設備であって,重 大事故の拡大を防止し,又はその影響を緩和するための機能を有する(b)以外の 常設のもの (e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち,耐震評価を行う主要設備の設備分類について,第 2.1.2表に示す。 (3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は,Sクラスの施設(津波防護施設,浸 水防止設備及び津波監視設備を除く。),Bクラス及びCクラスの施設に適用するこ 	
(a) 建物・構築物	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBク ラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設に,当該設備が属する 耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を,それぞれ適用する。 (a) 建物・構築物	
水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度分類に	水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度分類に	
応じた係数を乗じ, <mark>更に</mark> 当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。	応じた係数を乗じ、 <mark>更に</mark> 当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。	
S クラス 3.0	S クラス 3.0	
B クラス 1.5	B クラス 1.5	
C クラス 1.0	C クラス 1.0	
ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数C。を 0.2 以上とし、	ここで、地震層せん断力係数C _i は、標準せん断力係数C _o を 0.2 以上とし、	
建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。	建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。	
また,必要保有水平耐力の算定においては,地震層せん断力係数C _i に乗じる	また,必要保有水平耐力の算定においては,地震層せん断力係数C,に乗じる	

変更前	変更後	記載しない理由
 1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C。は1.0以上とする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。 ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。 	 1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C。は1.0以上とする。 タラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の 組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・ 構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直 震度より算定するものとする。 ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準 を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。 	
 (b) 機器・配管系 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分 類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛 直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組 合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 	 (b) 機器・配管系 静的地震力は,上記(a)に示す地震層せん断力係数C:に施設の耐震重要度分 類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛 直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 \$ クラスの施設については,水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の 組合せで作用するものとする。ただし,鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C。等の割増し係数の適用については,耐 震性向上の観点から,一般産業施設,公共施設等の耐震基準との関係を考慮し て設定する。 	
 b. 動的地震力 設計基準対象施設については,動的地震力は,Sクラスの施設,屋外重要土木構 造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設については,基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地 震動を適用する。 	 b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構 造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)につ いては、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動を適用 	
Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては,弾性設計用地震動か ら定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。 屋外重要土木構造物については,基準地震動による地震力を適用する。	する。 Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては,弾性設計用地震動S dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸 水防止設備が設置された建物・構築物については,基準地震動Ssによる地震力 を適用する。 重大事故等対処施設のうち,常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重 大事故等対処施設については,基準地震動Ssによる地震力を適用する。	
	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大 事故等対処施設のうち,Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施 設,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の	

変更前	変更後	記載しない理由
	うち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設につ	
	いては, 共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設	
	備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常	
	設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構	
	造物については,基準地震動Ssによる地震力を適用する。	
	重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構	
	造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造	
	健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した	
	上で地震応答解析,加振試験等を実施する。	
	動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適	
	切に考慮する。	
	動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 動	
	的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向	
	地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出	
	し、3次元応答性状の可能性も考慮したうえで既往の方法を用いた耐震性に及ぼす	
	影響を評価する。	
(a) 入力地震動	(a) 入力地震動	
原子炉格納施設設置位置周辺は,地質調査の結果によれば,約1.4km/sのS波	原子炉格納施設設置位置周辺は, 地質調査の結果によれば, 約 1.4km/s の S	
速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されてお	波速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されてお	
り、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。	り、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。	
敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩,頁岩等が広く分布し,原子炉建屋の設置	敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く分布し、原子炉建屋の設	
レベルにもこの岩盤が分布していることから,解放基盤表面は,この岩盤が分布	置レベルにもこの岩盤が分布していることから、解放基盤表面は、この岩盤が	
する原子炉建屋の設置位置 0. P14. 1m に設定する。	分布する原子炉建屋の設置位置 0.P14.1m に設定する。	
建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は,解放基盤表面で定義され	建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義さ	
る基準地震動及び弾性設計用地震動を基に,対象建物・構築物の地盤の非線形特	れる基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に、対象建物・構築物の地	
性等の条件を適切に考慮した上で,必要に応じ2次元 FEM 解析,1次元波動論又	盤の非線形特性等の条件を適切に考慮した上で,必要に応じ2次元 FEM 解析,1	
は1次元地盤応答解析により,地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力	次元波動論又は1次元地盤応答解析により,地震応答解析モデルの入力位置で	
地震動を設定する。 地盤条件を考慮する場合には, 地震動評価で考慮した敷地全	評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で	
体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の	考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での	
違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮す	地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的	
る。また, 必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的	変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最	
知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	
また,設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物のうち共振の	また,設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物及び重大事故	
おそれがあり,動的解析が必要なものに対しては,弾性設計用地震動に2分の1	等対処施設における耐震 B クラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設	
を乗じたものを用いる。	備又は当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスの常設重大事故防止設備(設	

変更前	変更後	記載しない理由
	計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のお	
	それがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 Sdに2分	
	の1を乗じたものを用いる。	
(b) 地震応答解析	(b) 地震応答解析	
 イ. 動的解析法 	イ. 動的解析法	
(イ) 建物・構築物	(イ) 建物・構築物	
動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性,	動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性,	
適用限界等を考慮の上,適切な解析法を選定するとともに,建物・構築物に	適用限界等を考慮の上,適切な解析法を選定するとともに,建物・構築物に	
応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線形	応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線	
解析に適用可能な周波数応答解析法による。	形解析に適用可能な周波数応答解析法による。	
建物・構築物の動的解析に当たっては,建物・構築物の剛性はそれらの形	建物・構築物の動的解析に当たっては,建物・構築物の剛性はそれらの形	
状,構造特性等を十分考慮して評価し,集中質点系等に置換した解析モデル	状,構造特性等を十分考慮して評価し,集中質点系等に置換した解析モデ	
を設定する。	ルを設定する。	
動的解析には, 建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし, 解	動的解析には,建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし,解	
析モデルの地盤のばね定数は, 基礎版の平面形状, 基礎側面と地盤の接触状	析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触	
況, 地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は, 原則として, 弾性	状況、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾	
波試験によるものを用いる。	性波試験によるものを用いる。	
	地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギの地下逸散及び	
	地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。	
	基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解析において,	
	主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に	
	基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に	
	模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。	
	また, S クラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故	
	防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	
	(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故	
	緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設を支持する建	
	物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において,施設を支持する	
	建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には,	
	その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。	
	応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のば	
	らつきによる変動幅を適切に考慮する。なお、平成23年(2011年)東北地	
	方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等に伴	
	う初期剛性の低下については、観測記録や試験データなどから適切に応答	
	解析モデルへ反映し、保守性を確認した上で適用する。屋外重要土木構造	

変更前	変更後	記載しない理由
	物については, 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震等の地震に起因	
	する構造上問題となるひび割れが認められないこと及び地中構造物である	
	屋外重要土木構造物に対する支配的な地震時荷重である土圧は、ひび割れ	
	等に起因する初期剛性低下を考慮しない方が保守的な評価となる <mark>。したが</mark>	
	って,屋外重要土木構造物については,初期剛性低下を考慮しないが,必要	
	に応じて機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。 <mark>さらに</mark> , 材	
	料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影	
	響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的	
	解析により設計用地震力を設定する。	
	建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた	
	影響を考慮する場合は,有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる	
	液状化強度特性は,敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上	
	で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。	
	原子炉建屋については,3次元 FEM 解析等から,建物・構築物の3次元応	
	答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。	
	動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録に	
	より振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。	
	屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故	
	緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震	
	重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)	
	が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地	
	盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造	
	物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又	
	は非線形解析のいずれかにて行う。	
	地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ	
	て算定する。	
(ロ)機器・配管系	(ロ)機器・配管系	
動的解析による地震力の算定に当たっては, 地震応答解析手法の適用性,	動的解析による地震力の算定に当たっては, 地震応答解析手法の適用性,	
適用限界等を考慮の上, 適切な解析法を選定するとともに, 解析条件として	適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件とし	
考慮すべき減衰定数,剛性等の各種物性値は,適切な規格及び基準又は試験	て考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は	
等の結果に基づき設定する。なお、原子炉本体の基礎の構造強度は、鋼板の	試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体の基礎については、鋼	
みで地震力に耐える設計とする。	板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解	
	析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力	
	特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原	
	子炉本体の基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、	

変更前	変更後
	適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守
	器・配管系の設計用地震力を設定する。なお,原子炉本体の
	は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。
機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モ	機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、
ードを適切に表現できるよう質点系モデル,有限要素モデル等に置換し,設	ードを適切に表現できるよう質点系モデル,有限要素モデル
計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法	設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は
により応答を求める。	法により応答を求める。
また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は	また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法:
地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には	
地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。	地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。
配管系については,その仕様に応じて適切なモデルに置換し,設計用床応	配管系については、その仕様に応じて適切なモデルに置
答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応	
答を求める。	応答を求める。
スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、	スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に
衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入	衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の
れ実機の挙動を模擬する観点で,建物・構築物の剛性,地盤物性のばらつき	れ実機の挙動を模擬する観点で,建物・構築物の剛性,地盤
への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等,解析対象とする現象,対象	への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象
設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。	象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。
また,設備の3次元的な広がりを踏まえ,適切に応答を評価できるモデ	また,設備の3次元的な広がりを踏まえ,適切に応答を
ルを用い,水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせ	ルを用い,水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適
るものとする。	るものとする。
剛性の高い機器は,その機器の設置床面の最大応答加速度の 1.2 倍の加	剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度
速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。	速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を
c. 設計用減衰定数	c. 設計用減衰定数
地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基	地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規
づき,設備の種類,構造等により適切に選定するとともに,試験等で妥当性を確認	づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験
した値も用いる。	認した値も用いる。
なお, 建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定	なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの
については,既往の知見に加え,既設施設の地震観測記録等により,その妥当性を	定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等に、
検討する。	性を検討する。
	また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの
	いては、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮し
	る。
(4) 荷重の組合せと許容限界	(4) 荷重の組合せと許容限界
耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。	耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

	記載しない理由
守性を考慮し,機 の基礎の構造強度	
 代表的な振動モ デル等に置換し, は時刻歴応答解析 	
は時刻症心各解例	
ーダル解析法には	
置換し,設計用床 応答解析法により	
択に当たっては, 究の知見を取り入 盤物性のばらつき	
象とする現象,対 を評価できるモデ	
適切に組み合わせ	
速度の 1.2 倍の加 力を算定する。	
規格及び基準に基 験等で妥当性を確	
トの減衰定数の設 により,その妥当	
ルの減衰定数につ して適切に設定す	

変更前	変更後	記載しない理由
a. 耐震設計上考慮する状態	a. 耐震設計上考慮する状態	
地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。	地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。	
(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物	
設計基準対象施設については以下のイ. ~ハ. の状態を考慮する。	設計基準対象施設については以下のイ. ~ハ. の状態,重大事故等対処施設に	
イ. 運転時の状態	ついては以下のイ.~ニ.の状態を考慮する。 イ. 運転時の状態	
発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状	 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状	
態。	能。	
ただし, 運転状態には通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時を含むものと	ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むもの	
する。	とする。	
ロ. 設計基準事故時の状態	ロ. 設計基準事故時の状態	
発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。	発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。	
ハ. 設計用自然条件	ハ. 設計用自然条件	
設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪)。	設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪)。 ニ. 重大事故等時の状態	
	ー・ 単八事成寺時の状態 発電用原子炉施設が,重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の	
	状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	
(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系	
設計基準対象施設については以下のイ.~二.の状態を考慮する。	設計基準対象施設については以下のイ.~ニ.の状態,重大事故等対処施設に	
	ついては以下のイ、~ホ.の状態を考慮する。	
イ. 通常運転時の状態	イ. 通常運転時の状態	
発電用原子炉の起動,停止,出力運転,高温待機,燃料取替等が計画的又は	発電用原子炉の起動,停止,出力運転,高温待機,燃料取替等が計画的又は	
頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。	頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。	
ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態	ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態	
通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又	通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又	
は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外	は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外	
乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心	乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心	
又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じるおそれがあるものと	又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じるおそれがあるものと	
して安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	して安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	
ハ. 設計基準事故時の状態	ハ. 設計基準事故時の状態	
発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって,当該状	発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状	
態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するお	態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するお	
	態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するお それがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ニ. 設計用自然条件	

変更前	変更後	記載しない理由
	ホ. 重大事故時の状態	
	発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の	
	状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	
b. 荷重の種類	b. 荷重の種類	
(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物	
設計基準対象施設については以下のイ. ~ニ. の荷重とする。	設計基準対象施設については以下のイ. ~ニ. の荷重, 重大事故等対処施設に	
	ついては以下のイ. ~ホ. の荷重とする。	
イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,す	イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, す	
なわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重	なわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重	
ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重	ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重	
ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重	ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重	
ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重	ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重	
	ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重	
ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系	ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での	
から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系	荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地	
からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。	震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるもの	
	とする。	
(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系	
設計基準対象施設については、以下のイ.~ニ.の荷重とする。	設計基準対象施設については,以下のイ.~ニ.の荷重,重大事故等対処施設	
	については以下のイ. ~ホ. の荷重とする。	
イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重	イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重	
ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重	ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重	
ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重	ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重	
ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重	ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重	
	ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重	
c. 荷重の組合せ	c. 荷重の組合せ	
地震と組み合わせる荷重については、以下のとおり設定する。	地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」	
	で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。	
(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)	
イ. S クラスの建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時(通	イ. S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故	
常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地	緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重	
電力とを組み合わせる。	要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が	
	設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用してい	

変更前	変更後	記載しない理由
	る荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施	
	設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	
ロ. S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事	ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事	
故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設	故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設	
計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*1,*2	
	ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	
	止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)	
	又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施	
	設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態	
	及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起	
	こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせ	
	る。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率	
	論的な考察を踏まえ,地震によって引き起こされるおそれがない事象による	
	荷重として扱う。	
	ニ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	
	止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)	
	又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施	
	設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態	
	及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起	
	こされるおそれがない事象による荷重は,その事故事象の発生確率,継続時 間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ,適切な地震力(基準地震動S s	
	同及び地震動の中超過確率の関係を踏まえ、過めな地震力(基準地震動SS 又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と組み合わせる。この組合せにつ	
	又は弾性設計用地展動Sucよる地展力」と組み合わせる。この組合せにういては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考	
	[慮し,工学的,総合的に勘案の上設定する。なお,継続時間については対策の	
	成立性も考慮した上で設定する。	
	以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容	
	器内の圧力,温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。) について	
	は、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設	
	計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態から更に長期的に継	
	続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせる。なお、	
	格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価	
	シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想	
	定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系、低圧代替	
	注水系(常設)(復水移送ポンプ)又は低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧	

変更前	変更後	記載しない理由
	注水系ポンプ)による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることか	
	ら荷重条件として考慮しない。	
	また,その他の施設については,いったん事故が発生した場合,長時間継続	
	する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。	
ハ. B クラス及び C クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及	ホ. B クラス及び C クラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設	
び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み	備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	
合わせる。	(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置	
	される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷	
	重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを	
	組み合わせる。	
	*1:Sクラスの建物・構築物の設計基準事故の状態で施設に作用する荷重につ	
	いては、(b) 機器・配管系の考え方に沿った下記の2つの考え方に基づ	
	き検討した結果として後者を踏まえ、施設に作用する荷重のうち長時間	
	その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震	
	力とを組み合わせることとしている。この考え方は、JEAG4601に	
	おける建物・構築物の荷重の組合せの記載とも整合している。	
	・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって	
	引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事件事件の微特性問題の問題を改成した。	
	の事故事象の継続時間との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせ	
	て考慮する。	
	・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって	
	引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生し	
	た場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、	
	継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み	
	合わせる。	
	*2:原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については,異常時圧力の最	
	大値と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせる。	
(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。)	
イ. Sクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷	イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故	
重と地震力とを組み合わせる。	緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重	
	要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が	
	設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状	
	態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	

変更前	変更後	記載しない理由
ロ. S クラスの機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化時の状態及び	ロ. Sクラスの機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化時の状態及び	
設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象	設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象	
によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	
	ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	
	止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)	
	又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施	
	故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引	
	き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わ	
	せる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確	
	率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象によ	
	る荷重として扱う。	
ハ. S クラスの機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化時の状態及び	ニ. S クラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態及び	
設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象	2. 3 ジノノハの版品 記官宗に ジャ ては、連払所の英市な過渡受に所の状態及り 設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象	
であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重	であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重	
は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏ま	は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏	
は、その事成事家の先生確率、継続時間及び地展動の平超過確率の関係を踏ま え、適切な地震力と組み合わせる。	は、その事政事家の先生確学、秘統時間及び地展動の平超過確率の関係を踏 まえ、適切な地震力と組み合わせる。* ³	
ん, 適切な地展力と組み口がとる。	よん、適切な地展力と組み互切とる。	
	ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	
	止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)	
	又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施	
	設の機器・配管系については,運転時の異常な過渡変化時の状態,設計基準事	
	故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によっ	
	て引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率,	
	継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動	
	S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力) と組み合わせる。この組合せに	
	ついては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を	
	考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策	
	の成立性も考慮した上で設定する。	
	以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動	
	Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)との組合せについては、以下	
	を基本設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が	
	発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによ	
	る地震力とを組み合わせ、その状態から更に 長期的に継続する事象による荷	

変更前	変更後	記載しない理由
	重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。	
	原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力,温	
	度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事	
	故が発生した場合,長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sd	
	による地震力とを組み合わせ、その状態から <mark>更に</mark> 長期的に継続する事象によ	
	る荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。	
	なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損	
	する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施	
	しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系、	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)又は低圧代替注水系(常設)(直流	
	駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であ	
	ることから荷重条件として考慮しない。	
	その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する	
	事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。	
ニ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系については,通常運転時の状態で施設	へ. B クラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設	
に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重	備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	
と,動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置	
	される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で	
	施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する	
	荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。	
	ト. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては,通	
	常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時	
	の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被	
	覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	
	*3:原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については,異常時圧力最大	
	値と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせる。	
	(c) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置さ	
	れた建物・構築物	
	イ. 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については,常 味作用していてまませずまたの時能でなむに作用するまましま激け気動の	
	時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S	
	s による地震力とを組み合わせる。	
	ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運	
	転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合	

変更前	変更後
	わせる。
	なお,上記(c)イ.,ロ.については,地震と津波が同時に作
	ついて検討し,必要に応じて基準地震動 S s による地震力と
	の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については
	類」に準じるものとする。
	(d) 荷重の組合せ上の留意事項
	動的地震力については,水平2方向と鉛直方向の地震力とを
	世算定するものとする。
1 苏京四田	1 新安阳田
d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとお	d. 許容限界
各地設の地震力と他の何重とを組み合わせた状態に対する計谷限外は次のとわ りとし、安全上適切と認められる規格及び基準,試験等で妥当性が確認されている	各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容 りとし、安全上適切と認められる規格及び基準,試験等で妥当性
りとし、女王工適切と認められる兄俗及い基準、試験寺で女当性が確認されている 値を用いる。	りてし、安主工適切と認められる規格及び基準, 試験等で安当世 る値を用いる。
直を力v る。	し、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)
イ. S クラスの建物・構築物	イ. S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備
	緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備
	要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(認
	設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(へ. に記載
(イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容	(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との
限界	許容限界
「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応	「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基
力度を許容限界とする。	力度を許容限界とする。
	ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ
	バウンダリを構成する設備における長期的荷重との組合せ
	ては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。
(ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界	(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限
構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を	構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)につい
有し, 建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする	有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持
(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。	る(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。
なお,終局耐力は,建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大してい	なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を
くとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、	くとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界
既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	初期剛性の低下の要因として考えられる平成23年(2011年)
	洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび害
	クリート造耐震壁の変形能力及び終局耐力に影響を与えな
	ていることから、既往の実験式等に基づき適切に定めるも

	記載しない理由
作用する可能性に	
と津波による荷重	
は,「b. 荷重の種	
を適切に組み合わ	
容限界は次のとお	
性が確認されてい	
慌,常設重大事故	
備が属する耐震重	
設計基準拡張)が	
載のものを除く。)	
の組合せに対する	
基準による許容応	
(原子炉格納容器	
せを除く。)に対し	
很界	
いて十分な余裕を	
持たせることとす	
ナー海海山山ノー	
を漸次増大してい	
^見 の最大耐力とし,	
年)東北地方太平	
割れ等が鉄筋コン	
ないことを確認し	
ものとする。	

変更前	変更後	記載しない理由
ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物(へ.及びト.に記載のものを除く。)	 ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物(へ.及びト.に記載のものを除く。) 並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設 重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が Bク ラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 	
上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。	(ト.に記載のものを除く。) 上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。	
 ハ. 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物(へ.及びト.に記載の ものを除く。) 上記イ.(ロ)を適用するほか,耐震重要度分類の異なる施設がそれを支持す る建物・構築物の変形等に対して,その支持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する 際の地震動は,支持される施設に適用される地震動とする。 	 小. 耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を 支持する建物・構築物(へ.及びト.に記載のものを除く。) 上記イ.(ロ)を適用するほか,耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の 異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、 その支持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する 際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。 	
ニ. 建物・構築物の保有水平耐力(ヘ.及びト.に記載のものを除く。) 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平 耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。	 三. 建物・構築物の保有水平耐力(ヘ.及びト.に記載のものを除く。) 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平 耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有す る設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有して いるものとする。 ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡 強)が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等 対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度 分類をSクラスとする。 	
ホ. 気密性,止水性,遮蔽性, 通水機能,貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性,止水性,遮蔽性,通水機能,貯水機能が必 要な建物・構築物については,その機能を維持できる許容限界を適切に設定す るものとする。	 ホ. 気密性,止水性,遮蔽性,通水機能,貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性,止水性,遮蔽性,通水機能,貯水機能が必 要な建物・構築物については,その機能を維持できる許容限界を適切に設定 するものとする。 	
へ. 屋外重要土木構造物	 ヘ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要 度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設 置される重大事故等対処施設の土木構造物 	
(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とす	 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とす 	

変更前	変更後	記載しない理由
る。 (ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角,許容応力度等,構造部材のせ ん断についてはせん断耐力,許容応力度に対して,妥当な安全余裕を持たせ ることとする。 3 次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等,ひずみを許容値とす る場合は,構造物の要求機能に応じた許容値に対し妥当な安全余裕を持た せることとする。 ト. その他の土木構造物	 	
安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とす る。	施設の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とす る。	
 (b) 機器・配管系 イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容 限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする(評価項目は応 力等)。 	 (b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する 許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする(評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) く。)に対しては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 	
 (ロ) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまっ て破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を 及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器に ついては、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されてい る機能確認済加速度等を許容限界とする。 	 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまっ て破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を 及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器に ついては、基準地震動Ssによる応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。 	
	 ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防 止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施 	

変更前	変更後	記載しない理由
	設の機器・配管系 イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設 備等の弾性設計用地震動Sdと設計基準事故時の状態における長期的荷重と の組合せに対する許容限界は,イ.(イ)に示す許容限界を適用する。	
ロ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系	 ハ. B クラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類 B クラス又は C クラスのもの)が設置さ 	
応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力 等)。 ハ. チャンネルボックス チャンネルボックスは,地震時に作用する荷重に対して,燃料集合体の原子 炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制 御棒の挿入が阻害されないものとする。	れる重大事故等対処施設の機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力 等)。 三. チャンネルボックス チャンネルボックスは,地震時に作用する荷重に対して,燃料集合体の原 子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより 制御棒の挿入が阻害されないものとする。	
	 ホ. 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界 は、以下のとおりとする。 (イ)弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する 許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。 (ロ)基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまっ て破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響 を及ぼさないこととする。 	
 ニ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系(主蒸気第二隔離弁から主蒸気止め弁まで) 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動に対して,主蒸気系(主蒸気第二隔離弁から主蒸気止め弁まで)は弾性設計用地震動に対してイ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 	 ヘ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系(主蒸気第二隔離弁から主蒸気止 め弁まで) 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動Ssに対して,主蒸気系(主蒸気 第二隔離弁から主蒸気止め弁まで)は弾性設計用地震動Sdに対してイ.(ロ) に示す許容限界を適用する。 	
	 (c) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については,当該 	

変更前	変更後
	施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力
	安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求
	波防護機能及び浸水防止機能)が保持できるものとする(評価
	ずみ, 応力等)。
	浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求
	水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。
	(5) 設計における留意事項
	a. 波及的影響
	耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事
	設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要
	スのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置さ
	対処施設(以下「上位クラス施設」という。)は、下位クラス施設
	よって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機
	設計とする。
	波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動ス
	して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、
	使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響におい
	及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能
	設備を選定し評価する。
	波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検
	ここで,下位クラス施設とは,上位クラス施設以外の発電所内は
	材等含む。)をいう。
	波及的影響を防止するよう現場を維持するため,機器設置時の
	安規定に定めて管理する。
	耐震重要施設に対する波及的影響については,以下に示す(a)
	項から検討を行う。
	なお、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事
	場合には、これを追加する。
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重
	(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスの
	重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処
	及的影響については、以下に示す(a)~(d)の4つの事項について
	を「常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常
	設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ
	常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等
	「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に認

	記載しない理由
り時の変形) 及び	
される機能(津	
項目はせん断ひ	
項日はせん例し	
さ れる機能(浸	
计投资和规律 一次	
\$故緩和設備,常	
長安須が S クラ	
れる重大事故等	
め波及的影響に	
能を損なわない	
は地震力を適用	
施設の配置状況,	
ては水平 2 方向	
2性のある施設,	
討等を行う。	
こある施設(資機	
配慮事項等を保	
記念手及寺で下	
~(d)の 4 つの事	
項が抽出された	
官大事故防止設備	
つもの)又は常設	
上施設に対する波	
「耐震重要施設」	
設重大事故防止	
ラスのもの) 又は	
「対処施設」に,	
らみ替えて適用す	

亦再始	亦再必
変更前	変更後
	る。
	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は
	影響
	イ. 不等沈下
	耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、
	耐震重要施設の安全機能への影響。
	口. 相対変位
	耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、
	と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への
	(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響
	耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐
	続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への
	 (c) 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐
	耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建
	「ス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設の安全機能への
	八旭取り損傷,私用,格上寺による間辰里安旭取り女主機能、
	(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐
	(0) 建産外にわける下位クノス施設の損傷,転倒,落下寺による画 影響
	耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建
	ス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設の安全機能への
	b. 主要施設への地下水の影響
	防潮堤下部の改良地盤及び置換コンクリートにより山から海に
	流れが遮断され、敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお
	を踏まえ,原子炉建屋 <mark>,制御建屋及び第 3 号機海水熱交換器建屋</mark>
	力の低減及び周辺の土木構造物等に生じる液状化影響の低減を目
	位を一定の範囲に保持するために、原子炉建屋・制御建屋エリア
	水熱交換器建屋エリアに地下水位低下設備を各エリア2系統設置
	耐震評価において,地下水位の影響を受ける施設 <mark>及びアクセスル</mark>
	地下水位低下設備の効果が及ぶ範囲(<mark>0. P. +14. 8m</mark> 盤)においては
	慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。なお、地
	の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定し

	記載しない理由
は相対変位による	
不等沈下による	
下位クラス施設	
の影響。	
村震重要施設に接	
の影響。	
村震重要施設への	
* 屋内の下位クラ	
の影響。	
村震重要施設への	
基屋外の下位クラ	
の影響。	
こ向かう地下水の	
ぶそれがあること	
<mark>き</mark> に作用する揚圧	
的とし,地下水	
及び第3号機海	
する。	
<mark>ルート</mark> について,	
は、その機能を考	
也下水位低下設備	
た水位又は地表	

変更前	変更後	記載しない理由
	面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	
	地下水位低下設備は、ドレーン、接続桝、揚水井戸、蓋、揚水ポンプ、配管、水	
	位計,制御盤,電源(<mark>非常用</mark> ディーゼル発電機),電源盤及び電路により系統を構	
	成する。	
	地下水位低下設備は、ドレーン及び接続桝により揚水井戸に地下水を集水し,	
	揚水ポンプ(容量 375m³/h/個, 揚程 52m, 原動機出力 110kW/個)により, 揚水ポ	
	ンプに接続された配管を通して地下水を屋外排水路へ排水する。	
	揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容量を有する設計とし、設備	
	の信頼性向上のため100%容量のポンプを1系統当たり2個(計8個)設置し,集	
	水した地下水を排水できる設計とする。	
	地下水位低下設備は、1系統当たり3個(計12個)設置した水位計からの水位	
	信号を用いて、2 out of 3 論理により揚水ポンプの自動起動及び自動停止を行う	
	ことで、揚水井戸の水位を自動で制御できる設計とする。また、各系統の水位を、	
	原子炉建屋及び中央制御室に設置した制御盤から監視可能な設計とする。水位や	
	設備の異常時には、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(水位低	
	又は高,水位高高,電源喪失,揚水ポンプ故障)を発信する装置を設けるととも	
	に、表示ランプの点灯、ブザー鳴動 <mark>に</mark> より運転員に通報できる設計とする。	
	制御盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり現場及び中央制御室に1面ず	
	つ設置し、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの	
	それぞれ1系統の設備ごとに、監視・制御可能な設計とする。	
	地下水位低下設備は,電源盤(容量 296kVA),及び電路を設置し,非常用交流電	
	源設備である非常用ディーゼル発電機から設備に必要な電力を供給できる設計と	
	する。また,全交流動力電源喪失となった場合は常設代替交流電源設備であるガ	
	スタービン発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。	
	電源盤は,2系統の独立した設備を1系統当たり1面ずつ設置し,原子炉建屋・	
	制御建屋エリア及び第3号機海水熱交器建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごと	
	に電力を供給できる設計とする。	
	揚水ポンプ,配管及び水位計は揚水井戸内に設置し,揚水井戸により支持する	
	とともに、揚水井戸上部に蓋を設置することで、外部事象の影響を受けない設計	
	とする。	
	地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全	
	ての状態(通常運転時(起動時,停止時含む),運転時の異常な過渡変化時,設	

変更前	変更後	記載しない理由
	計基準事故時及び重大事故等時)において機能維持を可能とするため、基準地震	
	動Ssによる地震力に対して機能維持する設計とする。	
	また、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関す	
	る規則」第十二条第2項に基づき、地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制	
	御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの各エリアで,多重性及び独	
	立性を備える設計とするとともに、外部事象等による機能喪失要因に対し機能維	
	持する設計とする。	
	さらに、プラント供用期間中において発生を想定する大規模損壊時の対応も考	
	慮する。	
	地下水位低下設備の機能喪失が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機	
	材として、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに	
	おける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、予備品及び可搬ポンプ(個	
	数 3, 容量 114m ³ /h/個(計 342m ³ /h))を搭載した可搬ポンプユニット(個数 2)を	
	配備する。	
	予備品は、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを1系統	
	17個 m に , 復 口 指 直 に め に り 機 器 の 交換 が 必要 な 場 古 に 備 え , 谷 エ リ ア を 1 示 税 復 旧 で き る 数量 を 配備 す る 。	
	可搬ポンプユニットは、各エリアの排水機能の維持を可能とする配備数とし、高	
	台の堅固な地盤に外部事象を考慮して分散配置する。	
	地下水位低下設備は、保安規定において運転上の制限を設定し、地下水位を一定	
	の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニットに	
	よる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。	
	また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措	
	置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災	
	害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として、保安規定に定	
	めた上で、社内規定に定める。	
	地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地中埋設構造	
	物の浮上りに対して、アクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまで	
	の一定期間確保するとともに、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は対策	
	を講ずる設計とする。	
	地下水位低下設備で汲み上げた地下水は屋外排水路を通じて0.P.+14.8m盤から海	
	へ自然流下により排水されるが、排水をより確実なものとするため、敷地側集水ピ	

変更前	変更後	記載しない理由
	 シト (北側) についても基準地震動Ssに対し機能維持させる設計とする。 (6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に 対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動 Ssによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を 確保するため、基準地震動Ssによる地震力に対して、緊急時対策所の内居住性を 確保するため、基準地震動Ssによる地震力に対して、緊急時対策所の内居住性を 確保するため、基準地震動Ssによる地震力に対して、緊急時対策所の換気設備の 性能とあいまって十分な気密性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力 との組合せに対して、短期許容応力度以内に収める設計とする。 なら記、施設全体の更なる安全性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力 との組合せに対して、短期許容応力度以内に収める設計とする。 なお、地震力の算定方法及び着重の組合せと許容限界については、「2.1.1 (3) 地震力の算定方法」及び「2.1.1 (4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築 物及び機器・配管系のものを適用する。 2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設 重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施 設合いては、基準地震動Ssによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないこ とが確認された場所に設置する。 2.2 律波による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の律波による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施 設の基本設計方針に基づく設計とする。 	
2.2 外部からの衝撃による損傷の防止 設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発 電所敷地で想定される風(台風)、凍結、積雪、落雷及び高潮の自然現象(地震及び津波 を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条 件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれが ある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適 切な措置を講じる。	電所敷地で想定される風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学 的事象, 森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む	

変更前	変更後	記載しない理由
	準地震動 Ss については積雪,基準津波については弾性設計用地震動 Sd と積雪の荷重 を,施設の形状及び配置に応じて考慮する。	
	地震,津波と風(台風)の組合せについても,風荷重の影響が大きいと考えられるよう	
	な構造や形状の施設については,組合せを考慮する。 組み合わせる積雪深の大きさは,発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象	
	観測所で観測された月最深積雪の最大値である 43cm とし, 風速の大きさは「建築基準法」	
	を準用して基準風速 30m/s とする。	
	組み合わせる積雪深は、地震及び津波と組み合わせる場合は、「建築基準法」に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。	
設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所	設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所	
敷地又はその周辺において想定される電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損	敷地又はその周辺において想定される爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,	
なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除	有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原	
く。)(以下「人為事象」という。)に対してその安全性が損なわれないよう,防護措置又	因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人	
は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	為事象」という。)に対してその安全性が損なわれないよう,防護措置又は対象とする発 生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。	
想定される人為事象のうち, 飛来物(航空機落下)については, 防護設計の要否を判断	想定される人為事象のうち, 飛来物 (航空機落下) については, 防護設計の要否を判断	
する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請時 に,設置(変更)許可申請時から,防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路	する基準を超えないことを評価して設置(変更)許可を受けている。工事計画認可申請 時に,設置(変更)許可申請時から,防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空	
の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他	路の変更がないことを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その	
適切な措置を講じる必要はない。	他適切な措置を講じる必要はない。	
	なお,定期的に航空路の変更状況を確認し,防護措置の要否を判断することを保安規 定に定めて管理する。	
	航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみ	
	て,発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており,設計基準対象施設が 安全性を損なうおそれがないため,防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。	
	また,想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対する防護措置に は,設計基準対象施設が安全性を損なわないために必要な設計基準対象施設以外の施設	
	又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。	
	重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然	
	現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対して、「5.1.2 多様性、位置的分散等」	
	及び「5.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれることがな	

変更前	変更後	記載しない理由
	いよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。	
	設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施	
	設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設	
	備分類に応じた地震力に対し構造強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。	
	2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設	
	設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、	
	外部からの衝撃より防護すべき施設は,設計基準対象施設のうち,「発電用軽水型原 子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス 1, ク	
	テル施設の安全機能の重要度分類に関する審査指載」で規定されているクラス1, ク ラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物,系統及び機器	
	〇人之及び女主評価工での機能に知得するクラス3に属する構築物, 宗紀及び機器 (以下「外部事象防護対象施設」という。)とする。また, 外部事象防護対象施設の	
	防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を	
	及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、	
	重大事故等対処設備についても、重大事故防止設備が、設計基準事故対処設備並び	
	に使用済燃料貯蔵槽(使用済燃料プール)の冷却設備及び注水設備(以下「設計基準	
	事故対処設備等」という。)の安全機能と同時に必要な機能が損なわれることがない	
	よう、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。	
	上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考	
	慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復	
	等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損	
	なわない設計とする。	
2.2.1 設計基準事故時に生じる荷重との組合せ	2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重との組合せ	
科学的技術的知見を踏まえ、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、特に	科学的技術的知見を踏まえ、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のう	
自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段によってその燃発の維持が思想です。スカースはこの修復が苦しく思想の構成性、変体及び燃出	ち、特に自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を受けやすく、かつ、代替手段に	
の機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統及び機器	よってその機能の維持が困難であるか、又はその修復が著しく困難な構築物、系統	
は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃は設計基準事	及び機器は、建屋内に設置すること、又は可搬型重大事故等対処設備によるバック	
故時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。	アップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数	
	保管すること等により、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される 自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する衝撃が設計基準事故時及び重大事	
	は等時に生じる荷重と重なり合わない設計とする。	
	具体的には、建屋内に設置される外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備	
	については、建屋によって自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を防止すること	
	により、設計基準事故又は重大事故等が発生した場合でも、自然現象(地震及び津	

変更前	変更後	記載しない理由
	波を除く。)による影響を受けない設計とする。	
	屋外に設置されている外部事象防護対象施設については、設計基準事故が発生し	
	た場合でも、機器の運転圧力や温度等が変わらないため、設計基準事故時荷重が発	
	生するものではなく、自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃と重なることは	
	ない。	
	屋外に設置される重大事故等対処設備について、竜巻に対しては位置的分散を考	
	慮した配置とするなど、重大事故等が発生した場合でも、重大事故等時の荷重と自	
	然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃を同時に考慮する必要のない設計とする。	
	したがって、自然現象(地震及び津波を除く。)による衝撃と設計基準事故又は重	
	大事故等時の荷重は重なることのない設計とする。	
2.2.2 設計方針	2.3.3 設計方針	
自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は、以下の自然現象(地震及び津	
	波を除く。)及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。	
	自然現象(地震及び津波を除く。)のうち森林火災、人為事象のうち爆発、近隣工	
	場等の火災,危険物を搭載した車両及び有毒ガスの設計方針については「c. 外部	
	火災」の設計方針に基づき設計する。	
	なお、危険物を搭載した車両については、近隣工場等の火災及び有毒ガスの中で	
	取り扱う。	
(1) 自然現象	(1) 自然現象	
	外部事象防護対象施設は、竜巻防護に係る設計時に、設置(変更)許可を受けた	
	最大風速 100m/s の竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合について竜 巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し,外部事象防護対象施設が安全機	
	をより防護9~<さ施設に作用93何重を設定し,外部事家防護対象施設が安主機 能を損なわないよう,それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し,	
	船を頃なりないより,それで4000施設の設置へ机等を考慮して影響評価を実施し, 外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は,影響に応じた防	
	護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。	
	ここの他の過ジネ指置を構じる設計をする。 また、重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及	
	び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することに	
	より、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計と	
	to.	
	さらに、外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響	
	及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。	
	なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	
	を保安規定に定めて管理する。	

変更前	変更後
	(a) 影響評価における荷重の設定
	構造強度評価においては,風圧力による荷重,気圧差による
	の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重
	わせた設計荷重を設定する。
	風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては、設計竜巻
	いて設定する。
	飛来物の衝撃荷重としては,設置(変更)許可を受けた設計飛
	材(長さ 4.2m×幅 0.3m×高さ 0.2m,質量 135kg,飛来時の水平
	飛来時の鉛直速度 16.7~34.7m/s) よりも運動エネルギ又は貫
	大事故等対処設備, 資機材等は設置場所及び障害物の有無を考慮
	又は外部事象防護対象施設等からの離隔を実施すること、並び
	は入構管理及び退避を実施することにより飛来物とならない措
	から,設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本
	設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況そ
	考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。
	なお、飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物
	りも大きな重大事故等対処設備, 資機材等については, その保管
	及び障害物の有無を考慮し、外部事象防護対象施設、飛来物の
	事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措
	対策施設」という。)及び外部事象防護対象施設を内包する施設
	事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には
	は外部事象防護対象施設等からの離隔によって、浮き上がり又
	外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とな
	3.
	重大事故等対処設備,資機材等の固縛,固定又は外部事象防
	の離隔を実施すること、並びに車両については、入構管理及び
	ことを保安規定に定めて管理する。
	(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策
	屋外の外部事象防護対象施設は、安全機能を損なわないよう
	して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、要求され
	る設計とすることを基本とする。
	屋内の外部事象防護対象施設については、設計荷重に対して
	わないよう、外部事象防護対象施設を内包する施設により防護

	記載しない理由
の荷重及び飛来物	
直を適切に組み合	
の特性値に基づ	
『来物である鋼製	
平速度 46.6m/s,	
通力が大きな重	
慮し,固縛,固定	
ドに車両について	
皆置を講じること	
とする。 <mark>さらに</mark> ,	
の他環境状況を	
. 吵他埰現扒加在	
ママケンをとう	
のである鋼製材よ	
音場所,設置場所	
)衝突により外部	
諸 「 」 「 」 」 「 防 護 」 し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
設に衝突し、外部	
t, 固縛, 固定又	
には横滑りにより	
らない設計とす	
う護対象施設から	
『退避を実施する	
,設計荷重に対	
しる機能を維持す	
安全機能を損な	
宴する 設計とする	

変更前	変更後	記載しない理由
	ことを基本とし、外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等	
	による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は、加わるお	
	それがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し、	
	安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とすることを基本	
	とする。	
	 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には,防護措置	
	その他の適切な措置を講じる設計とする。	
	屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基	
	準事故対処設備等及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散	
	を考慮した配置とすることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を	
	有効に発揮する設計とする。	
	また,屋外の重大事故等対処設備は,その保管場所及び設置場所を考慮し,外	
	部事象防護対象施設及び防護対策施設に衝突し、外部事象防護対象施設の機能	
	に影響を及ぼす可能性がある場合には、浮き上がり若しくは横滑りを拘束する	
	ことにより、飛来物とならない設計とする。ただし、浮き上がり又は横滑りを拘	
	束する車両の重大事故等対処設備のうち、地震時の移動等を考慮して地震後の	
	機能を維持する設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない	
	よう、余長を有する固縛で拘束する。	
	屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、設計基	
	準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等に対処するために必要な機能	
	を損なわないように、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計	
	とすることを基本とする。	
	防護措置として設置する防護対策施設としては、竜巻防護ネット(ネット(金	
	網部)(硬鋼線材:線径φ4mm,網目寸法 50mm 及び 40mm),防護板(炭素鋼:板	
	厚 8mm 以上)及び支持部材により構成する。)及び竜巻防護鋼板(防護鋼板(炭	
	素鋼:板厚 8mm 以上)及び架構により構成する。)を設置し,内包する外部事象	
	防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至	
	る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計	
	とする。防護対策施設は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響	
	を及ぼさない設計とする。	
	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については,	
	設計荷重に対する構造強度評価を実施し、内包する外部事象防護対象施設及び	
	重大事故等対処設備の機能を損なわないよう、飛来物が内包する外部事象防護	
	対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすること	
	を基本とする。飛来物が内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設	

変更前	変更後	記載しない理由
	備に衝突し、その機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切	
	な措置を講じる設計とする。	
	また,外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は,設計荷重により,機	
	械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防	
	護対象施設に対して、重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能	
	性がある施設は、設計荷重に対し、当該施設の倒壊、損壊等により外部事象防護	
	対象施設に損傷を与えない設計とする。当該施設が機能喪失に陥った場合に外	
	部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設	
	は、設計荷重に対し、必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。	
	海水ポンプ室門型クレーンは、竜巻の襲来が予測される場合には、クレーン	
	作業を中止し、外部事象防護対象施設に影響を及ぼさない停留位置へ固定を行	
	う運用等を保安規定に定めて管理する。	
	竜巻随伴事象を考慮する施設は、過去の竜巻被害の状況及び発電所における	
	施設の配置から竜巻の随伴事象として想定される火災、溢水及び外部電源喪失	
	による影響を考慮し、竜巻の随伴事象に対する影響評価を実施し、外部事象防	
	護対象施設及び重大事故等対処設備に竜巻による随伴事象の影響を及ぼさない	
	設計とする。竜巻随伴による火災に対しては、火災による損傷の防止における	
	想定に包絡される設計とする。また、竜巻随伴による溢水に対しては、溢水によ	
	る損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。さらに、竜巻随	
	伴による外部電源喪失に対しては、非常用ディーゼル発電機による電源供給が	
	可能な設計とする。	
	b. 火山	
	外部事象防護対象施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全性に影響	
	を及ぼし得る火山事象として設置(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を設定	
	し、その降下火砕物が発生した場合においても、外部事象防護対象施設が安全機	
	能を損なうおそれがない設計とする。	
	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ	
	機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置することにより、	
	設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。	
	なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを	
	保安規定に定めて管理する。	
	(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定	

変更前	変更後
	設計に用いる降下火砕物は,設置(変更)許可を受けた層厚1
	下,密度 0.7g/cm ³ (乾燥状態)~1.5g/cm ³ (湿潤状態)と設定
	(b) 降下火砕物に対する防護対策
	降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物による「直
	「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じること
	なうおそれがない設計とする。
	イ. 直接的影響に対する設計方針
	(イ) 構造物への荷重
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に
	ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事
	を内包する施設について、降下火砕物が堆積しやすい構造
	は荷重による影響を考慮する。
	これらの施設については、降下火砕物を除去することに
	物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風(台風
	的な荷重として考慮し,機能を損なうおそれがないよう構
	する設計とする。
	なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に
	砕物を適宜除去することを保安規定に定めて管理する。
	屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物によ
	により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せ
	に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。
	屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物によ
	能を損なわないように、降下火砕物を適宜除去することに
	事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の
	処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計と
	なお、降下火砕物により必要な機能を損なうおそれがな
	大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去するこ
	定めて管理する。
	(ロ) 閉塞
	i. 水循環系の閉塞
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等
	及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路と

	記載しない理由
5cm, 粒径 2mm 以 する。	
直接的影響」及び : で安全機能を損	
ニ波及的影響を及 事象防護対象施設 話を有する場合に	
<u>より,降下火砕</u> しの荷重を短期 賃造健全性を維持	
- 堆積する降下火 、る短期的な荷重 たを考慮した荷重	
 る荷重により機 より,設計基準 重大事故等に対する。 いよう屋外の重 とを保安規定に 	
に波及的影響を なる施設につい	

変更前	変更後	記載しない理由
	ては,降下火砕物に対し,機能を損なうおそれがないよう,降下火砕物の	
	粒径に対し十分な流路幅を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞	
	しない設計とする。	
	ii. 換気系,電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼし得る施設のうち,非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系	
	ディーゼル発電機を含む。)は、吸気口上流側の外気取入口にルーバを設	
	置し、下側から吸い込む構造とすることにより、降下火砕物が流路に侵	
	入しにくい設計とする。排気筒及び非常用ガス処理系(屋外配管)は、排	
	気筒の排気により降下火砕物を侵入し難くすることで排気流路が閉塞し	
	ない設計とする。	
	また,外気を取り入れる非常用換気空調系 (外気取入口) 及び非常用デ	
	ィーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の空気	
	の流路にそれぞれバグフィルタを設置することにより、フィルタメッシ	
	ュより大きな降下火砕物が内部に侵入しにくい設計とし、更に降下火砕	
	物がフィルタに付着した場合でも取替え又は清掃が可能な構造とするこ	
	とで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。	
	非常用ディーゼル機関及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関は、フ	
	ィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも、降下火	
	砕物により閉塞しない設計とする。	
	非常用換気空調系(外気取入口)以外の降下火砕物を含む空気の流路	
	となる換気系、電気系及び計測制御系の施設についても、降下火砕物に	
	対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造、	
	又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により流路が閉塞しな	
	い設計とする。	
	なお、降下火砕物により閉塞しないよう外気取入ダンパの閉止、換気	
	空調系の停止又は事故時運転モードへ切替えることを保安規定に定めて	
	管理する。	
	(ハ) 摩耗	
	i. 水循環系の内部における摩耗	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設の内部	
	における摩耗については、主要な降下火砕物は砂と同等又は砂より硬度	

変更前	変更後	記載しない理由
	が低くもろいことから、摩耗による影響は小さい。また当該施設につい	
	ては、定期的な内部点検及び日常保守管理により、状況に応じて補修が	
	可能であり、摩耗により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない	
	設計とする。	
	ii. 換気系, 電気系及び計測制御系に対する機械的影響(摩耗)	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼし得る施設のうち,降下火砕物を含む空気を取り込みかつ摺動部を	
	有する換気系,電気系及び計測制御系の施設については,降下火砕物に	
	対し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造	
	とすること又は摩耗しにくい材料を使用することにより、摩耗しにくい	
	設計とする。	
	なお、摩耗が進展しないようバグフィルタの取替え又は清掃すること	
	等を保安規定に定めて管理する。	
	(二) 腐食	
	 構造物の化学的影響(腐食) 	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼし得る施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象	
	施設を内包する施設については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそ	
	れがないよう,耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより,	
	降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	
	なお,長期的な腐食の影響については,日常保守管理等により,状況に	
	応じて補修が可能な設計とする。	
	屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な腐	
	食により機能を損なわないように,耐食性のある塗装を実施した建屋内	
	していた。 した、して、「「「「「」」」、「「」」、「「」」、「「」」、「」」、「」」、「」」、「」	
	屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を適宜除去するこ	
	とにより、降下火砕物による腐食に対して、設計基準事故対処設備等の	
	安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必	
	要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
	なお、降下火砕物により腐食の影響が生じないよう、屋外の重大事故	
	等対処設備に堆積する降下火砕物を適宜除去することを保安規定に定め	
	て管理する。	

変更前	変更後	記載しない理由
	ii. 水循環系の化学的影響(腐食)	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる施設につい	
	ては,降下火砕物に対し,機能を損なうおそれがないよう,耐食性のある	
	材料の使用又は塗装等を実施することにより、降下火砕物による短期的	
	な腐食が発生しない設計とする。	
	なお,長期的な腐食の影響については,日常保守管理等により,状況に	
	応じて補修が可能な設計とする。	
	iii. 換気系, 電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を	
	気系及び計測制御系の施設については、降下火砕物に対し、機能を損な	
	うおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施すること	
	により、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	
	なお,長期的な腐食の影響については,日常保守管理等により,状況に	
	応じて補修が可能な設計とする。	
	(ホ) 発電所周辺の大気汚染	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及	
	ぼし得る施設のうち,中央制御室換気空調系については,降下火砕物に対	
	し、機能を損なうおそれがないよう、バグフィルタを設置することにより、	
	降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。	
	また、中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパの閉止及び事	
	故時運転モードとすることにより、中央制御室内への降下火砕物の侵入を	
	防止する。 <mark>さらに</mark> 外気取入遮断時において,酸素濃度及び二酸化炭素濃度	
	の影響評価を実施し、室内の居住性を確保する設計とする。	
	なお,降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止するよう事故時運	
	転モードへの切替え等を保安規定に定めて管理する。	
	(へ) 絶縁低下	
	外部事象防護対象施設等及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及	
	ぼし得る施設のうち、空気を取り込む機構を有する電気系及び計測制御系	
	の盤については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、計測	
	制御用電源設備(無停電電源装置)及び非常用所内電気設備(所内低圧系	
	統)の設置場所の非常用換気空調系にバグフィルタを設置することにより,	
	降下火砕物が侵入しにくい設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	なお、降下火砕物による電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下を防止す	
	るようバグフィルタの取替え又は清掃することを保安規定に定めて管理す	
	る。	
	ロ. 間接的影響に対する設計方針	
	降下火砕物による間接的影響である長期(7日間)の外部電源喪失及び発電	
	所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料	
	プールの安全性を損なわないようにするために,7日間の電源供給が継続で	
	きるよう、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	を含む。)の燃料を貯蔵するための軽油タンク及び燃料を移送するための燃料	
	移送ポンプ等を降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。	
	想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し外部	
	事象防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最	
	も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。	
	外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護によ	
	って、安全機能を損なわない設計とする。	
	重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ	
	機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、防	
	火帯により防護することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にそ	
	の機能を損なわない設計とする。	
	外部火災の影響については, 定期的な評価の実施を保安規定に定めて管理する。	
	(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針	
	自然現象として想定される森林火災については森林火災シミュレーション解	
	析コードを用いて求めた最大火線強度 <mark>(4,428kW/m)</mark> から設定し,設置(変更)	
	許可を受けた防火帯(約20m)を敷地内に設ける設計とする。	
	また、防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む	
	機器等を設置する場合は必要最小限とする。	
	(b) 発電所敷地内の火災・爆発源に対する設計方針	
	火災・爆発源として、森林火災、発電所敷地内に設置する屋外の危険物タン	
	ク、危険物貯蔵所、常時危険物を貯蔵する一般取扱所及び危険物を内包する貯	
	蔵設備以外の設備(以下「危険物貯蔵施設等」という。)の火災・爆発,航空機	
	墜落による火災及び敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災	
	が同時に発生した場合の重畳火災を想定し、火災源からの外部事象防護対象施	

変更前	変更後	記載しない理由
	設への熱影響を評価する。	
	なお、発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設置していない	
	ことからガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。	
	外部事象防護対象施設の評価条件を以下のように設定し、評価する。評価結	
	果より火災源ごとに輻射強度、燃焼継続時間等を求め、外部事象防護対象施設	
	を内包する建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対し	
	て最も厳しい箇所)の表面温度が許容温度(200℃)となる危険距離及び屋外の	
	外部事象防護対象施設の温度が許容温度(排気筒の表面温度 325℃並びに復水	
	貯蔵タンクの貯留水を使用する補給水系の系統最高使用温度 66℃並びに原子炉	
	補機冷却海水ポンプの冷却空気温度を上部軸受の機能維持に必要な40℃及び下	
	部軸受の機能維持に必要な55℃並びに高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの	
	冷却空気温度を上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃)と	
	なる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計、又は	
	建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を算出し、その温度が許	
	容温度を満足する設計とする。	
	・森林火災については、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を	
	基に求めた防火帯の外縁 (火災側)における火炎輻射発散度 (建屋及び復水貯	
	蔵タンク評価においては 477kW/m², 排気筒評価においては 367kW/m², その他	
	評価においては 408kW/m²)を用いて危険距離を求め評価する。	
	・発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災については、貯蔵量等を勘	
	案して火災源ごとに建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度を	
	求め,評価する。	
	また、燃料補充用のタンクローリ火災が発生した場合の影響については、	
	燃料補充時は監視人が立会を実施することを保安規定に定めて管理し、万一	
	の火災発生時は速やかに消火活動が可能とすることにより、外部事象防護対	
	象施設に影響がない設計とする。	
	・ 航空機墜落による火災については,「実用発電用原子炉施設への航空機落下確	
	率の評価基準について」(平成 21・06・25 原院第 1 号(平成 21 年 6 月 30 日	
	原子力安全・保安院一部改正))により墜落確率が10-7(回/炉・年)となる面	
	積及び離隔距離を算出し、外部事象防護対象施設への影響が最も厳しくなる	
	地点で火災が起こることを想定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対	
	象施設の温度を求め、評価する。	
	・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落火災の重畳については、各々	
	の火災の評価条件により算出した輻射強度、燃焼継続時間等により、外部事	

変更前	変更後	記載しない理由
	象防護対象施設の受熱面に対し、最も厳しい条件となる火災源と外部事象防	
	護対象施設を選定し、建屋表面温度及び屋外の外部事象防護対象施設の温度	
	を求め評価する。	
	(c) 発電所敷地外の火災・爆発源に対する設計方針	
	発電所敷地外での火災・爆発源に対して、必要な離隔距離を確保することで、	
	外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	
	・発電所敷地外 10km 以内の範囲において, 火災により発電用原子炉施設に影響	
	を及ぼすような石油コンビナート施設は存在しないため、火災による発電用	
	原子炉施設への影響については考慮しない。	
	・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設,燃料輸送車両及び漂流船舶の火災に	
	ついては、外部事象防護対象施設を内包する建屋(垂直外壁面及び天井スラ	
	ブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度が許容温	
	度となる危険距離及び屋外の外部事象防護対象施設の温度が許容温度となる	
	危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。	
	なお,漂流船舶の火災については,発電所敷地外半径 10km を主要航路とす	
	る船舶が存在しないことから、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃	
	料の積載量が最大である船舶の火災を想定する。	
	・発電所敷地外半径 10km 以内の産業施設,燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発に	
	ついては、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を算出し、その	
	危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。また、ガス爆発によ	
	る容器破損時に破片の最大飛散距離を算出し、最大飛散距離を上回る離隔距	
	離を確保する設計とする。	
	なお、漂流船舶の爆発については、爆発のおそれがある船舶が発電所敷地	
	外半径 10km 以内を航行していないため,船舶の爆発による発電用原子炉施設	
	への影響については考慮しない。	
	(d) 二次的影響(ばい煙)に対する設計方針	
	屋外に開口しており空気の流路となる設備及び換気空調系統に対し、ばい煙	
	の侵入を防止するため、適切な防護対策を講じることで外部事象防護対象施設	
	の安全機能を損なわない設計とする。	
	イ. 換気空調系	
	外部火災によるばい煙が発生した場合には、侵入を防止するためフィルタ	
	を設置する設計とする。	
	なお、室内に滞在する人員の環境劣化を防止するために、ばい煙の侵入を	
	防止するよう外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードへの切替えによる	

変更前	変更後
	外気の遮断を保安規定に定めて管理する。
	 ロ. 安全保護装置 外部事象防護対象施設のうち空調系統にて空調管理されて 気と接する安全保護装置盤については、フィルタを設置する
	煙が侵入しにくい設計とする。
	ハ. 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル については、フィルタを設置することによりばい煙が侵入し る。)
	し。」 また,ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりに ばい煙により閉塞しない設計とする。
	ニ. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心スプレイ ンプ用電動機については、モータ部を全閉構造とすることに より閉塞しない設計とする。
	原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却部は,ばい 合においてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし,ばい煙 い設計とする。
	 (e) 有毒ガスに対する設計方針 外部火災起因を含む有毒ガスが発生した場合には、中央制御人員の環境劣化を防止するために設置した外気取入ダンパを閉室内の空気を事故時運転モードへ切替えの実施及び必要に応じの空調ファンを停止することにより、有毒ガスの侵入を防止す
	なお,外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードへ切替え 断及び空調ファンの停止による外気流入の抑制を保安規定に定 主要道路,鉄道線路,一般航路及び石油コンビナート施設は することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響 る。
 a. 風(台風) 安全機能を有する構築物,系統及び機器は,風荷重を「建築基準法」に基づき設定し,安全機能を有する構築物,系統及び機器及びそれらの施設を内包する建屋の 	 d. 風(台風) 外部事象防護対象施設は、風荷重を「建築基準法」に基づき設定 護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全

	記載しない理由
「おり間接的に外	
っことによりばい	
発電機を含む。) 発電機を含む。)	
にくい設計とす	
こくい構造とし,	
補機冷却海水ポ こより,ばい煙に	
♪煙が侵入した場 ≦により閉塞しな	
型室内に滞在する 引止し,中央制御 こ中央制御室以外	
る設計とする。	
による外気の遮 めて管理する。	
↓離隔距離を確保 聲がない設計とす	
Èし,外部事象防 ≧性を確保するこ	

変更前	変更後	記載しない理由
構造健全性を確保することで、その安全性を損なうおそれがない設計とする。	 とで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 	
b. 凍結 安全機能を有する構築物,系統及び機器は,凍結に対して,最低気温を考慮し, 建屋内への設置又は屋外機器で凍結のおそれのあるものは凍結防止対策を行う設 計とする。	 e. 凍結 外部事象防護対象施設は,設計基準温度による凍結に対して,屋内施設については換気空調系により環境温度を維持し,屋外施設については保温等の凍結防止 対策を必要に応じて行うことにより,安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は,建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに,環 境条件等を考慮することにより,設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にその の機能を損なわない設計とする。 	
 c. 降水 安全機能を有する構造物,系統及び機器は,降水による浸水に対して,観測記録 を上回る排水能力を有する構内排水路を設けて海域へ排水を行う設計とする。 降水による荷重に対して,排水口及び構内排水路による海域への排水により,安 全機能を有する構築物,系統及び機器は及びそれらの施設を内包する建屋の構造 健全性を確保することで,その安全性を損なうおそれがない設計とする。 	 f. 降水 外部事象防護対象施設は、降水による浸水に対して、設計基準降水量を上回る 排水能力を有する構内排水路による海域への排水及び建屋止水処置を行う設計と する。 隆水による荷重に対して、排水口及び構内排水路による海域への排水により、 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋の構造健全性を 確保することで、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は、建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに、環 境条件等を考慮することにより、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時にそ の機能を損なわない設計とする。 	
d. 積雪 安全機能を有する構造物,系統及び機器は,積雪荷重を発電所の最寄りの気象官 署である石巻特別地域気象観測所の観測記録により設定し,安全機能を有する構 造物,系統及び機器及びそれらの施設を内包する建屋の構造健全性を確保するこ とで,その安全機能を損なわない設計とする。	 g. 積雪 外部事象防護対象施設は,発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象 観測所の観測記録に基づき設定した設計基準積雪量による積雪荷重に対して,機 械的強度を有すること,また,閉塞に対して,非常用換気空調系の給排気口を設 計基準積雪量より高所に設置することにより,安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は,建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに,環 境条件等を考慮すること,及び除雪の実施により,設計基準事故対処設備等の安 全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 	

変更前	変更後	記載しない理由
e. 落雷 安全機能を有する構造物,系統及び機器は,発電所の雷害防止対策として,「建築基準法」に基づき原子炉建屋等への避雷針の設置を行うとともに,雷サージに対して,接地網の敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行う設計とする。	 h. 落雷 外部事象防護対象施設は,発電所の雷害防止対策として,原子炉建屋等への避 雷針の設置を行うとともに,設計基準電流値による雷サージに対して,接地網の 敷設による接地抵抗の低減等及び安全保護装置への雷サージ侵入の抑制を図る回 路設計を行うことにより,安全機能を損なわない設計とする。 重大事故等対処設備は,建屋内への設置又は設計基準事故対処設備等及び同じ 機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を図り設置するとともに,必 要に応じ避雷設備又は接地設備により防護することにより,設計基準事故対処設 備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 	
f. 生物学的事象 安全機能を有する構造物,系統及び機器は,生物学的事象に対して,海生生物で あるクラゲ等の発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し,必要に応 じて塵芥を除去する設計とする。また,小動物の侵入に対して,屋内施設は建屋止 水処置により,屋外施設は,端子箱貫通部の閉止処置を行う設計とする。	 i. 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、生物学的事象に対して、海生生物であるクラゲ等の 発生を考慮して除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去 する設計とする。また、小動物の侵入に対して、屋内施設は建屋止水処置等によ り、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわ ない設計とする。 重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して、小動物の侵入を防止し、海生生 物に対して、侵入を防止する又は予備を有することにより、設計基準事故対処設 備等の安全機能と同時にその機能を損なわない設計とする。 	
 g. 高潮 安全機能を有する構築物,系統及び機器は,高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.+3.5m)以上に設置することにより,高潮により影響を受けることがない設計とする。 	 j. 高潮 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備(非常用取水設備を除く。)は, 高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.+3.5m)以上に設置することにより,高潮に より影響を受けることがない設計とする。 	
(2) 人為事象	 (2) 人為事象 a. 船舶の衝突 外部事象防護対象施設は,航路からの離隔距離を確保すること,小型船舶が発 電所近傍で漂流した場合でも,防波堤等に衝突して止まること及び呑み口が広く, 取水性を損なわないことから,船舶の衝突により安全機能を損なわない設計とす る。 重大事故等対処設備は,航路からの離隔距離を確保すること,小型船舶が発電 所近傍で漂流した場合でも,防波堤等に衝突して止まること及び設計基準事故対 処設備等と位置的分散を図り設置することにより,船舶の衝突により取水性を損 なわない設計とする。 	
a. 電磁的障害	b. 電磁的障害	

変更前	変更後	記載しない理由
安全機能を有する構造物,系統及び機器は、電磁波の侵入を防止する設計とす	外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必	
る。	要な機器は、電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや	
	絶縁回路の設置,又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により,電磁	
	波の侵入を防止する設計とする。	
	c. 航空機の墜落	
	重大事故等対処設備は、建屋内に設置するか、又は屋外において設計基準事故	
	対処設備等と位置的分散を図り設置する。	
3. 火災	3. 火災	本記載は概要であるため,記載し
3.1 火災による損傷の防止	3.1 火災による損傷の防止	ない。
原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設	原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設	
備の基本設計方針に基づく設計とする。	備の基本設計方針に基づく設計とする。	
	4. 溢水等	本記載は概要であるため,記載し
	4.1 溢水等による損傷の防止	ない。
_	原子炉冷却系統の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設	
	の基本設計方針に基づく設計とする。	
4. 設備に対する要求	5. 設備に対する要求	
4.1 安全設備及び設計基準対象施設	5.1 安全設備,設計基準対象施設及び重大事故等対処設備	
4.1.1 通常運転時の一般要求	5.1.1 通常運転時の一般要求	
(1) 設計基準対象施設の機能	(1) 設計基準対象施設の機能	
設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定	
的に制御でき,かつ,運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力	的に制御でき,かつ,運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出	
抑制特性を有するとともに,発電用原子炉の反応度を制御することにより,核分裂の	力抑制特性を有するとともに,発電用原子炉の反応度を制御することにより,核分	
連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。	裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。	
(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置	(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置	
設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容	設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容	
器,配管,ポンプ,弁その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合にお	器,配管,ポンプ,弁その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合に	
いては,系統外に漏えいさせることなく,各建屋等に設けられた機器ドレン,床ドレ	おいては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン、床	
ン等のサンプ又はタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。	ドレン等のサンプ又はタンクに収集し,液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。	
4.1.2 多様性, 位置的分散等	5.1.2 多様性, 位置的分散等	

変更前	変更後	記載しない理由
(1) 多重性又は多様性及び独立性	(1) 多重性又は多様性及び独立性	
設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち,安	設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち,安	
全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、当該系統を構成する機器に	全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、当該系統を構成する機器に	
「(2) 単一故障」にて記載する単一故障が発生した場合であって、外部電源が利用	「(2) 単一故障」にて記載する単一故障が発生した場合であって、外部電源が利用	
できない場合においても,その系統の安全機能を達成できるよう,十分高い信頼性を	できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高い信頼性	
確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計	を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える	
とする。	設計とする。	
	重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、発電所敷地又はそ	
	の周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそ	
	れがある事象であって人為によるもの(以下「人為事象」という。), 溢水, 火災及び	
	サポート系の故障を考慮する。	
	発電所敷地で想定される自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、	
	降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選定する。	
	自然現象の組合せについては、地震、津波、風(台風)、積雪及び火山の影響を考	
	慮する。	
	人為事象として,飛来物(航空機落下),爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載	
	した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突そ	
	の他のテロリズムを選定する。	
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等	
	対処設備による対策を講じることとする。	
	原子炉建屋,制御建屋,緊急用電気品建屋及び緊急時対策建屋(以下「建屋等」と	
	いう。)については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる	
	設計とする。	
	重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を確	
	保し、位置的分散を図ることを考慮する。	
	a. 常設重大事故等対処設備	
	常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使	
	用済燃料プール)の冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」とい	
	う。)の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよ	
	う,共通要因の特性を踏まえ,可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して	
	適切な措置を講じる設計とする。ただし,常設重大事故防止設備のうち,計装設	

変更前	変更後	記載しない理由
	備について、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計	
	測が困難となった場合に当該パラメータを推定するために必要なパラメータは,	
	異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視すること	
	が必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設	
	計とするとともに、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	
	環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放	
	射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を	
	確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性について	
	は「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風(台風),凍結,降水,積雪及び	
	電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわ	
	れない設計とする。	
	常設重大事故防止設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置するとともに、地	
	震,津波及び火災に対して,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津波による損	
	傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。	
	溢水に対しては,可能な限り多様性を有し,位置的分散を図ることで,想定する 溢水水位に対して同時に機能を損なうことのない設計とする。	
	地震, 津波, 溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は, 設計基準事故対処 設備等と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処 設備等と位置的分散を図る。	
	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林	
	火災,爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突及	
	び電磁的障害に対して、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の	
	防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機	
	能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に	
	設置する。	
	落雷に対して常設代替交流電源設備は,避雷設備等により防護する設計とする。	
	生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備	
	は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるお	
	それのない設計とする。生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受	
	けるおそれのある常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対	

変更前	変更後	記載しない理由
	処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。	
	高潮に対して常設重大事故防止設備(非常用取水設備を除く。)は、高潮の影響	
	を受けない敷地高さに設置する。	
	飛来物(航空機落下)に対して常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備	
	等と同時にその機能が損なわれないように,設計基準事故対処設備等と位置的分	
	散を図り設置する。	
	常設重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り上記	
	を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。	
	サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給される電力,空気,油及び冷	
	却水を考慮し,常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源,	
	冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計と	
	する。また,常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異な る水源をもつ設計とする。	
	る八原をもう設計とする。	
	b. 可搬型重大事故等対処設備	
	可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設	
	備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因	
	の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置	
	を講じる設計とする。	
	また,可搬型重大事故等対処設備は,地震,津波,その他の自然現象又は故意に	
	よる大型航空機の衝突その他のテロリズム,設計基準事故対処設備等及び重大事	
	故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異な	
	る保管場所に保管する設計とする。	
	環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放	
	射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機	
	能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性につ	
	いては「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	
	可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に	
	対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。	
	地震に対して,屋内の可搬型重大事故等対処設備は,「1. 地盤等」に基づく地	

変更前	変更後	記載しない理由
	盤に設置された建屋等内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒	
	しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震によ	
	り生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び	
	浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機	
	能を喪失しない位置に保管する設計とする。	
	地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の	
	防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	
	火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に	
	基づく火災防護を行う。	
	重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事	
	ては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に対し	
	ては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。	
	地震,津波,溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は,設計基準事故	
	対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよう	
	に,設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分	
	散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林	
	火災,爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突及	
	び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損	
	傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常	
	設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基	
	準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り,	
	防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処	
	設備は、予備を有する設計とする。	
	高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに	
	保管する設計とする。	
	飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに	
	対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備	
	等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し	
	て保管する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常	
	設重大事故等対処設備が設置されている建屋等から 100m 以上の離隔距離を確保	
	するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計	
	基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から 100m 以上の離隔距離を確	
	保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。	
	サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給される電力,空気,油及び冷	
	却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重	
	大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源	
	が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、	
	異なる水源を用いる設計とする。	
	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	
	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設	
	備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止する	
	ため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	
	環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放	
	射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計と	
	するとともに、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋	
	面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における	
	健全性については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。風(台風)、凍結、	
	降水,積雪及び電磁的障害に対しては,環境条件にて考慮し,機能が損なわれな	
	い設計とする。	
	地震に対して接続口は、「1. 地盤等」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複	
	数箇所設置する。	
	地震,津波及び火災に対して接続口は,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津	
	波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。	
	溢水に対して接続口は,想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に 設置する。	
	地震,津波,溢水及び火災に対しては,接続口は,建屋内及び建屋面の適切に離 隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。	

変更前	変更後	記載しない理由
 (2) 単一故障 (2) 単一故障 安全機能を有する系統のうち,安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障,長期間では動的機器の単一故障若しくは想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合であって,外部電源が利用できない場合においても,その系統の安全機能を達成できる設計とする。 	変更後 風(台風), 奄巻, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災, 飛来物(航空 機落下), 爆発, 近隣工場等の火災, 危険物を搭載した車両, 有毒ガス, 船舶の衝 突及び放意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して, 接続口は, 螺 屋の異なる面の隣接しない位置又は塗屋内及び建屋面の適切に雕隔した位置に潮 数箇所設置する。 生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して, 屋外に設置する場合は, 開口 節の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのな い設計とする。 「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのな い設計とする。 「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのな い設計とする。 「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのな い設計とする。 「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのな い設計とする。 「「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能を通じる。 「酸の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能を注意。 「酸素素」を設計とする。 「酸塩、 「のの接触に、 「説」の事件できる。 「酸塩、 「して使用する場合には、それぞれの機 歴をな容量が確保できる接続回を設ける設計とする。同時に使用する可能性 がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容 屋を同時に供給できる設計とする。 「単一故障 を全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するも のは、当該系統を構成する機器に短期間では勤的機器の単一故障のいずれかが生じた場合で あって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき るって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成でき なって、格納容器スブレイ冷却モード。のドライウェルスブレイ管弦びサブレッ とタンパスブレイ管については、設計基準事故が発生した場合に長期間にお たって機能が要素される静的機器であるが、単一設計を定すため、	記載しない理由
 4.1.3 悪影響防止等 (1) 飛来物による損傷の防止 設計基準対象施設に属する設備は,蒸気タービン,発電機及び内部発生エネルギの 高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断,高速回転機器の破損に伴う飛散物に より安全性を損なわない設計とする。 	 う。 5.1.3 悪影響防止等 (1) 飛来物による損傷の防止 設計基準対象施設に属する設備は,蒸気タービン,発電機及び内部発生エネルギ の高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断,高速回転機器の破損に伴う飛散物 により安全性を損なわない設計とする。 	

変更前	変更後	記載しない理由
発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう蒸気タービン及び発電機は,破損防 止対策等を行うとともに,原子力委員会原子炉安全審査会「タービンミサイル評価に ついて」により,タービンミサイル発生時の対象物を破損する確率が10 ⁻⁷ 回/炉・年 以下となることを確認する。	発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう蒸気タービン及び発電機は、破損防 止対策等を行うとともに、原子力委員会原子炉安全審査会「タービンミサイル評価 について」により、タービンミサイル発生時の対象物を破損する確率が10 ⁻⁷ 回/炉・ 年以下となることを確認する。	
高温高圧の配管については,材料選定,強度設計に十分な考慮を払う。さらに,安 全性を高めるために,原子炉格納容器内で想定される配管破断が生じた場合,破断口 からの原子炉冷却材流出によるジェット噴流による力に耐える設計とする。また,ジ ェット反力によるホイッピングで原子炉格納容器が損傷しないよう配置上の考慮を 払うとともに,レストレイント等の配管ホイッピング防止対策を設ける設計とする。	高温高圧の配管については、材料選定、強度設計に十分な考慮を払う。さらに、安全性を高めるために、原子炉格納容器内で想定される配管破断が生じた場合、破断口からの原子炉冷却材流出によるジェット噴流による力に耐える設計とする。また、ジェット反力によるホイッピングで原子炉格納容器が損傷しないよう配置上の考慮を払うとともに、レストレイント等の配管ホイッピング防止対策を設ける設計とする。	
また,その他の高速回転機器が損壊し,飛散物とならないように保護装置を設ける こと等によりオーバースピードとならない設計とする。	また,その他の高速回転機器が損壊し,飛散物とならないように保護装置を設け ること等によりオーバースピードとならない設計とする。	
損傷防止措置を行う場合,想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を 十分にとる設計とし,又は飛散物の飛散方向を考慮し,配置上の配慮又は多重性を考 慮した設計とする。	損傷防止措置を行う場合,想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を 十分にとる設計とし,又は飛散物の飛散方向を考慮し,配置上の配慮又は多重性を 考慮した設計とする。	
 (2) 共用 安全施設を発電用原子炉施設間で共用する場合には,発電用原子炉施設の安全性を 損なわない設計とする。 	 (2) 共用 重要安全施設は,発電用原子炉施設間で原則共用しないものとするが,安全性が 向上する場合は,共用することを考慮する。 なお,発電用原子炉施設間で共用する重要安全施設はないことから,共用することを考慮する必要はない。 皮全施設(重要安全施設を除く。)を共用する場合には,発電用原子炉施設の安全 性を損なわない設計とする。 	
	常設重大事故等対処設備の各機器については,2以上の発電用原子炉施設におい て共用しない設計とする。 (3) 相互接続	
	 重要安全施設は,発電用原子炉施設間で原則相互に接続しないものとするが,安 全性が向上する場合は,相互に接続することを考慮する。 なお,発電用原子炉施設間で相互に接続する重要安全施設はないことから,相互 に接続することを考慮する必要はない。 安全施設(重要安全施設を除く。)を相互に接続する場合には,発電用原子炉施設 の安全性を損なわない設計とする。 	

変更前	変更後	記載しない理由
	(4) 悪影響防止	
	重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設(他号機を含む。)内の他の設備(設計	
	基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備)に対して悪	
	影響を及ぼさない設計とする。	
	他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な	
	影響(電気的な影響を含む。)並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影	
	響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準	
	対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とする	
	こと、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作	
	や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立	
	して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成	
	で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさな	
	い設計とする。	
	放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時	
	において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギの高い流体を内蔵する	
	弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し,	
	重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の	
	設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	5.1.4 容量等	
	(1) 常設重大事故等対処設備	
	常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事	
	象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事	
	故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ	
	により達成する。	
	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄	
	電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。	
	常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもの	
	については、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる	

変更前	変更後
	容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設
	と同仕様の設計とする。
	常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器
	で、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるも
	その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる
	設計とする。
	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的
	系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要
	る設計とする。
	(2) 可搬型重大事故等対処設備
	可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束にお
	事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計
	故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。
	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、発電機容量
	ボンベ容量,計測器の計測範囲等とする。
	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等
	するとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有
	とにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する
	可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで,
	被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数
	容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。
	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電
	内臓空重八事成等対処設備のうら、原子が建屋の外がら水叉は電水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当た
	え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバック
	発電所全体で予備を確保する。
	また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高
	べ,主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池等は,必要となる容量等を有
	当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による
	ックアップとして、発電所全体で予備を確保する。

	記載しない理由
との容量等の仕様	
≩を使用するもの	
,のについては,	
容量等を有する	
して設置する	
をして 設置 りる 長な容量等を有す	
いて, 想定する	
を行う。重大事	
量, 蓄電池容量,	
を有する設計と	
「数を確保するこ	
設計とする。	
設置の効率化,	
の機能に必要な	
主な研究中で決	
記力を供給する注 :り 2 セットに加	
アップとして,	
, ,, c c c c,	
5.圧窒素ガスボン	
する設備を1基	
ら待機除外時のバ	

変更前	変更後	記載しない理由
	上記以外の可搬型重大事故等対処設備は,必要となる容量等を有する設備を1基 当たり1セットに加え,設備の信頼度等を考慮し,予備を確保する。	
4.1.4 環境条件等 安全施設の設計条件については,材料疲労,劣化等に対しても十分な余裕を持って 機能維持が可能となるよう,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事 故時に想定される圧力,温度,湿度,放射線,荷重,屋外の天候による影響(凍結及 び降水),海水を通水する系統への影響,電磁的障害,周辺機器等からの悪影響及び 冷却材の性状を考慮し,十分安全側の条件を与えることにより,これらの条件下にお いても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	 5.1.5 環境条件等 安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持っ て機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響(凍 結及び降水)、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響 及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件 下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 	
	重大事故等対処設備は,想定される重大事故等が発生した場合における温度,放 射線,荷重及びその他の使用条件において,その機能が有効に発揮できるよう,そ の設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするととも に,操作が可能な設計とする。	
	重大事故等時の環境条件については,重大事故等時における温度(環境温度及び 使用温度),放射線及び荷重に加えて,その他の使用条件として環境圧力,湿度によ る影響,屋外の天候による影響(凍結及び降水),重大事故等時に海水を通水する系 統への影響,自然現象による影響,人為事象の影響,周辺機器等からの悪影響及び 冷却材の性状(原子炉冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。	
	荷重としては,重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて,環境圧 力,温度及び自然現象による荷重を考慮する。	
	自然現象について,重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれが ある事象として,地震,風(台風),凍結,降水及び積雪を選定する。これらの事象 のうち,凍結及び降水については,屋外の天候による影響として考慮する。	
	自然現象による荷重の組合せについては, 地震, 風(台風)及び積雪の影響を考慮 する。	
	これらの環境条件のうち,重大事故等時における環境温度,環境圧力,湿度による影響,屋外の天候による影響(凍結及び降水),重大事故等時の放射線による影響 及び荷重に対しては,重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて,「(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候	
	による影響(凍結及び降水)並びに荷重」に示すように設備分類ごとに必要な機能	

変更前	変更後	記載しない理由
	を有効に発揮できる設計とする。	
(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影	(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影	
響(凍結及び降水)並びに荷重	響(凍結及び降水)並びに荷重	
安全施設は,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における	安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時におけ	
環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影響	る環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による	
(凍結及び降水) 並びに荷重を考慮しても,安全機能を発揮できる設計とする。	影響(凍結及び降水)並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。	
	原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原	
	子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮し	
	て、機能を損なわない設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。	
	原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時におけ	
	る環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損な	
	おない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の	
	落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しく	
	は離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。	
	原子炉建屋付属棟内,制御建屋内(中央制御室を含む。),緊急用電気品建屋(地下	
	階)内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれ	
	ぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、	
	機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により	
	当該設備の落下防止,転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は,中央制御室,異なる	
	区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。	
	インターフェイスシステム LOCA 時,使用済燃料プールにおける重大事故に至るお ストのたてまたおけたまたなな地域事たお日のまたまたな味になります。	
	それのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備について	
	は、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画	
	等に設置する。	
	特に、使用済燃料プール監視カメラは、使用済燃料プールに係る重大事故等時に	
	使用するため、その環境影響を考慮して、カメラと一体の冷却装置により冷却する	
	ことで耐環境性向上を図る設計とする。 屋外及び緊急用電気品建屋(地上階)の重大事故等対処設備は,重大事故等時に	
	<u> 屋外及び緊急用電気品運産(地工階)の重大事取等対処設備は、重大事取等時に</u> おける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又	
	おりる屋外の環境来件を考慮した成計とする。操作は、中央前御里、離40た場所又 は設置場所で可能な設計とする。	
	[は設直物所で可能な設計とする。] また,地震,風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮し,機能を損なわない設	
	計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の	

変更前	変更後	記載しない理由
	落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。	
	積雪の影響については、必要により除雪の措置を講じることを保安規定に定めて	
	管理する。	
	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を	
	喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能と	
	なるよう,位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計と する。	
原子炉格納容器内の安全施設は,設計基準事故等時に想定される圧力,温度等に対し	原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重	
て、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。	大事故等時に想定される圧力,温度等に対して,格納容器スプレイ水による影響を	
	考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。	
安全施設において,主たる流路の機能を維持できるよう,主たる流路に影響を与える	安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、	
範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計 する。	
(2) 海水を通水する系統への影響	(2) 海水を通水する系統への影響	
海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は	海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又	
海で使用する安全施設は,耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリー ト構造物については,腐食を考慮した設計とする。	は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計と する。常時海水を通水するコンクリート構造物については,腐食を考慮した設計と	
下構迫物については、 腐良を 与思した 設計 と り る。	りる。市時海小を通小りるコンクリート構造物については、腐良を考慮した設計と する。	
	また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設	
	計とする。	
	原則,淡水を通水するが,海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は,	
	可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への海水の影響を	
	考慮する。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	
(3) 電磁的障害	(3) 電磁的障害	
電磁的障害に対しては,安全施設は,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び 設計基準事故が発生した場合においても,電磁波によりその機能が損なわれない設	電磁的障害に対しては,安全施設は,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及 び設計基準事故が発生した場合においても,電磁波によりその機能が損なわれない	
設計 差 年 争 取 が 先 王 し に 物 っ に お い て む , 単 磁 仮 に よ り て り 機 能 が 損 な り れ な い 成 計 と す る。	し設計室中争取が先生した場合においても、電磁波によりその機能が損な4740ない 設計とする。	
	人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定	
	する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁	

変更前	変更後	記載しない理由
	波により機能を損なわない設計とする。	
(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備 からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置 を講じた設計とする。	 (4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。 	
	重大事故等対処設備は,事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの 悪影響としては,地震,火災及び溢水による波及的影響を考慮する。	
	溢水に対しては,重大事故等対処設備は,想定される溢水により機能を損なわな いように,重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。	
	 地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、 火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの 事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない 設計とする。 	
(5) 設置場所における放射線の影響 安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故 が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線 源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置 場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠 隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計と する。	(5) 設置場所における放射線の影響 安全施設の設置場所は,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事 故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように,遮蔽の設置や 線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で,設 置場所から操作可能,放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から 遠隔で操作可能,又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計 とする。	
	重大事故等対処設備は,想定される重大事故等が発生した場合においても操作及 び復旧作業に支障がないように,放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選 定,当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な 設計,放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能 な設計,又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	
	 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても 設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少な い設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置 及び常設設備との接続が可能な設計とする。 	

変更前	変更後
(6) 冷却材の性状 原子炉冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理すること により異物の発生を防止する設計とする。 安全施設は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレー ナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。	 (6) 冷却材の性状 原子炉冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質 により異物の発生を防止する設計とする。 安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入す 系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能をする る設計とする。
4.1.5 操作性及び試験・検査性	 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保
	 工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所で セスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処調 設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができ 必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等 とする。 現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。 が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮 る。 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする

	記載したい理由
	記載しない理由
重を管理すること	
-る可能性のある ≤有効に発揮でき	
<u> </u>	
こおいても操作を [、] 可能な設計とす	
≌空間を確保する する。また,防護 る。	
 ごまるとともに、 ごきるとともに、 ご等が可能な設計 	
また, 電源操作 汚慮した設計とす	
3.	

変更前	変更後	記載しない理由
	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式	
	等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設	
	計とする。	
	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間	
	内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は	
	運転員の操作性を考慮した設計とする。	
	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器につ	
	いては、その作動状態の確認が可能な設計とする。	
	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処する	
	<u> 国内事成寺が起設備のプラ、本木の市途の下の市途として重大事成寺に対起する</u> ために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なよう	
	に、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	
	可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実	
	に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用	
	い,配管は配管径や内部流体の圧力によって,大口径配管又は高圧環境においては	
	フランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用い	
	る設計とする。高圧窒素ガスボンベ,空気ボンベ,タンクローリ等については、各々	
	専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一すること により、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。	
	により、後数の示視での按照力式の肌 もち悪する。	
	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を移	
	動・運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が	
	確保できるよう、以下の設計とする。	
	屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を	
	想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数の	
	アクセスルートを確保する設計とする。	
	屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然事象として, 地震,	
	津波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森	
	林火災及び高潮を選定する。	
	屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセスルート	
	に影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落下),爆発,近隣	
	工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突,電磁的障害及び故意	

変更前	変更後	記載しない理由
	による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のア	
	クセスルートを確保する設計とする。	
	船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されることか	
	らアクセスルートへの影響はない。	
	電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセス	
	ルートへの影響はない。	
	屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の	
	崩壊及び敷地下斜面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻に	
	よる飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,複数のアクセスルートの中から状	
	況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能	
	なブルドーザ(台数1(予備1))及びバックホウ(台数1(予備1))を保管,使用	
	する。	
	また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流	
	下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計	
	とする。	
	津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁	
	で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。	
	また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確	
	保する設計とする。	
	森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する	
	設計とする。	
	屋外アクセスルートは、人為事象のうち飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等	
	の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数の	
	アクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては、道路面が直接影響を受け	
	ることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アク	
	セスルートへの影響はない。	
	屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべ	
	りで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備	

変更前	変更後	記載しない理由
	の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。また、	
	不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策の実施、	
	迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により対処する設計とする。	
	屋外アクセスルートは、自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路について	
	は融雪剤を配備し, 車両については常時スタッドレスタイヤを装着することにより,	
	並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行	
	性を確保できる設計とする。	
	屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風(台風)、竜巻、凍結、	
	降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮による影響に対し	
	て、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	
	屋内アクセスルートは、人為事象として選定する飛来物(航空機落下)、爆発、近	
	隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス及び船舶の衝突に対して,外部	
	からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	
	日中マカキュル しの乳ウに火を ては、油中気機型にトス地電防火し巛の影響	
	屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震随伴火災の影響 や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を	
	や、小文は蒸気内包機器による地展随件価小の影響を考慮することもに、10回路を 含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	
 (1) 試験・検査性 	(2) 試験・検査性	
設計基準対象施設は,健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は	設計基準対象施設は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又	
停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)が可能な構造とし、そのた	は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)が可能な構造とし、その	
めに必要な配置、空間等を備えた設計とする。	ために必要な配置、空間等を備えた設計とする。	
	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中	
	国大事成等対処設備は、健主住及び能力を確認するため、発電用原子がの建築中 又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能	
	の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配	
	で確認, 備えての有点の確認, 力解点便等がてきる構造とし, てのために必要な配置, 空間等を備えた設計とする。また, 接近性を考慮して必要な空間等を備え, 構造	
	直, 王前寺を備えた設計とする。また, 接近住を与慮して必要な王尚寺を備え, 構造 上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。	
設計基準対象施設は,使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え,保	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、使用前事業者検査及び定期事業者	
全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。	検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。	
	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とす	
	る。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備す	
	ることで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要が	

変更前	変更後	記載しない理由
	あるもの又は単体で機能・性能を確認するものは,他の系統と独立して機能・性能 確認が可能な設計とする。	
	発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は,発電用原子炉の 運転に大きな影響を及ぼす場合を除き,運転中に定期的な試験又は検査が実施可能 な設計とする。また,多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては,各々が 独立して試験又は検査ができる設計とする。	
	代替電源設備は,電気系統の重要な部分として,適切な定期試験及び検査が可能 な設計とする。	
	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は,原則として分解・開 放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし,機能・性能確認,各部の経年劣化対策 及び日常点検を考慮することにより,分解・開放が不要なものについては外観の確 認が可能な設計とする。	
4.2 材料及び構造等 設計基準対象施設(圧縮機,補助ボイラー,蒸気タービン(発電用のものに限る。),発 電機,変圧器及び遮断器を除く。)に属する容器,管,ポンプ若しくは弁若しくはこれら の支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は,施設時において,各機器等のクラ ス区分に応じて以下のとおりとし,その際,日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・ 建設規格」(JSME 設計・建設規格)等に従い設計する。	電機,変圧器及び遮断器を除く。)並びに重大事故等対処設備に属する容器,管,ポンプ 若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は,施設時 において,各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし,その際,日本機械学会「発	属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載
 4.2.1 材料について (1) 機械的強度及び化学的成分 	 5.2.1 材料について (1) 機械的強度及び化学的成分 	

変更前	変更後	記載しない理由
 変更前 学的成分(使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。)を有す る材料を使用する。 クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器及びクラス4管は、その使 用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的 成分を有する材料を使用する。 に、原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物は、その使用される圧力、温度、 湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する 材料を使用する。 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除 去系ストレーナは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適 切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。 	 学的成分(使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。)を有する材料を使用する。 b. クラス2機器,クラス2支持構造物,クラス3機器,クラス4管,重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。 c. 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物は、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。 d. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。 e. 重大事故等クラス3機器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条 	記載しない理由 の要求事項であり、「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため、記載 しない。
 (2) 破壊じん性 a. クラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用 条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸 法、材質又は破壊じん性試験により確認する。 原子炉圧力容器については、原子炉圧力容器の脆性破壊を防止するため、中性子 照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持でき るよう、原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定め 	 件に対して日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する 材料を使用する。 (2) 破壊じん性 ヘラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使 用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、 寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。 原子炉圧力容器については、原子炉圧力容器の脆性破壊を防止するため、中性 子照射脆化の影響を考慮した最低試験温度を確認し、適切な破壊じん性を維持で きるよう、原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを保安規定に定 	
 で管理する。 b. クラス1機器(クラス1容器を除く。),クラス1支持構造物(クラス1管及び クラス1弁を支持するものを除く。),クラス2機器,クラス3機器(工学的安全 施設に属するものに限る。),原子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物及び炉心 支持構造物は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用 する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。 	 ともより、赤日が用車内価反反び上分の制車車西を放足することを休女死足に足 めて管理する。 り、クラス1機器(クラス1容器を除く。)、クラス1支持構造物(クラス1管及び クラス1弁を支持するものを除く。)、クラス2機器、クラス3機器(工学的安全 施設に属するものに限る。)、原子炉格納容器、原子炉格納容器支持構造物、炉心 支持構造物及び重大事故等クラス2機器は、その最低使用温度に対して適切な破 壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん 性試験により確認する。) 	
c. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ,低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除	 重大事故等クラス2機器のうち、原子炉圧力容器については、重大事故等時に おける温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して損傷するおそれがない設計 とする。 c. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除 	「実用発電用原子炉及びその附

変更前	変更後	記載しない理由
去系ストレーナは,その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を 使用する。また,破壊じん性は,寸法,材質又は破壊じん性試験により確認する。	去系ストレーナは,その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を 使用する。また,破壊じん性は,寸法,材質又は破壊じん性試験により確認する。	属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
(3) 非破壊試験 クラス1機器,クラス1支持構造物(棒及びボルトに限る。),クラス2機器(鋳 造品に限る。)及び炉心支持構造物に使用する材料は,非破壊試験により有害な欠陥 がないことを確認する。	(3) 非破壊試験 クラス1機器、クラス1支持構造物(棒及びボルトに限る。)、クラス2機器(鋳 造品に限る。)、炉心支持構造物及び重大事故等クラス2機器(鋳造品に限る。)に使 用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
 4.2.2 構造及び強度について 延性破断の防止 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 クラス1支持構造物及び原子炉格納容器支持構造物は、運転状態I及び運転状態Iにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものは、b.にかかわらず、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 クラス1容器(オメガシールその他のシールを除く。)、クラス1管、クラス1年 弁、クラス1支持構造物、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物にあっては、運転状態IIにおいて、全体的な塑形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。 クラス1容器(オメガシールその他のシールを除く。)、クラス1管、クラス1支持構造物、原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)、原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。 	 5.2.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. クラス1機器,クラス2機器,クラス3機器,原子炉格納容器,炉心支持構造物,重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器は,最高使用圧力,最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において,全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 b. クラス1支持構造物及び原子炉格納容器支持構造物は,運転状態I及び運転状態IIにおいて,全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 c. クラス1支持構造物であって,クラス1容器に溶接により取り付けられ,その損壊により,クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものは、b.にかかわらず,設計上定める条件において,全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 d. クラス1容器(オメガシールその他のシールを除く。),クラス1管,クラス1支持構造物,原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物にあっては、運転状態IIにおいて,全体的な塑性変形が生じない設計とする。また,応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。 e. クラス1容器(オメガシールその他のシールを除く。),クラス1管,クラス1支持構造物,原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器で、 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり、「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため、記載 しない。

変更前	変更後	記載しない理由
 い設計とする。 タラス1 容器(ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他のシールを除く。)、クラス1 支持構造物(クラス1 容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1 支持構造物(クラス1 容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1 容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)及び原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)は、試験状態において、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。 h. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、運転状態 II、運転状態 II及び運転状態IV(異物付着による差圧を考慮)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 i. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態 I 及び運転状態 IIにおいて、延性破断が生じない設計とする。 	 い設計とする。 g. クラス1 容器(ボルトその他の固定用金具,オメガシールその他のシールを除く。),クラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ,その損壊により、クラス1 支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ,その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)及び原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)は、試験状態において、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。 h. 高圧炉心スプレイ系ストレーナ,低圧炉心スプレイ系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、運転状態I及び運転状態IV(異物付着による差圧を考慮)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 i. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2検器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断が生じない設計とする。 j. 重大事故等クラス2支持構造物であって、重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、設計上定める条件において、延性破断が生じない設計とする。 	
(2) 進行性変形による破壊の防止 クラス1容器(ボルトその他の固定用金具を除く。),クラス1管,クラス1弁(弁 箱に限る。),クラス1支持構造物,原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び 特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,運 転状態I及び運転状態IIにおいて,進行性変形が生じない設計とする。	(2) 進行性変形による破壊の防止 クラス1容器(ボルトその他の固定用金具を除く。),クラス1管,クラス1弁(弁 箱に限る。),クラス1支持構造物,原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び 特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,運 転状態I及び運転状態IIにおいて,進行性変形が生じない設計とする。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
 (3) 疲労破壊の防止 a. クラス1容器,クラス1管,クラス1弁(弁箱に限る。),クラス1支持構造物, クラス2管(伸縮継手を除く。),原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び 特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,運 転状態I及び運転状態IIにおいて,疲労破壊が生じない設計とする。 b. クラス2機器,クラス3機器及び原子炉格納容器の伸縮継手は,設計上定める 条件で応力が繰り返し加わる場合において,疲労破壊が生じない設計とする。 	 (3) 疲労破壊の防止 a. クラス1容器,クラス1管,クラス1弁(弁箱に限る。),クラス1支持構造物, クラス2管(伸縮継手を除く。),原子炉格納容器(著しい応力が生ずる部分及び 特殊な形状の部分に限る。),原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,運 転状態I及び運転状態IIにおいて,疲労破壊が生じない設計とする。 b. クラス2機器,クラス3機器,原子炉格納容器,重大事故等クラス2機器の伸 縮継手及び重大事故等クラス2管(伸縮継手を除く。)は、設計上定める条件で応 力が繰り返し加わる場合において,疲労破壊が生じない設計とする。 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
(4) 座屈による破壊の防止 a. クラス 1 容器(胴,鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限	(4) 座屈による破壊の防止 a. クラス 1 容器(胴,鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限	「実用発電用原子炉及びその附

変更前	変更後	記載しない理由
 る。)、クラス1支持構造物、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は、 運転状態I,運転状態II,運転状態II及び運転状態IVにおいて、座屈が生じない設 計とする。 クラス1容器(胴,鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限 る。)及びクラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損 壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)は、試験 状態において、座屈が生じない設計とする。 クラス1管、クラス2容器、クラス2管及びクラス3機器は、設計上定める条 件において、座屈が生じない設計とする。 	 計とする。 b. クラス1 容器(胴,鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。)及びクラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ,その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)は、試験状態において、座屈が生じない設計とする。 c. クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3機器、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管及び重大事故等クラス2支持構造物(重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に 損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)は、設計上定める条件において、座 	則」の要求事項でないため、記載
 d. 原子炉格納容器は,設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて,座屈が生じない設計とする。 e. クラス2支持構造物であって,クラス2機器に溶接により取り付けられ,その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには,運転状態I 及び運転状態Ⅱにおいて,座屈が生じないよう設計する。 	屈が生じない設計とする。 d. 原子炉格納容器は,設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおい て,座屈が生じない設計とする。 e. クラス2支持構造物であって,クラス2機器に溶接により取り付けられ,その 損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには,運転状態I 及び運転状態Ⅱにおいて,座屈が生じないよう設計する。	
 4.2.3 主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)について クラス1容器,クラス1管,クラス2容器,クラス2管,クラス3容器,クラス3 管,クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 	 5.2.3 主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)について クラス1容器,クラス1管,クラス2容器,クラス2管,クラス3容器,クラス3 管,クラス4管,原子炉格納容器,重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2 管のうち主要な耐圧部の溶接部は,次のとおりとし,使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 	
 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み 不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その 他の評価方法によりあらかじめ確認する。 	 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み 不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その 他の評価方法によりあらかじめ確認する。 	構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため, 記載 しない。
 4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 クラス1機器,クラス1支持構造物,クラス2機器,クラス2支持構造物,クラス3機器,クラス4管,原子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物は,使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合,有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。 使用中のクラス1機器,クラス1支持構造物,クラス2機器,クラス2支持構造物, 	 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 クラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器支持構造物、炉心支持構造物、重大事 故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、使用される環境条件を踏まえ 応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意な残留応力が発生すると予想され る部位の応力緩和を行う。 使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載

変更前	変更後	記載しない理由
クラス3機器,クラス4管,原子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持 構造物は, 亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう,保安規定に基づき「実 用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」 等に従って検査及び維持管理を行う。 使用中のクラス1機器の耐圧部分は,貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう, 保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂 その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。	クラス3機器,クラス4管,原子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物,炉心支持構造物,重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は, 亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう,保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその 附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持 管理を行う。 使用中のクラス1機器の耐圧部分は,貫通する亀裂その他の欠陥が発生しないよう, 保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂 その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。	しない。
 4.4 耐圧試験等 (1) クラス1機器,クラス2機器,クラス3機器,クラス4管及び原子炉格納容器は, 施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、か つ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であっ て、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格 納容器にあっては、最高使用圧力の0.9倍)までに減じて著しい漏えいがないこと を確認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に 従って実施する。 a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、 機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。ただし、クラス1 機器、クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行 う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時 の圧力を超える圧力とする。 b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試 験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、 耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 	 5.4 耐圧試験等 (1) クラス1機器,クラス2機器,クラス3機器,クラス4管及び原子炉格納容器は,施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の0.9倍)までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」等に従って実施する。 a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。ただし、クラス1機器,クラス2管又はクラス3管であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後においては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。 b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
	 (2) 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、施設時に、 当該機器の使用時における圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい 漏えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に 従って実施する。 ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験 結果を用いた評価等により確認する。 重大事故等クラス3機器であって、「消防法」に基づく技術上の規格等を満たす一 般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がない 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。

変更前	変更後	記載しない理由
	ことの確認とすることもできるものとする。	
(2) 使用中のクラス1機器,クラス2機器,クラス3機器及びクラス4管は,通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき,著しい漏えいがないことを確認する。	(3) 使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で、使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがないことを確認する。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、
なお,漏えい試験は,日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格(JSME S NA1)」等に従って実施する。	なお、漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格(JSME S NA1)」等に従って実施する。 ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は使 用時における圧力で試験を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評 価等により確認する。 重大事故等クラス3機器であって、「消防法」に基づく技術上の規格等を満たす一 般産業品の完成品は、上記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥がない ことの確認とすることもできるものとする。	構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため、記載 しない。
(3) 原子炉格納容器は,最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき, 著しい漏えいがないことを確認する。 なお,漏えい率試験は,日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JE AC4203)」等に従って行う。 ただし,原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については,判定基準に適切な余 裕係数を見込むか,内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。	 (4) 原子炉格納容器は、最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧で気密試験を行ったとき、 著しい漏えいがないことを確認する。 なお、漏えい率試験は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JE AC4203)」等に従って行う。 ただし、原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮については、判定基準に適切な余 裕係数を見込むか、内側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施する。 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
 4.5 安全弁等 蒸気タービン,発電機,変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設に設置する安全弁, 逃がし弁,破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S N C1)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC 1-2001)及び(JSME S NC1-2005)【事例規格】過圧防護に関する規定(N C-CC-001)」に適合するよう、以下のとおり設計する。 なお、安全弁、逃がし弁、破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示 (通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示 第501号)」)の規定に適合する設計とする。 安全弁及び逃がし弁(以下「4.5 安全弁等」において「安全弁等」という。)は、確実 に作動する構造を有する設計とする。 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造とする。 安全弁等又は真空破壊弁の材料は、容器及び管の重要度に応じて適切な材料を使用す る。 設計基準対象施設に係る安全弁又は逃がし弁(以下「4.5 安全弁等」において「安全 	 5.5 安全弁等 蒸気タービン,発電機,変圧器及び遮断器を除く設計基準対象施設及び重大事故等対 処施設に設置する安全弁,逃がし弁,破壊板及び真空破壊弁は、日本機械学会「設計・建 設規格」(JSME S NC1)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設 規格(JSME S NC1-2001)及び(JSME S NC1-2005)【事例規格】 過圧防護に関する規定(NC-CC-001)」に適合するよう,以下のとおり設計する。 なお、安全弁,逃がし弁,破壊板及び真空破壊弁については、施設時に適用した告示 (通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示 第501号)」)の規定に適合する設計とする。 安全弁及び逃がし弁(以下「5.5 安全弁等」において「安全弁等」という。)は、確実 に作動する構造を有する設計とする。 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造とする。 安全弁等又は真空破壊弁の材料は、容器及び管の重要度に応じて適切な材料を使用す る。 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に係る安全弁又は逃がし弁(以下「5.5 安 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。

変更前	変更後	記載しない理由
弁」という。)のうち,補助作動装置付きの安全弁にあっては,当該補助作動装置が故障	全弁等」において「安全弁」という。)のうち、補助作動装置付きの安全弁にあっては、	
しても系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な吹出し容量が	当該補助作動装置が故障しても系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持する	
得られる構造とする。	のに必要な吹出し容量が得られる構造とする。	
設計基準対象施設のうち減圧弁を有する管にあって、その低圧側の設備が高圧側の圧	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のうち減圧弁を有する管にあって、その低	
力に耐えられる設計となっていないもののうちクラス 1 管以外のものについては,減圧	圧側の設備が高圧側の圧力に耐えられる設計となっていないもののうちクラス 1 管以外	
弁の低圧側の系統の健全性を維持するために必要な容量を持つ安全弁等を1個以上,減	のものについては、減圧弁の低圧側の系統の健全性を維持するために必要な容量を持つ	
圧弁に接近して設置し、高圧側の圧力による損傷を防止する設計とする。なお、容量は当	安全弁等を 1 個以上,減圧弁に接近して設置し,高圧側の圧力による損傷を防止する設	
該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、系統の圧力をそ	計とする。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせるこ	
の最高使用圧力の1.1倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	とにより,系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算	
	定する。	
また、安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。	また、安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。	
なお,クラス1管には減圧弁を設置しない設計とする。	なお,クラス1管には減圧弁を設置しない設計とする。	
原子炉圧力容器、補助ボイラー及び原子炉格納容器を除く設計基準対象施設に属する	原子炉圧力容器,補助ボイラー及び原子炉格納容器を除く設計基準対象施設及び重大	
容器又は管であって、内部に過圧が生ずるおそれがあるものにあっては、過圧防止に必	事故等対処施設に属する容器又は管であって、内部に過圧が生ずるおそれがあるものに	
要な容量を持つ安全弁等を 1 個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計とす	あっては,過圧防止に必要な容量を持つ安全弁等を 1 個以上設置し,内部の過圧による	
る。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることによ	損傷を防止する設計とする。なお、容量は当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数を適切	
り,系統の圧力をその最高使用圧力の1.1倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	に組み合わせることにより,系統の圧力をその最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するの に必要な容量を算定する。	
また、安全弁は吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。	また、安全弁は吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まる構造とする。	
安全弁等の入口側に破壊板を設ける場合は、当該容器の最高使用圧力以下で破壊し、	安全弁等の入口側に破壊板を設ける場合は,当該容器の最高使用圧力以下で破壊し,	
破壊板の破壊により安全弁等の機能を損なわないよう設計する。	破壊板の破壊により安全弁等の機能を損なわないよう設計する。	
設計基準対象施設に属する容器又は管に設置する安全弁等の出口側には、破壊板を設	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に属する容器又は管に設置する安全弁等の	
置しない設計とする。	出口側には、破壊板を設置しない設計とする。	
設計基準対象施設に属する容器として、液体炭酸ガス等の安全弁等の作動を不能にす	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器として、液体炭酸ガス等の安	
るおそれのある物質を内包する容器にあっては、容器の過圧防止に必要な容量を持つ破	全弁等の作動を不能にするおそれのある物質を内包する容器にあっては、容器の過圧防	
壊板を1 個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計とする。なお、容量は吹	止に必要な容量を持つ破壊板を1 個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計	
出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、容器の圧力をその最高使用圧力	とする。なお、容量は吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、容器の圧	
の1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	力をその最高使用圧力の1.1 倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	
なお、容器と破壊板との間に連絡管は設置しない設計とする。	なお、容器と破壊板との間に連絡管は設置しない設計とする。	
設計基準対象施設に属する容器又は管に設置する安全弁等又は破壊板の入口側又は出	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に属する容器又は管に設置する安全弁等又	
口側に止め弁を設置する場合は、発電用原子炉の起動時及び運転中に止め弁が全開して	は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設置する場合は、発電用原子炉の起動時及び運	
いる事が確認できる設計とする。	転中に止め弁が全開している事が確認できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるお それがある設計基準対象施設に属する容器又は管については,適切な箇所に過圧防止に 必要な容量以上となる真空破壊弁を1個以上設置し,負圧による容器又は管の損傷を防 止する設計とする。	内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるお それがある設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に属する容器又は管については, 適切な箇所に過圧防止に必要な容量以上となる真空破壊弁を1個以上設置し,負圧によ る容器又は管の損傷を防止する設計とする。	
設計基準対象施設のうち,流体に放射性物質を含む系統に設置する安全弁等,破壊板 又は真空破壊弁は,放出される流体を,放射性廃棄物を一時的に貯蔵するタンクを介し て廃棄物処理施設に導き,安全に処理することができる設計とする。	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のうち,流体に放射性物質を含む系統に設置する安全弁等,破壊板又は真空破壊弁は,放出される流体を,放射性廃棄物を一時的に 貯蔵するタンクを介して廃棄物処理施設に導き,安全に処理することができる設計とす る。	
 4.6 逆止め弁 放射性物質を含む原子炉冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物処理設備 (排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導 く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない 流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管 が直接接続されていない場合又は十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれが ないため、逆止め弁の設置を不要とする。 	 5.6 逆止め弁 放射性物質を含む原子炉冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物処理設備 (排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導 く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない 流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管 が直接接続されていない場合又は十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれが ないため、逆止め弁の設置を不要とする。 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
 4.7 内燃機関の設計条件 4.7.1 設計基準対象施設 設計基準対象施設に施設する内燃機関(以下「内燃機関」という。)は、非常調速 装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設 計とする。 	という。)及び重大事故等対処施設に施設するガスタービン(以下「ガスタービン」 という。)は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な 機械的強度を有する設計とする。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
内燃機関の軸受は運転中の荷重を安定に支持できるものであって,かつ,異常な摩 耗,変形及び過熱が生じない設計とする。 内燃機関の耐圧部の構造は,最高使用圧力又は最高使用温度において発生する耐	内燃機関及びガスタービンの軸受は運転中の荷重を安定に支持できるものであっ て、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じない設計とする。 ガスタービンの危険速度は、調速装置により調整可能な最小の回転速度から非常 調速装置が作動したときに達する回転速度までの間に発生しないように設計する。 内燃機関及びガスタービンの耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度に	

変更前	変更後	記載しない理由
圧部分に生じる応力は当該部分に使用する材料の許容応力以下となる設計とする。	おいて発生する耐圧部分に生じる応力は当該部分に使用する材料の許容応力以下と なる設計とする。	
内燃機関を屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給	内燃機関を屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給	
排気部を設ける設計とする。	非気部を設ける設計とする。	
内燃機関は、その回転速度及び出力が負荷の変動により持続的に動揺することを	内燃機関及びガスタービンは、その回転速度及び出力が負荷の変動により持続的	
防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過速度その他の異常による設	に動揺することを防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過速度その	
備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関を安全に停止させる	他の異常による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関及	
非常調速装置その他の非常停止装置を設置する設計とする。	びガスタービンを安全に停止させる非常調速装置その他の非常停止装置を設置する	
	設計とする。	
内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものには、適切な	内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものには、適切な	
過圧防止装置を設ける設計とする。	過圧防止装置を設ける設計とする。	
内燃機関には,設備の損傷を防止するために,回転速度,潤滑油圧力及び潤滑油温	内燃機関及びガスタービンには、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油	
度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。	圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。	
内燃機関の附属設備に属する容器及び管は発電用原子炉施設として、「実用発電用	内燃機関及びガスタービンの附属設備に属する容器及び管は発電用原子炉施設と	
原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の材料及び構造、安全弁等、耐圧	して、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の材料及び構	
試験等の規定を満たす設計とする。	造,安全弁等,耐圧試験等の規定を満たす設計とする。	
	5.7.2 可搬型重大事故等対処設備	
	可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装	 「実用発電用原子炉及びその附
	置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計と	属施設の技術基準に関する規則」
	する。	の要求事項であり、「実用発電用
	可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の	
	運転状態を計測する装置を設ける設計とする。	構造及び設備の基準に関する規
	可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度が著しく上昇した場合及び冷却	
	水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。	しない。
	可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定	
	される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。	
4.8 電気設備の設計条件	5.8 電気設備の設計条件	
4.8.1 設計基準対象施設	5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	
設計基準対象施設に施設する電気設備(以下「電気設備」という。)は、感電又は	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設する電気設備(以下「電気設備」	 「実用発電用原子炉及びその附
火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に接触できない設計とする。	という。)は、感電又は火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に接触で	
	きない設計とする。	の要求事項であり、「実用発電用
電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないよ	電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないよ	
うに端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがな	うに端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがな	
い設計とする。	い設計とする。	則」の要求事項でないため, 記載
電気設備における電路に施設する電気機械器具は、期待される使用状態において	電気設備における電路に施設する電気機械器具は、期待される使用状態において	しない。

変更前	変更後	記載しない理由
発生する熱に耐えるものとし、高圧又は特別高圧の電気機械器具については、可燃性	発生する熱に耐えるものとし, 高圧又は特別高圧の電気機械器具については, 可燃性	
の物と隔離する設計とする。	の物と隔離する設計とする。	
電気設備は,電流が安全かつ確実に大地に通じることができるよう,適切な箇所に	電気設備は、電流が安全かつ確実に大地に通じることができるよう、適切な箇所に	
接地を施す設計とする。	接地を施す設計とする。	
電気設備における高圧の電路と低圧の電路とを結合する変圧器には、適切な箇所	電気設備における高圧の電路と低圧の電路とを結合する変圧器には、適切な箇所	
に接地を施し,変圧器により特別高圧の電路に結合される高圧の電路には,避雷器を	に接地を施し,変圧器により特別高圧の電路に結合される高圧の電路には,避雷器を	
施設する設計とする。	施設する設計とする。	
電気設備は、電路の必要な箇所に過電流遮断器又は地絡遮断器を施設する設計と	電気設備は、電路の必要な箇所に過電流遮断器又は地絡遮断器を施設する設計と	
する。	する。	
電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与え	電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与え	
ない設計とする。	ない設計とする。	
電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者	電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者	
が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。	が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。	
電気設備における架空電線は、接触又は誘導作用による感電のおそれがなく、か	電気設備における架空電線は、接触又は誘導作用による感電のおそれがなく、か	
つ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設する設計とする。	つ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設する設計とする。	
電気設備における電力保安通信線は、他の電線等を損傷するおそれがなく、かつ、	電気設備における電力保安通信線は、他の電線等を損傷するおそれがなく、かつ、	
接触又は断線によって生じる混触による感電又は火災のおそれがない設計とする。	接触又は断線によって生じる混触による感電又は火災のおそれがない設計とする。	
電気設備のうちガス絶縁機器は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、異常	電気設備のうちガス絶縁機器は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、異常	
な圧力を検知するとともに,使用する絶縁ガスは可燃性,腐食性及び有毒性のない設	な圧力を検知するとともに,使用する絶縁ガスは可燃性,腐食性及び有毒性のない設	
計とする。	計とする。	
電気設備のうち開閉器又は断路器に使用する圧縮空気装置は、最高使用圧力に耐	電気設備のうち開閉器又は断路器に使用する圧縮空気装置は、最高使用圧力に耐	
え、かつ、漏えいがなく、異常な圧力を検知するとともに、圧力が上昇した場合に最	え,かつ,漏えいがなく,異常な圧力を検知するとともに,圧力が上昇した場合に最	
高使用圧力に到達する前に圧力を低下させ、空気タンクの圧力が低下した場合に圧	高使用圧力に到達する前に圧力を低下させ、空気タンクの圧力が低下した場合に圧	
力を自動的に回復できる機能を有し、空気タンクは耐食性を有する設計とする。	力を自動的に回復できる機能を有し、空気タンクは耐食性を有する設計とする。	
電気設備のうち水素冷却式発電機は、水素の漏えい又は空気の混入のおそれがな	電気設備のうち水素冷却式発電機は、水素の漏えい又は空気の混入のおそれがな	
く,水素が大気圧で爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有し,異常を早期に検	く,水素が大気圧で爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有し,異常を早期に検	
知し警報する機能を有する設計とする。	知し警報する機能を有する設計とする。	
電気設備のうち水素冷却式発電機は、軸封部から漏えいした水素を外部に放出で	電気設備のうち水素冷却式発電機は、軸封部から漏えいした水素を外部に放出で	
き,発電機内への水素の導入及び発電機内からの水素の外部への放出が安全にでき	き、発電機内への水素の導入及び発電機内からの水素の外部への放出が安全にでき	
る設計とする。	る設計とする。	
電気設備のうち発電機又は特別高圧の変圧器には、異常が生じた場合に自動的に	電気設備のうち発電機又は特別高圧の変圧器には、異常が生じた場合に自動的に	
これを電路から遮断する装置を施設する設計とする。	これを電路から遮断する装置を施設する設計とする。	
電気設備のうち発電機及び変圧器等は,短絡電流により生じる機械的衝撃に耐え,	電気設備のうち発電機及び変圧器等は, 短絡電流により生じる機械的衝撃に耐え,	
発電機の回転する部分については非常調速装置及びその他の非常停止装置が動作し	発電機の回転する部分については非常調速装置及びその他の非常停止装置が動作し	
て達する速度に対し耐える設計とする。	て達する速度に対し耐える設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
また, 蒸気タービンに接続する発電機は, 軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対 して構造上十分な機械的強度を有した設計とする。 電気設備においては, 運転に必要な知識及び技能を有する者が発電所構内に常時 駐在し, 異常を早期に発見できる設計とする。 電気設備において, 発電所の架空電線引込口及び引出口又はこれに近接する箇所 には, 避雷器を施設する設計とする。 電気設備における電力保安通信線は, 機械的衝撃又は火災等により通信の機能を 損なうおそれがない設計とする。 電気設備において, 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナを施設する 支持物の材料及び構造は, 風圧荷重を考慮し, 倒壊により通信の機能を損なうおそれ がない設計とする。	して構造上十分な機械的強度を有した設計とする。 電気設備においては、運転に必要な知識及び技能を有する者が発電所構内に常時 駐在し、異常を早期に発見できる設計とする。 電気設備において、発電所の架空電線引込口及び引出口又はこれに近接する箇所 には、避雷器を施設する設計とする。 電気設備における電力保安通信線は、機械的衝撃又は火災等により通信の機能を 損なうおそれがない設計とする。 電気設備において、電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナを施設する	
	 5.8.2 可搬型重大事故等対処設備 可搬型の非常用発電装置の発電機は,電気的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線 を使用し,耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。 可搬型の非常用発電装置の発電機は,電源電圧の著しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に自動的に停止する設計とする。 可搬型の非常用発電装置の発電機は,定格出力のもとで1時間運転し,安定した 運転が維持されることを確認した設備とする。 	原子炉及びその附属施設の位置、
 5. その他 5.1 立ち入りの防止 発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁,柵,塀等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。 保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁,柵,塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。 発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵,塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計、又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする(ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。)。 管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。 	防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。 保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等 の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する 設計とする。 発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを 制限するため、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計、又は周辺監視区 域である旨を表示する設計とする(ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないこと が明らかな場合は除く。)。	原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規

変更前	変更後	記載しない理由
5.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人 の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって区画して、巡 視,監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。	 6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 	
また,探知施設を設け,警報,映像等を集中監視するとともに,核物質防護措置に係る 関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 さらに,防護された区域内においても,施錠管理により,発電用原子炉施設及び特定核 燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な <mark>接近</mark> を防止する設計とする。	また,探知施設を設け,警報,映像等を集中監視するとともに,核物質防護措置に係る 関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 さらに,防護された区域内においても,施錠管理により,発電用原子炉施設及び特定 核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な <mark>接</mark> 近を防止する設計とする。	
	発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又 は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破 物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため,持込み点検を行うことができる設計 とする。	
これらの対策については,核物質防護規定に定めて管理する。	 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため,発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが,電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けることがないように,当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 これらの対策については,核物質防護規定に定めて管理する。 	
 5.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共用」及び「第1号機設備,第1,2号機共用」)及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共用」及び「第1号機設備,第1,2号機共用」)及び誘導灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共用」及び「第1号機設備,第1,2号機共用」)を設置し、安全に避難できる設計とする。 	 6.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別 できる安全避難通路(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共用」及び「第 1号機設備,第1,2号機共用」)及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損な わない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により電 力を供給できる非常灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共用」及び「第 1号機設備,第1,2号機共用」)及び誘導灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1, 2,3号機共用」及び「第1号機設備,第1,2号機共用」)を設置し、安全に避難できる 設計とする。 	
	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として,非常用照明,直流照明兼非 常用照明及び直流照明を設置する設計とする。 非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線,直流照明兼非常用照明は非常用低 圧母線及び125V 蓄電池,並びに直流照明は125V 蓄電池に接続し,非常用ディーゼル発 電機からも電力を供給できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
 5.4 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがあって、人が頻繁に出入りする管理区域内の床 面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物 	 直流照明兼非常用照明及び直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処 するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可 能な設計とする。 設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、内蔵電池を備える 可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLED ライト及びヘッドライト(ヘルメット装着 用))を配備する設計とする。 可搬型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))は全交流動力電源喪失時における緊 急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、発電所対策本 部要員及び重大事故等対応要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務建屋に配 備する設計とする。 「搬型照明(ランタンタイプLED ライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用))は全 交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に発 電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する設計とする。 上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置 することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要に なった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する 可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLED ライト及びヘッドライト(ヘルメット装着 用))を使用する設計とする。 6.4 放射性物質による汚染の防止 放射性物質による汚染の防止 放射性物質による汚染の防止 なが触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」
		属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用

変更前	変更後
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 原子炉冷却材	1. 原子炉冷却材
原子炉冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起こる最も厳しい	変更なし
条件において、核的性質として核反応断面積が核反応維持のために適切であり、熱水力的	
性質として冷却能力が適切であることを保持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨け	
ることのない性質であり、通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを	
保持する設計とする。	
2. 原子炉冷却材再循環設備	2. 原子炉冷却材再循環設備
2.1 原子炉再循環系	変更なし
原子炉再循環系は、原子炉再循環ポンプ及び原子炉圧力容器内に設けられたジェット	
ポンプにより、原子炉冷却材を原子炉圧力容器内に循環させて、炉心から熱除去を行う。	
原子炉再循環ポンプの1台が急速停止又は電源喪失の場合でも、燃料棒が十分な熱的	J I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
余裕を有し、かつ、タービン・トリップ又は負荷遮断直後の原子炉出力を抑制できるよ	
うに、原子炉再循環系は適切な慣性を有する設計とする。	
3. 原子炉冷却材の循環設備	3. 原子炉冷却材の循環設備
3.1 主蒸気系,復水給水系等	3.1 主蒸気系,復水給水系等
炉心で発生した蒸気は、原子炉圧力容器内の気水分離器及び蒸気乾燥器を経た後、主	炉心で発生した蒸気は、原子炉圧力容器内の気水分離器及び蒸気乾燥器
蒸気管で蒸気タービンに導く設計とする。	蒸気管で蒸気タービンに導く設計とする。
なお、主蒸気管には、主蒸気逃がし安全弁及び主蒸気隔離弁を取り付ける設計とする。	なお、主蒸気管には、主蒸気逃がし安全弁及び主蒸気隔離弁を取り付け
蒸気タービンを出た蒸気は復水器で復水する。復水は、復水ポンプ、復水浄化系及び総	蒸気タービンを出た蒸気は復水器で復水する。復水は、復水ポンプ、後
水加熱器を通り、給水ポンプにより発電用原子炉に戻す設計とする。主蒸気管には、ター	給水加熱器を通り、給水ポンプにより発電用原子炉に戻す設計とする。主
ビンバイパス系を設け、蒸気を復水器へバイパスできる設計とする。	タービンバイパス系を設け、蒸気を復水器へバイパスできる設計とする。
復水給水系には復水中の核分裂生成物及び腐食生成物を除去するために復水浄化系を	復水給水系には復水中の核分裂生成物及び腐食生成物を除去するために
器及び 2 段の高圧給水加熱器を設け,発電用原子炉への適切な給水温度を確保できる設	
計とする。	計とする。
タービンバイパス系は,原子炉起動時,停止時,通常運転時及び過渡状態において,原	
子炉蒸気を直接復水器に導き、原子炉定格蒸気流量の約25%を処理できる設計とする。	子炉蒸気を直接復水器に導き,原子炉定格蒸気流量の約25%を処理できる
3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ	3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変	
化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の	
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐える設計とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐える設計と

	記載しない理由
燥器を経た後,主	
ける設計とする。	
復水浄化系及び	
。主蒸気管には,	
5.	
トレケートングルズナ	
めに復水浄化系を	
段の低圧給水加熱	
度を確保できる設	
状態において, 原	
もる設計とする。	
時の異常な過渡変	
重の増加その他の	
半とする。	
/ _ U	

変更前	変更後	記載しない理由
設計における衝撃荷重として,冷却材喪失事故に伴うジェット反力等,安全弁等の開 放に伴う荷重を考慮するとともに,反応度が炉心に投入されることにより原子炉冷却系 の圧力が増加することに伴う荷重の増加(浸水燃料の破損に加えて,ペレット/被覆管機 械的相互作用を原因とする破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む。)を考慮した 設計とする。	設計における衝撃荷重として,冷却材喪失事故に伴うジェット反力等,安全弁等の開 放に伴う荷重を考慮するとともに,反応度が炉心に投入されることにより原子炉冷却系 の圧力が増加することに伴う荷重の増加(浸水燃料の破損に加えて,ペレット/被覆管機 械的相互作用を原因とする破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む。)を考慮した 設計とする。	
原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。	
(1) 原子炉圧力容器及びその付属物(本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構 ハウジング等)	(1) 原子炉圧力容器及びその付属物(本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構 ハウジング等)	
(2) 原子炉冷却系を構成する機器及び配管(主蒸気管及び給水管のうち発電用原子炉 側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲)	(2) 原子炉冷却系を構成する機器及び配管(主蒸気管及び給水管のうち発電用原子炉 側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲)	
 (3) 接続配管 (一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側からみて,第二隔離弁を含むまでの範囲とする。 	 (3) 接続配管 (一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側か らみて,第二隔離弁を含むまでの範囲とする。 	
	 (二) 通常時又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常時閉及び設計基準事 故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側からみて,第二隔離弁を含む までの範囲とする。 	
(二) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側か らみて,第一隔離弁を含むまでの範囲とする。	(三) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののうち,(二)以外のものは,発電用原子炉側からみて,第一隔離弁を含むまでの範囲とする。	
(三) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(一)に 準ずる。	(四) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(一)に準ずる。	
(四) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時施錠管理等でロッ クされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	(五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時施錠管理等でロッククされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	
なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は,開 となるおそれがなく,上記(二)に該当する。	なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は, 開となるおそれがなく,上記(三)に該当する。	
また,原子炉冷却材圧力バウンダリは,以下に述べる事項を十分満足するように設計, 材料選定を行う。	また,原子炉冷却材圧力バウンダリは,以下に述べる事項を十分満足するように設計, 材料選定を行う。	

変更前	変更後	記載しない理由
通常運転時において出力運転中,原子炉圧力制御系により原子炉圧力を一定に保持す る設計とする。原子炉起動,停止時の加熱・冷却率を一定の値以下に抑える等の配慮をす る。 タービン・トリップ,主蒸気隔離弁閉鎖等の運転時の異常な過渡変化時において,「主 蒸気止め弁閉」,「主蒸気隔離弁閉」等の原子炉スクラム信号を発する安全保護装置を設 けること,また主蒸気逃がし安全弁を設けること等により,原子炉冷却材圧力バウンダ リ過渡最大圧力が原子炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力の1.1倍の圧力(9.48MPa) を超えない設計とする。	 通常運転時において出力運転中,原子炉圧力制御系により原子炉圧力を一定に保持す る設計とする。原子炉起動,停止時の加熱・冷却率を一定の値以下に抑える等の配慮をする。 タービン・トリップ,主蒸気隔離弁閉鎖等の運転時の異常な過渡変化時において,「主蒸気止め弁閉」,「主蒸気隔離弁閉」等の原子炉スクラム信号を発する安全保護装置を設けること,また主蒸気逃がし安全弁を設けること等により,原子炉冷却材圧力バウンダ リ過渡最大圧力が原子炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力の1.1倍の圧力(9.48MPa) を超えない設計とする。 	
設計基準事故時のうち原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題となる可能性がある制御棒落下事象については、「原子炉周期(ペリオド)短」、「中性子束高」等の原子炉スクラム信号を発する安全保護装置を設け、制御棒落下速度リミッタ、制御棒価値ミニマイザなどの対策と相まって、設計基準事故時の燃料の二酸化ウランの最大エンタルピを抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管及び機器の材料は、耐食性を考慮して選定する。	設計基準事故時のうち原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題となる可能性があ る制御棒落下事象については、「原子炉周期(ペリオド)短」、「中性子束高」等の原子炉 スクラム信号を発する安全保護装置を設け、制御棒落下速度リミッタ、制御棒価値ミニ マイザなどの対策と相まって、設計基準事故時の燃料の二酸化ウランの最大エンタルピ を抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管及び機器の材料は、耐食性を考慮して選 定する。	
 3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管等が 破損することによって、原子炉冷却材の流出を制限するために配管系の通常運転時の状 態及び使用目的を考慮し、適切に隔離弁を設ける設計とする。 	3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	
なお,原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は,以下のとおりとする。 (一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側か らみて,第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とする。	なお,原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は,以下のとおりとする。 (一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側か らみて,第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とする。	
(二) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側か	 (二) 通常時開又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常時閉及び設計基準 事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子炉側からみて,第一隔離弁及び 第二隔離弁を対象とする。 (三) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののうち,(二)以外のも 	
らみて,第一隔離弁を対象とする。 (三) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等も <mark>,</mark> 発電	のは,発電用原子炉側からみて,第一隔離弁を対象とする。 (四) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等も,発電	

変更前	変更後	記載しない理由
用原子炉側からみて第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とする。	用原子炉側からみて第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とする。	
(四) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時施錠管理等でロッ		
クされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	クされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	
なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は,開	なお、通常時閉、設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、	
となるおそれがなく,上記(二)に該当することから,発電用原子炉側からみて第一隔離	開となるおそれがなく、上記(三)に該当することから、発電用原子炉側からみて第一隔	
弁を対象とする。	離弁を対象とする。	
 3.4 主蒸気逃がし安全弁の機能 	3.4 主蒸気逃がし安全弁の機能	
3. 4. 1 系統構成	3. 4. 1 系統構成	
主蒸気逃がし安全弁は、バネ式安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュエ	主蒸気逃がし安全弁は、バネ式安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュ	
ータを取付けたもので, 排気はサプレッションチェンバのプール水面下に導き, 原子	エータを取付けたもので, 排気はサプレッションチェンバのプール水面下に導き,	
炉冷却系の過度の圧力上昇を防止できる設計とする。	原子炉冷却系の過度の圧力上昇を防止できる設計とする。	
自動減圧系は、中小破断の冷却材喪失事故時に原子炉蒸気をサプレッションチェ	自動減圧系は、中小破断の冷却材喪失事故時に原子炉蒸気をサプレッションチェ	
こ 3000000000000000000000000000000000000		
注水モード)又は低圧炉心スプレイ系による注水を可能とし、炉心冷却を行うことが		
できる設計とする。	とができる設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有	
	「京子炉市却材圧ガバリンタリが高圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有 する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子	
	炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために	
	必要な重大事故等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁を設ける設計とする。	
	主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備とし て,主蒸気逃がし安全弁は,中央制御室からの遠隔手動操作により,主蒸気逃がし	
	安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ又は主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキ	
	ュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動	
	し、蒸気を排気管によりサプレッションチェンバのプール水面下に導き凝縮させる	
	ことで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、炉心損傷時に原子炉	
	冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出及び格納容	
	器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設	
	備として、主蒸気逃がし安全弁は、中央制御室からの遠隔手動操作により、主蒸気	
	逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ又は主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能	

変更前	変更後	記載しない理由
	用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで	
	作動し、蒸気を排気管によりサプレッションチェンバのプール水面下に導き凝縮さ	
	せることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。	
	3.4.2 環境条件等	
	主蒸気逃がし安全弁は、想定される重大事故等時に確実に作動するように、原子	
	炉格納容器内に設置し、制御用空気が喪失した場合に使用する高圧窒素ガス供給系	
	(非常用)及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスボンベの容量の設定も含め	
	て、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、中	
	央制御室で可能な設計とする。	
3.4.2 主蒸気逃がし安全弁の容量	3.4.3 主蒸気逃がし安全弁の容量	
主蒸気逃がし安全弁は、ベローズと補助背圧平衡ピストンを備えたバネ式の平衡	主蒸気逃がし安全弁は、ベローズと補助背圧平衡ピストンを備えたバネ式の平衡	
形安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュエータを取付けたもので、蒸気圧	形安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュエータを取付けたもので、蒸気	
力がスプリングの設定圧力に達すると自動開放するほか、外部信号によってアクチ	圧力がスプリングの設定圧力に達すると自動開放するほか、外部信号によってアク	
ュエータのピストンに窒素圧力を供給して弁を強制的に開放することができるもの	チュエータのピストンに窒素圧力を供給して弁を強制的に開放することができるも	
を使用し、サプレッションチェンバからの背圧変動が主蒸気逃がし安全弁の設定圧	のを使用し、サプレッションチェンバからの背圧変動が主蒸気逃がし安全弁の設定	
力に影響を与えない設計とする。なお,主蒸気逃がし安全弁は,11 個設置する設計	圧力に影響を与えない設計とする。なお、主蒸気逃がし安全弁は、11 個設置する設	
とする。	計とする。	
主蒸気逃がし安全弁の排気は、排気管によりサプレッションチェンバのプール水	主蒸気逃がし安全弁の排気は、排気管によりサプレッションチェンバのプール水	
面下に導き凝縮する設計とする。	面下に導き凝縮する設計とする。	
主蒸気逃がし安全弁の容量は、原子炉冷却材圧力バウンダリの過度の圧力上昇を	主蒸気逃がし安全弁の容量は、原子炉冷却材圧力バウンダリの過度の圧力上昇を	
抑えるため, 吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより, 原子炉圧力	抑えるため、吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、原子炉圧	
容器の過圧防止に必要な容量以上を有する設計とする。	力容器の過圧防止に必要な容量以上を有する設計とする。	
なお, 容量は運転時の異常な過度変化時に, 原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力を	なお、容量は運転時の異常な過度変化時に、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力	
最高使用圧力の1.1倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	を最高使用圧力の1.1倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。	
	3.4.4 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有	
	する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子	
	炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために	
	必要な重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧	
	回路(代替自動減圧機能)を設ける設計とする。	
	主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備とし	

変更前	変更後	記載しない理由
	て,主蒸気逃がし安全弁は,代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)からの信号によ	
	り、主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチ	
	ュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサプレッション	
	チェンバのプール水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを	
	減圧できる設計とする。	
	3.4.5 主蒸気逃がし安全弁の機能回復	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁	
	の機能回復のための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要	
	な窒素ガスが喪失した場合においても、高圧窒素ガス供給系(非常用)及び代替高	
	圧窒素ガス供給系を使用できる設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁	
	の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備及び主蒸	
	気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を使用できる設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁	
	の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備は、主蒸	
	気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても,125V	
	直流電源切替盤を切り替えることにより、主蒸気逃がし安全弁(11個)の作動に必	
	要な電源を供給できる設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁	
	の機能回復のための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電	
	池は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合におい	
	ても、主蒸気逃がし安全弁の作動回路に接続することにより、主蒸気逃がし安全弁	
	(2個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。	
	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として,	
	主蒸気逃がし安全弁は、可搬型代替直流電源設備により作動に必要な直流電源が供	
	給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計	
	とする。	
	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として,	
	主蒸気逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により	
	所内常設蓄電式直流電源設備を受電し、作動に必要な直流電源が供給されることに	
	より機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。	

変更前	変更後
	3.4.6 原子炉冷却材の漏えい量抑制 インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備と し安全弁は、中央制御室からの手動操作によって作動させ、原子炉 ンダリを減圧させることで原子炉冷却材の漏えいを抑制できる設計
4. 残留熱除去設備	4. 残留熱除去設備
4.1 残留熱除去系	4.1 残留熱除去系
4.1.1 低圧注水モード	4.1.1 低圧注水モード
残留熱除去系(低圧注水モード)は,大破断の冷却材喪失事故時には低圧炉心スプ	残留熱除去系(低圧注水モード)は、大破断の冷却材喪失事故問
レイ系及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小破断の冷却材喪失事故時には高圧	プレイ系及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小破断の冷却材要
炉心スプレイ系あるいは自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し、非常用	圧炉心スプレイ系あるいは自動減圧系と連携して炉心を冷却する機
交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより、サプレッションチェンバのプー	用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより、サプレッショ
ル水を直接炉心シュラウド内に注水する設計とする。	ール水を直接炉心シュラウド内に注水する設計とする。
 4.1.2 原子炉停止時冷却モード (1) 系統構成 発電用原子炉を停止した場合において,燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却 材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが設計値を超えない ようにするため,原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができ る設備として残留熱除去系を設ける設計とする。 残留熱除去系の冷却速度は,原子炉冷却材圧力バウンダリの加熱・冷却速度の制限 値(55℃/h)を超えないように制限できる設計とする。 	材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが認 ようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除ま る設備として残留熱除去系を設ける設計とする。
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として,想定される おいて,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時 使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用 る。 発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機 炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により

	記載しない理由
して, 主蒸気逃が 5冷却材圧力バウ ・とする。	
 特には低圧炉心ス 要失事故時には高 後能を有し,非常 レチェンバのプ 	
₹及び原子炉冷却 と計値を超えない ミすることができ	
 ヘ・冷却速度の制 ための設備とし へる残留熱除去系 し設備(設計基準 	
5重大事故等時に 持冷却モード)が 目できる設計とす	
送冷却水系(原子),残留熱除去系	

変更前	変更後	記載しない理由
	(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常	
	設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧で	
	きる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設	
	備からの給電により機能を復旧し、原子炉冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去	
	系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉	
	心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原	
	子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とす	
	る。	
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として、設計基準対象施設であ	
	る原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対	
	処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし	
	ての設計を行う。	
	(2) 多様性,位置的分散等	
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、設計基準事故対処設備であるとと	
	もに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方	
	針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮	
	すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方	
	針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード	4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード	
(1) 系統構成	(1) 系統構成	
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納	
容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止す	容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止す	
るため,原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として,残留熱除去系	るため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去	
(格納容器スプレイ冷却モード)を設ける設計とする。	系(格納容器スプレイ冷却モード)を設ける設計とする。	
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、冷却材喪失事故時に、サプレッ	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)は,冷却材喪失事故時に,サプレッ	
ションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプ		
レイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。	レイすることにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。	
残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)は,原子炉冷却材圧力バウンダリ配	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,原子炉冷却材圧力バウンダリ	
管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギによる設計基準事故	配管の最も過酷な破断を想定した場合でも、放出されるエネルギによる設計基準事	
時の原子炉格納容器内圧力,温度が最高使用圧力,最高使用温度を超えないように		
し、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射性	にし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放	
物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。	射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
残留熱除去設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉	残留熱除去設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉	
格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに	格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに	
原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設	原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設	
備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院第5号(平	備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院第5号(平	
成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、設	成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により,設	
計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能	計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能	
力を有する設計とする。	力を有する設計とする。	
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の仕様は,設置(変更)許可を受け	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の仕様は,設置(変更)許可を受け	
た設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。	た設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。	
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、テストラインを構成することに	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、テストラインを構成すること	
より、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。また、設計基準事故時に動	により、発電用原子炉の運転中に試験ができる設計とする。また、設計基準事故時	
作する弁については、残留熱除去系ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。	に動作する弁については、残留熱除去系ポンプが停止中に開閉試験ができる設計と	
	する。	
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時に	
	武宗ビートランクや、然を輸送するための設備として、必定される重大事故寺時に おいて、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	
	が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計と	
	する。	
	プラッ。 	
	である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る	
	機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	(1) 夕祥县 估平的八步位	
	(2) 多様性,位置的分散等 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,設計基準事故対処設備である	
	残留熱除去糸(格納谷器スノレイ冷却モート)は,設計基準事故対処設備である とともに,重大事故等時においても使用するため,重大事故等対処設備としての基	
	本方針に示す設計方針を適用する。ただし,多様性及び独立性並びに位置的分散を 考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基	
	考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことがら、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
4.1.4 サプレッションプール水冷却モード	4.1.4 サプレッションプール水冷却モード	
(1) 系統構成	(1) 系統構成	
残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード)は,サプレッションチェンバ	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)は、サプレッションチェン	
のプール水温度を所定の温度以下に冷却できる設計とする。	バのプール水温度を所定の温度以下に冷却できる設計とする。	
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時に	

変更前	変更後	記載しない理由
	おいて,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(サプレッションプール水冷却 モード)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用でき る設計とする。 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の流路として,設計基準対 象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから,流路 に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 (2) 多様性,位置的分散等	
	 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)は、設計基準事故対処設備 であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備とし ての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的 分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。 	
4.1.5 燃料プール冷却 残留熱除去系は,使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。残留熱除去系 熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)を 経て,最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。	系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) を経て,最終ヒートシンクである海へ輸送できる設計とする。	
	 4.2 原子炉格納容器フィルタベント系 4.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した 場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発 生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する ために必要な重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設け る設計とする。 	
	 残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、フィルタ装置出口側ラプチャディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減 	
	させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量10.0kg/s(1Pdに おいて))することで,排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ, 原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設 計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器フィルタベント系を使用した場合に放出される放射性物質の放出	
	量に対して、設置(変更)許可において敷地境界での線量評価を行い、実効線量が	
	5mSv 以下であることを確認しており,原子炉格納容器フィルタベント系はこの評価	
	条件を満足する設計とする。	
	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス	
	状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスク	
	ラバ溶液中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態において pH13 以上)	
	に維持する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、サプレッションチェンバ及びドライウェル	
	と接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの	
	排気ではサプレッションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側から	
	の排気では、ドライウェル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部より	
	も高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受け	
	ない設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を	
	防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状	
	態で待機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガス(窒素)で置換	
	できる設計とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所には	
	バイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統	
	内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給系は、可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損	
	を防止するために、可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に不活性ガ	
	ス(窒素)の供給が可能な設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設	
	備により給電できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計	
	とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、	
	直列で2個設置(ベント用非常用ガス処理系側隔離弁(T48-F020)と格納容器排気	
	非常用ガス処理系側止め弁(T48-F045)(原子炉格納施設のうち「3.6.1 原子炉格	
	納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容	
	器フィルタベント系」の設備として兼用),ベント用換気空調系側隔離弁(T48-F021)	

変更前	変更後	記載しない理由
	と格納容器排気換気空調系側止め弁(T48-F046)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原	
	子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉	
	格納容器フィルタベント系」の設備として兼用),原子炉格納容器耐圧強化ベント用	
	連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィ	
	ルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタ	
	ベント系」の設備として兼用)と原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	
	(T48-F044)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」	
	の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設	
	備として兼用))し,原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔	
	離することで悪影響を及ぼさない設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、原子炉格納容器が負圧とな	
	らないよう,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのス	
	プレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベン	
	ト系の使用後に再度,原子炉格納容器内にスプレイする場合においても,原子炉格	
	納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイ	
	を停止する運用を保安規定に定めて管理する。	
	2 停止りる連用を床女規定にためて目空りる。	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔	
	手動弁操作設備(個数4)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタ	
	ベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベン	
	ト系」の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計と	
	する。	
	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬	
	型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可	
	搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	
	系統内に設けるフィルタ装置出口側ラプチャディスクは、原子炉格納容器フィル	
	タベント系の使用の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と比較し	
	て十分に低い圧力で破裂する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、大容量送水ポンプ(タイ	
	プI)によりフィルタ装置にスクラバ溶液を補給できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける	
	遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、サプレッションチェ	
	ンバベント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライ	

変更前	変更後	記載しない理由
	ウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体	
	(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィル	
	タベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベ	
	ント系」の設備として兼用)(以下同じ。))を設置し、放射線防護を考慮した設計と	
	する。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の著しい損傷時においても、原子炉格納容	
	器フィルタベント系の隔離弁操作ができるよう、どちらの遮蔽体においても鉛厚さ	
	2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収	
	車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プー	
	ル代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタ	
	ベント系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉	
	格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について	
	重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	4.2.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モー	
	ド)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因によって	
	同時に機能を損なわないよう、ポンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃が	
	し場である大気へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機	
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)に対して、多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、排出経路に設置される隔離弁の電動弁を常	
	設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常	
	設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電による遠隔操作を可能	
	とすること又は遠隔手動弁操作設備を用いた人力による遠隔操作を可能とすること	
	で、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系(格納容器スプレ	
	イ冷却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)に対して,	
	多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側ラプチ	
	ャディスクは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除	
	去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器,原子炉建屋付属棟内の原子炉補機冷却水ポ	
	ンプ及び原子炉補機冷却水系熱交換器並びに屋外の海水ポンプ室の原子炉補機冷却	
	海水ポンプと異なる区画に設置することで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系	
	(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう	

変更前	変更後
	位置的分散を図った設計とする。
	原子炉格納容器フィルタベント系は、除熱手段の多様性及び機器
	よって,残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海
	対して独立性を有する設計とする。
	4.3 耐圧強化ベント系
	4.3.1 系統構成
	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する
	場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の
	生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシング
	ために必要な重大事故等対処設備として、耐圧強化ベント系を設け
	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する核
	合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため
	処設備として、耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器内雰囲気ガン
	器調気系等を経由して,排気筒を通して原子炉建屋外に放出(系統認
	(1Pd において)) することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を
	し場である大気へ輸送できる設計とする。
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として使用する場合
	ト系は、炉心損傷前に使用するため、排気中に含まれる放射性物質
	は微量である。
	耐圧強化ベント系は、使用する際に弁により他の系統・機器と図
	り、悪影響を及ぼさない設計とする。
	耐圧強化ベント系は、想定される重大事故等時において、原子畑
	とならない設計とする。
	耐圧強化ベント系の使用に際しては、原子炉格納容器代替スプレ
	る原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用を保安規定に定め
	正強化ベント系の使用後に再度,原子炉格納容器内にスプレイをする
	も,原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には,原
	へのスプレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。
	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁のうち電
	ライウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)及びサプレッションラ
	出口隔離弁(T48-F022))は所内常設蓄電式直流電源設備,常設作
	又は可搬型代替直流電源設備からの給電による操作が可能な設計と

	記載しない理由
器の位置的分散に ■水系を含む。)に	
5機能が喪失した D著しい損傷が発 クへ熱を輸送する †る設計とする。	
機能が喪失した場 めの重大事故等対 へを原子炉格納容 と計流量 10.0kg/s 最終的な熱の逃が	
合の耐圧強化ベン 質及び可燃性ガス	
鬲離することによ	
戸格納容器が負圧	
>イ冷却系等によ めて管理する。耐 する場合において 原子炉格納容器内	
[動弁 (直流) (ド チェンバベント用 代替直流電源設備 - する。また,排	

変更前	変更後	記載しない理由
	出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交流)(原子炉格納容器耐圧強化ベント用	
	連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィ	
	ルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設	
	備として兼用)及び原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管止め弁(T48-F044)	
	(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子	
	炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用))については	
	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作が可能な	
	設計とする。	
	電動弁(直流)については、遠隔手動弁操作設備(個数2)(原子炉格納施設のう	
	ち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち	
	「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)によって人力による操作が可能な設	
	計とし、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。	
	耐圧強化ベント系はサプレッションチェンバ及びドライウェルと接続し、いずれ	
	からも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの排気ではサプレッ	
	ションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドラ	
	イウェルの床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に接	
	続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とす	
	3.	
	耐圧強化ベント系を使用した場合に放出される放射性物質の放出量に対して、設	
	置(変更)許可において敷地境界での線量評価を行い,実効線量が5mSv以下である	
	ことを確認しており、耐圧強化ベント系はこの評価条件を満足する設計とする。	
	耐圧強化ベント系の流路として、設計基準対象施設である排気筒及び原子炉格納	
	容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大	
	事故等対処設備としての設計を行う。	
	4.3.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	4.5.2 多重住父は多禄住及び張立住,位直的方散 耐圧強化ベント系は,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉	
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損	
	へ熱を輸送できる設計とすることで、残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系(原子	
	炉補機冷却海水系を含む。)に対して、多様性を有する設計とする。	
	耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(直流)は、所内	
	IIII/LJALINY 「パッカーロ社」に以見CAUのIM離开ツノウ电動开(旦加)は、「PIP」	

変更前	変更後	記載しない理由
	常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備若しくは可搬型代替直流電源設備	
	からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠隔手動弁操作設備を用いた人力	
	による遠隔操作が可能な設計とし、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交	
	流)は常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備からの給電による遠	
	隔操作を可能とすること又は操作ハンドルを用いた人力による操作が可能な設計と	
	することで、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系(格納容	
	器スプレイ冷却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	
	に対して、多様性を有する設計とする。	
	耐圧強化ベント系は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉建屋原子炉棟内の	
	残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器,原子炉建屋付属棟内の原子炉補機	
	冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却水系熱交換器並びに屋外の海水ポンプ室の原子炉	
	補機冷却海水ポンプと異なる区画に設置することで、残留熱除去系及び原子炉補機	
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損なわ	
	ないよう位置的分散を図った設計とする。	
	耐圧強化ベント系は、除熱手段の多様性及び機器の位置的分散によって、残留熱	
	除去系及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)に対して独立性を	
	有する設計とする。	
	4.4 重大事故等の収束に必要となる水源	
	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量	
	の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処	
	設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供	
	給するために必要な重大事故等対処設備として、サプレッションチェンバを重大事故等	
	の収束に必要となる水源として設ける設計とする。	
	また、これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に、代替淡水源として淡水貯	
	水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) を設ける設計とする。	
	サプレッションチェンバ (容量 2800m ³ , 個数 1) は, 想定される重大事故等時におい	
	て、重大事故等対処設備(設計基準拡張)である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モ	
	ード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の水源として使用でき	
	る設計とする。	
	代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は,想定される重大事故	
	等時において,原子炉格納容器フィルタベント系への水補給の水源として使用できる設	

変更前	変更後	記載しない理由
	計とする。	
5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	
5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能	5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能	
非常用炉心冷却設備は,工学的安全施設の一設備であって,高圧炉心スプレイ系,低圧	非常用炉心冷却設備は、工学的安全施設の一設備であって、高圧炉心スプレイ系、低	
炉心スプレイ系,残留熱除去系(低圧注水モード)及び自動減圧系から構成する。		
これらの各系統は、冷却材喪失事故等が起こったときに、サプレッションチェンバの	これらの各系統は、冷却材喪失事故等が起こったときに、サプレッションチェンバの	
プール水又は復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器内に注水し、又は原子炉蒸気をサフ	プール水又は復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器内に注水し、又は原子炉蒸気をサプ	
レッションチェンバのプール水中に逃がし原子炉圧力を速やかに低下させるなどによ	レッションチェンバのプール水中に逃がし原子炉圧力を速やかに低下させるなどによ	
り、炉心を冷却し、燃料被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる	り、炉心を冷却し、燃料被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる	
温度を超えて上昇することを防止できる設計とするとともに、燃料の過熱による燃料被	温度を超えて上昇することを防止できる設計とするとともに、燃料の過熱による燃料被	
覆管の大破損を防ぎ, <mark>さらに</mark> これに伴うジルコニウムと水との反応を無視しうる程度に	覆管の大破損を防ぎ、さらにこれに伴うジルコニウムと水との反応を無視しうる程度に	
抑え、著しく多量の水素を生じない設計とする。	抑え、著しく多量の水素を生じない設計とする。	
非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計基	非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計	
準事故の評価条件を満足する設計とする。	基準事故の評価条件を満足する設計とする。	
非常用炉心冷却設備又は残留熱除去設備のうち、サプレッションチェンバのプール水	非常用炉心冷却設備又は残留熱除去設備のうち,サプレッションチェンバのプール水	
を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは,原子炉圧力容器内又	を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、原子炉圧力容器内又	
は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに,原子炉冷却材中の異物の影響について「非	は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非	
常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内	常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内	
規)」(平成 20・02・12 原院第 5 号(平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定))に	規)」(平成 20・02・12 原院第5号(平成 20 年 2月 27 日原子力安全・保安院制定))に	
よるろ過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭	よるろ過装置の性能評価により、設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭	
においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、サプレッションチェンバのプール	
	水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、原子炉格納容器内	
	の圧力及び温度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又	
	は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12	
	原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価	
	により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能す	
	る能力を有する設計とする。	
非常用炉心冷却設備のうち、復水貯蔵タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水する	非常用炉心冷却設備のうち、復水貯蔵タンクを水源として原子炉圧力容器へ注水する	
ために運転するポンプは,復水貯蔵タンクの圧力及び温度により <mark>,想定される</mark> 最も小さ	ために運転するポンプは、復水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される最も小さ	
い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、復水貯蔵タンク、ほう酸水注入系	
	貯蔵タンク,淡水貯水槽(No.1),淡水貯水槽(No.2)又は海を水源として原子炉圧力容	
	器へ注水するために運転するポンプは、復水貯蔵タンク、ほう酸水注入系貯蔵タンク、	
	淡水貯水槽 (No.1),淡水貯水槽 (No.2)又は海の圧力及び温度により,想定される最も	
	小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
自動減圧系を除く非常用炉心冷却設備については,作動性を確認するため,発電用原	自動減圧系を除く非常用炉心冷却設備については、作動性を確認するため、発電用原	
子炉の運転中に, テストラインを用いてポンプの作動試験ができる設計とするとともに,	子炉の運転中に, テストラインを用いてポンプの作動試験ができる設計とするとともに,	
弁については単体で開閉試験ができる設計とする。	弁については単体で開閉試験ができる設計とする。	
自動減圧系については、発電用原子炉の運転中に主蒸気逃がし安全弁の駆動用窒素供	自動減圧系については、発電用原子炉の運転中に主蒸気逃がし安全弁の駆動用窒素供	
給圧力の確認を行うことで、非常用炉心冷却設備の能力の維持状況を確認できる設計と	給圧力の確認を行うことで、非常用炉心冷却設備の能力の維持状況を確認できる設計と	
する。なお、発電用原子炉停止中に、主蒸気逃がし安全弁の作動試験ができる設計とす	する。なお、発電用原子炉停止中に、主蒸気逃がし安全弁の作動試験ができる設計とす	
る。	る。	
5.2 高圧炉心スプレイ系	5.2 高圧炉心スプレイ系	
5.2.1 系統構成	5.2.1 系統構成	
高圧炉心スプレイ系は、大破断の冷却材喪失事故時には低圧炉心スプレイ系及び	高圧炉心スプレイ系は、大破断の冷却材喪失事故時には低圧炉心スプレイ系及び	
残留熱除去系(低圧注水モード)と連携し,中小破断の冷却材喪失事故時には単独で	残留熱除去系(低圧注水モード)と連携し、中小破断の冷却材喪失事故時には単独	
炉心を冷却する機能を有し,非常用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプによ	で炉心を冷却する機能を有し、非常用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプに	
り,復水貯蔵タンクの水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取付	より、復水貯蔵タンクの水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取	
けられた高圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心にスプレイする設計とす	付けられた高圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心にスプレイする設計とす	
る。	る。 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備とし	
	て,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプ	
	レイ系が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる	
	設計とする。	
	心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用する	
	ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備として,高圧炉心ス	
	プレイ系注入隔離弁(E22-F003)は、現場で弁を操作することにより原子炉冷却材	
	の漏えい箇所を隔離できる設計とする。	
	なお,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系注入隔離弁(E22-F003)	
	を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	
	また、インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備として、原子	

変更前	変更後	記載しない理由
	炉建屋ブローアウトパネル(設置枚数1,開放差圧4.4kPa)(原子炉格納施設の設備	
	を原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉心スプレイ系」の設備として兼用)は,	
	高圧の原子炉冷却材が原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建屋	
	原子炉棟内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、	
	原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	
	5.2.2 多様性,位置的分散等	
	高圧炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時に	
	おいても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適	
	用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準	
	事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様	
	性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
5.3 低圧炉心スプレイ系	5.3 低圧炉心スプレイ系	
5.3.1 系統構成	5.3.1 系統構成	
低圧炉心スプレイ系は,大破断の冷却材喪失事故時には残留熱除去系(低圧注水モ	低圧炉心スプレイ系は、大破断の冷却材喪失事故時には残留熱除去系(低圧注水	
ード)及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小破断の冷却材喪失事故時には高圧炉	モード)及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小破断の冷却材喪失事故時には高	
心スプレイ系あるいは自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し、非常用交	圧炉心スプレイ系あるいは自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し、非常	
流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより、サプレッションチェンバのプール	用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより、サプレッションチェンバのプ	
水を,炉心上部に取付けられた低圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心にス	ール水を、炉心上部に取付けられた低圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心	
プレイする設計とする。	にスプレイする設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備とし	
	て,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備である低圧炉心スプ	
	レイ系が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用でき	
	る設計とする。	
	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機	
	能喪失によるサポート系の故障により、低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の	
	重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、低圧炉心スプレイ系	
	を復旧できる設計とする。低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備からの給	
	電により機能を復旧し、低圧炉心スプレイ系ポンプによりサプレッションチェンバ	
	のプール水を原子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる設計とする。	
	本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	
	又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	低圧炉心スプレイ系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉	
	心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用する	

変更前	変更後	記載しない理由
	ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	5.3.2 多様性,位置的分散等	
	低圧炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時に	
	おいても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適	
	用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準	
	事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様	
	性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
	5.4 高圧代替注水系	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する	
	発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために	
	必要な重大事故等対処設備として、高圧代替注水系を設ける設計とする。	
	また、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が全	
	交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により起動できない、かつ、中央制御室	
	からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合に、高圧代替注水系を現場操作に	
	より起動できる設計とする。	
	高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合の重大事故等対処設	
	備として、高圧代替注水系は、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を高	
	圧炉心スプレイ系等を経由して,原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設	
	計とする。	
	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常設蓄	
	電式直流電源設備からの給電が可能な設計とし、所内常設蓄電式直流電源設備が機能喪	
	失した場合でも,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能	
	な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。	
	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電	
	式直流電源設備,常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の機能喪失により	
	中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人力による原子炉隔離時冷	
	却系蒸気供給ライン分離弁(E51-F082)(原子炉冷却系統施設のうち「5.5 原子炉隔離	
	時冷却系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設備として兼	
	用),高圧代替注水系注入弁(E61-F003),高圧代替注水系タービン止め弁(E61-F050)	
	及び燃料プール補給水系ポンプ吸込弁(P15-F001)の操作により、原子炉冷却材圧力バ	
	ウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うま	
	での期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措	

変更前	変更後	記載しない理由
	置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	
	高圧代替注水系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構	
	造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流	
	路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	5.5 原子炉隔離時冷却系	
	5.5.1 系統構成	
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備とし	
	て、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時	
	冷却系が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる	
	設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有	
	する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止す	
	るために必要な重大事故等対処設備として、設計基準事故対処設備である高圧炉心	
	スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能	
	喪失により起動できない、かつ、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起	
	動できない場合に、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できる設計とする。	
	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場	
	合においても,現場で原子炉隔離時冷却系注入弁(E51-F003),原子炉隔離時冷却	
	系タービン入口蒸気ライン第二隔離弁(E51-F008)(原子炉冷却系統施設のうち「6.1	
	原子炉隔離時冷却系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.5 原子炉隔離時冷却	
	系」の設備として兼用),原子炉隔離時冷却系タービン止め弁(E51-F009),原子炉	
	隔離時冷却系冷却水ライン止め弁(E51-F017),原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライ	
	ン分離弁(E51-F082)(原子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設備	
	と兼用),原子炉隔離時冷却系真空タンクドレン弁(E51-F536)及び高圧代替注水	
	系蒸気供給ライン分離弁(E61-F064)を人力操作することにより起動し,蒸気ター	
	ビン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで原子	
	炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却	
	対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とす	
	る。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計と	
	する。	
	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流	
	電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直	

変更前	変更後	記載しない理由
	流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設	
	備又は可搬型代替直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流	
	電源を確保する設計とする。	
	原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可	
	搬型代替直流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプに	
	より復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計	
	とする。	
	原子炉隔離時冷却系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉	
	心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用する	
	ことから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	5.5.2 多様性, 位置的分散等	
	原子炉隔離時冷却系は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時に	
	おいても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適	
	用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準	
	事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様	
	性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
	5.6 低圧代替注水系	
	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有	
	する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子	
	炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故	
	等対処設備として、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応す	
	るための低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)を設ける設計とする。	
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合	
	並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含	
	む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)及	
	び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処	
	設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、	
	復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで	
	炉心を冷却できる設計とする。	
	炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心	
	が存在する場合に、溶融炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための重	

変更前	変更後	記載しない理由
	大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送	
	ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ	
	注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。	
	発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が	
	喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機	
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、	
	備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、	
	復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで	
	「「「「「「「「「」」」」。 「「「「」」」」。 「「「」」」」」。 「「「」」」」」」。 「「」」」」」」 「「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」」 「」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 」 「」」 「」 」 「」」 「」 」 」 「」 」 「」 」 」 「」 」 「」 」 」 「」 」 「」 」 」 」 」 」 「」 」 」 「」」 「」 」 」 」 」 」 」 「」」 」 」 」 「」」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代	
	替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から	
	の給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄	
	電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対象施設であ	
	る原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対	
	処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし	
	ての設計を行う。	
	5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉注水	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有	
	する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子	
	炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故	
	等対処設備として、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応す	
	るための低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)を設ける設計とする。	
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合	
	並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含	
	む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及	
	び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処	
	設備として、低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、直流駆動低	
	圧注水系ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を経由して原	
	子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。	

変更前	変更後
	直流駆動低圧注水系ポンプは、常設代替直流電源設備からの給電な
	する。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流
	常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、系統構
	動弁(交流)は、全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置
	操作できる設計とする。
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の流路として
	象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内
	大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について
	処設備としての設計を行う。
	5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故
	する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい
	炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必
	等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)を設ける設計とする。
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能な
	並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷
	む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧)
	び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重
	設備として、低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイ
	代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水で
	を冷却できる設計とする。
	炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器
	が存在する場合に、溶融炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止
	大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水;
	I)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧フ
	ることで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とす
	発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モー
	喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失び
	冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重力
	備として、低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ
	替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水する

	記載しない理由
が可能な設計と	
流電源設備又は	
構成に必要な電	
置場所にて手動	
て、設計基準対	
内部構造物を重	
て重大事故等対	
故対処設備が有	
い損傷及び原子	
必要な重大事故	
0	
が喪失した場合	
冷却海水系を含	
注水モード)及	
重大事故等対処	
イプI)により,	
することで炉心	
器内に溶融炉心	
止するための重	
、ポンプ(タイプ	
力容器に注水す	
する。	
ード)の機能が	
又は原子炉補機	
系の故障により、	
大事故等対処設	
パI)により、代	
ることで炉心を	

変更前	変更後	記載しない理由
	冷却できる設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の	
	収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により海を利	
	用できる設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を	
	経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設	
	計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動でき	
	る設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は,ホース延長回収車(台数 4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水	
	系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として兼用)	
	床」の設備を床了が市动床机池設のプラー3.6 磁圧代替在水床」の設備として米市方 により行う設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容	
	器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使	
	用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注水モード及	
	び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機	
	能を損なわないよう、復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流	
	電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所	
	内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系	
	ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び	
	低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設	
	計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に	
	対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	
	の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した	
	電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対	
	して独立性を有する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠	
	隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移	
	送ポンプ)の電動弁(直流)は、125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系統にお	
	いて、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を	
	直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。さらに、常設代替直流	
	電源設備からの給電も可能であり、125V代替蓄電池から 125V 直流主母線盤までの	
	系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機	
	の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水貯蔵タンクを水源とすること	
	で、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モード)及び低	
	正 定 に 、 ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	
	復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心ス	
	プレイ系ポンプと異なる区画に設置することで,共通要因によって同時に機能を損	
	なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッシ	
	ョンチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設	
	計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注	
	水モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよ	
	う,直流駆動低圧注水系ポンプを常設代替直流電源設備からの給電により駆動する	
	ことで、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用い	
	た残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉	
	心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は、ハン	
	ドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備又は常設	
	代替直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。	
	また,低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は,	
	125V 蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独立した電路で系統構成	
	することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,	
	独立性を有する設計とする。さらに、125V代替蓄電池から125V直流主母線盤までの	
	系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機	

変更前	変更後	記載しない理由
	の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、復水貯蔵タンクを水源	
	とすることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モー	
	ド)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。	
	直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置することで、原子炉建	
	屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因によ	
	って同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッシ	
	ョンチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設 「レートス」	
	計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)は,残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷	
	却モード),低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系(常設)と共通要因によって同	
	時に機能を損なわないよう、大容量送水ポンプ(タイプI)を空冷式のディーゼル	
	エンジンにより駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系	
	(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード),低圧炉心スプレイ系及び低圧代替	
	注水系(常設)に対して多様性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする	
	ことで,非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設	
	計とする。	
	また、低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電す	
	る系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を	
	経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源を水源とすることで、サプレッションチ	
	エンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系並び	
	に復水貯蔵タンクを水源とする低圧代替注水系(常設)に対して異なる水源を有す る設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管す	
	ることで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポン	
	プ及び復水移送ポンプ並びに原子炉建屋付属棟内の直流駆動低圧注水系ポンプと共	
	通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要因によって接続できなくなる	
	ことを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(可搬型)は、残	
	留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよ	
	う、水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対	
	して独立性を有する設計とする。	
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留熱除去系及び低圧 炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を独立する	
	アルベノレイボと共通委囚にようて同時に機能を損なわないより、加路を独立する」 ことで独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,低圧代替注水系(常	
	設)及び低圧代替注水系(可搬型)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系	
	(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して	
	重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	
	5.7 代替循環冷却系	
	心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在	
	する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系を設ける設計とする。	
	炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が	
	存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプにより、残留熱除去系熱交換器にて冷却された、サプレッションチェンバのプール水を残留	
	熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融	
	炉心を冷却できる設計とする。	
	また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含	
	む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設	
	代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器、原子	
	炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備とし	

変更前	変更後
	て使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備とし
	5.8 ほう酸水注入系 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための 象進展抑制のための設備として,ほう酸水注入系を設ける設計とする。
	高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を用いた発電用原子炉への高 子炉水位を維持できない場合を想定した重大事故等対処設備として,ほ ほう酸水注入系ポンプにより,ほう酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を へ注入することで,重大事故等の進展を抑制できる設計とする。
	ほう酸水注入系の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容 造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用す 路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。
	 5.9 残留熱除去系(低圧注水モード) 5.9.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する て、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備であ (低圧注水モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計 て使用できる設計とする。
	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海 能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モ きない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を 除去系(低圧注水モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系 ド)は,常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,残 プによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注 心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補 子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給
	る。 残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象施 除去系熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力 を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能に 等対処設備としての設計を行う。

	記載しない理由
ての設計を行う。	
)設備のうち,事 1	
雨圧注水により原	
う酸水注入系は,	
:原子炉圧力容器	
\$器,炉心支持構	
「ることから,流	
ための設備とし	
る残留熱除去系	
計基準拡張)とし	
水系を含む。)機	
モード)が起動で	
と使用し,残留熱 (低圧注水モー	
(岡川 在小 て 義留熱除去系ポン	
主水することで炉	
甫機冷却水系(原	
合できる設計とす	
and the second s	
面設である残留熱 つの昭中部構造物	
」容器内部構造物 こついて重大事故	
- ノバ く里八尹仪	

変更前	変更後	記載しない理由
	5.9.2 多様性,位置的分散等	
	残留熱除去系(低圧注水モード)は,設計基準事故対処設備であるとともに,重大	
	事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設	
	計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象	
	の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち	
	「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
	5.10 水源,代替水源移送系	
	5.10.1 重大事故等の収束に必要となる水源	
	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分	
	な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準	
	事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分	
	な水の量を供給するために必要な重大事故等対処設備として、復水貯蔵タンク、サ	
	プレッションチェンバ及びほう酸水注入系貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要と	
	なる水源として設ける設計とする。	
	また、これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に、代替淡水源として淡	
	水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設ける設計とする。	
	また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。	
	復水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水	
	に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注	
	水系,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(常設)(直流	
	駆動低圧注水系ポンプ)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉	
	隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源として使用できる設計とする。	
	サプレッションチェンバ (容量 2800m ³ , 個数 1) は, 想定される重大事故等時にお	
	いて,原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場	
	合の代替手段である代替循環冷却系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)で	
	ある高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)	
	の水源として使用できる設計とする。	
	ほう酸水注入系貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容	
	器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である	
	ほう酸水注入系の水源として使用できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は,想定される重大	
	事故等時において、復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに、原	
	子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替	
	手段である低圧代替注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。	
	海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、復水貯蔵タン	
	クヘ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水に使用する	
	設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬	
	型)の水源として利用できる設計とする。	
	5.10.2 代替水源移送系	
	3.10.2 代替示標得送示 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して,重大事故等の収束に必	
	要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な	
	して、大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプI)を設	
	ける設計とする。	
	重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を供給するための重	
	大事故等対処設備として,大容量送水ポンプ(タイプ I)は,代替淡水源である淡水	
	貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タン	
	クへ供給できる設計とする。	
	また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タ	
	ンクへ海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ(タイ	
	プI)は、海水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。	
	さらに、代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の淡水が枯	
	渇した場合に,海水を供給するための重大事故等対処設備として,大容量送水ポン	
	プ (タイプⅡ)は,海水を淡水貯水槽 (No.1)及び淡水貯水槽 (No.2) へ供給できる 設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)は,空冷式のデ	
	ィーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	
	代替水源及び代替淡水源からの移送ルートを確保するとともに,可搬型のホース,	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)及び大容量送水ポンプ(タイプ II)については, 複数	
	箇所に分散して保管する。	
	水源への水の供給に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備)	

変更前	変更後	記載しない理由
	1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の 設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.10.2 代替水源移送系」の設備として兼用)に より行う設計とする。	
 6. 原子炉冷却材補給設備 6.1 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は,発電用原子炉停止後,何らかの原因で給水が停止した場合等 に原子炉水位を維持するため,発電用原子炉で発生する蒸気の一部を用いたタービン駆動のポンプにより,復水貯蔵タンクの水又はサプレッションチェンバのプール水を原子 炉圧力容器に注入し,水位を維持できる設計とする。 	に原子炉水位を維持するため、発電用原子炉で発生する蒸気の一部を用いたタービン駆	
また,冷却材喪失事故に至らない原子炉冷却材圧力バウンダリからの小さな漏えい及 び原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する小口径配管の破断又は小さな機器の損傷によ る原子炉冷却材の漏えいに対し,原子炉冷却材を補給する能力を有する設計とする。 原子炉隔離時冷却系は,短時間の全交流動力電源喪失時においても,炉心を冷却する 機能を有する設計とする。	び原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する小口径配管の破断又は小さな機器の損傷によ る原子炉冷却材の漏えいに対し,原子炉冷却材を補給する能力を有する設計とする。	
 6.2 補給水系 通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却 系の原子炉への注入水を貯留するため,復水貯蔵タンクを設置する設計とする。 	6.2 補給水系 通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却 系の原子炉への注入水を貯留するため,復水貯蔵タンクを設置する設計とする。	
 7. 原子炉補機冷却設備 7.1 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) 7.1.1 系統構成 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)は、発電用原子炉停止時に残留熱除去系により除 去された原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生 した熱を、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。 	(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、発電用原子炉停止時に残留熱除去系により除	
また,津波又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される発電用原子炉施 設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対 して安全性を損なわない設計とする。 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧炉心スプレイ補機 冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は,非常用炉心冷却系の区分 に対応した3系統構成とすることにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電	また,津波,溢水又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される発電用原 子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるも のに対して安全性を損なわない設計とする。 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧炉心スプレイ補機 冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は,非常用炉心冷却系の区分	

変更前	変更後	記載しない理由
源喪失を仮定した場合でも、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	源喪失を仮定した場合でも、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	
な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は,淡水ループである原子	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、淡水ループである原子	
炉補機冷却水系と、海水系である原子炉補機冷却海水系から構成する設計とする。	炉補機冷却水系と、海水系である原子炉補機冷却海水系から構成する設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備,最終	
	ヒートシンクへ熱を輸送するための設備,原子炉格納容器内の冷却等のための設備,	
	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備又は原子炉格納容器下部の溶融炉	
	心を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故	
	対処設備である原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)が使用できる	
	場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	
	7.1.2 多様性,位置的分散等	
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、設計基準事故対処設備	
	であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備とし	
	ての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的	
	分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設	
	備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
7.2 高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)	7.2 高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)	
7.2.1 系統構成	7.2.1 系統構成	
最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である高圧炉心スプレイ補機	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である高圧炉心スプレイ補機	
冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は、重要安全施設において発	冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は、重要安全施設において発	
生した熱を、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	生した熱を,常設代替交流電源設備から電気の供給が開始されるまでの間の全交流	
	動力電源喪失時を除いて、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とす	
	る。	
また、津波又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される発電用原子炉施	また、津波、溢水又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される発電用原	
設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対	子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるも	
して安全性を損なわない設計とする。	のに対して安全性を損なわない設計とする。	
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧炉心スプレイ補機	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧炉心スプレイ補機	
冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は,非常用炉心冷却系の区分	冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は、非常用炉心冷却系の区分	
に対応した 3 系統構成とすることにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電	に対応した3系統構成とすることにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電	
源喪失を仮定した場合でも、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	源喪失を仮定した場合でも、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	
な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は、	高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は,	
淡水ループである高圧炉心スプレイ補機冷却水系と、海水系である高圧炉心スプレ	淡水ループである高圧炉心スプレイ補機冷却水系と、海水系である高圧炉心スプレ	
イ補機冷却海水系から構成する設計とする。	イ補機冷却海水系から構成する設計とする。	
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時に	
	おいて、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心ス	
	プレイ補機冷却海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準	
	拡張)として使用できる設計とする。	
	7.2.2 多様性,位置的分散等	
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)は、	
	設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重	
	大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及	
	び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことか	
	ら,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す	
	設計方針は適用しない。	
	7.3 原子炉補機代替冷却水系	
	7.3.1 系統構成	
	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した	
	場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発	
	生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送する	
	ために必要な重大事故等対処設備として、原子炉補機代替冷却水系を設ける設計と	
	する。	
	「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」 「「「」」」「「「」」」」「「「」」」」」「「「」」」」」」	
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の故障又は全交流動力電源 の喪失により,最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の重大事故等	
	が処設備として,原子炉補機代替冷却水系は,サプレッションチェンバへの熱の蓄	
	積により原子炉布却機能が確保できる一足の期间内に,原子炉桶機代替布却水采蒸 交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ(タイプI)に	
	又換品ユージドを原手炉補機中却水系に接続し、人谷重送水ホシブ(ダイブ1)に より原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、十分な余	
	より原子炉補機代替布却水系熱交換器ユーットに海水を送水 うることで, 十分な宗 裕を持って残留熱除去系等の機器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ	
	解を行うて及留系际ム系等の機器で际ムした系を取べりな系の起かし場である(m)、 輸送できる設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉	
	補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポン	
	プ室から海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水す	

変更前	変更後	記載しない理由
	ることで、残留熱除去系熱交換器又は燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱	
	を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は,	
	空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数 4	
	(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水	
	系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3 原子炉補機代替冷却水系」の設備と	
	して兼用)により行う設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系熱	
	交換器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重	
	大事故等対処設備としての設計を行う。	
	7.3.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	[1.3.2 多重性又は多様性及び強立性,位置的方散 原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	
	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉補機代替冷却水系熱交換	
	器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)を空冷式のディーゼルエンジンによ	
	り駆動することで、電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却水系(原子	
	炉補機冷却海水系を含む。)に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉補機	
	代替冷却水系は,原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系に対して,	
	除熱手段の多様性を有する設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は, 原子炉建屋,海水ポンプ室及び排気筒から離れた屋外に分散して保管することで,	
	原子炉建屋、海小ホンノ重及の排気間がら離れた屋外に分散して保留することで、 原子炉建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水系熱交換器、耐圧強化	
	ベント系及び原子炉格納容器フィルタベント系並びに屋外の原子炉補機冷却海水ポ	
	ンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とす	
	る。 	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの接続口は、共通要因によって接続で	
	きなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とす	
	る。	
	百乙后雄雌化扶没却水では、百乙后雄雌心却水で(百乙后雄雌心却流水でた今ま、)	
	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,原子炉補機冷却海水系に対して	
	こ 六 迪 安 四 に よ つ て 回 时 に 饿 肥 ど 頂 な わ な い よ フ , 原 丁 炉 開 饿 作 却 毋 小 ボ に 刈 し く	

変更前	変更後	記載しない理由
	独立性を有するとともに,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットから原子炉補 機冷却水系配管との合流点までの系統について,原子炉補機冷却水系に対して独立	
	性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,原子炉補機代替冷 却水系は,設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水	
	系を含む。)に対して重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	
	7.4 重大事故等の収束に必要となる水源 海は、想定される重大事故等時において、原子炉補機代替冷却水系の水源として利用	
	できる設計とする。	
 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材浄化系 	 原子炉冷却材浄化設備 変更なし 	
原子炉冷却材浄化系は、原子炉冷却材の純度を高く保つために設置するもので、原子		
炉再循環系配管及び原子炉圧力容器底部から原子炉冷却材を一部取り出し、原子炉冷却		
材浄化系ろ過脱塩器によって浄化脱塩して復水給水系へ戻すことにより、原子炉冷却材		
中の不純物及び放射性物質の濃度を発電用原子炉施設の運転に支障を及ぼさない値以下 に保つことができる設計とする。		
放射性物質を含む原子炉冷却材を,原子炉起動時,停止時及び高温待機時において, 原子炉冷却系統外に排出する場合は,原子炉冷却材浄化系により原子炉冷却材を浄化し		
て、液体廃棄物処理系へ導く設計とする。		
9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置	9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置	
原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいに対して、ドライウェル送風	変更なし	
機冷却コイルドレン流量測定装置、ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置、ドライウ		
エル機器ドレンサンプ水位測定装置及び格納容器内ダスト放射線濃度測定装置を設ける設計とする。		
このうち、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内の漏えいに対しては、ドライウ		
ェル床ドレンサンプ水位測定装置により、1時間以内に 0.23m ³ /h の漏えい量を検出する能		
力を有する設計とするとともに、自動的に中央制御室に警報を発信する設計とする。		
また、測定値は、中央制御室に指示する設計とする。		
ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置は,ドライウェル床ドレンサンプに設ける設 計とする。		

変更前	変更後	記載しない理由
 原子炉冷却材圧カバウンダリからの原子炉冷却材の漏えいは、ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置にて検出できる設計とする。 ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置が故障した場合は、これと同等の機能を有する るドライウェル送風機冷却コイルドレン流量測定装置及び格納容器内ダスト放射線濃度測定装置により、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内の漏えいを検知可能な設計とする。 		
 10. 流体振動等による損傷の防止 原子炉冷却系統,原子炉冷却材浄化系及び残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)に 係る容器,管,ポンプ及び弁は,原子炉冷却材の循環,沸騰その他の原子炉冷却材の挙動に より生じる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の原子炉冷却材の挙動により生じ る温度変動により損傷を受けない設計とする。 管に設置された円柱状構造物で耐圧機能を有するものに関する流体振動評価は、日本機 械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S 012)の規定に基づ く手法及び評価フローに従った設計とする。 温度差のある流体の混合等で生じる温度変動により発生する配管の高サイクル熱疲労に よる損傷防止は、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017)の規定に基づく手法及び評価フローに従った設計とする。 	10. 流体振動等による損傷の防止 変更なし	
11. 主要対象設備 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト」に示す。	 11. 主要対象設備 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、「表 2 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の兼用設備リスト」に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

4. 蒸気タービンの基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため, 記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
蒸気タービンの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する	蒸気タービンの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5.	ない。
要求(4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. そ	設備に対する要求(5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気	
の他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」	設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基	
に基づく設計とする。	本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 蒸気タービン	1. 蒸気タービン	
設計基準対象施設に施設する蒸気タービン及び蒸気タービンの附属設備は、想定される	変更なし	
環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響を考慮した設計とする。		
また、振動対策、過速度対策等各種の保護装置及び監視制御装置により、中央制御室及		
び現場において運転状態の監視を行い,発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう,以		
下の事項を考慮して設計する。		
1.1 蒸気タービン本体		
蒸気タービンの定格出力は,復水器真空度 96. 3kPa,補給水率 0%において,発電端で		
825000kWとなる設計とする。		
定格熱出力一定運転の実施においても、蒸気タービン設備の保安が確保できるように		
定格熱出力一定運転を考慮した設計とする。		
蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度並びに蒸気タービン		
の起動時及び停止過程を含む運転中に主要な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対し		
て構造上十分な機械的強度を有する設計とする。		
また,蒸気タービンの軸受は,主油ポンプ,ターニング油ポンプ,非常用油ポンプ等の		
軸受潤滑設備を設置することにより、運転中の荷重を安定に支持でき、かつ、異常な摩		
耗,変形及び過熱が生じない設計とする。		
蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一軸上に結合したものの危険速度は、速		
度調定率で定まる回転速度の範囲のうち最小の回転速度から、非常調速装置が作動した		
ときに達する回転速度までの間に発生しない設計とする。		
また、蒸気タービン起動時の危険速度を通過する際には速やかに昇速できる設計とす		

変更前	変更後
る。	
蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度	
において発生する最大の応力が当該部分に使用する材料の許容応力を超えない設計とす	
<u>a.</u>	
蒸気タービンには、その回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺するこ	
とを防止する調速装置を設けるとともに,運転中に生じた過回転,発電機の内部故障,	
復水器真空低下,スラスト軸受の摩耗による設備の破損を防止するため,その異常が発	
生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置	
及び保安装置を設置する。	
また,調速装置は,最大負荷を遮断した場合に達する回転速度を非常調速装置が作動	
する回転速度未満にする能力を有する設計とする。	
なお,過回転については定格回転速度の1.11倍を超えない回転数で非常調速装置が作	
動する設計とする。	
蒸気タービン及びその附属設備であって、最高使用圧力を超える過圧が生ずるおそれ	
のあるものにあっては、排気圧力の上昇時に過圧を防止することができる容量を有し、	
かつ,最高使用圧力以下で動作する大気放出板を設置し,その圧力を逃がすことができ	
る設計とする。	
蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため、以下の運転状態を計測する監視装置	
を設け、各部の状態を監視することができる設計とする。	
 (1) 蒸気タービンの回転速度 	
(2) 主蒸気止め弁の前及び組合せ中間弁の前における蒸気の圧力及び温度	
(3) 蒸気タービンの排気圧力	
(4) 蒸気タービンの軸受の入口における潤滑油の圧力	
(5) 蒸気タービンの軸受の出口における潤滑油の温度又は軸受メタル温度	
(6) 蒸気加減弁の開度	
(7) 蒸気タービンの振動の振幅	
蒸気タービンは、振動を起こさないように十分配慮をはらうとともに、万一、振動が	
発生した場合にも振動監視装置により、警報を発するように設計する。また、運転中振	
動の振幅を自動的に記録できる設計とする。	
茅屋友」ビン及びその附属乳港の携生乳乳において「水金田長も乳港に開去すけ低甘	
蒸気タービン及びその附属設備の構造設計において「発電用火力設備に関する技術基	
準を定める省令及びその解釈」に規定のないものについては、信頼性が確認され十分な	

記載しない理由
l

法院のある表計方法、安全学会作いろはお、強新知見を反映し、十分な安全性を持た 注えことにより架破が確保できる受けとする。 地本部は、沿家休里度15℃、ケービン定除用力、大気目101%hにおけいて真空度96.38mh 左磁保できる設計とする。 1.2 素気ケービンの附属数備 した安全なる変換をする。 1.2 素気ケービンの附属数備の支援等したの対応の構成に属する常務及び管の耐圧価分に短用する材料 は、速定される運営条件において、材料に気度す化学的及び物用動物能に対し、安全な 化学的成分及び機械的残なを有するものを使用する。 1.2 素気ケービンの附属数備のうち、工業な術に高の対策部については、次のと対 りとし、低用面単立器物素により適用式準要び適用規準に適合していることを確認する。 1.1 不要に容易気が使ったいためであること。 1.2 第たしる目にがするわそれがなく、かつく 値会な対策調の確保に有害なが法 少不良その値の欠陥がないことを引載翻訳まり確認したものであること。 1.3 遵要な地会でがするわたがなく、かつく 値会な対策調の確保に有害なが法 少不良その値の欠陥がないことを引載翻訳により確認したものであること。 3 遵要な地会でが確認したものにより増速したものであること。 3 遵要な強なでがないの読むしたものにより増速したものであること。 3 遵要な強なでがないの意として、 加速な数をつきのでが成額としたものにより増速したものであること。 2 ためまなどもなられてめならなどきまのなられてのなられてとた。 2 ためまなどであってき、食気のないなり運行のなどについて 通道に用いり効果を使用しためでにあってき、 を認む用していては、素面を加止したりには、まのにのしたりのかえられ を通信用すり効果がして、 を見を使用するのでいろうまた、 歳気クービング用「電信」について 濃度を必要とするものをいう。 2 成時に用用ののの保険14歳に、実施用に計算をなの意味にあって、 の知知り見たりの方がないり、 とかしたりのないのであったま、 を認めたちのであること。 2 成時のに用のをいたり、 また、 のないので調査をなるまでするためのいうまた。 2 成時のによりのであること。 2 成時のたりのであったま。 を認めていていて、 上型などのなって、 ためないのいので 2 成時のたりので 2 読成の一のののしたので 2 成時のにかって、 1 使いためのをしたり、 2 ためれたりなられたりをするものをかったます。 3 確認ないて、 1 使者のからかったます。 3 確認ないていて、 1 意識ないためのをいりまりまたので 3 確認ないていて、 1 意識なのからいううまた。 <	い理由
歴水振行、奇物水預度15℃、ダービンご條用力、大氣年101k%」において真空度96.3k例 を確認できる設計とする。 1.2 蒸気タービンの附属設備 ボンブを広く蒸気タージンの附属設備 ボンブを広く蒸気タージンの附属設備のうち、主要な新任用のが決断については、次のと射 2.4. 無気タービンの附属設備のうち、主要な新任用のが決断については、次のと射 2.5. 原気タービンの開構設備のうち、主要な新任用のが決断については、次のと射 2.5. 原気タービンの開構設備のうち、主要な新任用のが決断については、次のと射 2.5. 原気のかびたびとないものであること。 3.6. 消化点を確認しているできること。 3.3 通りな現在できるものであること。 3.3 通りな現在できるものできること。 3.3 通りな現在できるものできること。 3.4. 注意な耐耗が発きてあったびを発展したら可能力ともりできること。 4.3. 主要な耐圧部のが接続により施設したものにより薄接したものであること。 たお、主要な耐圧部のが接続になっては、最高使用圧力 10.6. たた、ためらかごの機能したものにより薄接したものであること。 2.4. たたまなたがたびたきなためり 3.4. たたして、気気タービンに係る気気だめスロ論のを必要とするものをいてきるまた 5.4. たたのがのが影響については、最高使用正力 10.6. たたし気管したっては、金板の設したいでが加上したのできること。 2.4. 主要な耐圧部のが接続によりが読むしたものできること。 2.5. たたのが影響なのかいたいためできなどの 2.5. たたのが影響なのかいたいためからかっては、金板の構成の大切ないたり 2.5. たたのが影響なのからかっては、金板の構成のためのにないたり 2.5. たたのがためのたち、気気ののないたちののできるのと。 3.5. 高気使用があっては、金板のないたちのできんでするころのできるのをいてきるのないたちのかっては、金板の手にかれてまたのであったち、小砂(水)、たいたのでかかがないためのであるころの 3.5. 高気使用がりからいたいためできるものをいたち。 3.5. 高気使用がりたしたのできるものをいちる。 3.5. 高気使用がりないたちのを示した。ごれのできないたちのできるものをいちる。 3.5. 高気使用がりためできたっては、金板の構成のためのたちのできる 3.5. 高気使用がりかっては、金板のかったた。金板のからいためのための 3.5. 高気使用のの汚したのできたのできるいろろの 3.5. 高気使用がりため	
と確果できる設計とする。 1.2 預気クービンの所属設備 広ジブを広く重気ク・ビンの所属設備に属する容易及び空の部注部分に使用する材料 は、歴定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び効型的影響に対し、安全な 化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 Eた、重気クービンの所属設備のうち、主要な新注剤の溶接部については、次のとお Dとし、使用新事業者絵差により適用医性吸び適用関格に適合していることを確認する。 1.1 不運転で等異な形式でないものであること。 2 溶接による制むがすするおどれがなく、かつ、健全な溶接等の確保に有雪な溶液 込み不良その他の欠陥がないことを非確構成映正とり確認したものであること。 3.2 適切な強度を有するものであること。 3.3 適切な強度を有するものであること。 3.4 機械器載その他の容価が法により選切な溶接施工法、溶接設備及び技態を有する 1.4 機械器載その他の容価が法により選切な溶接施工法、溶接設備及び技態を有する 1.5 読ん見やの容器については、最高使用正力18%のためのでは、40%の含について 1.5 読みデービンに係る電気が多っては、40%にからまっては、40%にからまって 1.5 読み用に力18%のないろ、また、変気タービンに係る発展し日用が 1.9 空のうち、耐圧部について溶機を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないて溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないて溶液素をならい。 1. 空のすち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 受払の発展していう、運転の使用のを見かがまする 1. 空のうち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないを定点を見いためである 1. 空気のちの、低圧部にする 1. 受払の発生がられる 1. 受払の指述は 1. 空気のなど 1. 定式の容易 1. 定式	
と確果できる設計とする。 1.2 預気クービンの所属設備 広ジブを広く重気ク・ビンの所属設備に属する容易及び空の部注部分に使用する材料 は、歴定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び効型的影響に対し、安全な 化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 Eた、重気クービンの所属設備のうち、主要な新注剤の溶接部については、次のとお Dとし、使用新事業者絵差により適用医性吸び適用関格に適合していることを確認する。 1.1 不運転で等異な形式でないものであること。 2 溶接による制むがすするおどれがなく、かつ、健全な溶接等の確保に有雪な溶液 込み不良その他の欠陥がないことを非確構成映正とり確認したものであること。 3.2 適切な強度を有するものであること。 3.3 適切な強度を有するものであること。 3.4 機械器載その他の容価が法により選切な溶接施工法、溶接設備及び技態を有する 1.4 機械器載その他の容価が法により選切な溶接施工法、溶接設備及び技態を有する 1.5 読ん見やの容器については、最高使用正力18%のためのでは、40%の含について 1.5 読みデービンに係る電気が多っては、40%にからまっては、40%にからまって 1.5 読み用に力18%のないろ、また、変気タービンに係る発展し日用が 1.9 空のうち、耐圧部について溶機を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないて溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないて溶液素をならい。 1. 空のすち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 受払の発展していう、運転の使用のを見かがまする 1. 空のうち、耐圧部について溶液を必要とするものをいう。 1. 空のうち、耐圧部にないを定点を見いためである 1. 空気のちの、低圧部にする 1. 受払の発生がられる 1. 受払の指述は 1. 空気のなど 1. 定式の容易 1. 定式	
 北東空を北方電機を進展中にないて、材料に及ぼう化学的及び物理的影響に対し、安全な 地学的成分及び機械的態度を有するものを使用する。 生た、蒸気タービンの耐腐設備のうち、主要な海圧部の溶液部については、次のとお りとし、使用前季素若熟室により適用基準及び適用規模に進合していることを推認する。 生た、蒸気タービンの耐腐設備のうち、主要な海圧部の溶液部については、次のとお りとし、使用前季素若熟室により適用基準及び適用規模に進合していることを推認する。 (1) 不運転で使用な形状でないものであること。 (2) 溶液による割がが生ごを表示政験試験により確認したものであること。 (3) 運動な強度を有するものであることを (4) 機械試験その使の評価方法により適切な溶液慮工法、溶液設備及び技能を有する (5) 変換しためのごあることをあらかじめ機器したものであること。 (4) 機械試験その使の評価方法により適切な溶液慮工法、溶液設備及び技能を有する (5) 変換してあることをあらかじめ機器したものであること。 (5) 変換してあることをあらかじめ機器したものであること。 (4) 機械試験その使の評価方法により適切な溶液症工法、溶液設備及び技能を有する (5) 変換の含素を加速した。 (6) 変換が高いためでは、素素の使用がある。 (7) ないで、長素の使用に力が感じ、本用の容扱が空については、最低使用圧力が適応した。 (8) なのないで、また、蒸気タービンに係る外容について (5) 変換したるのでは、44000日、したのた力が加えた (5) 高分について溶接を必要とするものをいう。 (5) 酸ないで溶液を必要とするものをいう。 (5) 酸ないで溶液を必要とするものをいう。 (5) 酸ないで溶液を必要とするものをいう。 	
ボンブを除く蒸気タービンの開展設備の支払、気気の耐圧部分に使用する材料 は、想定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な 化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 重た、蒸気タービンの開展設備のうち、主要な耐止部の溶積部については、次のと封 りとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用損格に適合していることを確認する。 (1) 不達癒で特異な形状でないものであること。 (2) 溶療による調化が生ずるおそれがなく、かっ、健全な溶酸的の強気に有害な溶込 及不良その他の欠陥がないことを非破壊就実にり確認したものであること。 (3) 通知な環境を有するものであること。 (4) 機械就築その他の評価方法により通知な溶液値には、溶液液体及び技能を有する 溶液とであることをあらかじめ確認したものにより溶液したものであること。 (4) 機械就築その他の評価方法により通知な溶液値については、最高使用圧力 19600年8、それ以外の容器については、量高使用圧力 98歳から、本用の管以外の管について は、量高使用圧力 980次4、使手離手の部分にあっては、400次中の 以上の圧力が加えられ (5) 高度加圧力 980次4、使手離手の部分にあっては、400次中の 以上の圧力が加えられ (5) 高度のとなるまを要とするものをいう。 (5) 素などのでするまた、蒸気タービンに係る外径 180mm 以 しつ管のうち、前において溶接を必要とするものをいう。 (5) 素の使用性が含く、適応かり、1000方も、1000余数 (5) 素の使用面が見容したらのであること。	
ボンブを除く蒸気タービンの開展設備の支払、気気の耐圧部分に使用する材料 は、想定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な 化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 重た、蒸気タービンの開展設備のうち、主要な耐止部の溶積部については、次のと封 りとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用損格に適合していることを確認する。 (1) 不達癒で特異な形状でないものであること。 (2) 溶療による調化が生ずるおそれがなく、かっ、健全な溶酸的の強気に有害な溶込 及不良その他の欠陥がないことを非破壊就実にり確認したものであること。 (3) 通知な環境を有するものであること。 (4) 機械就築その他の評価方法により通知な溶液値には、溶液液体及び技能を有する 溶液とであることをあらかじめ確認したものにより溶液したものであること。 (4) 機械就築その他の評価方法により通知な溶液値については、最高使用圧力 19600年8、それ以外の容器については、量高使用圧力 98歳から、本用の管以外の管について は、量高使用圧力 980次4、使手離手の部分にあっては、400次中の 以上の圧力が加えられ (5) 高度加圧力 980次4、使手離手の部分にあっては、400次中の 以上の圧力が加えられ (5) 高度のとなるまを要とするものをいう。 (5) 素などのでするまた、蒸気タービンに係る外径 180mm 以 しつ管のうち、前において溶接を必要とするものをいう。 (5) 素の使用性が含く、適応かり、1000方も、1000余数 (5) 素の使用面が見容したらのであること。	
 は、想定される環境条件において、材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全公 化学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 また、蒸気タービンの附属設備のうち、主要な潮圧部の溶接際については、次のと対 りとし、使用前事業者発査により適用基準及び適用規修に適合していることを確認する。 (1) 不運転で容異な形状でないものであること。] (2) 溶液による割れが生するおそれがなく、かっ、鍵金な溶接筋の確保に有害な溶込 <u>P×在身その他の欠陥がないことを非破壊決戦にしゃ</u>確認したものであること。] (3) 適切公療要を有するものであること。[(4) 機械試験その他の欠陥がたいとを非破壊決戦能により確認したものであること。] (5) 機械は酸をの他の評価方法により適切交溶接触工法、溶接設備及び技能を有する 溶接上であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。] たお、主要な耐圧活の溶接部とは、蒸気ケービンに係る蒸気だめ又は蒸交換器のうち 水田の容器又は質であって、最高使用圧力 98kPa、水田の管以外の質について は、最高使用止力 990kPa (保手繰手の添分にあっては、400kPa) 以上の止力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。] 庶成用に力で容易な必要とするものをいう。 既気タービンの附属設備の機器(上続は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要 	
 肥学的成分及び機械的強度を有するものを使用する。 また、蒸気タービンの附属設備のうち、主要な耐圧部の溶接部については、次のと約 タとし、使用前季業者検査により適用基準及び適用現格に適合していることを確認する。 10 不達破で特異な形状でないものであること。 (2) 溶液による別れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込 み不良その他の欠陥がないことを非破壊就築により確認したものであること。 (3) 適切な操度を有するものであること。 (4) 権威其繁その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接診備及び技進を有する 溶接上であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 たれり、主要な制圧剤の溶接物とは、蒸気タービンに係る素気だめメは熱交換器のうも 水用の溶器メは管であって、最高使用温度100℃未満のものについては、最高使用圧力 1990時4%、それ以外の容器については、最高使用圧力1988時%、水用の管以外の管について は、最高使用圧力1980時(低)使手継手の溶分にあってけ、400時)以上の圧力が加えられ る部分について溶液を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径150mm以 上の管のうち、耐圧剤について溶液を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に泡をされる最大の圧力・温度、必要 	
また、蒸気タービンの附属設備のうち、主要な耐圧部の溶接部については、次のとお りとし、使用前事業者検索にり適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1) 不連続で特異な形状でないものであること。 ② 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かっ、健全な溶接部の確保に有害な溶込 及不良その他の欠陥がないことを非確壊試験により確認したものであること。 ③ 適切な強度を有するものであること。 ④ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する 溶接生であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 5. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 7.	
りとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1) 不連続で特異な形状でないものであること。 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込 次不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 (3) 適切な強度を有するものであること。 (4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する 溶接工であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 本お、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 本お、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 本お、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 内の容器又は管であって、最高使用圧力 98kPa、水用の管以外の管について は、最高使用圧力 980kPa (長手継手の部分にあっては、母のkPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。」 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要	
りとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1) 不連続で特異な形状でないものであること。 (2) 溶検による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶検節の確保に有害な溶込 少不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 (3) 適切な強度を有するものであること。 (4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶技施工法、溶技設備及び技能を有する 溶核工であることをあらかじめ確認したものにより溶技したものであること。 本お、主要な順圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 本却、の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1960kPa、それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa、水用の管以外の管について は、最高使用圧力 980kPa (長手継手の部分にあっては、490kPa) 以上の圧力が加えられ る部分について溶技を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶技を必要とするものをいう。 薬気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要	
 (1) 不連続で特異な形状でないものであること。 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込 本不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 (3) 適切な強度を有するものであること。 (4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する 溶接上であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 (5) 体構成の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 本お、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 本用の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1960kPa、それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa、木用の管以外の管について は、最高使用圧力 980kPa (長手継手の部分にあっては、40kPa) 以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 	
 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接線の確保に有害な溶込 か不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 (3) 適切な強度を有するものであること。 (4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する	
(3) 適切な強度を有するものであること。 (4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法,溶接設備及び技能を有する 溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 なお,主要な耐圧部の溶接部とは,蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 水用の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1960kPa,それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa,水用の管以外の管について は、最高使用圧力 980kPa (長手継手の部分にあっては、490kPa) 以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要	
(4) 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する 溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 なお、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 水用の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1960kPa、それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa、水用の管以外の管について は、最高使用圧力 98kPa (長手継手の部分にあっては、490kPa) 以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要	
 溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。 なお、主要な耐圧部の溶接部とは、蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 水用の容器又は管であって、最高使用温度 100℃未満のものについては、最高使用圧力 1960kPa、それ以外の容器については、最高使用圧力 98kPa、水用の管以外の管について は、最高使用圧力 980kPa (長手継手の部分にあっては、490kPa) 以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また、蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要 	
なお,主要な耐圧部の溶接部とは,蒸気タービンに係る蒸気だめ又は熱交換器のうち 水用の容器又は管であって,最高使用温度 100℃未満のものについては,最高使用圧力 1960kPa,それ以外の容器については,最高使用圧力 98kPa,水用の管以外の管について は,最高使用圧力 980kPa(長手継手の部分にあっては、490kPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は,運転中に想定される最大の圧力・温度,必要	
水用の容器又は管であって,最高使用温度 100℃未満のものについては,最高使用圧力 1960kPa,それ以外の容器については,最高使用圧力 98kPa,水用の管以外の管について は,最高使用圧力 980kPa(長手継手の部分にあっては,490kPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。	
水用の容器又は管であって,最高使用温度 100℃未満のものについては,最高使用圧力 1960kPa,それ以外の容器については,最高使用圧力 98kPa,水用の管以外の管について は,最高使用圧力 980kPa(長手継手の部分にあっては,490kPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。	
1960kPa,それ以外の容器については,最高使用圧力 98kPa,水用の管以外の管について は,最高使用圧力 980kPa(長手継手の部分にあっては,490kPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は,運転中に想定される最大の圧力・温度,必要	
は,最高使用圧力 980kPa(長手継手の部分にあっては,490kPa)以上の圧力が加えられ る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は,運転中に想定される最大の圧力・温度,必要	
る部分について溶接を必要とするものをいう。また,蒸気タービンに係る外径 150mm 以 上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は,運転中に想定される最大の圧力・温度,必要	
上の管のうち,耐圧部について溶接を必要とするものをいう。 蒸気タービンの附属設備の機器仕様は,運転中に想定される最大の圧力・温度,必要	
蒸気タービンの附属設備の機器仕様は、運転中に想定される最大の圧力・温度、必要	
な容量等を考慮した設計とする。	
2. 主要対象設備 2. 主要対象設備 本記載は,要目表文	対象を示したリ
蒸気タービンの対象となる主要な設備について、「表1 蒸気タービンの主要設備リスト」 蒸気タービンの対象となる主要な設備について、「表1 蒸気タービンの主要設備リスト」 ストに関する記載	であるため, 証
に示す。 載しない。	

5. 計測制御系統施設の基本設計方針

語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解 よる。 章 共通項目 測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 溢水等, 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計 を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴 う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有する設計	ない。 本記載は概要であるため, 記載し ない。
よる。 章 共通項目 測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 溢水等, 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計 を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	本記載は概要であるため, 記載し ない。
 章 共通項目 卿制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 溢水等, 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計 を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 経電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する再循 開御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴 	たい。
 測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 溢水等, 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計 を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴 	ない。
設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計 を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	
 を除く。),6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴 	
 1章 共通項目」に基づく設計とする。 章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴 	
章 個別項目 計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴	
計測制御系統施設 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	
反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	
発電用原子炉施設には,制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する 制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	
制御棒及び制御棒駆動系と,再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循 環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し,計画的な出力変化に伴	
環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴	
う反応度変化を燃料更差の許容損復限界を招うることなく制御できる能力を有する設計	
ノ及心反変化を怒性安系の社谷損傷拡介を抱たることなく時仰くさる能力を作する政可 	
とする。	
通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒及び制御棒駆	
動系による制御棒の炉心への挿入並びにほう酸水注入系による原子炉冷却材中へのほう	
酸注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	
運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制	
御棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を	
臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	
設置(変更)許可を受けた冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において,制御	
棒及び制御棒駆動系は,原子炉スクラム信号によって,水圧制御ユニット(アキュムレ	
ータ)の圧力により制御棒を緊急挿入できる設計とするとともに、制御棒が確実に挿入	
され、炉心を臨界未満にでき、かつ、それを維持できる設計とする。	
制御棒及びほう酸水は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳	
しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的	
安定性を保持する設計とする。	
	 後注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。 運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制 即棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を 富界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。 ② ② ② ② ② 》 》 》 》 》 》 》 <p< td=""></p<>

変更前	変更後	記載しない理由
.2 制御棒及び制御棒駆動系	1.2 制御棒及び制御棒駆動系	
制御棒は,最大の反応度価値を持つ制御棒1本が完全に炉心の外に引き抜かれていて,	制御棒は,最大の反応度価値を持つ制御棒1本が完全に炉心の外に引き抜かれていて,	
その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満に	その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満に	
できる設計とする。また、発電用原子炉運転中に、完全に挿入されている制御棒を除く、	できる設計とする。また,発電用原子炉運転中に,完全に挿入されている制御棒を除く,	
他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度	他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度	
価値を有する制御棒1本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作	価値を有する制御棒1本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作	
可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できること	可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できること	
を評価確認し,確認できない場合には,発電用原子炉を停止するように保安規定に定め	を評価確認し、確認できない場合には、発電用原子炉を停止するように保安規定に定め	
て管理する。	て管理する。	
反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の	反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の	
落下速度を設置(変更)許可を受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒	落下速度を設置(変更)許可を受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒	
落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制す	落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制す	
る。また、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引	る。また、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引	
抜速度以下に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜	抜速度以下に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜	
操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、引き抜く制御	操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、引き抜く制御	
棒の最大反応度価値を制限する。 <mark>さらに</mark> 中性子束高及び原子炉周期 (ペリオド) 短による	棒の最大反応度価値を制限する。さらに中性子束高及び原子炉周期(ペリオド)短によ	
原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象発	る原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象	
生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧力	発生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧	
バウンダリを破損せず,かつ,炉心の冷却機能を損なうような炉心,炉心支持構造物及び	カバウンダリを破損せず,かつ,炉心の冷却機能を損なうような炉心,炉心支持構造物	
原子炉圧力容器内部構造物の破損を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順に	及び原子炉圧力容器内部構造物の破損を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手	
ついては、保安規定に定めて管理する。	順については、保安規定に定めて管理する。	
制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温	制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温	
状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度	状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度	
添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。	添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。	
制御棒は, 十字形に組み合わせたステンレス鋼製の U 字形シースの中に中性子吸収材	制御棒は, 十字形に組み合わせたステンレス鋼製の U 字形シースの中に中性子吸収材	
を収めたものであり,各制御棒は4体の燃料体の中央に,炉心全体にわたって一様に配	を収めたものであり、各制御棒は4体の燃料体の中央に、炉心全体にわたって一様に配	
置する設計とする。	置する設計とする。	
制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピス	制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピス	
トン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計と	トン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計と	
する。	する。	
通常駆動時は,制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し,原子炉緊急停	通常駆動時は、制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し、原子炉緊急停	
止時は,各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニット (アキュムレータ)の高圧	止時は、各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニット(アキュムレータ)の高	
窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。	圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
原子炉冷却材の漏えいが生じた場合,その漏えい量が 10mm (3/8 インチ) 径の配管破	原子炉冷却材の漏えいが生じた場合,その漏えい量が 10mm (3/8 インチ) 径の配管破	
断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水ポンプで補給できる設計とする。	断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水ポンプで補給できる設計とする。	
制御棒駆動系は,発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が,発電用原子炉の 燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で 炉心内に挿入できること,並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生し た場合においても,燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計 とする。	制御棒駆動系は,発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が,発電用原子炉の 燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で 炉心内に挿入できること,並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生し た場合においても,燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計 とする。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
なお,設置(変更)許可を受けた仕様並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故 の評価で設定した制御棒の挿入時間,並びに設置(変更)許可を受けた「原子炉起動時に おける制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の 条件を満足する設計とする。	なお,設置(変更)許可を受けた仕様並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故 の評価で設定した制御棒の挿入時間,並びに設置(変更)許可を受けた「原子炉起動時に おける制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の 条件を満足する設計とする。	
制御棒は,原子炉モードスイッチ「停止」位置にある場合,原子炉モードスイッチ「燃 料取替」位置にある場合で,燃料交換機が原子炉上部にあり,荷重状態のとき,原子炉モ ードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で,引き抜かれている制御棒本数が1本のと き,原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で,スクラム排出容器水位高によ るスクラム信号がバイパスされているとき,スクラム排出容器水位高による制御棒引抜 阻止信号のあるとき,原子炉モードスイッチ「起動」位置にある場合で,起動領域モニタ の指示高,指示低若しくは動作不能及び中間領域において原子炉周期が短のとき,原子 炉モードスイッチ「運転」位置にある場合で,出力領域モニタの指示低又は動作不能のと き,出力領域モニタの指示高のとき,制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号 のあるとき,制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のあるときは,引き抜きを 阻止できる設計とする。	制御棒は、原子炉モードスイッチ「停止」位置にある場合、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、燃料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、引き抜かれている制御棒本数が1本のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、スクラム排出容器水位高による制御棒引抜 るスクラム信号がバイパスされているとき、スクラム排出容器水位高による制御棒引抜 阻止信号のあるとき、原子炉モードスイッチ「起動」位置にある場合で、起動領域モニタ の指示高、指示低若しくは動作不能及び中間領域において原子炉周期が短のとき、原子 炉モードスイッチ「運転」位置にある場合で、出力領域モニタの指示低又は動作不能の とき、出力領域モニタの指示高のとき、制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信 号のあるとき、制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のあるときは、引き抜き を阻止できる設計とする。	
制御棒駆動機構は,各制御棒に独立して設けられたラッチ付き水圧ピストン・シリン ダ方式のものであり,インデックスチューブと駆動ピストン,コレット集合体等で構成 され,制御棒の駆動動力源である制御棒駆動水ポンプによる水圧が喪失した場合におい ても,ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持し,発電用原子炉の反応度を増加させ る方向に作動させない設計とする。 また,制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。	制御棒駆動機構は,各制御棒に独立して設けられたラッチ付き水圧ピストン・シリン ダ方式のものであり,インデックスチューブと駆動ピストン,コレット集合体等で構成 され,制御棒の駆動動力源である制御棒駆動水ポンプによる水圧が喪失した場合におい ても,ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持し,発電用原子炉の反応度を増加させ る方向に作動させない設計とする。 また,制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
制御棒駆動系にあっては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、その他の	制御棒駆動系にあっては,制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒,燃料体,その他の	「実用発電用原子炉及びその附
炉心を構成するものを損壊しない設計とする。	炉心を構成するものを損壊しない設計とする。	属施設の技術基準に関する規則」
		の要求事項であり、「実用発電用
		原子炉及びその附属施設の位置、
		構造及び設備の基準に関する規
		則」の要求事項でないため, 記載
		しない。
1.3 原子炉再循環流量制御系	1.3 原子炉再循環流量制御系	
再循環流量は,静止型原子炉再循環ポンプ電源装置により電源周波数を変化させ,原		
子頃衆加重は、肝正主が了が子頃衆なシア電が表色により電が周辺数を変化させ、が 子炉再循環ポンプ速度を調整することにより制御できる設計とする。	子炉再循環ポンプ速度を調整することにより制御できる設計とする。	
また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主蒸	また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主	
気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により,原子炉再循環ポンプ2台を同時にトリ	蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を同時にト	
ップする機能を設ける設計とする。	リップする機能を設ける設計とする。	
1.4 ほう酸水注入系	1.4 ほう酸水注入系	
ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子	ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子	
を吸収するほう酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備であり、単独で定	を吸収するほう酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備であり、単独で	
格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持でき	定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持で	
るだけの反応度効果を持つ設計とする。	きるだけの反応度効果を持つ設計とする。	
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ	
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著	
	しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を	
	維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備	
	として、ほう酸水注入系を設ける設計とする。	
	原子炉保護系,制御棒,制御棒駆動機構又は水圧制御ユニットの機能が喪失した場合	
	の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほう	
	酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を	
	未臨界にできる設計とする。	
	はる融水決までの法政しして、記録甘海気免疫記でもフロマンににしたののに、それは悪	
	ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構	
	造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,流 路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	

変更前	変更後	記載しない理由
1.5 原子炉圧力制御系	1.5 原子炉圧力制御系	
圧力制御装置は, 原子炉圧力を一定に保つように, 蒸気加減弁及びタービンバイパス	圧力制御装置は、原子炉圧力を一定に保つように、蒸気加減弁及びタービンバイパス	
弁の開度を自動制御する設計とする。	弁の開度を自動制御する設計とする。	
また,原子炉圧力が急上昇するような場合,タービンバイパス弁を開き,原子炉圧力の	また,原子炉圧力が急上昇するような場合,タービンバイパス弁を開き,原子炉圧力	
過度の上昇を防止する設計とする。	の過度の上昇を防止する設計とする。	
圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信	圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信	
号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷	号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷	
の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調	の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調	
整する設計とする。	整する設計とする。	
1.6 原子炉給水制御系	1.6 原子炉給水制御系	
原子炉給水制御系は,原子炉水位を一定に保つようにするため,原子炉給水流量,主蒸	原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つようにするため、原子炉給水流量、主	
気流量及び原子炉水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポンプの速度を調整	蒸気流量及び原子炉水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポンプの速度を調	
することなどにより原子炉給水流量を自動的に制御できる設計とする。	整することなどにより原子炉給水流量を自動的に制御できる設計とする。	
2. 計測装置等	2. 計測装置等	
2.1 計測装置	2.1 計測装置	
2.1.1 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時における計測	2.1.1 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測	
計測制御系統施設は, 炉心, 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウ	計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バ	
ンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視することが必要な	ウンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視することが必要	
パラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範	なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される	
囲内で監視できる設計とする。	範囲内で監視できる設計とする。	
また,設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講じるために必要なパ	また、設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講じるために必要なパ	
ラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間	ラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間	
にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものにつ	にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものにつ	
いては,設計基準事故時においても2種類以上監視又は推定できる設計とする。	いては,設計基準事故時においても2種類以上監視又は推定できる設計とする。	
炉心における中性子東密度を計測するため,原子炉内に設置した検出器で起動領	炉心における中性子束密度を計測するため,原子炉内に設置した検出器で起動領	
域,出力領域の2つの領域に分けて中性子束を計測できる設計とする。	域,出力領域の2つの領域に分けて中性子束を計測できる設計とする。	
炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算できる設計とする。	炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算できる設計とする。	
	重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大	
	事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難と	
	なった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測す	
	る設備を設置又は保管する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパ	
	ラメータとして,原子炉圧力容器内の温度,圧力及び水位,原子炉圧力容器及び原	
	子炉格納容器への注水量,原子炉格納容器内の温度,圧力,水位,水素濃度及び酸素	
	濃度,原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度,未臨界の維持又は監視,最終ヒートシン	
	クの確保、格納容器バイパスの監視並びに水源の確保に必要なパラメータを計測す	
	る装置を設ける設計とする。	
	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止	
	対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状	
	態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主	
	要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他,原子炉圧力容器温度	
	(個数 5,計測範囲 0~500℃),フィルタ装置入口圧力(広帯域)(個数 1,計測範囲	
	-0.1~1MPa),フィルタ装置出口圧力(広帯域)(個数1,計測範囲-0.1~1MPa),フ	
	ィルタ装置水位(広帯域)(個数3,計測範囲0~3650mm),フィルタ装置水温度(個	
	数 3, 計測範囲 0~200℃), フィルタ装置出口水素濃度(個数 2, 計測範囲 0~30vo1%	
	のものを1個,計測範囲0~100vo1%のものを1個),原子炉補機冷却水系系統流量	
	(個数2,計測範囲0~4000m³/h),残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量(個数2,	
	計測範囲 0~1500m ³ /h)及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数 8,計測	
	範囲 0~500℃)とする。	
	発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが, 電源設備の受電状態,	
	重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施	
	設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメー	
	タのうち重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる 6-	
	2F-1 母線電圧, 6-2F-2 母線電圧, 6-2C 母線電圧, 6-2D 母線電圧, 6-2H 母線電圧,	
	4-2C 母線電圧, 4-2D 母線電圧, 125V 直流主母線 2A 電圧, 125V 直流主母線 2B 電圧,	
	125V 直流主母線 2A-1 電圧, 125V 直流主母線 2B-1 電圧, 250V 直流主母線電圧,	
	HPCS125V 直流主母線電圧,高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力及び代替高圧窒素ガス	
	供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力を計測する装置は、重大事故等対処設備として	
	の設計を行う。	
	2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著し	
	い損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が変動	
	する可能性のある範囲を測定できる設備として,格納容器内水素濃度 (D/W),格納	
	容器内水素濃度(S/C),格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度	
	を設ける設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は,原子炉格納容器内	
	の水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設	
	計とする。	
	格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は,所内常設蓄電式直	
	流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な	
	設計とする。	
	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、格納容器内雰囲気	
	ガスサンプリング装置(吸引ポンプ(個数 2, 容量 0.05L/min/個以上, 吐出圧力	
	0.2MPa), 排気ポンプ(個数2, 容量0.05L/min/個以上, 吐出圧力0.854MPa以上),	
	サンプル冷却器 (個数 2, 伝熱面積 0.245m ² /個以上) <mark>, 酸素検出器冷却装置 (個数 2)</mark>)	
	により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測	
	定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視で	
	きる設計とする。	
	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源	
	設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	
	なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給することにより、サンプリング	
	ガスを冷却できる設計とする。	
	2.1.3 原子炉格納容器フィルタベント系排出経路内の水素濃度の計測	
	原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度を測定し,監視で きるよう,フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度(個数2,計測範囲0	
	~30vo1%のものを1個, 計測範囲 0~100vo1%のものを1個)を設ける設計とする。	
	フィルタ装置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	
	備から給電が可能な設計とする。	
	2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度の計測	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を	
	防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわ	
	たり測定できる監視設備として、原子炉建屋内水素濃度を設ける設計とする。	
	原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設	
	置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの	
	給電及び所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流	
	電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	また,原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上1階及び原子炉建屋地下1	
	階に設置するものについては、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設	
	備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を	
	防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限	
	界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的	
	触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける設計とする。	
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数 8, 計測範囲 0~500℃, 検出器種	
	類 熱電対)は,静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触	
	媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等	
	時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。	
	势的钟棋士·v, 其百姓众壮果新作联祖壮果·b. 武内学师荣重士古法重酒师供 一学师	
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設 代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	
	(育世加电你設備入は可加生 (育世加电你設備から福电から能な設計とする。)	
2.2 警報装置等	2.2 警報装置等	
設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他	設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他	
の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(中性子	の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(中性子	
束,温度,圧力,流量,水位等のプロセス変数が異常値になった場合,工学的安全施設が	束,温度,圧力,流量,水位等のプロセス変数が異常値になった場合,工学的安全施設が	
作動した場合等)に、これらを確実に検出して自動的に警報(原子炉水位低又は高、原子	作動した場合等)に、これらを確実に検出して自動的に警報(原子炉水位低又は高、原子	
炉圧力高,中性子束高等)を発信する装置を設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー	炉圧力高,中性子束高等)を発信する装置を設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー	
鳴動等により運転員に通報できる設計とする。	鳴動等により運転員に通報できる設計とする。	
※ 金田 臣 フ 伝 光 バ) ヶ 臣 フ 伝 仏 和 ダ 休) ヶ 佐 フ ナ 亜 木 柳 44 フ ユ 田 日 ヶ 私 / b 小 始 さ ア か し い	☆ 委田臣フ 信光がに 臣フ 信 没 切 歹 休 に ぼ フ → 亜 へ 機 (+) つ は 四日 へ 乱 (+) 小 化 せ フ オー)	
発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確,か つ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視	発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確,か つ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視	
の迅速に把握できるようホンクの運転停止状態及び开の開闭状態等を表示灯により監視できる設計とする。	つ迅速に把握でさるよりホンクの運転停止状態及び并の開闭状態等を表示対により監視できる設計とする。	
$\nabla C = \partial R A \Pi \subset f = \partial_0$		
2.3 計測結果の表示,記録及び保存	2.3 計測結果の表示,記録及び保存	
発電用原子炉の停止、炉心の冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視する	発電用原子炉の停止、炉心の冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視する	

変更前	変更後	記載しない理由
ために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録できる設計とする。	ために必要なパラメータは,設計基準事故時においても確実に記録し,保存できる設計 とする。	
設計基準対象施設として, 炉心における中性子束密度を計測するための計測装置, 原 子炉冷却材の不純物の濃度を測定するための導電率を計測する装置, 原子炉圧力容器の 入口及び出口における温度及び流量を計測するための給水温度, 主蒸気温度, 給水流量 及び主蒸気流量を計測する装置, 原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位 (停止域, 燃料域, 広帯域及び狭帯域)を計測する装置並びに原子炉格納容器内の圧力, 温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのドライウェル圧力, 圧力抑制室圧力, 格納容 器内温度, 格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測する装置を 設け, これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また, 計測結 果を記録できる設計とする。	 設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原 子炉冷却材の不純物の濃度を測定するための導電率を計測する装置、原子炉圧力容器の 入口及び出口における温度及び流量を計測するための給水温度、主蒸気温度、給水流量 及び主蒸気流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位 (停止域、燃料域、広帯域及び狭帯域)を計測する装置並びに原子炉格納容器内の圧力、 温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容 器内温度、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測する装置を 設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測 結果を記録し、及び保存できる設計とする。 	
制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力を計 測するための給水圧力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け,これらの計測装置は計測 結果を中央制御室に表示できる設計とする。また,記録はプロセス計算機から帳票とし て出力できる設計とする。	制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力を計 測するための給水圧力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け,これらの計測装置は計測 結果を中央制御室に表示できる設計とする。また,記録はプロセス計算機から帳票とし て出力し保存できる設計とする。	
原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録する。	原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子 炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とすると ともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への 注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パ ラメータにより推定ができる設計とする。	
	また,重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握 するための能力(最高計測可能温度等(設計基準最大値等))を明確にするとともに,パ ラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる 推定等,複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて 管理する。	
	原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位, 水素濃度等想定される重大事故等の対応に必 要となるパラメータは, 計測又は監視できる設計とする。また, 計測結果は中央制御室	

変更前	変更後	記載しない理由
変更前	 [E指示又は表示し,記録できる設計とする。] 重大事故等の対応に必要となるパラメータは,安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS 伝送装置にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また,記録は必要な容量を保存できる設計とする。 2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子 炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は,非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において,代替電源設備として常設代替交流電源設備,可搬型代替返流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。 主た,代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合,特に重要なパラ メータとして,炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置 (本代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合,特に重要なパラ メータとして,炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置 については,温度,圧力,水位及び流量に係るものについて,乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉 圧力容器及び原子炉格納容器内の温度,圧力,水位,流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット26個(뜻急個(緊急時対策建屋に保管)))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3.計測装置等」の設備と兼用)に 	記載しない理由
 安全保護装置等 1 安全保護装置等 	 より計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、 同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。 同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラ メータを選定し計測又は監視するものとする。 3. 安全保護装置等 3. 安全保護装置等	
3.1 安全保護装置3.1.1 安全保護装置の機能及び構成	3.1 安全保護装置 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成	
安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により	安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により	
発電用原子炉の運転に支障を生じる場合において、その異常な状態を検知し及び原 子炉保護系その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超		
子炉保護系での他系統と併せて機能することにより、燃料要系の計谷損傷限外を超 えないようにできるものとするとともに,設計基準事故が発生する場合において,そ		
んないようにくさるものとうることもに, 取訂 差半争取が先生 うる物子にわいし, て	へないようにくさるものとすることもに、 政訂 医中争取が光生する 物可にわいく、	

変更前	変更後	記載しない理由
計とする。	設計とする。	
運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉スクラム	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉スクラム	
信号及びその他の安全保護装置起動信号を設ける設計とする。	信号及びその他の安全保護装置起動信号を設ける設計とする。	
なお,安全保護装置は設置 (変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化の評価の	なお、安全保護装置は設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化の評価	
条件を満足する設計とする。	の条件を満足する設計とする。	
安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた	安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた	
場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失	場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失	
わないよう、多重性を確保する設計とする。	わないよう、多重性を確保する設計とする。	
安全保護装置を構成するチャンネルは, それぞれ互いに分離し, それぞれのチャン	安全保護装置を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャ	
ネル間において安全保護機能を失わないよう物理的, 電気的に分離し, 独立性を確保	ンネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電気的に分離し、独立性を	
する設計とする。	確保する設計とする。	
また、各チャンネルの電源は、分離・独立した母線から供給する設計とする。	また、各チャンネルの電源は、分離・独立した母線から供給する設計とする。	
安全保護装置は,駆動源の喪失,系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合に	安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合	
おいても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に移行	においても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に	
するか,又は当該状態を維持することにより,発電用原子炉施設の安全上支障がない	移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障	
状態を維持できる設計とする。	がない状態を維持できる設計とする。	
計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全機能を失	計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全機能を失	
わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。	わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。	
また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。	また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。	「実用発電用原子炉及びその附
非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備	非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備	属施設の技術基準に関する規則」
を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計	を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計	の要求事項であり,「実用発電用
基準事故時において不要な作動をしないようにできる設計とする。	基準事故時において不要な作動をしないようにできる設計とする。	原子炉及びその附属施設の位置、
		構造及び設備の基準に関する規
		則」の要求事項でないため, 記載 しない。
	3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止	
	安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークと物理	
	的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作の防止並びに物理的及び	

変更前	変更後	記載しない理由
	電気的アクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されて	
	いない者の操作を防止する措置を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計	
	算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為	
	による被害を防止できる設計とする。	
	安全保護装置のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、外部ネットワークと	
	物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等	
	の侵入防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け,システムの据付,更新,	
	試験,保守等で,承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置	
	を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作	
	をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計と	
	する。	
	安全保護装置が収納された盤の施錠によりハードウェアを直接接続させない措置	
	を実施すること及び安全保護装置のうち一部デジタル演算処理を行う機器のソフト	
	ウェア及びハードウェア回路は設計,製作,試験及び変更管理の各段階で検証と妥	
	当性確認を適切に行うことを保安規定に定め、不正アクセスを防止する。	
	3.2 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)	
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ	
	ない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著	
	しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を	
	維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備	
	として、ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)を設ける設計とする。	
	惑電田店でにが実転た駅台に信止していたけんばなくない地洞にもみんなくぜ。店 て	
	発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず,原子 炉出力,原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場	
	合の重大事故等対処設備として, ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)は, 原子炉圧力	
	高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により,全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を	
	同文は床」が小位は(レベル2)の店方により、主前両体を主挿入させて光電市床」がを 未臨界にできる設計とする。	
	「本品がにてきる取用とする。」 また、ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で	
	操作することで作動させることができる設計とする。	
	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)の流路として、設計基準対象施設である制御棒	
	駆動水圧系の配管を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能につ	
	いて重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	その他,設計基準対象施設である制御棒,制御棒駆動機構及び水圧制御ユニットを重	
	大事故等対処設備として使用できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	3.3 ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ	
	ない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著	
	しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を	
	維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備	
	として、ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)を設ける設計とする。	
	発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子	
	合の重大事故等対処設備として, ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	
	は,原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により,原子炉再循環ポンプ2台	
	を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。	
	また,ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は,自動で停止しない	
	場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポ	
	ンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とす	
	る。	
	3.4 ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ	
	ない事象が発生した場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備(自動減圧系作動	
	阻止機能)は、中性子束高及び原子炉水位低(レベル2)の信号により、自動減圧系及び	
	代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止できる設計とする。	
	原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に	
	加え,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水	
	され出力の急激な上昇につながるため、ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)によ	
	り自動減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる	
	設計とする。	
	よた ATWO 巡拓乱供(白新法国文佐新四山機社)は、中市地域中の現代ラフィンナー	
	また、ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中央制御室の操作スイッチを手 動で場体することで、自動減圧系及び供募自動減圧回路(供募自動減圧機能)の作動も	
	動で操作することで,自動減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を 阻止させることができる設計とする。	
	3.5 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)	
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する	
	発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容	

変更前	変更後	記載しない理由
 3.2 試験及び検査 原子炉保護系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリッ プさせることによって、スクラムパイロット弁までのあらゆる機能をチェックすること ができる設計とする。 工学的安全施設作動回路は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル (検出器を含む)の試験を行うことができる設計とする。 	 器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事 故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路(代替自動減 圧機能)を設ける設計とする。 自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替自動減圧回路(代替 自動減圧機能)は、原子炉水位低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注水モ トド)又は低圧炉心スプレイ系ポンプ運転の場合に、主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作 動させることにより、主蒸気逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウン ダリを減圧させることができる設計とする。なお、11個の主蒸気逃がし安全弁のうち、 2 個がこの機能を有するとともに、自動減圧系との干渉及びリセットスイッチの操作判 断の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設ける設計とする。 3.6 試験及び検査 原子炉保護系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリッ プさせることによって、スクラムパイロット弁までのあらゆる機能をチェックすること ができる設計とする。 3.6 試験及び検査 原子炉保護系は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル (検出器を含む)の試験を行うことができる設計とする。 	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規 則」の要求事項でないため,記載 しない。
 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制 御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人 に操作,作業,退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、警報装置及び通信連 絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。 	 4. 通信連絡設備 4. 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制 御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人 に操作,作業,退避の指示,事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行う ことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信連 絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。 警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性 を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警 報装置を含む。),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS 端末及び FAX),移動無線 設備(固定型),移動無線設備(車載型),携行型通話装置,無線連絡設備(固定型),無 線連絡設備(携帯型),衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は 保管する設計とする。 主た,緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安 	

変更前	変更後	記載しない理由
	全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。	
	警報装置,通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)につい	
	ては、非常用所内電源又は無停電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待で	
	きない場合でも動作可能な設計とする。	
	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通	
	信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパ	
	ラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)と	
	して、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固	
	定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。な	
	お、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。	
	衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管する設計とする。	
	無線連絡設備(携帯型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	
	携行型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。	
	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所	
	内に設置する設計とする。	
	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備とし	
	て、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置	
	し, SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は, 緊急時対策所内に設置する設計とする。	
	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接	
	満することにより,屋内で使用できる設計とする。	
	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央	
	制御室待避所においても使用できる設計とする。	
	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常	
	用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備で	
	ある常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす	
	る。	
	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非	
	2572574777117548世ノシ州生电田以間(四た土)及び示例建和以間(四た土)(は、21	

変更前	変更後
	常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても
	である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備から
	設計とする。
	衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置
	 又は乾電池を使用する設計とする。
	とにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、
	緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電
	については,予備の乾電池と交換することにより,7日間以上継続して通
	とする。
	安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、非常
	に加えて,全交流動力電源が喪失した場合においても,代替電源設備で
	流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする
	安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち SPDS 伝送装置及び SPDS
	常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても
	である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備から
	設計とする。
	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備(発電所内)及び多
	においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による載
	実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する
	する設計とする。
	4.2 通信連絡設備(発電所外)
	設計基準事故が発生した場合において,発電所外の本店,国,地方公共
	係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うこと
	絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固)
	末, FAX 及び衛星保安電話(固定型)),社内テレビ会議システム,局線加
	入電話機及び加入 FAX),専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)
	(固定型),衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを
	設備(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)を設置又は保管する
	また,発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必
	送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。

	記載しない理由
,代替電源設備の給電が可能な	
置は、充電式電池	
記と交換するこ 中央制御室又は	
 1人間単重へは 記池を用いるもの 1 1	
1111/1・くらの政計	
「用交流電源設備 「ある常設代替交	
表示装置は,非 ,代替電源設備	
の給電が可能な	
(全パラメータ表)	
(倒防止措置等を)	
★団体,その他関 ∴ができる通信連	
定電話機,PHS 端	
口入電話設備(加) ,衛星電話設備	
2用いた通信連絡 設計とする。	
公要なデータを伝	

変更前	変更後	記載しない理由
	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については,有線系回線,無線系回線又	
	は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。	
	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末,FAX及び衛星保安電話(固定型)),	
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX),専用電話設備(地方公共団体向ホットライン),社内テレビ会議システム及び	
	データ伝送設備は,専用通信回線に接続し,輻輳等による制限を受けることなく常時使 用できる設計とする。また,これらの専用通信回線の容量は,通話及びデータ伝送に必	
	要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。	
	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停	
	電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計 とする。	
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合 において、データ伝送設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後	
	においても,緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機能を保持す	
	るため,固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに,信号ケーブル及び電 源ケーブルは,耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。	
	重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のあ	
	る場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特 に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するための通信連絡設備	
	(発電所外)として,必要な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型)及 び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及	
	び IP-FAX)を設置又は保管する設計とする。なお,可搬型については必要な数量に加	
	え、故障を考慮した数量の予備を保管する。	
	衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管する設計とする。	
	衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及	
	びIP-FAX)は、緊急時対策所内に設置する設計とする。	
	重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システ	
	ム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として,SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。	

変更後	記載しない理由
衛星電話設備(固定型)は,屋外に設置したアンテナと接続することにより,屋内で使 用できる設計とする。	
また,中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は,中央制御室待避所において も使用できる設計とする。	
中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は,非常用交流電源設備に加えて,全 交流動力電源が喪失した場合においても,代替電源設備である常設代替交流電源設備又 は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
衛星電話設備(携帯型)は、充電式電池を使用する設計とする。	
充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は 緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。	
緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX)は,非常用交流電 源設備に加えて,全交流動力電源が喪失した場合においても,代替電源設備である常設 代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす る。	
データ伝送設備は,非常用交流電源設備に加えて,全交流動力電源が喪失した場合に おいても,代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源 設備からの給電が可能な設計とする。	
重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備に ついては、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡 に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、 信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。	
中央制御室内,中央制御室待避所内及び緊急時対策所内に設置する通信連絡設備のう ち無線連絡設備,衛星電話設備,携行型通話装置,安全パラメータ表示システム (SPDS), 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は,二以上の発 電用原子炉施設と共用しない設計とする。	
	 用できる設計とする。 また、中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、中央制御室待避所においてした規用できる設計とする。 中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全 交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備ス は可難型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 「「離型電話設備(携帯型)は、充電式電池を使用する設計とする。 「整電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は子備の充電式電池と交換するこ 「空気電池を用いるものについては、ほかの端末又は子(個の充電式電池と交換するこ 「空気電池を用いるものについては、ほかの端末又は子(個の充電式電池と交換するこ 「空気電池を用いるものについては、ほかの端末又は子(個の充電式電池と交換するこ 「空気電池を用いるものについては、ほかの端末又は子(個の充電式電池と交換する) 「空気電池を用いるものについては、ほかの端末又は子(個の充電式電池と交換する) 「「一ク伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設 「ビーク伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、信車(福祉 (福祉) 「ビーク伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、「「空気ご設置」」 「ビーク伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、「「空気ご設置」」 「二ク伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪火での広送設備に「ひても、「電管なる常設で、「空気流電源設備」(国を空気が電源設置)(空気で一ク伝送設備に「いては、基準地震動S % による地震力に対し、地震時及び加震後においても価値連絡 に係る機能を保持するため、面純又は固定による転倒防止措置等に敷設する設計とする。 「中本制御室内、四次に固定による転倒防止措置等を実施するときもに、「信号ケーブル及び電源ケーブルは、「開発性準所内及び緊急時対策所内に設置する通信連絡設備、変換でうるになごので、「空気に認定する」 「中本制御室内、満つて、「小本制御室内、「空気に認定する」 「中本制御室内、「空気にした」(「空気の一気)」 「中本制御室内、大田」(「空気の一気)」 「中本制御室内、大田」(「空気の一気)」 「中本制御室内、大田」(「空気の一気)」 「中本電話設備、携帯で加速(「空気の一気)」 「中本間である常設備」(「空気の一気)」 「中本間である常設備」(「空気の一気)」 「中本国の「空気の」(「空気の一気)」 「日本電の一気の「一」」 「「二人」(「二人」)」 「二人」(「二人」)」

変更前	変更後	記載しない理由
 4.2 設備の共用 通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(焼却炉建屋, 固体廃棄物貯蔵所,サイトバンカ建屋及び予備変圧器配電盤室)(第1号機設備,第1, 2,3号機共用)は,第1号機,第2号機及び第3号機で共用するが,各号機に係る通信・ 通話に必要な仕様を満足する設計とすることで,共用により安全性を損なわない設計と する。 	 4.3 設備の共用 通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(焼却炉建屋, 固体廃棄物貯蔵所,サイトバンカ建屋及び予備変圧器配電盤室)(第1号機設備,第1, 2,3号機共用)は,第1号機,第2号機及び第3号機で共用するが,各号機に係る通信・ 通話に必要な仕様を満足する設計とすることで,共用により安全性を損なわない設計とする。 	
 5. 制御用空気設備 5.1 計装用圧縮空気系 発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として,計装用圧縮 空気系を設ける設計とする。 	5. 制御用空気設備 5.1 計装用圧縮空気系 発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として,計装用圧縮 空気系を設ける設計とする。	
計装用圧縮空気系は,計装用圧縮空気系空気圧縮機,計装用圧縮空気系空気貯槽,除湿 装置等で構成し,空気作動の弁,流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。 計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも,所内用圧縮空気系空気圧縮機によ って,計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。	 計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気貯槽、除 湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。 計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。 	
所内用圧縮空気系は,所内用圧縮空気系空気圧縮機,所内用圧縮空気系空気貯槽等で 構成し,空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。	所内用圧縮空気系は,所内用圧縮空気系空気圧縮機,所内用圧縮空気系空気貯槽等で 構成し,空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。	
	5.2 高圧窒素ガス供給系 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する 発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容 器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事 故等対処設備として,高圧窒素ガス供給系(非常用)を設ける設計とする。	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸気逃がし安全弁の機 能回復のための重大事故等対処設備として,高圧窒素ガス供給系(非常用)は,主蒸気逃 がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸 気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において,主	
	 蒸気逃がし安全弁(6個)の作動に必要な窒素を高圧窒素ガスボンベにより供給できる設計とする。 高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。 高圧窒素ガス供給系(非常用)の流路として、設計基準対象施設である主蒸気逃がし 	
	安全弁自動減圧機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計する。	

変更前	変更後	記載しない理由
	 .3 代替高圧窒素ガス供給系 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する 発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容 器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事 故等対処設備として,代替高圧窒素ガス供給系を設ける設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸気逃がし安全弁の機 能回復のための重大事故等対処設備として,代替高圧窒素ガス供給系は,主蒸気逃がし 安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃 がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において,主蒸気 逃がし安全弁のアクチュエータに高圧窒素ガスボンベにより直接窒素を供給すること で,主蒸気逃がし安全弁(4個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。 「高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は,現場で高圧窒素ガスボンベの取替えが 可能な設計とする。 	記載しない理由
6. 主要対象設備 6. 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について、「表 1 計測制御系統施設の主要 6. 設備リスト」に示す。 6.	 「前能な設計とする。」 【代替高圧窒素ガス供給系の流路として,設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安 全弁を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故 等対処設備としての設計を行う。 主要対象設備 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について,「表1 計測制御系統施設の主要 設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については 「表2 計測制御系統施設の兼用設備リスト」に示す。 	載しない。

6. 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため,記載し
びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設	放射性廃棄物の廃棄施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢	ない。
備に対する要求(4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. その	水等,5. 設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の	
他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に	設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計	
基づく設計とする。	方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 廃棄物貯蔵設備,廃棄物処理設備等	1. 廃棄物貯蔵設備,廃棄物処理設備等	
1.1 廃棄物貯蔵設備	1.1 廃棄物貯蔵設備	
放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量	放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量	
と放射性廃棄物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率を想定した	と放射性廃棄物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率を想定した	
設計とする。	設計とする。	
放射性廃棄物を貯蔵する設備は,放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。また,崩壊	放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。また、崩	
熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品	壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬	
の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。	品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。	
1.2 廃棄物処理設備	1.2 廃棄物処理設備	
放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界	放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界	
における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事	における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事	
業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下	業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた濃度限度以下	
となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有す	となるように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有す	
る設計とする。	る設計とする。	
更に、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発	更に,発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし,「発	
電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。	電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。	
気体廃棄物処理系は、蒸気式空気抽出器排ガス中の水素と酸素とを結合させる排ガス	気体廃棄物処理系は、蒸気式空気抽出器排ガス中の水素と酸素とを結合させる排ガス	
再結合器, 排ガス復水器, 活性炭式希ガスホールドアップ塔等で構成し, 排気は, 放射性	再結合器, 排ガス復水器, 活性炭式希ガスホールドアップ塔等で構成し, 排気は, 放射性	
物質の濃度をモニタしつつ排気筒から放出する設計とする。	物質の濃度をモニタしつつ排気筒から放出する設計とする。	
活性炭式希ガスホールドアップ塔でキセノンを約 18 日間, クリプトンを約 24 時間保	活性炭式希ガスホールドアップ塔でキセノンを約 18 日間, クリプトンを約 24 時間保	

資 1-6-1

変更前	変更後	記載しない理由
持する設計とする。	持する設計とする。	
液体廃棄物処理系は、液体廃棄物を分離収集し、廃液の性状に応じて、機器ドレン系、	液体廃棄物処理系は、液体廃棄物を分離収集し、廃液の性状に応じて、機器ドレン系、	
床ドレン・化学廃液系及びランドリドレン系(第1号機設備,第1,2号機共用)で処理	床ドレン・化学廃液系及びランドリドレン系(第1号機設備,第1,2号機共用)で処理	
する設計とする。	する設計とする。	
放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において原子炉冷却系統外に排出する場	放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において原子炉冷却系統外に排出する場	
合は,床ドレン・化学廃液系及び機器ドレン系のサンプを介して,液体廃棄物処理系へ導	合は、床ドレン・化学廃液系及び機器ドレン系のサンプを介して、液体廃棄物処理系へ	
く設計とする。	導く設計とする。	
固体廃棄物処理系は,廃棄物の種類に応じて,濃縮廃液,使用済樹脂及び廃スラッジを	固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて、濃縮廃液、使用済樹脂及び廃スラッジ	
固型化するプラスチック固化式固化装置(第 1,2 号機共用),濃縮廃液を固型化するセ	を固型化するプラスチック固化式固化装置(第1,2号機共用),濃縮廃液を固型化する	
メント固化式固化装置(第1号機設備,第1,2号機共用(以下同じ。))及び可燃性雑固	セメント固化式固化装置(第1号機設備,第1,2号機共用(以下同じ。))及び可燃性雑	
体廃棄物、脱塩装置から発生する使用済樹脂及びランドリ廃スラッジを焼却する固体廃	固体廃棄物、脱塩装置から発生する使用済樹脂及びランドリ廃スラッジを焼却する固体	
棄物焼却設備(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。)),並びに不燃性雑固体	廃棄物焼却設備(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。)),並びに不燃性雑固	
廃棄物を圧縮する減容装置(「第1号機設備,第1,2,3号機共用」,「第1,2,3号機共	体廃棄物を圧縮する減容装置(「第1号機設備,第1,2,3号機共用」,「第1,2,3号機	
用」及び「第3号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び固型化処理用減容機	共用」及び「第3号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び固型化処理用減容	
(第3号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))で処理する設計とする。	機(第3号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))で処理する設計とする。	
サプレッションチェンバの保守・点検のため,プール水の排水,貯留,返送を行うため		
の設備として,サプレッションプール水貯蔵系(一部第1,2号機共用(以下同じ。))を		
設置する。		
サプレッションプール水貯蔵系を構成するサプレッションプール水貯蔵タンク(第 1,		
2号機共用(以下同じ。))は、サプレッションチェンバ内のプール水を貯留するのに十分		
な容量を有する設計とする。		
また, サプレッションプール水貯蔵タンクは, 床ドレン・化学廃液系に導かれた廃液等		
を貯留することができる設計とする。		
放射性廃棄物を処理する設備は,放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し,	放射性廃棄物を処理する設備は,放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し,	
放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない	放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない	
設計とする。	設計とする。	
放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処	放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処	
理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影	理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影	
響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。	響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。	
気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な排気筒等から	気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な排気筒等から	
放出する設計とする。	放出する設計とする。	
また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとと	また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとと	
もに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易な設計とする。	もに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易な設計とする。	

記載しない理由	変更後	変更前
し、流体状の放射性廃棄物を	流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、流体状の放射性	流体状の放射性廃棄物は、管理区域内で処理することとし、流体状の放射性廃棄物を
	管理区域外において運搬するための容器は設置しない。	管理区域外において運搬するための容器は設置しない。
生する高放射性の固体状の放	原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固	原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放
見定する A1 値又は A2 値を超え	射性廃棄物(放射能量が科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2	射性廃棄物(放射能量が科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超え
理区域外において運搬するた	るもの(除染等により線量低減ができるものは除く))を管理区域外において運	るもの(除染等により線量低減ができるものは除く))を管理区域外において運搬するた
共用(以下同じ。))は,容易	めの固体廃棄物移送容器(第 1 号機設備,第 1, 2, 3 号機共用(以下同じ。))	めの固体廃棄物移送容器(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))は,容易か
温度及び内圧の変化、振動等		つ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等によ
	により、亀裂、破損等が生じるおそれがない設計とする。	り, 亀裂, 破損等が生じるおそれがない設計とする。
難い構造であり、崩壊熱及び	また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、崩	また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、崩壊熱及び放
		射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及
	及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。	び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。
合に、放射線障害を防止する	固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を	固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止する
	ため,その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が	ため,その表面の線量当量率及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料
	物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当	物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超
	えない設計とする。	えない設計とする。
	1.3 汚染拡大防止	1.3 汚染拡大防止
いの拡大防止	1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止	1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止
^廃 棄物の濃度が 37Bq/cm ³ を超	放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が 37Bq	放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度が 37Bq/cm ³ を超
放射性廃棄物の漏えいが拡大	える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏え	える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大
拡大防止,堰については,次	するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰につい	するおそれがある部分の漏えいし難い構造,漏えいの拡大防止,堰については,次の
	のとおりとする。	とおりとする。
	(1) 漏えいし難い構造	(1) 漏えいし難い構造
接合部は,耐水性を有する設	全ての床面,適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は,耐水性を	全ての床面, 適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は, 耐水性を有する設計
する。また、その貫通部は堰		とし, 流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また, その貫通部は堰の機
	の機能を失わない構造とする。	能を失わない構造とする。
	(2) 漏えいの拡大防止	(2) 漏えいの拡大防止
により流体状の放射性廃棄物	床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射	床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物
のを除く流体状の放射性廃棄	が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放	が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物
司様の効果を有するものを施	物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有する	を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設
る設計とする。	設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。	し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。
のを 司様	が排液受け口に導かれる構造とし,かつ,気体状のものを 物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には,堰又は堰と同様	が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物 を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設

変更前	変更後	記載しない理由
(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設	(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設	
放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設すること	放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設すること	
により、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	により、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	
施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管につ	施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管につ	
いて,長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2,幅がその配管の肉厚の1/2の	いて,長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2,幅がその配管の肉厚の1/2の	
大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流	大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流	
体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放	体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放	
射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。	射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。	
この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施	この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施	
設内の貯蔵設備に 1 ヶ所想定し,漏えい時間は漏えいを適切に止めることができる		
までの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネル	までの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネル	
は、その機能が確実なものとなるように設計する。	は、その機能が確実なものとなるように設計する。	
(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設	(4) 放射性廃棄物貯蔵施設に係る堰の施設	
放射性廃棄物貯蔵施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設すること	放射性廃棄物貯蔵施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設すること	
により、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。		
漏えいの拡大を防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防止するための	漏えいの拡大を防止するための堰及び施設外へ漏えいすることを防止するための	
堰は、開口を仮定する貯蔵設備が設置されている区画内の床ドレンファンネルの排		
出機能を考慮しないものとし、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止で	出機能を考慮しないものとし、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止で	
きる能力をもつ設計とする。	きる能力をもつ設計とする。	
1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止	1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止	
固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、固体状	固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、固体状	
の放射性廃棄物をドラム缶に詰める、容器に入れる又はタンク内に貯蔵することに	の放射性廃棄物をドラム缶に詰める、容器に入れる又はタンク内に貯蔵することに	
よる汚染拡大防止措置を講じることにより、放射性廃棄物による汚染が広がらない	よる汚染拡大防止措置を講じることにより、放射性廃棄物による汚染が広がらない	
設計とする。	設計とする。	
1.4 排水路	1.4 排水路	
液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋の	液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける建屋の	
床面下には、発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計	床面下には,発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計	
とする。	とする。	
また,液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける	また、液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに関連する施設を設ける	
建屋内部には発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を	建屋内部には発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口部を	
設けない設計とする。	設けない設計とする。	

 1.5 設備の共用 プラスチック固化式固化装置は、第1号機及び第2号機で共用し、固体廃棄物貯蔵所 (第1号機設備、第1、2、3号機共用)、固体廃棄物焼却設備、サイトバンカ(第1号機 設備、第1、2、3号機共用)、雑固体廃棄物保管室(第1号機設備、第1、2、3号機共用) は、第1号機、第2号機及び第3号機で共用するが、放射性廃棄物の予想発生量に対し て必要な処理容量又は貯蔵容量を考慮することで、共用により安全性を損なわない設計 	 1.5 設備の共用 プラスチック固化式固化装置は,第1号機及び第2号機で共用し,固体廃棄物貯蔵所 (第1号機設備,第1,2,3号機共用),固体廃棄物焼却設備,サイトバンカ(第1号機) 	
(第1号機設備,第1,2,3号機共用),固体廃棄物焼却設備,サイトバンカ(第1号機 設備,第1,2,3号機共用),雑固体廃棄物保管室(第1号機設備,第1,2,3号機共用) は,第1号機,第2号機及び第3号機で共用するが,放射性廃棄物の予想発生量に対し		
設備,第1,2,3号機共用),雑固体廃棄物保管室(第1号機設備,第1,2,3号機共用) は,第1号機,第2号機及び第3号機で共用するが,放射性廃棄物の予想発生量に対し	(第1号機設備,第1,2,3号機共用),固体廃棄物焼却設備,サイトバンカ(第1号機	
は、第1号機、第2号機及び第3号機で共用するが、放射性廃棄物の予想発生量に対し		
	設備, 第1, 2, 3 号機共用), 雑固体廃棄物保管室(第1号機設備, 第1, 2, 3 号機共用)	
て必要な処理容量又は貯蔵容量を考慮することで、共用により安全性を損なわない設計	は、第1号機、第2号機及び第3号機で共用するが、放射性廃棄物の予想発生量に対し	
	て必要な処理容量又は貯蔵容量を考慮することで、共用により安全性を損なわない設計	
とする。	とする。	
	なお、プラスチック固化式固化装置は休止しており、今後も使用しない。	
排気筒の支持構造物(第 2,3 号機設備,第 2,3 号機共用)は,第3号機と共用する	排気筒の支持構造物(第2,3号機設備,第2,3号機共用)は,第3号機と共用する	
が、支持機能を十分維持できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計	が、支持機能を十分維持できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計	
とする。	とする。	
サプレッションプール水貯蔵系は, 第1号機及び第2号機で共用するが, サプレッシ		
ョンプール水貯蔵タンク(第1号機設備,第1,2号機共用)及びサプレッションプール		
水貯蔵タンク(第1,2号機共用)を用いることで,第1号機又は第2号機のサプレッシ		
ョンチェンバのプール水の最大容量を貯蔵でき、安全性を損なわない設計とする。		
2. 警報装置等	2. 警報装置等	
流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく	変更なし	
漏えいするおそれが発生した場合(床への漏えい又はそのおそれ(数滴程度の微少漏えい		
を除く。))を早期に検出するよう,タンクの水位,漏えい検知等によりこれらを確実に検		
出して自動的に警報(機器ドレン,床ドレンの容器又はサンプの水位)を発信する装置を		
設けるとともに,表示ランプの点灯,ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。		
また、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な計測制御設備を設けることによ		
り,漏えいの発生を防止できる設計とする。		
放射性廃棄物を処理し,又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確,		
かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視		
できる設計とする。		
3. 主要対象設備	3. 主要対象設備	本記載は,要目表対象を示したリ
放射性廃棄物の廃棄施設の対象となる主要な設備については,「表 1 放射性廃棄物の廃		ストに関する記載であるため,記
棄施設の主要設備リスト」に示す。	棄施設の主要設備リスト」に示す。	載しない。

7. 放射線管理施設の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため, 記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対す	放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5.	ない。
る要求(4.5 安全弁等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条	設備に対する要求(5.5 安全弁等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計	
件を除く。), 5. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針	条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉	
「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 放射線管理施設	1. 放射線管理施設	
1.1 放射線管理用計測装置	1.1 放射線管理用計測装置	
発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時		
において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の	において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の	
主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視,測定するために,プロセスモニタリ	主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視,測定するために,プロセスモニタリ	
ング設備,エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,第1,2,	ング設備,エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,第1,2,	
3号機共用)を設ける設計とする。	3 号機共用)を設ける設計とする。	
出入管理関係設備(第1号機設備,第1,2号機共用)として,放射線業務従事者及び	出入管理関係設備(第1号機設備,第1,2号機共用)として,放射線業務従事者及び	
一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。	一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。	
各系統の試料,放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能	各系統の試料,放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能	
測定を行うため,化学分析室(第1号機設備,第1,2号機共用),放射能測定室(第1号	測定を行うため,化学分析室(第1号機設備,第1,2号機共用),放射能測定室(第1号	
機設備,第1,2号機共用(以下同じ。))に測定機器を設ける設計とする。	機設備,第1,2号機共用(以下同じ。))に測定機器を設ける設計とする。	
発電所外へ放出する放射性物質の濃度,周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視	発電所外へ放出する放射性物質の濃度,周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視	
するためにプロセスモニタリング設備,固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モ	するためにプロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モ	
ニタリング設備を設ける設計とする。また、風向、風速その他の気象条件を測定するた	ニタリング設備を設ける設計とする。また、風向、風速その他の気象条件を測定するた	
め,環境測定装置を設ける <mark>設計とする</mark> 。	め,環境測定装置を設ける <mark>設計とする</mark> 。	
プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設	プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設	
備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に	備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及	
表示できる設計とする。	び緊急時対策所に表示できる設計とする。	
設計基準対象施設は,発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失,誤操作その他	設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他	

変更前	変更後	記載しない理由
の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(原子炉	の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(原子炉	
建屋原子炉棟内の放射能レベルが設定値を超えた場合、主蒸気管又は蒸気式空気抽出器	建屋原子炉棟内の放射能レベルが設定値を超えた場合、主蒸気管又は蒸気式空気抽出器	
排ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合等)に、これらを確実に検出して自動的	排ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合等)に、これらを確実に検出して自動的	
に警報(原子炉建屋放射能高,主蒸気管放射能高等)を発信する装置を設ける設計とす	に警報(原子炉建屋放射能高,主蒸気管放射能高等)を発信する装置を設ける設計とす	
る。	る。	
排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度,管理区域	排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度,管理区域	
内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場	内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場	
所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所	所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所	
をいう。)の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上	をいう。)の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上	
昇した場合に,これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高,エ	昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、	
リア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計と	エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計	
する。	とする。	
上記の警報を発信する装置は、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報	上記の警報を発信する装置は、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報	
できる設計とする。	できる設計とする。	
	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)におい	
	て,発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し,及び測	
	定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する設計	
	とする。	
	重大事故等が発生した場合に発電所において,風向,風速その他の気象条件を測定し,	
	及びその結果を記録するために、環境測定装置を保管する設計とする。	
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメ	
	ータとして,原子炉格納容器内の放射線量率,最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料	
	プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。	
	重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大事故	
	等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場	
	合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置	
	する設計とする。	
	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策	
	及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握	
	するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」	

変更前	変更後	記載しない理由
	のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニタリング設備のう	
	ち使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料プール上部空間放	
	射線モニタ(高線量)とする。	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子	
	炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定さ	
	れる変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とすると	
	ともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な	
	原子炉格納容器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメ	
	ータにより推定ができる設計とする。	
	また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握	
	よた, 重大争取等時に設計基準を超える状態におりる発電用原子が施設の状態を拒強 するための能力(計測可能範囲)を明確にするとともに, パラメータの計測が困難とな	
	った場合の代替パラメータによる推定等,複数のパラメータの中から確からしさを考慮	
	した優先順位を保安規定に定めて管理する。	
	原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメー	
	タは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、	
	記録できる設計とする。	
	重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)	
	のうち SPDS 伝送装置にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した記録が失われ	
	ないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計	
	とする。	
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子	
	炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設	
	備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源	
	設備として常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源	
	設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	
1.1.1 プロセスモニタリング設備	1.1.1 プロセスモニタリング設備	
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格納	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格	
容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率,主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸	納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率、主蒸気管中及び空気抽出器その他の	
気タービン又は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物	蒸気タービン又は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性	
質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃	物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の	
度,排水口近傍における排水中の放射性物質の濃度及び管理区域内において人が常	濃度,排水口近傍における排水中の放射性物質の濃度及び管理区域内において人が	

変更前	変更後	記載しない理由
時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するた	常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測する	
めのプロセスモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計と	ためのプロセスモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計	
する。また、計測結果を記録できる設計とする。	とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。	
原子炉冷却材の放射性物質の濃度,排気筒の出口又はこれに近接する箇所におけ	原子炉冷却材の放射性物質の濃度,排気筒の出口又はこれに近接する箇所におけ	
る排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の	る排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の	
放射性物質の濃度は, 試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い, 測定結	放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定	
果を記録する。	結果を記録し、及び保存する。	
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設	
しないことから、排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測する	しないことから、排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測する	
ための設備を設けない設計とする。	ための設備を設けない設計とする。	
プロセスモニタリング設備のうち、原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格	プロセスモニタリング設備のうち、原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格	
納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)及び格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)は,	納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)及び格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)は、	
それぞれ多重性、独立性を確保した設計とする。	それぞれ多重性、独立性を確保した設計とする。	
	プロセスモニタリング設備のうち、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃	
	料取替エリア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内	
	電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における放射線量率を測定し、放射	
	性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モ	
	ニタを設ける設計とする。	
	フィルタ装置出口放射線モニタは、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流	
	電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	
1.1.2 エリアモニタリング設備	1.1.2 エリアモニタリング設備	
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に,管理区域内におい	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に,管理区域内にお	
て人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計	いて人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を	
測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる	計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示でき	
設計とする。また、計測結果を記録できる設計とする。	る設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。	
	エリアモニタリング設備のうち、燃料交換フロア放射線モニタは、外部電源が使	
	用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を	
	計測することができる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区 城境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備と してモニタリングポスト(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設 け,計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また,計測結果を記録できる設 計とする。	 重大事故等時に使用済燃料ブールの監視設備として、使用済燃料ブール上部空間 め射線モニタ(低線量)及び使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(高線量)を設 け、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設 計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料ブール上部空 間放射線モニタ(高線量)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備 又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。 医急時対策所に設ける緊急時対策所可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急 時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断 ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視 区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備 としてモニタリング設備 ため中央制御室で監視し、現場等で記録及び保存を行うことができる 設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。 1.1.3 西定式周辺モニタリング設備 としてモニタリングボスト(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を 設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。 1.1.4 西定式内容で監視し、現場等で記録及び保存を行うことができる 設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。 1.1.5 西応等な意気が使用できない場合においても、非常用交流電源 家設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。 1.1.5 西流の差徴にた場合には、非常用交流電源設備に加 えて、代替電源装備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 1.5 本の学が発生した場合には、非常用交流電源設備に加 えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 1.5 本の学が発生した場合には、非常用交流電源設備に加 えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。 1.5 本のサングボストで計測したデータの伝送系は、モニタリングボスト設置場所 から発気のや実制御室から緊急時対策所強度にもの設置とする。 	
周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は,構内ダストモニタ(第1号機設備, 第1,2,3号機共用(以下同じ。))により断続的に試料を採取し分析を行い,測定結 果を記録 <mark>できる設計と</mark> する。	周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、構内ダストモニタ(第1号機設備、 第1,2,3号機共用(以下同じ。))により断続的に試料を採取し分析を行い、測定 結果を記録し、及び保存する <mark>ことができる設計とする</mark> 。	
 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,周辺監視区 域境界付近の放射性物質の濃度を測定するための移動式周辺モニタリング設備とし 	 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,周辺監視 区域境界付近の放射性物質の濃度を測定するための移動式周辺モニタリング設備と 	

変更前	変更後	記載しない理由
て、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラと測定器を備	して、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラと測定器を	
えた放射能観測車(第1号機設備,第1,2,3号機共用,屋外に保管(以下同じ。))	備えた放射能観測車(第1号機設備,第1,2,3号機共用,屋外に保管(以下同じ。))	
を設け、測定結果を表示し、記録できる設計とする。ただし、放射能観測車による断	を設け、測定結果を表示し、記録し、及び保存することができる設計とする。ただ	
続的な試料の分析は、従事者が計測結果を記録し、その記録を確認することをもっ	し、放射能観測車による断続的な試料の分析は、従事者が計測結果を記録し、及び	
て、これに代えるものとする。	これを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えるものとする。	
	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に	
	おいて,発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中,水中,土壤	
	中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として, γ線サー	
	ベイメータ, β線サーベイメータ, α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ	
	を設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬	
	型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1)),小型船舶(個数1(予備1))を保管	
	する設計とする。	
	放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダス	
	ト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、	
	可搬型ダスト・よう素サンプラ, γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータを設	
	け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施	
	設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結	
	果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替	
	し得る十分な個数を保管する設計とする。	
	モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタ	
	リング設備として、可搬型モニタリングポストを設け、重大事故等が発生した場合	
	に,発電所敷地境界付近において,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監	
	視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。	
	可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源	
	喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。	
	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保	
	管する設計とする。また,指示値は,衛星系回線により伝送し,緊急時対策所で可搬	
	型モニタリングポストデータ処理装置にて監視できる設計とする。	
	可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊	
	急時対策建屋屋上において,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,	
	及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内へ	

変更前	変更後	記載しない理由
	の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計 とする。	
	これらの設備は,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に 放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。	
1.1.5 環境測定装置 放射性気体廃棄物の放出管理,発電所周辺の一般公衆の線量評価,一般気象データ 収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備(第1号機 設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設け,計測結果を中央制御室に表示でき る設計とする。また,発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録できる設 計とする。	 1.1.5 環境測定装置 放射性気体廃棄物の放出管理,発電所周辺の一般公衆の線量評価,一般気象デー 夕収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備(第1号 機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設け,計測結果を中央制御室に表示で きる設計とする。また,発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し, 及び保存することができる設計とする。 	
	重大事故等が発生した場合に発電所において,風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録するための設備として,代替気象観測設備(個数1(予備 1))を保管する設計とする。	
	気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備とし て,代替気象観測設備は,重大事故等が発生した場合に,発電所において,風向,風 速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録できる設計とする。	
	代替気象観測設備の指示値は,衛星系回線により伝送し,緊急時対策所で代替気 象観測設備データ処理装置にて監視できる設計とする。	
	代替気象観測設備で測定した風向,風速その他の気象条件は,電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した記録が失われず,必要な容量を保存できる設計とする。	
 1.1.6 設備の共用 放射能測定室は、第1号機と共用するが、試料の分析等を行うために必要な仕様 を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 焼却炉建屋排気ロダストモニタ(第1号機設備、第1,2,3号機共用)、サイトバ ンカ建屋排気ロ放射線モニタ(第1号機設備、第1,2,3号機共用)、液体廃棄物処 理系排水放射線モニタ(第1,2号機共用)、焼却炉建屋放射線モニタ(第1号機設 備、第1,2,3号機共用)及びサイトバンカ建屋放射線モニタ(第1号機設備、第 1、2、3号機共用)は、た川原子丸発電転共用エルア又は設備における放射線号率等 	 1.1.6 設備の共用 放射能測定室は、第1号機と共用するが、試料の分析等を行うために必要な仕様 を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 焼却炉建屋排気ロダストモニタ(第1号機設備、第1,2,3号機共用)、サイトバ レカ建屋排気ロ放射線モニタ(第1号機設備、第1,2,3号機共用)、液体廃棄物処 理系排水放射線モニタ(第1,2号機共用)、焼却炉建屋放射線モニタ(第1号機設備、第 1,2,3号機共用)及びサイトバンカ建屋放射線モニタ(第1号機設備、第 1,2,3号機共用)は、女川原子力発電所共用エリア又は設備における放射線量率等 	
1,2,3 号機共用)は、女川原子力発電所共用エリア又は設備における放射線量率等 を測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損	1,2,3 亏機共用)は、女川原子刀発電所共用エリア又は設備における放射線重率等 を測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損	

変更前	変更後	記載しない理由
なわない設計とする。	なわない設計とする。	
モニタリングポスト,構内ダストモニタ,放射能観測車及び気象観測設備は,女川	モニタリングポスト、構内ダストモニタ、放射能観測車及び気象観測設備は、女	
原子力発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視,測定するために必	川原子力発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視,測定するために	
要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	必要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とす	
	a .	
0	0. 梅气乳供,在甘油花壮果效	
2. 換気設備,生体遮蔽装置等	2. 換気設備,生体遮蔽装置等	
2.1 中央制御室の居住性を確保するための防護措置 中央制御室は,冷却材喪失等の設計基準事故時に,中央制御室内にとどまり,必要な操	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室は、冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり、必要な	
中央制御室は、市动材喪天寺の設計基準争取時に、中央制御室内にここより、必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考		
信反い指置を打了運転員が過度の被はくを受けないよう施設し、運転員の勤務が態を考 慮し、事故後 30 日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室		
しゃへい壁を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入		
退域時の線量が、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室しゃへ	1 全しやいい壁を透過する放射線による線重、中央前御室に使べした外気による線重及び 入退域時の線量が、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室しゃ	
い壁,2次しゃへい壁及び補助しゃへいの機能とあいまって、「原子力発電所中央制御室	へい壁,2次しゃへい壁及び補助しゃへいの機能とあいまって,「原子力発電所中央制御	
の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づく被ばく評価により、「核原料物	室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づく被ばく評価により、「核原	
質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告	料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める	
示」に示される 100mSv を下回る設計とする。	告示」に示される 100mSv を下回る設計とする。	
また、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質及び	また、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質及び	
中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス及び有毒ガスに対する換気設備の隔離そ	中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス,ばい煙,有毒ガス及び降下火砕物に対	
の他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。	する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。	
	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても中央制御室	
	に運転員がとどまるために必要な設備を施設し、中央制御室しゃへい壁を透過する放射	
	線による線量、中央制御室に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、全面	
	マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する	
	ことで、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室待避所加圧空気	
	供給系,中央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへ	
	いの機能とあいまって,運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。炉	
	心の著しい損傷が発生した場合における居住性に係る被ばく評価では、設計基準事故時	
	の手法を参考にするとともに、炉心の著しい損傷が発生した場合に放出される放射性物	
	質の種類,全交流動力電源喪失時の中央制御室換気空調系の起動遅れ等,炉心の著しい	
	損傷が発生した場合の評価条件を適切に考慮する。	
	設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内及び中	
	央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを	
	把握できるよう、計測制御系統施設の酸素濃度計(中央制御室用)及び二酸化炭素濃度	
	計(中央制御室用)を使用し、中央制御室内及び中央制御室待避所内の居住性を確保で	

変更前	変更後	記載しない理由
	きる設計とする。	
	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出され	
	る放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避	
	所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。中	
	央制御室待避所は,中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)で正圧化することにより,	
	放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計	
	とする。	
	差圧計(中央制御室待避所用)(個数1,計測範囲0~200Pa)により,中央制御室待避	
	する。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納施設の非常用ガス処理系及び	
	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により、運転員の被ばくを低減できる設計とす	
	3.	
	重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下に	
	置入事成等が発生し、中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込むこ おいて、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込むこ	
	とを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計	
	とし、身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うこ	
	とができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。	
	中央制御室及び中央制御室待避所内の区画の照明は,可搬型照明(SA)を使用し,身体	
	サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画の照明は、乾電池内蔵型照明を使用す	
	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電	
	中央制御室送風機,中央制御室排風機及の中央制御室再循環送風機は,非常用交流電 源設備に加えて,常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給	
	電が可能な設計とする。	
	可搬型照明(SA)及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は,全交流動力電源喪	
	失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行	
	う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備とし	
	て,緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁,補助しゃへい,緊急時対策所換気空調系,緊急	

変更前	変更後	記載しない理由
	時対策所加圧空気供給系,酸素濃度計(緊急時対策所用),二酸化炭素濃度計(緊急時対 策所用),緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを設ける設計 とする。	
	緊急時対策所換気空調系である緊急時対策所非常用送風機は,非常用給排気配管を介 して緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し,放射性物質の侵入を低減で きる設計とする。また,緊急時対策所加圧空気供給系は,放射性雲通過時において,緊急 時対策所等を正圧化し,希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。	
	差圧計(緊急時対策所用)(個数1,計測範囲-100~500Pa)は,緊急時対策所等が正圧 化された状態であることを監視できる設計とする。	
	緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,重大事故等が発生した場合に おいて,緊急時対策所の気密性,緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供 給系の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを 超えない設計とする。	
	緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染 したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持込 むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置す る設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の 除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することがで きるよう考慮する。	
 2.2 換気設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,放射線障害を 防止するため,発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに,空気中の放射性物質の除去・ 低減が可能な換気設備を設ける設計とする。 	 2.2 換気設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,放射線障害を 防止するため,発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに,空気中の放射性物質の除去・ 低減が可能な換気設備を設ける設計とする。 	
換気設備は,放射性物質による汚染の可能性からみて区域を分け,それぞれ別系統と し,清浄区域に新鮮な空気を供給して,汚染の可能性のある区域に向って流れるように し,排気は適切なフィルタを通して行う。また,各換気系統は,その容量が区域及び部屋 の必要な換気並びに除熱を十分行える設計とする。 放射性物質を内包する換気ダクトは,溶接構造とし,耐圧試験に合格したものを使用 することで,漏えいし難い構造とする。また,ファン,逆流防止用ダンパ等を設置し,逆 流し難い構造とする。 排出する空気を浄化するため,気体状の放射性よう素を除去するチャコールエアフィ	換気設備は,放射性物質による汚染の可能性からみて区域を分け,それぞれ別系統と し,清浄区域に新鮮な空気を供給して,汚染の可能性のある区域に向って流れるように し,排気は適切なフィルタを通して行う。また,各換気系統は,その容量が区域及び部屋 の必要な換気並びに除熱を十分行える設計とする。 放射性物質を内包する換気ダクトは,溶接構造とし,耐圧試験に合格したものを使用 することで,漏えいし難い構造とする。また,ファン,逆流防止用ダンパ等を設置し,逆 流し難い構造とする。 排出する空気を浄化するため,気体状の放射性よう素を除去するチャコールエアフィ	の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規

変更前	変更後	記載しない理由
ルタ及び放射性微粒子を除去する高性能エアフィルタを設置する。	ルタ及び放射性微粒子を除去する高性能エアフィルタを設置する。	
これらのフィルタを内包するフィルタユニットは、フィルタの取替えが容易となるよ	これらのフィルタを内包するフィルタユニットは、フィルタの取替えが容易となるよ	
う取替えに必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易	う取替えに必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易	
な構造とする。	な構造とする。	
吸気口は,放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように,排気筒,サイトバンカ建	吸気口は,放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように,排気筒,サイトバンカ建	
屋排気口及び焼却炉建屋排気口から十分離れた位置に設置する。	屋排気口及び焼却炉建屋排気口から十分離れた位置に設置する。	
2.2.1 中央制御室換気空調系	2.2.1 中央制御室換気空調系	
中央制御室の換気及び冷暖房は,中央制御室送風機,中央制御室再循環フィルタ装	中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制御室送風機、中央制御室再循環フィルタ	
置,中央制御室再循環送風機,中央制御室排風機等から構成する中央制御室換気空調	装置、中央制御室再循環送風機、中央制御室排風機等から構成する中央制御室換気	
系により行う。	空調系により行う。	
中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス及び有毒ガスに対し、中央制御室	中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス,ばい煙,有毒ガス及び降下火砕	
換気空調系の外気との連絡口を遮断し、事故時運転モードに切替えることが可能な	物に対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モード	
設計とする。	に切替えることが可能な設計とする。	
中央制御室換気空調系は,通常のラインの他,高性能エアフィルタ及びチャコール	中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性能エアフィルタ及びチャコー	
エアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送	ルエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環	
風機からなる非常用ラインを設け,設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し,中	送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び重大事故等時には、中央	
央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、運転員を被ばくから防		
護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり,室内の雰囲気が悪くなった場合に	制御室少量外気取入ダンパ(A),(B)(V30-D301A,B)及び中央制御室排風機(A),	
は、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な	(B) 出口ダンパ(V30-D305A, B) を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し,中	
設計とする。	央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A),(B)(V30-D302A,B)を開とすることに	
	より中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、放射性物質を含	
	む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を被ばくから防	
	護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合	
	には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能	
	な設計とする。	
	中央制御室換気空調系は、地震時及び地震後においても、中央制御室の気密性と	
	あいまって,設計上の空気の流入率を維持でき,「2.1 中央制御室及び緊急時対策	
	所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設	
	計とする。	
	中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制御室再循環送風機及び中央制御室	
	再循環フィルタ装置は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時にお	
	いても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用	

変更前	変更後	記載しない理由
	する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事	
	故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,	
	位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
	重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合	
	に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする中央制御室	
	換気空調系のダクトの一部及び中央制御室再循環フィルタ装置については、当該設	
	備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する単一故障のうち、想定	
	される最も過酷な条件として、ダクトの全周破断及び中央制御室再循環フィルタ装	
	置の閉塞を想定しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最	
	小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる	
	設計とし、その単一故障を仮定しない。	
	想定される単一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は保守的に単一	
	故障を除去又は修復ができない場合で評価し、緊急作業時に係る線量限度を下回る	
	ことを確認する。	
	また,単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し,	
	修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分	
	小さくする設計とする。	
	単一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復の	
	ためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。	
	2.2.2 緊急時対策所換気空調系	
	緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常	
	用フィルタ装置を設ける設計とする。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急	
	時対策所加圧空気供給系として、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)及び差圧計	
	(緊急時対策所用)を設ける設計とする。	
	緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、放射性雲通過時において、緊急時対策所	
	等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとと	
	もに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要	
	な容量を設置及び保管する設計とする。	
	緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供給系の設計にあたっては、	
	緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊	
	急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物	

亦再兴	亦再处
変更前	変更後
	に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を
	<u>る。</u>
	緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空
	準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないようにすると
	対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準
	とする。
2.2.2 原子炉建屋原子炉棟換気空調系	2.2.3 原子炉建屋原子炉棟換気空調系
原子炉建屋原子炉棟換気空調系は、原子炉棟送風機、原子炉棟排風機等で構成し、	原子炉建屋原子炉棟換気空調系は、原子炉棟送風機、原子炉棟排風
原子炉建屋原子炉棟の換気を行う。汚染の可能性のある区域は、給・排気量を適切に	原子炉建屋原子炉棟の換気を行う。汚染の可能性のある区域は、給
設定することによって、清浄区域より負圧に保つ。供給された空気は、フィルタを通	に設定することによって、清浄区域より負圧に保つ。供給された空
した後、排風機により排気筒から放出する。	を通した後、排風機により排気筒から放出する。
給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔離弁を設け、排気ダクト	給気及び排気ダクトには、それぞれ 2 個の空気作動の隔離弁を設
の放射能レベルが高くなった場合等に自動閉鎖し、本換気空調系から非常用ガス処	の放射能レベルが高くなった場合等に自動閉鎖し、本換気空調系か
理系に切り換わることで放射性ガスの放出を防ぐ設計とする。	理系に切り換わることで放射性ガスの放出を防ぐ設計とする。
2.2.3 タービン建屋換気空調系	2.2.4 タービン建屋換気空調系
2.2.3 クービン建産換気空調系 タービン建屋換気空調系はタービン建屋送風機,タービン建屋排風機等から構成	2.2.4 クービン建産換気空調系 タービン建屋換気空調系はタービン建屋送風機,タービン建屋排)
うービン建産換入空調末はラービン建産医風機, ラービン建産排風機等から構成 され, 建屋内の空気の流れを適正に保ち, 清浄区域の汚染を防止する。	され, 建屋内の空気の流れを適正に保ち, 清浄区域の汚染を防止する
建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機により排気筒から放出す る設計とする。	建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機によりま オス 記載 トナス
	する設計とする。
2.2.4 原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系	2.2.5 原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系
原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系は,廃棄物処理区域送風機,廃棄物処理区域	原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系は,廃棄物処理区域送風機
排風機等で構成され、建屋内の空気の流れを適正に保ち、清浄区域の汚染を防止す	域排風機等で構成され、建屋内の空気の流れを適正に保ち、清浄区
3.	する。
廃棄物処理区域内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機により排気筒	廃棄物処理区域内に供給された空気は、フィルタを通した後、排
から大気に放出する設計とする。	筒から大気に放出する設計とする。
2.2.5 制御建屋換気系	2.2.6 制御建屋換気系
制御建屋換気系は, C/B 汚染区域送風機(第1号機設備,第1,2号機共用), C/B	制御建屋換気系は,C/B汚染区域送風機(第1号機設備,第1,2-
汚染区域排風機(第1号機設備,第1,2号機共用)等で構成する。	汚染区域排風機(第1号機設備,第1,2号機共用)等で構成する。
制御建屋内に供給された空気は,フィルタを通した後,排風機により排気筒から大	制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機に
気に放出する設計とする。	大気に放出する設計とする。
2.2.6 焼却炉建屋換気空調系	2.2.7 焼却炉建屋換気空調系

	記載しない理由
「を設ける設計とす	
空気供給系は,基	
とともに,緊急時	
準を満足する設計	
排風機等で構成し,	
給・排気量を適切	
空気は、フィルタ	
2設け、排気ダクト	
から非常用ガス処	
諸風機等から構成	
<u>する。</u> り排気筒から放出	
 Ⅰ機,廃棄物処理区 ▶区域の汚染を防止 	
排風機により排気	
2 号機共用), C/B	
3。	
により排気筒から	

変更前	変更後	記載しない理由
焼却炉建屋換気空調系は、焼却炉建屋給気ファン(第1号機設備、第1、2、3号機	焼却炉建屋換気空調系は、焼却炉建屋給気ファン(第1号機設備、第1、2、3号	
共用),焼却炉建屋排気ファン(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で構成する。	機共用),焼却炉建屋排気ファン(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で構成す	
	る。	
焼却炉建屋内に供給された空気は,フィルタを通した後,排気ファンにより焼却炉	焼却炉建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気ファンにより焼却	
建屋排気口から大気に放出する設計とする。	炉建屋排気口から大気に放出する設計とする。	
2.2.7 サイトバンカ建屋換気空調系	2.2.8 サイトバンカ建屋換気空調系	
サイトバンカ建屋換気系は,サイトバンカ建屋送風機(第1号機設備,第1,2,	サイトバンカ建屋換気系は、サイトバンカ建屋送風機(第1号機設備,第1,2,	
3 号機共用),サイトバンカ建屋排風機(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で	3 号機共用),サイトバンカ建屋排風機(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で	
構成する。	構成する。	
サイトバンカ建屋内に供給された空気は,フィルタを通した後,排風機によりサイ	サイトバンカ建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機によりサ	
トバンカ建屋排気口から大気に放出する設計とする。	イトバンカ建屋排気口から大気に放出する設計とする。	
2.3 生体遮蔽装置等	2.3 生体遮蔽装置等	
設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイ	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイ	
シャイン線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者等の放射線障害を防止	シャイン線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者等の放射線障害を防止	
するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区	するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区	
域境界までの距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低	域境界までの距離とあいまって,発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低	
減し,周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る,空気カーマで年間 50μGy	減し,周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る,空気カーマで年間 50μGy	
を超えないような遮蔽設計とする。	を超えないような遮蔽設計とする。	
発電所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常	発電所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常	
運転時の放射線業務従事者等の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって、「核原料物質	運転時の放射線業務従事者等の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって、「核原料物質	
又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」	又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」	
を満足できる遮蔽設計とする。	を満足できる遮蔽設計とする。	
生体遮蔽は,主に原子炉しゃへい壁,1次しゃへい壁(ドライウェル外側壁),2次しゃ	生体遮蔽は,主に原子炉しゃへい壁,1次しゃへい壁(ドライウェル外側壁),2次し	
へい壁 (原子炉建屋原子炉棟外壁),補助しゃへい及び中央制御室しゃへい壁から構成し,	ゃへい壁(原子炉建屋原子炉棟外壁),補助しゃへい,中央制御室しゃへい壁,中央制御	
想定する通常運転時,運転時の異常な過渡変化時,設計基準事故時に対し,地震時及び地	室待避所遮蔽及び緊急時対策所遮蔽から構成し、想定する通常運転時、運転時の異常な	
震後においても、発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者等の放射線障害	過渡変化時,設計基準事故時及び重大事故等時に対し,地震時及び地震後においても,	
防止のために、遮蔽性を維持する設計とする。	発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者等の放射線障害防止のために、遮	
	蔽性を維持する設計とする。	
生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通部があるものにあっては、必要に応じて次の	生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通部があるものにあっては、必要に応じて次の	
放射線漏えい防止措置を講じた設計とするとともに、自重、附加荷重及び熱応力に耐え	放射線漏えい防止措置を講じた設計とするとともに、自重、附加荷重及び熱応力に耐え	
る設計とする。	る設計とする。	
・開口部を設ける場合、人が容易に接近できないような場所(通路の行き止まり部、高所	・開口部を設ける場合,人が容易に接近できないような場所(通路の行き止まり部,高所	

変更前	変更後	記載しない理由
等)への開口部設置	等)への開口部設置	
 ・貫通部に対する遮蔽補強(スリーブと配管との間隙への遮蔽材の充てん等) 	・貫通部に対する遮蔽補強(スリーブと配管との間隙への遮蔽材の充てん等)	
・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置	・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置	
遮蔽設計は,実効線量が1.3mSv/3月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたう えで,日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615)」の通常 運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。	遮蔽設計は,実効線量が1.3mSv/3月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたう えで,日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615)」の通常 運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置等は,原子炉建屋原子炉棟内に設置 することにより,フィルタ装置等の周囲には遮蔽壁が設置されることから原子炉格納容 器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線 から作業員を防護する設計とする。	
中央制御室しゃへい壁,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,「2.1 中央制御室の居住	中央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及 び補助しゃへいは,「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護 措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。	
性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。	 中央制御室しゃへい壁は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。 ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備 はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」 に示す設計方針は適用しない。 	
 3. 主要対象設備 放射線管理施設の対象となる主要な設備について、「表 1 放射線管理施設の主要設備リスト」に示す。 	 3. 主要対象設備 放射線管理施設の対象となる主要な設備について、「表 1 放射線管理施設の主要設備リスト」に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

8. 原子炉格納施設の基本設計方針

	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため,記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
付属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
原子炉格納施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対す	原子炉格納施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5.	ない。
る要求(4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. その他」の基本	設備に対する要求(5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計条件	
設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」に基づく設	を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第	
計とする。	1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
. 原子炉格納容器	1. 原子炉格納容器	
1.1 原子炉格納容器本体等	1.1 原子炉格納容器本体等	
原子炉格納施設は、設計基準対象施設として、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施	原子炉格納施設は、設計基準対象施設として、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施	
設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがな	設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがな	
い設計とする。	い設計とする。	
原子炉格納容器にはドライウェル内のガスを循環冷却するための設備として、冷却装	原子炉格納容器にはドライウェル内のガスを循環冷却するための設備として、冷却装	
置及び送風機からなるドライウェル冷却系(個数4(予備2))を設ける設計とする。	置及び送風機からなるドライウェル冷却系(個数4(予備2))を設ける設計とする。	
原子炉格納容器は,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)とあいまって原子炉	原子炉格納容器は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)とあいまって原子	
冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される原子炉冷	炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される原子炉	
却材のエネルギによる冷却材喪失時の圧力,温度及び設計上想定された地震荷重に耐え	冷却材のエネルギによる冷却材喪失時の圧力,温度及び設計上想定された地震荷重に耐	
る設計とする。また,冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において,原子炉格納	える設計とする。また、冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において、原子炉	
容器に生じる動荷重に耐える設計とする。	格納容器に生じる動荷重に耐える設計とする。	
原子炉格納容器の開口部である出入口及び貫通部を含めて原子炉格納容器全体の漏え	原子炉格納容器の開口部である出入口及び貫通部を含めて原子炉格納容器全体の漏え	
い率を許容値以下に保ち、冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において想定さ	い率を許容値以下に保ち、冷却材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において想定さ	
れる原子炉格納容器内の圧力,温度,放射線等の環境条件の下でも原子炉格納容器バウ	れる原子炉格納容器内の圧力,温度,放射線等の環境条件の下でも原子炉格納容器バウ	
ンダリの健全性を保つ設計とする。	ンダリの健全性を保つ設計とする。	
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格納容器	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,原子炉格納容	
バウンダリを構成する機器は脆性破壊及び破断が生じない設計とする。脆性破壊に対し	器バウンダリを構成する機器は脆性破壊及び破断が生じない設計とする。脆性破壊に対	
ては、最低使用温度を考慮した破壊じん性試験を行い、規定値を満足した材料を使用す	しては、最低使用温度を考慮した破壊じん性試験を行い、規定値を満足した材料を使用	
る設計とする。	する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は,想定される漏えい量その他の漏えい試験	原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試	
に影響を与える環境条件として, 判定基準に適切な余裕係数を見込み, 日本電気協会「原	験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会	
子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種	「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうち	
試験ができる設計とする。	B 種試験ができる設計とする。	
サプレッションチェンバは,設計基準対象施設として容量 2800m ³ , 個数 1 個を設置す	サプレッションチェンバは,設計基準対象施設として容量 2800m ³ ,個数1個を設置す	
る。	వ _ి	
	原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最	
	高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高	
	使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度で閉じ込め機能を損なわない設計とする。	
1.2 原子炉格納容器隔離弁	1.2 原子炉格納容器隔離弁	
原子炉格納容器を貫通する各施設の配管系に設ける原子炉格納容器隔離弁(以下「隔	原子炉格納容器を貫通する各施設の配管系に設ける原子炉格納容器隔離弁(以下「隔	
離弁」という。)は、安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動弁、チ	離弁」という。)は、安全保護装置からの信号により、自動的に閉鎖する動力駆動弁、チ	
ェーンロックが可能な手動弁、キーロックが可能な遠隔操作弁又は隔離機能を有する逆	エーンロックが可能な手動弁、キーロックが可能な遠隔操作弁又は隔離機能を有する逆	
止弁とし、原子炉格納容器の隔離機能の確保が可能な設計とする。	止弁とし、原子炉格納容器の隔離機能の確保が可能な設計とする。	
原子炉冷却材圧力バウンダリに接続するか、又は原子炉格納容器内に開口し、原子炉	原子炉冷却材圧力バウンダリに接続するか、又は原子炉格納容器内に開口し、原子炉	
格納容器を貫通している各配管は、冷却材喪失事故時に必要とする配管及び計測制御系	格納容器を貫通している各配管は、冷却材喪失事故時に必要とする配管及び計測制御系	
統施設に関連する小口径配管を除いて,原則として原子炉格納容器の内側に1個,外側	統施設に関連する小口径配管を除いて,原則として原子炉格納容器の内側に1個,外側	
に1個の自動隔離弁を原子炉格納容器に近接した箇所に設ける設計とする。	に1個の自動隔離弁を原子炉格納容器に近接した箇所に設ける設計とする。	
ただし、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設内及び原子炉格納容器内に開口部が	ただし、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設内及び原子炉格納容器内に開口部が	
なく、かつ、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊の際に損壊するおそれがな	なく、かつ、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊の際に損壊するおそれがな	
い管,又は原子炉格納容器外側で閉じた系を構成した管で,原子炉冷却系統に係る発電	い管,又は原子炉格納容器外側で閉じた系を構成した管で,原子炉冷却系統に係る発電	
用原子炉施設の損壊その他の異常の際に,原子炉格納容器内で水封が維持され,かつ,原	用原子炉施設の損壊その他の異常の際に、原子炉格納容器内で水封が維持され、かつ、	
子炉格納容器外へ導かれた漏えい水による放射性物質の放出量が、冷却材喪失事故の原	原子炉格納容器外へ導かれた漏えい水による放射性物質の放出量が、冷却材喪失事故の	
子炉格納容器内気相部からの漏えいによる放出量に比べ十分小さい配管については、原	原子炉格納容器内気相部からの漏えいによる放出量に比べ十分小さい配管については,	
子炉格納容器の外側又は内側に少なくとも 1 個の隔離弁を原子炉格納容器に近接した箇	原子炉格納容器の外側又は内側に少なくとも1個の隔離弁を原子炉格納容器に近接した	
所に設ける設計とする。	箇所に設ける設計とする。	
原子炉格納容器の内側で閉じた系を構成する管に設置する隔離弁は、遠隔操作にて閉	原子炉格納容器の内側で閉じた系を構成する管に設置する隔離弁は,遠隔操作にて閉	
止可能な弁を設置することも可能とする。	止可能な弁を設置することも可能とする。	
貫通箇所の内側又は外側に設置する隔離弁は、一方の側の設置箇所における管であっ	貫通箇所の内側又は外側に設置する隔離弁は、一方の側の設置箇所における管であっ	
て、湿気や水滴等により駆動機構等の機能が著しく低下するおそれがある箇所、配管が	て、湿気や水滴等により駆動機構等の機能が著しく低下するおそれがある箇所、配管が	

変更前	変更後	記載しない理由
狭隘部を貫通する場合であって貫通部に近接した箇所に設置できないことによりその機 能が著しく低下するような箇所には,貫通箇所の外側であって近接した箇所に2個の隔 離弁を設ける設計とする。	狭隘部を貫通する場合であって貫通部に近接した箇所に設置できないことによりその機 能が著しく低下するような箇所には,貫通箇所の外側であって近接した箇所に2個の隔 離弁を設ける設計とする。	
設計基準事故の収束に必要な非常用炉心冷却設備及び残留熱除去系(格納容器スプレ イ冷却モード)で原子炉格納容器を貫通する配管,その他隔離弁を設けることにより安 全性を損なうおそれがあり,かつ,当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が 失われない場合は,自動隔離弁を設けない設計とする。 ただし,原則遠隔操作が可能であり,設計基準事故時に容易に閉鎖可能な隔離機能を	原子炉格納容器を貫通する配管には,圧力開放板を設けない設計とする。 設計基準事故及び重大事故等の収束に必要な非常用炉心冷却設備及び残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)で原子炉格納容器を貫通する配管,その他隔離弁を設 けることにより安全性を損なうおそれがあり,かつ,当該系統の配管により原子炉格納 容器の隔離機能が失われない場合は,自動隔離弁を設けない設計とする。 ただし,原則遠隔操作が可能であり,設計基準事故時及び重大事故等時に容易に閉鎖	
有する弁を設置する設計とする。 原子炉格納容器を貫通する計測制御系統施設又は制御棒駆動装置に関連する小口径配 管であって特に隔離弁を設けない場合には,隔離弁を設置したものと同等の隔離機能を	 可能な隔離機能を有する弁を設置する設計とする。 また,重大事故等時に使用する原子炉格納容器調気系の隔離弁については,設計基準 事故時の隔離機能の確保を考慮し自動隔離弁とし,重大事故等時に容易に開弁が可能な 設計とする。 原子炉格納容器を貫通する計測制御系統施設又は制御棒駆動装置に関連する小口径配 管であって特に隔離弁を設けない場合には,隔離弁を設置したものと同等の隔離機能を 	
有する設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される原子炉格納容器を貫通する計測系配管に隔 離弁を設けない場合は、オリフィス又は過流量防止逆止弁を設置し、流出量抑制対策を 講じる設計とする。	有する設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される原子炉格納容器を貫通する計測系配管に隔 離弁を設けない場合は、オリフィス又は過流量防止逆止弁を設置し、流出量抑制対策を 講じる設計とする。	
隔離弁は、閉止後に駆動動力源が喪失した場合においても閉止状態が維持され隔離機 能が喪失しない設計とする。また、隔離弁のうち、隔離信号で自動閉止するものは、隔離 信号が除去されても自動開とはならない設計とする。 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、	隔離弁は、閉止後に駆動動力源が喪失した場合においても閉止状態が維持され隔離機 能が喪失しない設計とする。また、隔離弁のうち、隔離信号で自動閉止するものは、隔離 信号が除去されても自動開とはならない設計とする。 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件として、	
判定基準に適切な余裕係数を見込み,日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規 程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちC種試験ができる設計とする。また, 隔離弁は動作試験ができる設計とする。 . 原子炉建屋	 判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規 程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちC種試験ができる設計とする。また、 隔離弁は動作試験ができる設計とする。 2. 原子炉建屋 	
2.1 原子炉建屋原子炉棟等	2.1 原子炉建屋原子炉棟等	

変更前	変更後	記載しない理由
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として原子炉建屋原子炉 棟を設置する。 原子炉建屋原子炉棟は、原子炉格納容器を収納する建屋であって、非常用ガス処理系等により、内部の負圧を確保し、原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあっても発 電所周辺に直接放出されることを防止する設計とする。 原子炉建屋原子炉棟に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールは、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放 射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物 質による敷地外への影響を低減するため、原子炉建屋原子炉棟内に設置する設計とする。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気 体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子 炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」に規定す る線量を超えないよう,当該放射性物質の濃度を低減する設備として原子炉建屋原子炉 棟を設置する。 原子炉建屋原子炉棟は、原子炉格納容器を収納する建屋であって、非常用ガス処理系 等により、内部の負圧を確保し、原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあっても発 電所周辺に直接放出されることを防止する設計とする。 原子炉建屋原子炉棟に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールは、燃料体等の落下により燃料体等が破損して放 射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物 質による敷地外への影響を低減するため、原子炉建屋原子炉棟内に設置する設計とする。 原子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の 負圧を確保することができる設計とする。原子炉建屋原子炉棟内に設置する設計とする。 瓦子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の 負圧を確保することができる設計とする。原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部 として原子炉建屋原子炉棟に設置する原子炉建屋ブローアウトパネル(原子炉沖和系統) 施設のうち「5.2 高圧炉心ズブレイ系」、浸水防護施設と兼用)(以下同じ。)は、閉状態 の維持又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置により開口 部を閉止可能な設計とする。	記載しない理由
 3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.1 真空破壊装置 冷却材喪失事故後、ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力より低下した場 合に、ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された6個の真空破壊弁が、圧力 差により自動的に働き、サプレッションチェンバのプール水のドライウェルへの逆流及 びドライウェルの破損を防止できる設計とする。 なお、発電用原子炉の運転時に原子炉格納容器に窒素を充てんしていることなどから、 原子炉格納容器外面に受ける圧力が設計を超えることはない。 	 3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.1 真空破壊装置 冷却材喪失事故後、ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力より低下した場合に、ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された6個の真空破壊弁が、圧力差により自動的に働き、サプレッションチェンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損を防止できる設計とする。 なお、発電用原子炉の運転時に原子炉格納容器に窒素を充てんしていることなどから、原子炉格納容器外面に受ける圧力が設計を超えることはない。 想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力がサプレッションチェンバ圧力はり低下した場合に、ドライウェルとサプレッションチェンバ間に設置された6個の真空破壊弁が、圧力差により自動的に働き、サプレッションチェンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損を防止できる設計とする。 	

変更前	変更後	記載しない理由
3.2 原子炉格納容器安全設備	3.2 原子炉格納容器安全設備	
3.2.1 原子炉格納容器スプレイ冷却系	3.2.1 原子炉格納容器スプレイ冷却系	
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器か	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器か	
ら気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽	ら気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽	
水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員	水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員	
会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として	会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として	
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)を設置する。	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)を設置する。	
	重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合	
	に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去	
	系(格納容器スプレイ冷却モード)のドライウェルスプレイ管及びサプレッション	
	チェンバスプレイ管については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配	
	管 1 箇所の全周破断を想定した場合においても,原子炉格納容器の冷却機能を達成	
	できる設計とする。	
	ここで,単一故障時には,残留熱除去系1系統による格納容器スプレイ冷却モー	
	ドは、スプレイ効果に期待できない状態となり、スプレイ液滴による除熱を考慮し	
	ないこと及び冷却水が破断箇所から落下してサプレッションチェンバのプール水に	
	移行することを想定する。このような場合においても,他の残留熱除去系 1 系統を	
	サプレッションプール水冷却モードで運転することで原子炉格納容器の冷却機能を	
	代替できる設計とする。	
	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するた	
	め、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事	
	故等対処設備として,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉	
	格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び原子炉格納容器下部注水系	
	(可搬型)を設ける設計とする。	
	(1) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部	
	への注水	
	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備	
	として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプ	
	により、復水貯蔵タンクの水を補給水系配管等を経由して原子炉格納容器下部へ注	
	水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確	
	保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に	
	加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電	
	源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、	
	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対	
	象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路	
	に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器冷	
	却のために運転するポンプは、復水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される	
	最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
	(2) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)による原子炉格納容器	
	下部への注水	
	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備	
	として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、代替循環冷	
	却ポンプにより、サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系等を経由して	
	原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあ	
	らかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とす	
	3.	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、非常用交流電源設	
	備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能	
	な設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の流路として,設計基	
	準対象施設である残留熱除去系熱交換器及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備	
	として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設	
	計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源とし	
	て原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温	
	度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容	
	器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原	
	院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能	
	評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常	
	に機能する能力を有する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	(3) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水	
	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備	
	として, 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は, 大容量送水ポンプ(タイプ I)に	
	より、代替淡水源の水をあらかじめ敷設した補給水系配管を経由して原子炉格納容	
	器下部へ注水し、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、重	
	大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ I) に	
	より海を利用できる設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて代替所内	
	電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	
	が可能な設計とする。	
	また,大容量送水ポンプ(タイプI)は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動	
	できる設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長	
	回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プ	
	ール代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.2 原子炉格納容器下部注水	
	系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原	
	子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能につ	
	いて重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽(No.1),淡水貯水槽(No.2)又は海	
	を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは,淡水貯水槽(No.1),	
	淡水貯水槽(No.2)又は海の圧力及び温度により,想定される最も小さい有効吸込	
	水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
	(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、原子炉格納容器下部注	
	水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によっ	
	て同時に機能を損なわないよう,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポン	
	プ)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可	
	搬型代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水	
	系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ	
	(タイプ I)を空冷式のディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有	

変更前	変更後	記載しない理由
	する設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、原子炉格納容器下	
	部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因に	
	よって同時に機能を損なわないよう、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環	
	冷却ポンプ)の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電	
	源設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及	
	び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプ I)を	
	空冷式のディーゼルエンジンによる駆動とすることで,多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替ス	
	プレイ冷却系(常設)並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	
	プ)及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常	
	用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電に対して、原子炉格納容	
	器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	
	設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可	
	搬型代替交流電源設備からの給電とし、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循	
	環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経	
	由した常設代替交流電源設備からの給電とすることで,多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、ハン	
	ドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替	
	交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とし、原子炉	
	格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の電動弁(交流)は、ハンドル	
	を設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠	
	隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器下部注水系(常	
	設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	
	プ)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立	
	した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統	
	に対して独立性を有する設計とする。原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送	
	ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内	
	常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計と	
	する。また,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)	
	は, 125V 蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独立した電路で系統構	
	成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,	
	独立性を有する設計とする。さらに、常設代替直流電源設備からの給電も可能であ	
	り,125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系	

変更前	変更後	記載しない理由
	統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対	
	して、独立性を有する設計とする。	
	また、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は代替淡水源を水源とすることで、復	
	水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及	
	び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッションチェンバを水	
	源とする原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷	
	却系に対して,異なる水源を有する設計とする。	
	復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内、代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付	
	属棟内に設置し、大容量送水ポンプ(タイプI)は原子炉建屋から離れた屋外に分	
	散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散 を図る設計とする。	
	ど因る試計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を	
	可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	
	による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器下部注	
	水系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独	
	立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系	
	統に対して独立性を有する設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要因によって接続できなくなる	
	ことを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉格納容器下	
	部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	
	並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却	
	系並びに原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(可搬型)は、それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設	
	計とする。	
	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	
	原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、設計基準事故対処設備が有する	
	原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止する	
	ために原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損 塩が変生した坦ヘにおいて原ス炉物油家間の健壮た防止するために原ス炉物油家間	
	傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器	
	内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるための重大事故等対処設備	

変更前	変更後	記載しない理由
	として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプ	
	レイ冷却系(可搬型)を設ける設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するた	
	め、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事	
	故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納	
	容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を設ける設計とする。	
	(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による代替格納容器スプレイ	
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留	
	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合及び全交流動力電源	
	喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポ	
	ート系の故障により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除	
	去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処	
	設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプによ	
	り、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のドライウ	
	ェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧	
	力及び温度を低下させることができる設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	
	却モード)が機能喪失した場合及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原	
	子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去	
	系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷	
	却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替	
	スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除	
	去系等を経由してドライウェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイすること	
	で、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることが	
	できる設計とする。	
	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備	
	として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復	
	水貯蔵タンクの水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器内のドライウェ	
	ルスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床	
	面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入する	
	ことで、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を	
	確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代	
	替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から	
	の給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄	
	電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流路として、設計基準対象施設で	
	ある原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機	
	能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、炉心の著しい損傷及び原子炉格	
	納容器の破損を防止するための設備として兼用する設計とする。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器冷	
	却のために運転するポンプは、復水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される	
	最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
	(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ	
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち,残留 熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合及び全交流動力電	
	源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサ	
	ポート系の故障により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱	
	除去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対	
	処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ	
	(タイプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器	
	内のドライウェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格	
	納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	
	却モード)の機能が喪失した場合及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系	
	(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱	
	除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール	
	水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉格納容器	
	代替スプレイ冷却系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水	
	源の水を残留熱除去系等を経由してドライウェルスプレイ管からドライウェル内に	
	スプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を	
	低下させることができる設計とする。	
	原乙偏救劾宏盟住装フプレイ必知変(司拠刑)は一体转派を 海が仕組した相互に	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合に	

変更前	変更後	記載しない理由
	おいて、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タ	
	イプI)により海を利用できる設計とする。	
	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備	
	として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイ プI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器内	
	のドライウェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイした水がド	
	ライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下	
	部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,非常用交流電源設備に加えて,	
	代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か	
	らの給電が可能な設計とする。	
	また,大容量送水ポンプ(タイプI)は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動	
	できる設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホ	
	ース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2	
	燃料プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.3 原子炉格納容器代	
	替スプレイ冷却系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設	
	である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る	
	機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、炉心の著しい損傷及び原子炉	
	格納容器の破損を防止するための設備として兼用する設計とする。	
	原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽(No.1),淡水貯水槽(No.2)又は海	
	を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは,淡水貯水槽(No.1),	
	淡水貯水槽(No.2)又は海の圧力及び温度により、想定される最も小さい有効吸込	
	水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	
	(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、残留熱除去系(格納容器スプレイ	
	冷却モード)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、復水移送ポンプを	

変更前	変更後	記載しない理由
	代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か	
	らの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設	
	備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(格納容器	
	スプレイ冷却モード)に対して多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に	
	対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	
	設)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立	
	した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統	
	に対して独立性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠	
	隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(常設)の電動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統にお	
	いて、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を	
	直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。さらに、常設代替直流	
	電源設備からの給電も可能であり、125V代替蓄電池から125V直流主母線盤までの系	
	統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の	
	交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。	
	また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,復水貯蔵タンクを水源とす	
	ることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ	
	冷却モード)に対して異なる水源を有する設計とする。	
	復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプと異なる区画に	
	していることで、 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る	
	設計とする。	
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内に設置されて	
	いるサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置	
	的分散を図る設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、残留熱除去系(格納容器スプレ	
	イ冷却モード)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)と共通要因によっ	
	て同時に機能を損なわないよう、大容量送水ポンプ(タイプI)を空冷式のディー	

変更前	変更後	記載しない理由
	ゼルエンジンにより駆動とすることで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱	
	除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	
	設)に対して多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手	
	動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対し	
	て多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	
	の電動弁は,代替所内電気設備を経由して給電する系統において,独立した電路で 系統構成することにより,非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独	
	示 税 構成 りることにより, 非常用 別 内 电 X 設 備 を 経 田 し C 和 电 りる 示 税 に 対 し C 独 立 性 を 有 す る 設 計 と す る。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替淡水源を水源とすること	
	で、サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モ	
	ード)及び復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	
	に対して異なる水源を有する設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管す	
	ることで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び復水移送ポンプと共通	
	要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)の接続口は,共通要因によって接続できなくなる	
	ことを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(可搬型)は,残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,	
	水源から残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留熱除去系に対して	
	独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉格納容器代	
	替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、設	
	計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して	
	重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、原子炉格納容器下部注水系(可搬	
	型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によって同時に	
	機能を損なわないよう、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の復水移送ポ	
	ンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源	
	設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプ I)を空	
	冷式のディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替ス	
	プレイ冷却系(常設)並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	
	プ)及び代替循環冷却系は,共通要因によって同時に機能を損なわないよう,非常	
	用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電に対して、原子炉格納容	
	器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	
	設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可	
	搬型代替交流電源設備からの給電とし、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循	
	環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経	
	由した常設代替交流電源設備からの給電とすることで,多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	
	備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格	
	納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由し	
	て給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電	
	気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は、ハンドルを設け	
	て手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠	
	隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(常設)の電動弁(直流)は,125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系統に	
	おいて、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流	
	を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。さらに、常設代替直	
	流電源設備からの給電も可能であり、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤まで	
	の系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電	
	機の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。	
	また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は代替淡水源を水源とする	
	ことで、復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送	
	ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッションチ	
	エンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び	
	代替循環冷却系に対して、異なる水源を有する設計とする。	
	復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内,代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付	
	阪小ଡ 広小イノは、尿丁が建産尿丁が採門、11首個尿位却小イノは尿丁が建産的	

変更前	変更後	記載しない理由
	属棟内に設置し、大容量送水ポンプ(タイプI)は原子炉建屋から離れた屋外に分	
	散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散	
	を図る設計とする。	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手	
	動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か	
	らの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容	
	器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電す	
	る系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を	
	経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉格納容器下	
	部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	
	並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却	
	系並びに原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(可搬型)は、それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設	
	計とする。	
	3.2.4 代替循環冷却系	
	5.2.4 「日間採用却来 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の過圧による破損を	
	防止するために必要な重大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器バウンダリを維	
	持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代替	
	循環冷却系を設ける設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅	
	延・防止するための重大事故等対処設備として,代替循環冷却系を設ける設計とす	
	る。なお、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止する場合は、ほう酸	
	水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するた	
	め,溶融し,原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事	
	故等対処設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。	
	(1) 系統構成	
	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッションチェンバのプール	
	水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器	
	へ注水及び原子炉格納容器内へスプレイすることで、原子炉格納容器バウンダリを	
	維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	
	を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプにより、サプレッションチェンバのプー	
	ル水を残留熱除去系配管を経由して原子炉圧力容器へ注水することで,原子炉圧力 容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。	
	各部門に住住する俗融が心を行為してきる政府とする。	
	また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	
	を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッションチェンバのプール	
	水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系配管を経由して、原子炉格納	
	容器内へスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容	
	器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで、溶融炉心が落下す	
	るまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	
	また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	
	を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	原子炉圧力容器に注水された水は、原子炉圧力容器又は原子炉格納容器内配管の	
	破断口等から流出し、原子炉格納容器内へスプレイされた水とともに、ベント管を	
	経てサプレッションチェンバに戻ることで循環できる設計とする。	
	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した	
	常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支	
	持構造物 <mark>及び</mark> 原子炉圧力容器内部構造物 <mark>並びに</mark> 原子炉格納容器を重大事故等対処設	
	備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての	
	設計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源とし	
	て原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度がびに、原子炉冷却な中の思想について「非常田痘心冷却設備又は格納容	
	度並びに,原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容 器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原	

変更前	変更後	記載しない理由
	評価により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常	
	に機能する能力を有する設計とする。	
	(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系は,共通要因によって同時 に機能を損なわないよう,原理の異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段	
	を用いることで多様性を有する設計とする。	
	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電	
	源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベ	
	ント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可	
	搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は	
	可搬型代替直流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、人力により排出経路に設置される隔離弁を	
	操作できる設計とすることで、代替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設	
	計とする。	
	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量	
	送水ポンプ(タイプ I)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、	
	原子炉建屋内の原子炉格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を	
	損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの接続口は、共通要因によって接続で	
	きなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ原子炉格納	
	容器フィルタベント系と異なる区画に設置する設計とする。	
	代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付属棟内に,残留熱除去系熱	
	交換器及びサプレッションチェンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉格納	
	容器フィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側ラプチャディスクは	
	原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷却系と異なる区画に設置することで共通要因に	
	よって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に	
	機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、代替循環冷却系と	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限	
	りの独立性を有する設計とする。	
	代替循環冷却系は、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代	
	替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代	
	替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電	
	源設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及	
	び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)を	
	空冷式のディーゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計とする。	
	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替ス	
	プレイ冷却系(常設)並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	
	プ)及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常	
	用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電に対して、原子炉格納容	
	器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	
	設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可	
	搬型代替交流電源設備からの給電とし、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循	
	環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経	
	由した常設代替交流電源設備からの給電とすることで,多様性を有する設計とする。	
	代替循環冷却系の電動弁(交流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とするこ	
	とで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設	
	計とする。また、代替循環冷却系の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して	
	給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気	
	設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。	
	また、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(可搬型)は代替淡水源を水源とすることで、復水貯蔵タンクを水源とする原	
	子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレ	
	イ冷却系(常設)並びにサプレッションチェンバを水源とする原子炉格納容器下部	
	注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異なる水源を	
	有する設計とする。	
	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量	
	送水ポンプ(タイプⅠ)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、	
	共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)の	

変更前	変更後	記載しない理由
	接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を	
	図った複数箇所に設置する設計とする。	
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって、原子炉格納容器下	
	部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	
	並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却	
	系並びに原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷	
	却系(可搬型)は、それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設	
	計とする。	
	3.2.5 高圧代替注水系	
	fild: Na Line になべ fild: Na Line に	
	延・防止するための重大事故等対処設備として,高圧代替注水系を設ける設計とす	
	る。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と	
	並行して行う。	
	高圧代替注水系は、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を高圧炉	
	心スプレイ系等を経由して、原子炉圧力容器へ注水することで溶融炉心を冷却でき	
	る設計とする。	
	古 <u>一位</u> 排注力乏注。	
	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常 設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とし、所内常設蓄電式直流電源設備	
	の給電により中央制御室からの操作が可能な設計とする。	
	高圧代替注水系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支	
	持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用すること	
	から、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	3.2.6 低圧代替注水系	
	(1) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅	
	が心の者しい損傷が発生した場合に溶融が心の原子が格納容器下部への落下を連 延・防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送	
	二 二 二 二 二 二 、 の 二 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
	容器へのほう酸水注入と並行して行う。	
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵	
	タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで溶融炉心	

変更前	変更後
	を冷却できる設計とする。
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源語
	替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替ダ
	の給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)
	電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基
	る原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物
	処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故
	ての設計を行う。
	(2) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水
	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器
	延・防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(T
	設計とする。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力
	水注入と並行して行う。
	低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)に。
	の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで
	できる設計とする。
	低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において
	収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ)
	用できる設計とする。
	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替
	経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの 計とする。
	大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジン
	る設計とする。
	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース
	4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料
	系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.6 低圧代替注水系」の調
	により行う設計とする。

	記載しない理由
2備に加えて,代 Σ流電源設備から は,所内常設蓄	
基準対象施設であ のを重大事故等対 故等対処設備とし	
「部への落下を遅 可搬型)を設ける 」容器へのほう酸	
より,代替淡水源 ご溶融炉心を冷却	
て, 重大事故等の) により海を利	
春所内電気設備を)給電が可能な設	
~により駆動でき	
延長回収車(台数 4プール代替注水 設備として兼用)	

変更前	変更後	記載しない理由
	低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容	
	器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使	
	用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	3.2.7 ほう酸水注入系	
	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅	
	延・防止するための重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を設ける設計とす	
	る。なお、この場合は、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧代替注水系	
	(可搬型),代替循環冷却系及び高圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器へ	
	の注水と並行して行う。	
	ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほう酸水注入系貯蔵タンクの	
	ほう酸水セス水は、ほう酸水セスホホシアにより、ほう酸水セスホリスレンシン	
	落下を遅延・防止できる設計とする。	
	谷下を妊娠。 四正くさる取用とする。	
	ほう酸水注入系は、非常用交流電源設備に加え、代替所内電気設備を経由した常	
	設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	
	ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支	
	持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用すること	
	から、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	
	(1) 系統構成	
	原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時におい	
	て、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が	
	使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とす	
	る。	
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、全交	
	流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失	
	によるサポート系の故障により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が	
	起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)を復旧できる設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機	
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,	

変更前	変更後	記載しない理由
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対	
	処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ	
	冷却モード)を復旧できる設計とする。	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの	
	給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器によりサ	
	プレッションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレッションチェンバ内	
	にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。	
	本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	
	又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として,設計基準対象施設	
	である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る	
	機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源とし	
	て原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは,原子炉格納容器内の圧力及び温	
	度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容」	
	第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価	
	により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機	
	能する能力を有する設計とする。	
	(2) 多様性,位置的分散等	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、設計基準事故対処設備である	
	とともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基	
	本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を	
	考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基	
	本方針のうち「5.1.2 多様性, 位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
	3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)	
	(1) 系統構成	
	原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、想定される重大事故等時におい	
	て、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モー	
	ド)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設	
	下)が使用できる場合は重八争取等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設 計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、全交	
	流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失	
	によるサポート系の故障により、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モー	
	ド)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使	
	用し、残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)を復旧できる設計とす	
	3.	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機	
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,	
	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重大事	
	故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(サプレッシ	
	ョンプール水冷却モード)を復旧できる設計とする。	
	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備	
	からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器に	
	より、サプレッションチェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却	
	できる設計とする。	
	本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	
	又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。	
	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の流路として、設計基準対	
	象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路	
	に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッションチェンバのプール水を水源とし	
	て原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温	
	度並びに、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容	
	器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院	
	第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価	
	により、重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機	
	能する能力を有する設計とする。	
	(2) 多様性,位置的分散等	
	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)は、設計基準事故対処設備	
	であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備とし	
	ての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的	

変更前	変更後	記載しない理由
	分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設	
	備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	
3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	
3.3.1 非常用ガス処理系	3.3.1 非常用ガス処理系	
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器か	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器か	
ら気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽	ら気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽	
水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員	水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員	
会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として	会)」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として	
非常用ガス処理系を設置する。	非常用ガス処理系を設置する。	
非常用ガス処理系は,非常用ガス処理系空気乾燥装置,非常用ガス処理系排風機及	非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系排風機	
び高性能エアフィルタ、チャコールエアフィルタを含む非常用ガス処理系フィルタ	及び高性能エアフィルタ、チャコールエアフィルタを含む非常用ガス処理系フィル	
装置等から構成される。	タ装置等から構成される。	
放射性物質の放出を伴う設計基準事故時には,常用換気系を閉鎖し,非常用ガス処	放射性物質の放出を伴う設計基準事故時には、常用換気系を閉鎖し、非常用ガス	
理系排風機によって原子炉建屋原子炉棟内を水柱約 6mm の負圧に保ちながら, 原子	処理系排風機によって原子炉建屋原子炉棟内を水柱約 6mm の負圧に保ちながら, 原	
炉格納容器等から漏えいした放射性物質を非常用ガス処理系フィルタ装置を通して	子炉格納容器等から漏えいした放射性物質を非常用ガス処理系フィルタ装置を通し	
除去・低減した後、排気筒から放出する設計とする。	て除去・低減した後、排気筒から放出する設計とする。	
非常用ガス処理系は、冷却材喪失事故時に想定する原子炉格納容器からの漏えい	非常用ガス処理系は、冷却材喪失事故時に想定する原子炉格納容器からの漏えい	
気体中に含まれるよう素を除去し、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させ	気体中に含まれるよう素を除去し、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させ	
る設計とする。	る設計とする。	
非常用ガス処理系のうち、非常用ガス処理系フィルタ装置のよう素除去効率及び	非常用ガス処理系のうち、非常用ガス処理系フィルタ装置のよう素除去効率及び	
非常用ガス処理系の処理容量は,設置 (変更)許可を受けた設計基準事故の評価の条	非常用ガス処理系の処理容量は、設置(変更)許可を受けた設計基準事故の評価の	
件を満足する設計とする。	条件を満足する設計とする。	
新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールは、燃料体等の落下により燃料体等が破損し	新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールは、燃料体等の落下により燃料体等が破損し	
て放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、	て放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において,	
放射性物質による敷地外への影響を低減するため、非常用ガス処理系により放射性	放射性物質による敷地外への影響を低減するため、非常用ガス処理系により放射性	
物質の放出を低減できる設計とする。	物質の放出を低減できる設計とする。	
	重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合	
	に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする非常用ガス	
	処理系の配管の一部及び非常用ガス処理系フィルタ装置については、当該設備に要	
	求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出た場所の	

変更前	変更後	記載しない理由
	雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が喪失する単一故障のうち、想定される最も	
	過酷な条件として、配管の全周破断及び非常用ガス処理系フィルタ装置の閉塞を想	
	定しても、単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑える	
	よう、安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、そ	
	の単一故障を仮定しない。	
	想定される単一故障の発生に伴う周辺公衆に対する放射線被ばくは、保守的に単	
	一故障を除去又は修復ができない場合で評価し、安全評価指針に示された設計基準	
	事故時の判断基準を下回ることを確認する。	
	また、単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する3日間を考慮し、	
	修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分	
	小さくする設計とする。	
	単一設計とする箇所の設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復の	
	ためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合に,非常用ガス処理系は,非常用ガス処理系排 風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに,原子炉格納容器から	
	風機により原子炉建屋原子炉保内を負圧に維持することもに,原子炉福納各福から 原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気し,原	
	子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央	
	制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋ブロ	
	ーアウトパネルを閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブロー	
	アウトパネル閉止装置(個数1)を操作し,容易かつ確実に開口部を閉止できる設計	
	とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力に	
	より操作できる設計とする。	
	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備から	
	の給電が可能な設計とする。	
	また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの	
	給電が可能な設計とする。	
	非常用ガス処理系の流路として、設計基準対象施設である非常用ガス処理系空気	
	起屎表直, 非市市ガス処理宗フィルク表直, 非太同, 赤丁炉建屋赤丁炉保, 赤丁炉建 屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用すること	
	上一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	

変更前	変更後	記載しない理由
3.3.2 可燃性ガス濃度制御系 冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応を防止する ため,可燃性ガス濃度制御系を設け,原子炉格納容器調気系により原子炉格納容器内 に窒素を充填することとあいまって,可燃限界に達しないための制限値である水素 濃度 4vo1%未満又は酸素濃度 5vo1%未満に維持できる設計とする。	 3.3.2 可燃性ガス濃度制御系 冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応を防止する ため、可燃性ガス濃度制御系を設け、原子炉格納容器調気系により原子炉格納容器 内に窒素を充填することとあいまって、可燃限界に達しないための制限値である水 素濃度 4vo1%未満又は酸素濃度 5vo1%未満に維持できる設計とする。 	
	 3.3.3 原子炉建屋水素濃度抑制系 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を 防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限 界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的 触媒式水素再結合装置を設ける設計とする。 	
	水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置は,運転員の起動操作を必要 とせずに,原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触 媒反応によって再結合させることで,原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑 制し,原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。また評価に用いる 性能を満足し,試験により性能及び耐環境性が確認された型式品を設置する設計と する。静的触媒式水素再結合装置は,原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素が滞	
	留すると想定される原子炉建屋原子炉棟3階に設置することとし,静的触媒式水素 再結合装置の触媒反応時の高温ガスの排出が重大事故等時の対処に重要な計器・機 器に悪影響がないよう離隔距離を設ける設計とする。 静的触媒式水素再結合装置の流路として,設計基準対象施設である原子炉建屋原 子炉棟,原子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備と	
	して使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計 を行う。 3.3.4 放射性物質拡散抑制系	
	 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において,発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として,放水設備(大気への拡散抑制設備)及び海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)を設ける設計とする。 	
	 (1) 放水設備(大気への拡散抑制設備) 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として,放水設備(大気への拡散抑制設備)は,大容量送水ポンプ(タイプII)により海水を取水 	

変更前	変更後	記載しない理由
	し、ホースを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水	
	ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲は,設置場所を任意に設定し,複数の方向から原子炉	
	建屋に向けて放水できる設計とする。	
	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの敷設は、ホース延長回収 車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プー	
	単(日数 4 () 備 1))((
	設備として兼用)により行う設計とする。	
	(2) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)	
	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋へ	
	の拡散抑制設備(シルトフェンス)は、シルトフェンス(核燃料物質の取扱施設及び	
	貯蔵施設のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備と兼用)で構成する。シルト	
	フェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(南側排水路排水桝、ター	
	ビン補機放水ピット、北側排水路排水桝及び取水口)に設置できる設計とする。	
	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じ	
	た高さ及び幅を有する設計とする。必要数は,各設置場所に必要な幅に対してシル	
	トフェンスを二重に設置することとし、南側排水路排水桝に1本1組(高さ約5m,	
	幅約 5m) として計 2 本, タービン補機放水ピットに 1 本 1 組 (高さ約 7m, 幅約 5m)	
	として計2本,北側排水路排水桝に1本1組(高さ約6m,幅約11m)として計2本	
	及び取水口に3本1組(1本あたり高さ約12m,幅約20m)として計6本の合計12本	
	使用する設計とする。また,予備については,破損時のバックアップとして,各設置	
	場所に対して1組の合計6本を保管する。	
	3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	
	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備とし て,放水設備(泡消火設備)を設ける設計とする。	
	て, 放水設備(121月久設備)を取りる政司とする。	
	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大	
	事故等対処設備として、放水設備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	
	により泡消火薬剤混合装置を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホースを経	
	由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。	
	泡消火薬剤混合装置1個の泡消火薬剤の保有量は,必要な容量である 646L に対し	
	余裕をみた 1000L を保管する。	

変更前	変更後	記載しない理由
	泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に対応するため、大容量送水ポンプ(タ	
	イプⅡ)及び放水砲に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とす	
	る。また、泡消火薬剤混合装置の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と	
	故障時及び保守点検時の予備として1個の合計2個を保管する。	
	放水設備(泡消火設備)に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予 備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」	
	備1)) (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」 の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災へ	
	の泡消火)」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	3.3.6 可搬型窒素ガス供給系	
	可搬型窒素ガス供給系は、可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損	
	を防止するために、可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に不活性ガ	
	ス(窒素)の供給が可能な設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系は、	
	排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため,可搬型窒素ガス供給系により,	
	系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状態で待機させ、原子炉格納容器ベント後	
	においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素爆発	
	による破損を防止するために必要な重大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器内	
	を不活性化するための設備として、可搬型窒素ガス供給装置を設ける設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給装置は、原子炉格納容器内に窒素を供給することで、ジルコ	
	ニウムー水反応、水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素及び酸	
	素の濃度を可燃限界未満にできる設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設	
	備により給電できる設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を	
	重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等	
	<u> 室穴ず成寺方之設備として使用することがら</u> , 他出に広る機能に シャ (重穴ず成寺) 対処設備としての設計を行う。	
	3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発に	
	よる破損を防止できるように,原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ	
1	排出するための設備として,原子炉格納容器フィルタベント系を設ける設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出するための重大事故等対	
	処設備として,原子炉格納容器フィルタベント系は,フィルタ装置(フィルタ容器,	
	スクラバ溶液,金属繊維フィルタ,放射性よう素フィルタ),フィルタ装置出口側ラ	
	プチャディスク, 配管・弁類, 計測制御装置等で構成し, 炉心の著しい損傷が発生し	
	た場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由し	
	て、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放	
	出口から排出(系統設計流量 10.0kg/s(1Pd において))することで,排気中に含ま	
	れる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、ジルコニウム-水反応、水の放射	
	線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気に排出できる設計	
	とする。	
	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス	
	状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスク	
	ラバ溶液中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態 (待機状態において pH13 以上)	
	に維持する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を	
	防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状	
	態で待機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガス(窒素)で置換	
	できる設計とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所には	
	バイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統	
	内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設	
	備により給電できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔	
	手動弁操作設備(個数4)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタ	
	マント系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント	
	系」の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とす	
	示」の設備として本用がによりて八方により谷勿がう唯美に操作が引起な設計とす	
	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬	
	型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可	
	搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、大容量送水ポンプ(タイ	
	プI)によりフィルタ装置にスクラバ溶液を補給できる設計とする。	
	「フに物研究明っ、シカバン」で仕田叶の地口奴肉に記思えるて同難台に記せて	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける 遠隔手動弁操作設備の操作場所は,原子炉建屋付属棟内とし,サプレッションチェ	
	速隔子動升操作設備の操作場所は、原子炉建屋竹属保内とし、サブレッションフェ ンバベント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライ	
	ウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体	
	(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィル	
	タベント系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベン	
	ト系」の設備として兼用)(以下同じ。))を設置し,放射線防護を考慮した設計とす	
	る。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の著しい損傷時においても、原子炉格納容器	
	フィルタベント系の隔離弁操作ができるよう,どちらの遮蔽体においても鉛厚さ 2mm	
	の遮蔽厚さを有する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収	
	車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プー	
	ル代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベ	
	ント系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉	
	格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について	
	重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	3.4 原子炉格納容器調気設備	
3.4.1 原子炉格納容器調気系 原子炉格納容器調気系は,水素及び酸素の反応を防止するため,あらかじめ原子炉	3.4.1 原子炉格納容器調気系 原子炉格納容器調気系は、水素及び酸素の反応を防止するため、あらかじめ原子	
赤子炉格納谷協調気末は、小茶及び酸素の反応を防止するため、めらがしの赤子炉 格納容器内に窒素を充填することにより、水素濃度及び酸素濃度を可燃限界未満に		
保つ設計とする。	に保つ設計とする。	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発に	
	よる破損を防止できるように,発電用原子炉の運転中は,原子炉格納容器内を原子	
	炉格納容器調気系により常時不活性化する設計とする。	
	3.5 圧力逃がし装置	
	3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系	
	「「「「」」「「」」「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」」	
	防止するために必要な重大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気	

変更前	変更後	記載しない理由
	中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける設計とす	
	る。	
	(1) 系統構成	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶	
	液,金属繊維フィルタ,放射性よう素フィルタ),フィルタ装置出口側ラプチャディ	
	スク,配管・弁類,計測制御装置等で構成し,原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉	
	格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に	
	原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量 10.0kg/s (1Pd において))	
	することで, 排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ, 原子炉 格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	
	格利在福内の圧力及び価度を低下てきる成計とする。	
	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス	
	状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。また、無機よう素をスク	
	ラバ溶液中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態において pH13 以上)	
	に維持する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、サプレッションチェンバ及びドライウェル	
	と接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの	
	排気ではサプレッションチェンバの水面からの高さを確保し,ドライウェル側から	
	の排気では、ドライウェル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部より	
	も高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受け	
	ない設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を	
	防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状	
	態で待機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガス(窒素)で置換	
	できる設計とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所には	
	バイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統	
	内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計	
	とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、	
	直列で2個設置(ベント用非常用ガス処理系側隔離弁(T48-F020)と格納容器排気 非常用ガス処理系側止めな(T48-F045)(原ス恒冷却系統施設のらた「4.2 原子恒	
	非常用ガス処理系側止め弁(T48-F045)(原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉 検納容器フィルタベント系」の設備と兼用)、ベント用換気空調系側隔離金(T48-	
	格納容器フィルタベント系」の設備と兼用),ベント用換気空調系側隔離弁(T48- F021)と格納容器排気換気空調系側止め弁(T48-F046)(原子炉冷却系統施設のうち	
	「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備と兼用),原子炉格納容器耐圧強	

変更前	変更後	記載しない理由
	化ベント用連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉	
	格納容器フィルタベント系」,原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」	
	の設備と兼用)と原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管止め弁(T48-F044)(原	
	子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」,原子炉冷却系	
	統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備と兼用))し,原子炉格納容器フィル	
	タベント系と他の系統・機器を確実に隔離することで悪影響を及ぼさない設計とす	
	る。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、原子炉格納容器が負圧とな	
	らないよう、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのス	
	プレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベン	
	ト系の使用後に再度、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、原子炉格	
	納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイ	
	を停止する運用を保安規定に定めて管理する。	
	ゴ柳型のまぶっ世外では、ゴ降地ぶったとて風がひが居てた物研究田でを下かせ	
	可搬型窒素ガス供給系は、可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損	
	を防止するために、可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に不活性ガ	
	ス(窒素)の供給が可能な設計とする。	
	可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設	
	備により給電できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔	
	手動弁操作設備(個数4)(原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィル	
	タベント系」,「4.3 耐圧強化ベント系」,原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格	
	納容器フィルタベント系」と兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能	
	な設計とする。	
	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬	
	型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可	
	<u> 聖代皆文流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</u>	
	系統内に設けるフィルタ装置出口側ラプチャディスクは、原子炉格納容器フィル	
	タベント系の使用の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と比較し	
	て十分に低い圧力で破裂する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、大容量送水ポンプ(タイ	

変更前	変更後	記載しない理由
	プI)により、フィルタ装置にスクラバ溶液を補給できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける	
	遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、サプレッションチェ	
	ンバベント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライ	
	ウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体	
	(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィ	
	ルタベント系」,原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」	
	と兼用)(以下同じ。))を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操	
	作設備遮蔽は、炉心の著しい損傷時においても、原子炉格納容器フィルタベント系	
	の隔離弁操作ができるよう, どちらの遮蔽体においても鉛厚さ 2mm の遮蔽厚さを有	
	する設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収	
	車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プー	
	ル代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベ	
	ント系」の設備として兼用)により行う設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉	
	格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について	
	重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時	
	に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段	
	を用いることで多様性を有する設計とする。	
	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電	
	源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベ	
	ント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可	
	搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は	
	可搬型代替直流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、人力により排出経路に設置される隔離弁を	
	操作できる設計とすることで、代替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設	
	操作できる設計とすることで、代替循環府却系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。	
	こ 9 る。 代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付属棟内に,残留熱除去系熱	

変更前	変更後	記載しない理由
	交換器及びサプレッションチェンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉格納	
	容器フィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側ラプチャディスクは	
	原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷却系と異なる区画に設置することで共通要因に	
	よって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
	代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に	
	機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、代替循環冷却系と	
	原子炉格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限	
	りの独立性を有する設計とする。	
	3.6 重大事故等の収束に必要となる水源	
	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に,重大事故等の収束に必要となる十分な量	
	の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処	
	設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供	
	給するために必要な重大事故等対処設備として、復水貯蔵タンク、サプレッションチェ	
	ンバ及びほう酸水注入系貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要となる水源として設ける	
	設計とする。	
	また、これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に、代替淡水源として淡水貯	
	水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) を設ける設計とする。	
	また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。	
	復水貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び	
	原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代	
	替手段である高圧代替注水系,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉格納容	
	器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	
	の水源として使用できる設計とする。	
	サプレッションチェンバ(容量 2800m ³ , 個数 1)は, 想定される重大事故等時におい	
	て、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故 対如設備が機能再先した場合の代替手段である代替毎冊冷却変及び原子炉格納容器下部	
	対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部	
	注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)であ る残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプ	
	る残留熱味去茶(格納谷器ヘノレイや却モート)及び残留熱味去茶(サノレッション) ール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	
	パカロム ドノ ツ 小師として 医用 てきる 取司とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
 3.5 設備の共用 液体窒素蒸発装置(第2,3号機共用)は,第3号機と共用するが,各号機に必要な容 量を確保するとともに,接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすること 	 基本收 昼う酸水注入系貯蔵タンクは、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水 注入系の水源として使用できる設計とする。 代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は、想定される重大事故 等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型),原 子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合に、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。 3.7 設備の共用 液体窒素蒸発装置(第2,3号機共用)は、第3号機と共用するが、各号機に必要な容 量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすること 	
で、共用により安全性を損なわない設計とする。 4. 主要対象設備 原子炉格納施設の対象となる主要な設備について、「表1 原子炉格納施設の主要設備リ スト」に示す。	 で、共用により安全性を損なわない設計とする。 4. 主要対象設備 原子炉格納施設の対象となる主要な設備について、「表 1 原子炉格納施設の主要設備リ スト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、 「表 2 原子炉格納施設の兼用設備リスト」に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

9. 非常用電源設備の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため,記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため, 記載し
非常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対	非常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等,	ない。
する要求(4.6 逆止め弁を除く。), 5. その他(5.4 放射性物質による汚染の防止を除	5. 設備に対する要求 (5.6 逆止め弁を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染	
く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項	の防止を除く。)」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章	
目」に基づく設計とする。	共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 非常用電源設備の電源系統	1. 非常用電源設備の電源系統	
1.1 非常用電源系統	1.1 非常用電源系統	
重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線	重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線	
で構成し、信頼性の高い機器を設置する。	で構成し、信頼性の高い機器を設置する。	
非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、多重性を持たせ、3 系統の母線	非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は,多重性を持たせ,3系統の母線	
で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電	で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電	
する設計とする。また,動力変圧器を通して降圧し,非常用低圧母線 (パワーセンタ及び	する設計とする。また,動力変圧器を通して降圧し,非常用低圧母線(パワーセンタ及び	
モータコントロールセンタで構成)へ給電する。非常用低圧母線も同様に多重性を持た	モータコントロールセンタで構成)へ給電する。非常用低圧母線も同様に多重性を持た	
せ3系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保安に必要な	せ3系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保安に必要な	
低圧補機へ給電する設計とする。	低圧補機へ給電する設計とする。	
また、高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は、遮断器により故障箇所を隔離でき	また、高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は、遮断器により故障箇所を隔離でき	
る設計とし、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全施設への影響を限定で	る設計とし、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全施設への影響を限定で	
きる設計とする。	きる設計とする。	
更に、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。	更に、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。	
	重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある	
	電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)につい	
	て,遮断器の遮断時間の適切な設定 <mark>,非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系デ</mark>	
	ィーゼル発電機を含む。)の停止等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの	
	電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	
これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に配置する設計とす	これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に配置する設計とす	

変更前	変更後	記載しない理由
ర్థి	る。	
原子炉保護系並びに工学的安全施設に関係する多重性をもつ動力回路に使用するケー	原子炉保護系並びに工学的安全施設に関係する多重性をもつ動力回路に使用するケー	
ブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、多重化したそれぞれのケーブルについ	ブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、多重化したそれぞれのケーブルについ	
て相互に物理的分離を図る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考	て相互に物理的分離を図る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考	
慮した設計とする。	慮した設計とする。	
1.2 所内電気系統	1.2 代替所内電気系統	
1.2.1 系統構成	1.2.1 系統構成	
非常用所内電気設備は、3 系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非	非常用所内電気設備は,3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非	
常用) (6900V,1200A のものを 2 個),メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプ	常用)(6900V, 1200A のものを 2 個), メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプ	
レイ系用)(6900V, 1200A のものを 1 個), パワーセンタ(非常用)(600V, 5000A の	レイ系用) (6900V, 1200A のものを1個),パワーセンタ(非常用) (600V, 5000A の	
ものを 2 個),モータコントロールセンタ(非常用) (600V,800A のものを 14 個),	ものを2個),モータコントロールセンタ(非常用)(600V,800Aのものを14個),	
モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800A のものを 1 個),	モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを1個),	
動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460V のものを 2 個), 動力変圧器(高圧炉心	動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460Vのものを2個),動力変圧器(高圧炉心	
スプレイ系用)(750kVA, 6900/460V のものを 1 個)及び中央制御室 120V 交流分電盤	スプレイ系用)(750kVA, 6900/460V のものを 1 個)及び中央制御室 120V 交流分電盤	
(非常用)(75kVA, 460/120V のものを 4 個))により構成することにより, 共通要因	(非常用)(75kVA, 460/120Vのものを4個))により構成することにより,共通要因	
で機能を失うことなく、少なくとも 1 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の	で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の	
確保を図る設計とする。	確保を図る設計とする。	
	これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重	
	大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスター	
	ビン発電機接続盤(7200V, 1200A のものを 2 個), メタルクラッドスイッチギア(緊	
	急用)(7200V, 1200A のものを 3 個),動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460V の	
	ものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを 1 個), パワーセンタ(緊急用)(600V,	
	3000A のものを 1 個), モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800A のものを	
	4 個),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V,100Aのものを1個),	
	460V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150A のものを 1 個), 460V 原子炉	
	建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30Aのものを2個),メタルクラッドスイッチ	
	ギア(非常用)(6900V, 1200A のものを 2 個), 120V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊	
	急用)(120V, 30A のものを 1 個)及び中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)(20kVA,	
	460/120Vのものを1個)を使用できる設計とする。	
	代替所内電気設備は、上記に加え、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流	
	電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計と	
	する。また、代替所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性	
	を考慮した設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	1.2.2 多様性,位置的分散等	
	代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤,メタルクラッドスイッチギア(緊	
	急用),動力変圧器(緊急用),パワーセンタ(緊急用),モータコントロールセンタ	
	(緊急用),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤,460V原子炉建屋交流電源	
	切替盤 (緊急用),460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (非常用),120V 原子炉建屋交流	
	電源切替盤(緊急用)及び中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)は,非常用所内電	
	気設備と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同	
	時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	
	代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気	
	設備に対して、独立性を有する設計とする。	
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内	
	電気設備に対して独立性を有する設計とする。	
	重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケー	
	ブルを使用し、非常用電源系統に接続するか、非常用電源系統と独立した代替所内	
	電気系統へ接続する設計とする。	
2. 交流電源設備	2. 交流電源設備	
2.1 非常用交流電源設備	2.1 非常用交流電源設備	
2.1.1 系統構成	2.1.1 系統構成	
発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力	発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力	
を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。	を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。	
発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用され	発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用され	
る発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確	る発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確	
保するために必要な装置の機能を維持するため,内燃機関を原動力とする非常用 <mark>交</mark>	保するために必要な装置の機能を維持するため,内燃機関を原動力とする非常用 <mark>交</mark>	
	流電源設備を設ける設計とする。	
発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置(非常用電源設備及びそ	発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置(非常用電源設備及びそ	
の燃料補給設備,使用済燃料プールへの補給設備,原子炉格納容器内の圧力,温度,	の燃料補給設備,使用済燃料プールへの補給設備,原子炉格納容器内の圧力,温度,	
酸素・水素濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率の監視設備並びに中央制御室外か	酸素・水素濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率の監視設備並びに中央制御室外	
らの原子炉停止設備)は、内燃機関を原動力とする非常用交流電源設備の非常用ディ	からの原子炉停止設備)は、内燃機関を原動力とする非常用交流電源設備の非常用	
ーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの電源供給が可	ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの電源供給	
能な設計とする。	が可能な設計とする。	

非常用交流電源設備及びその附属設備は,多重性又は多様性を確保し,及び独立性 を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、工学的安全施設及び設計 基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設 計とする。

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、非 常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し,設置(変更)許 可を受けた冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開始時間を満足す る時間として非常用ディーゼル発電機は10秒及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機は13秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し、負荷に給電す る設計とする。

設計基準事故時において,発電用原子炉施設に属する非常用<mark>交流</mark>電源設備及びそ の附属設備は,発電用原子炉ごとに単独で設置し,他の発電用原子炉施設と共用しな い設計とする。

非常用交流電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確 性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生し |も, 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において, 工学 設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十 る設計とする。

変更後

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し |可を受けた冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開 る時間として非常用ディーゼル発電機は 10 秒及び高圧炉心スプレ 発電機は13秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続 する設計とする。

設計基準事故時において,発電用原子炉施設に属する非常用<mark>交流</mark> の附属設備は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子 ない設計とする。

非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大 (設計基準拡張)として使用できる設計とする。

非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は重大事故等 設備(代替制御棒挿入機能), ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ボ 能), ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能), ほう酸水注入系, 路(代替自動減圧機能),高圧窒素ガス供給系(非常用),低圧代替注 水移送ポンプ),低圧代替注水系(可搬型),残留熱除去系(低圧注 「炉心スプレイ系,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード),原子炉補 子炉補機冷却海水系を含む。),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型),残留熱除去系(格納容器ス |ド),残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード),代替循環 格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉格納容器下 |(代替循環冷却ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(可搬型),計 非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。

非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 に, 高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計 2.1.2 多様性, 位置的分散等

	記載しない理由
崔保し,及び独立	
た場合であって	
ど的安全施設及び	
一分な容量を有す	
を含む。)は,非	
,設置(変更)許	
月始時間を満足す イズディーボル	
~イ系ディーゼル 売し,負荷に給電	
元し, 貝们に和电	
<mark>花</mark> 電源設備及びそ	
- 炉施設と共用し	
、事故等対処設備	
時に, ATWS 緩和	
ペンプトリップ機	
代替自動減圧回	
E水系(常設)(復	
水モード),低圧	
浦機冷却水系 (原	
(常設),原子炉	
ペプレイ冷却モー	
景冷却系, 原子炉	
部注水系(常設)	
↑測制御装置及び	
とする	
とする。	

変更前	変更後
	非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、
	おいても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示
	用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき
	事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針のう
	様性, 位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	2.2 常設代替交流電源設備
	2.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備の <mark>交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)</mark>
	大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損
	ール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著
	するための交流負荷へ電力を供給する常設代替交流電源設備として
	電機を <mark>使用できる</mark> 設計とする。
	常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタービン発
	ク,ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ,非常用ディーゼル発電
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、タンクローリ
	御装置等で構成し、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交)
	した場合に、重大事故等時に対処するために外部電源喪失時に自動
	ービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介して
	スイッチギア(非常用)又はモータコントロールセンタ(緊急用)へ
	電力を供給できる設計とする。
	また、緊急時対策所への電力確保のため、外部電源喪失時に自動
	ービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介して
	スイッチギア(緊急時対策所用)へ接続することで電力を供給でき
	2.2.2 多様性,位置的分散等 常設代替交流電源設備は,非常用交流電源設備と共通要因によっ
	構設代替交流電源設備は,非常用交流電源設備と共通委囚によう 損なわないよう,ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動す
	ーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧炉
	ィーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有す
	常設代替交流電源設備のガスタービン発電機, ガスタービン発電
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉
	離れた屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常
	電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び燃料デイタンク並

	記載しない理由
重大事故等時に (す設計方針を適) (対象の設計基準) (5,1.2) (5,1.2) (5,1.2)	
<u>した場合に,重</u> <u></u> した場合に,重 <u></u> す しい損傷を防止 ゴ スタービン発	
 電設備軽油タンク、 設備軽油タンク、 電路、計測制 流動力電源喪失) 起動したガスタ メタルクラッド 接続することで 	
加起動したガスタ (メタルクラッド る設計とする。	
って同時に機能を 「ることで,ディ 「心スプレイ系デ 「る設計とする。	
設備軽油タンク, 「建屋付属棟から な用ディーゼル発 なびに原子炉建屋	

変更前	変更後
	付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損な
	置的分散を図る設計とする。
	常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機からメタルクラッ
	(非常用)までの系統において、独立した電路で系統構成すること
	ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)まで
	炉心スプレイ系ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア レイ系用)までの系統に対して,独立性を有する設計とする。
	レイボル)よどの未純に対して、独立性を有する設計とする。
	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常
	設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。
	2.3 可搬型代替交流電源設備
	2.3.1 系統構成
	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)
	大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損
	ール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著
	するための交流負荷へ電力を供給する可搬型代替交流電源設備とし
	用できる設計とする。
	可加利心共大法承诉机准)之 承诉士 北尚田气, 以水水承礼供
	可搬型代替交流電源設備は,電源車,非常用ディーゼル発電設備 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク,ガスタービン発
	ク,タンクローリ,電路,計測制御装置等で構成し,電源車を,メタ
	ッチギア (緊急用)を経由してメタルクラッドスイッチギア (非常用
	ントロールセンタ(緊急用)へ接続することで電力を供給できる設
	2.3.2 多様性,位置的分散等
	可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によ
	を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方
	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
	交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型代
	は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわ
	車をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンによ
	タービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を
	る。
	司協刑(学業大法委)活動)進っ登返すけ、 民気の度フに神民は見せた
	可搬型代替交流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟か

	記載しない理由
こわないよう,位	
 バスイッチギア により、非常用 の系統及び高圧 (高圧炉心スプ) 	
常設代替交流電源	
した場合に,重 した場合に,重 ,使用済燃料プ らしい損傷を防止 て,電源車を使	
 積軽油タンク,高 電設備軽油タン アルクラッドスイ 用)又はモータコ 注計とする。 	
 へて同時に機能 み式が水冷である みてある非常用 ながよう,電源 ないよう,電源 ないよう,電源 するがス する設計とす 	
ゝら離れた場所に	

変更前	変更後	記載しない理由
	保管することで,原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレ	
	イ系ディーゼル発電機 <mark>,非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク及び高圧炉心ス</mark>	
	<mark>プレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク</mark> と共通要因によって同時に機能を損な	
	わないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の電源	
	車は、屋外(緊急用電気品建屋)のガスタービン発電機から離れた場所に保管する	
	ことで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計と	
	可搬型代替交流電源設備は、電源車からメタルクラッドスイッチギア(非常用)	
	までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル	
	発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統及び高圧炉心スプレ	
	イ系ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用) はでの変体に対して、独立性な方士を訊書したす。	
	までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電	
	源設備は非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ	
	系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	
	可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなく	
	なることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	
	2.4 緊急時対策所用代替交流電源設備	
	緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)は、メタルクラッ	
	ドスイッチギア(緊急時対策所用)(7200V,1200Aのものを2個),動力変圧器(緊急時	
	対策所用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個),モータコントロールセンタ(緊急時対策	
	所用)(600V,800Aのものを3個),105V交流電源切替盤(緊急時対策所用)(460/210-	
	105V, 225A のものを1個), 105V 交流分電盤(緊急時対策所用)(30kVA, 210-105V のも	
	のを1個), 120V 交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA, 460/120V のものを2個), 210V	
	交流分電盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊 色味対策託用)(150x 10004のたのた2個)た双中して緊急味対策託非常用)*用機(原	
	急時対策所用)(125V, 1800Aのものを3個)を経由して緊急時対策所非常用送風機,衛星 電話設備(田定型) 無線連絡設備(田定型) 統合原子力防災ネットロークを用いた通信	
	電話設備(固定型),無線連絡設備(固定型),統合原子力防災ネットワークを用いた通信 連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX)及び安全パラメータ表示システ	
	理給設備(アレビ会議ジスアム、IP 電話及び IPーFAA)及び安全パフタータ表示シスア ム(SPDS)等へ給電できる設計とする。	
	2.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備	
	可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、車両内に搭載し、可搬型窒素ガス供給装置に給	
	電できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1 常設直流電源設備 3.1.1 系統構成 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し,直流電源設備 を施設する設計とする。 直流電源設備は,短時間の全交流動力電源喪失時においても,発電用原子炉を安全 	3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1 常設直流電源設備 3.1.1 系統構成 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し,直流電源設備 を施設する設計とする。 直流電源設備は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な	
に停止し,かつ,発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作すること ができるよう,これらの設備の動作に必要な容量を有する125V 蓄電池を設ける設計 とする。	電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分を包絡した約8時 間に対し,発電用原子炉を安全に停止し,かつ,発電用原子炉の停止後に炉心を冷 却するための設備が動作するとともに,原子炉格納容器の健全性を確保するための 設備が動作することができるよう,これらの設備の動作に必要な容量を有する125V 蓄電池を設ける設計とする。	
非常用の直流電源設備は,直流 125V 3 系統の蓄電池,充電器及び 125V 直流主母 線盤等で構成する。	非常用の直流電源設備は,直流 125V 3 系統の蓄電池,充電器及び 125V 直流主母 線盤等で構成する。	
これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流母線は125Vであり、非常用直流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、無停電交流母線に給電する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等である。	これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流母線は125Vであり、非常用直流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、無停電交流母線に給電する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等である。	
	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プ ール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止 するための直流負荷へ電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として,125V 蓄 電池 2A 及び 2B 並びに 125V 充電器 2A 及び 2B を使用できる設計とする。	
	所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池 2A 及び 2B,125V 充電器 2A 及び 2B (125V,700A のものを 2 個),電路,計測制御装置等で構成し,125V 蓄電池 2A 及び 2B は,125V 直流主母線盤 2A 及び 2B (125V,1800A のものを 2 個),125V 直流主母線 盤 2A-1 及び 2B-1 (125V,1800A のものを 2 個),125V 直流分電盤 2A-1,2A-2,2A- 3,2B-1,2B-2 及び 2B-3 (125V,1200A のものを 6 個),125V 直流電源切替盤 2A 及 び 2B (125V,60A のものを 2 個)並びに125V 直流 RCIC モータコントロールセンタ (125V,800A のものを 1 個) へ電力を給電できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A 及び 2B は,全交流動力電源喪失か	
	ら1時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うこと,また全交流	
	動力電源喪失から8時間後に中央制御室外において不要な負荷の切り離しを行うこ	
	とで、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 蓄電池 2A 及び 2B から電力	
	を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源を 125V 充電器 2A 及	
	び 2B を経由し 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B へ接続することで電力を供給できる設	
	計とする。	
	非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並びに 125V 充電器 2A, 2B 及び	
	2H(125V, 700A のものを 2 個, 125V, 50A のものを 1 個)は, 想定される重大事故	
	等時において、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	
	非常用直流電源設備のうち,125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H は,125V 直流主	
	母線盤 2H (125V, 1200A のものを1個) 及び 125V 直流分電盤 2H (125V, 1200A のも	
	のを1個)へ接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及	
	び初期励磁並びにメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)の制御回	
	路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	
	3.1.2 多様性,位置的分散等	
	所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機	
	及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、	
	非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散	
	を図る設計とする。	
	所内常設蓄電式直流電源設備は, 125V 蓄電池 2A 及び 2B から 125V 直流主母線盤	
	2A 及び 2B までの系統において, 独立した電路で系統構成することにより, 非常用デ	
	ィーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B	
	までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は	
	非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	
	非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時に	
	おいても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適	
	用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準	
	事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様	
	性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。	

変更前	変更後	記載しない理由
	3.2 常設代替直流電源設備	
	3.2.1 系統構成	
	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の	
	対応に必要な炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃	
	料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための	
	直流負荷へ電力を供給する常設代替直流電源設備として,125V代替蓄電池を使用で	
	きる設計とする。また,設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源	
	喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設	
	備として,250V 蓄電池を使用できる設計とする。	
	常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電路、計測制御装置等	
	で構成し、125V代替蓄電池は、電力の供給開始から8時間後に中央制御室外におい	
	て不要な負荷の切離しを行うこと、また 250V 蓄電池は、電力の供給開始から1時間	
	後に中央制御室において不要な負荷の切離しを行うことで、電力の供給開始から24	
	時間にわたり、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から電力を供給できる設計とする。	
	3.2.2 多様性, 位置的分散等	
	常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異なる区画に設置	
	することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、	
	位置的分散を図る設計とする。	
	常設代替直流電源設備は,125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2A-1及び2B-	
	1 までの系統並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統において, 独立	
	した電路で系統構成することにより,非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及	
	び 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 2B 及び 2H までの系統に対して,独立性を有する	
	設計とする。	
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用	
	直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	
	3.3 可搬型代替直流電源設備	
	3.3.1 系統構成	
	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の	
	対応に必要な炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃	
	料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための	
	直流負荷へ電力を供給する可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電池, 250V 蓄	
	電池 <mark>,</mark> 電源車,125V 代替充電器及び 250V 充電器を使用できる設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充	
	電器 (125V, 700A のものを 1 個), 250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個), 非常用	
	ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タン	
	ク,ガスタービン発電設備軽油タンク,タンクローリ,電路,計測制御装置等で構成	
	し, 125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2	
	個)並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B(125V, 60A のものを 2 個)へ, 250V 蓄	
	電池は 250V 直流主母線盤(250V, 1800A のものを 1 個)へ接続することで電力を供	
	給できる設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は,電力の供給開始から 8 時間後に中	
	央制御室外において不要な負荷の切離しを行うこと、また 250V 蓄電池は、電力の供	
	絵開始から1時間後に中央制御室において不要な負荷の切離しを行い,125V代替蓄	
	電池及び 250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設備、125V	
	代替充電器及び 250V 充電器を経由し 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 並びに 250V	
	直流主母線盤へ接続することで、電力を供給できる設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備は,電源車の運転を継続することで,設計基準事故対処	
	設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給	
	を行うことができる設計とする。	
	2.2.2. 友祥县 住田县八世族	
	3.3.2 多様性,位置的分散等	
	可搬型代替直流電源設備は,非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能 を損なわないよう,電源車の冷却方式を空冷とすることで,冷却方式が水冷である	
	を損なわないより、電源車の府却方式を至応とすることで、府却方式が小位である 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非	
	常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、125V代替充電器及び	
	1250V 充電器により交流を直流に変換できることで、125V 蓄電池 2A、2B 及び 2H を用	
	いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 代替充電器及び	
	250V 充電器は,制御建屋内の 125V 蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B 並び	
	に原子炉建屋付属棟内の 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H と異なる区画又は建屋	
	に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな	
	いよう、位置的分散を図る設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に	
	保管することで,原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレ	

変更前	変更後	記載しない理由
	イ系ディーゼル発電機,非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク及び高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンクと共通要因によって同時に機能を損な わないよう,位置的分散を図る設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池及び電源車から125V 直流主母線盤 2A-1 及び2B-1 までの系統並びに250V 蓄電池及び電源車から250V 直流主母線盤ま での系統において,独立した電路で系統構成することにより,非常用直流電源設備 の125V 蓄電池2A,2B 及び2H から125V 直流主母線盤2A,2B 及び2H までの系統に 対して,独立性を有する設計とする。	
	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって,可搬型代替直流電 源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	
	可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要因によって接続できなく なることを防止するため,位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	
	 3.4 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸気逃がし安全弁の機 能回復のための重大事故等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は,主 蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても,主蒸気 逃がし安全弁の作動回路に接続することにより,主蒸気逃がし安全弁(2個)を一定期間 にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。 	
 3.2 計測制御用電源設備 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、計測制御用電源設備として、無停電交流電源用静止形無停電電源装置を施設する設計とする。 	 3.5 計測制御用電源設備 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し,計測制御用電源設備として,無停電交流電源用静止形無停電電源装置を施設する設計とする。 	
非常用の計測制御用電源設備は,無停電交流120V2母線及び計測母線120V2母線で 構成する。	非常用の計測制御用電源設備は,無停電交流120V2母線及び計測母線120V2母線で 構成する。	
非常用の計測制御用電源設備は,非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する無停電 交流電源用静止形無停電電源装置等で構成し,核計装の監視による発電用原子炉の安全 停止状態及び未臨界の維持状態の確認が可能な設計とする。		
無停電交流電源用静止形無停電電源装置は,直流電源設備である125V 蓄電池から直流 電源が供給されることにより,無停電交流母線に対し電源供給を確保する設計とする。	無停電交流電源用静止形無停電電源装置は,外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時 から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始さ れるまでの間においても,非常用直流電源設備である 125V 蓄電池から直流電源が供給さ	

変更前	変更後	記載しない理由
	れることにより、無停電交流母線に対し電源供給を確保する設計とする。	
	なお、無停電交流電源用静止形無停電電源装置は約1時間、電源供給が可能な設計と	
	する。	
4. 燃料設備	4. 燃料設備	
4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備	4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備	
7日間の外部電源喪失を仮定しても,運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処	7 日間の外部電源喪失を仮定しても,運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対	
するために必要な非常用ディーゼル発電機を 7 日間運転することにより必要とする電力	処するために必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を	
を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。	含む。)2台を7日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を	
	敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。	
	重大事故等時に、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	の燃料は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	
	設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。	
	4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備	
	ガスタービン発電機は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備	
	燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備軽	
	油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル	
	発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。	
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽	
	油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。	
	燃料補給設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉建 屋付属棟から離れた屋外に設置又は分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の	
	座竹属保がら離れた屋外に設置又は力散して保留することで、床丁炉屋屋竹属保近傍の 燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設	
	計とする。また、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保	
	管する設計とする。	
	ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧	
	炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置すること	
	で、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	
	4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の燃料補給設備	
	4.3 「城主代音文流電源設備及しり城主代音道流電源設備の旅行備和設備 電源車は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	
	電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて燃料	

変更前	変更後	記載しない理由
	を補給できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油 タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は,ホー スを用いる設計とする。	
	燃料補給設備のタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管する ことで、原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損な わないよう、位置的分散を図る設計とする。また、予備のタンクローリについては、上記 タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。	
	ガスタービン発電設備軽油タンクは,非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧 炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置すること で,共通要因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。	
	 4.4 緊急時対策所用代替交流電源設備の燃料補給設備 重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)の燃料を貯蔵及び補給する設備として,緊急時対策所軽油タンク及びホースを使用できる設計とする。 電源車(緊急時対策所用)は,緊急時対策所軽油タンクから燃料を補給できる設計とする。 する。 	
	 4.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料補給設備 可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油 タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホー 	
5. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備については、「表 1 非常用電源設備の主要設備 リスト」に示す。	 スを用いる設計とする。 5. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備については、「表 1 非常用電源設備の主要設備 リスト」に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

10. 常用電源設備の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため, 記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため, 記載し
常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対す	常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防	ない。
る要求(4.2 材料及び構造等,4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,4.4 耐圧試験等,	止を除く。), 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂	
4.5 安全弁等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件を除く。),5. その他」の基本	等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及	
設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく	びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却	
設計とする。	系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 保安電源設備	1. 保安電源設備	
1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保	1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保	
1.1.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡大防止	1.1.1 機器の破損, 故障その他の異常の検知と拡大防止	
	安全施設へ電力を供給する保安電源設備は、電線路、発電用原子炉施設において	
	常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の	
	供給が停止することがないよう, 発電機, 送電線, 変圧器, 母線等に保護継電器を設	
	置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、	
	ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することによ	
	り、その拡大を防止する設計とする。	
重要安全施設に給電する系統においては,多重性を有し,系統分離が可能である母	特に重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が可能で	
線で構成し、信頼性の高い機器を設置する。	ある母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する。	
常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、2 母線で構成し、通常運転時	常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は,2母線で構成し,通常運転時	
に必要な負荷を各母線に振り分け給電する。それぞれの母線から動力変圧器を通し	に必要な負荷を各母線に振り分け給電する。それぞれの母線から動力変圧器を通し	
て降圧し, 常用低圧母線 (パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成) へ給	て降圧し、常用低圧母線(パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成)へ	
電する。	給電する。	
共通用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は,2母線で構成し,それぞれ	共通用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は,2母線で構成し,それぞれ	
の母線から動力変圧器を通して降圧し, 共通用低圧母線 (パワーセンタ及びモータコ	の母線から動力変圧器を通して降圧し、共通用低圧母線(パワーセンタ及びモータ	
ントロールセンタで構成)へ給電する設計とする。	コントロールセンタで構成)へ給電する設計とする。	
また, 高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は, 遮断器により故障箇所を隔離で	また、高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は、遮断器により故障箇所を隔離	
きる設計とし, 故障による影響を局所化できるとともに, 他の安全施設への影響を限	できる設計とし、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全施設への影響	
定できる設計とする。	を限定できる設計とする。	

変更前	変更後
常用の直流電源設備は,250V 蓄電池,250V 充電器,250V 直流主母線盤等で構成する。 常用の直流電源設備は,タービンの非常用油ポンプ,発電機の非常用密封油ポンプ 等へ給電する設計とする。 常用の計測制御用電源設備は,計測母線で構成する。	常用の直流電源設備は,250V 蓄電池,250V 充電器,250V 直流主母 る。 常用の直流電源設備は,タービンの非常用油ポンプ,発電機の非 プ等へ給電する設計とする。 常用の計測制御用電源設備は,計測母線で構成する。
常用電源設備の動力回路のケーブルは,負荷の容量に応じたケーブルを使用する 設計とし,多重化した非常用電源設備の動力回路のケーブルの系統分離対策に影響 を及ぼさない設計とするとともに,制御回路や計装回路への電気的影響を考慮した 設計とする。	常用電源設備の動力回路のケーブルは,負荷の容量に応じたケー 設計とし,多重化した非常用電源設備の動力回路のケーブルの系統 を及ぼさない設計とするとともに,制御回路や計装回路への電気的 設計とする。
	 1.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場上う,変圧器1次側の電路は,電路を筐体に内包する変圧器やガスにより構成し,3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合に保護で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし,電性を回復できる設計とする。 送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合,275日線での電路の開放時に安全施設への電力の供給が不安定にならないた設計とする。 また,電力送電時,保護装置による3相の電流不平衡監視にて常る設計とする。 66kV送電線は,各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設置 更に,275kV送電線及び66kV送電線は,保安規定に定めている巡 ことで,保護装置による検知が期待できない場合の1相開放故障や期に検知できる設計とする。 275kV送電線及び66kV送電線において1相の電路の開放を検知し 又は手動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計 給の安定性を回復できる設計とする。
 1.2 電線路の独立性及び物理的隔離 発電用原子炉施設は,重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため,電力系統に連系した設計とする。 	 1.2 電線路の独立性及び物理的隔離 発電用原子炉施設は,重要安全施設がその機能を維持するために必要 該重要安全施設に供給するため,電力系統に連系した設計とする。
設計基準対象施設は,送受電可能な回線として 275kV 送電線(東北電力ネットワーク	設計基準対象施設は,送受電可能な回線として 275kV 送電線(東北電

	記載しない理由
3線盤等で構成す 1 ま常用密封油ポン	
-ブルを使用する な分離対策に影響 的影響を考慮した	
 合に検知できる (絶縁開閉装置等) 護継電器にて自動 (訂力の供給の安定) 	
5kV 送電線は1回 いよう,多重化し	
宮時自動検知でき	
設計とする。 ≤ ≪視点検を加える ○、その兆候を早	
した場合は,自動 +とし,電力の供	
長となる電力を当	
電力ネットワーク	

変更前	変更後	記載しない理由
株式会社牡鹿幹線(以下「牡鹿幹線」という。))(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以	株式会社牡鹿幹線(以下「牡鹿幹線」という。))(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以	
下同じ。))及び 275kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社松島幹線(以下「松島幹	下同じ。))及び 275kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社松島幹線(以下「松島幹	
線」という。))(第 3 号機設備,第 1,2,3 号機共用(以下同じ。))の 2 ルート <mark>各 2 回線</mark>	線」という。))(第3号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))の2ルート <mark>各2回線</mark>	
及び受電専用の回線として 66kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社塚浜支線(以下	及び受電専用の回線として 66kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社塚浜支線(以下)	
「塚浜支線」という。)(東北電力ネットワーク株式会社鮎川線(以下「鮎川線」という。)	「塚浜支線」という。)(東北電力ネットワーク株式会社鮎川線(以下「鮎川線」という。)	
1 号を一部含む。)及び東北電力ネットワーク株式会社万石線(以下「万石線」という。))	1号を一部含む。)及び東北電力ネットワーク株式会社万石線(以下「万石線」という。))	
(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))1ルート1回線の合計3ルート5回	(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))1ルート1回線の合計3ルート5回	
線にて、電力系統に接続する設計とする。	線にて、電力系統に接続する設計とする。	
275kV 送電線(牡鹿幹線)1 ルート 2 回線は東北電力ネットワーク株式会社石巻変電所	275kV送電線(牡鹿幹線)1ルート2回線は東北電力ネットワーク株式会社石巻変電所	
(以下「石巻変電所」という。), 275kV 送電線(松島幹線)1ルート2回線は東北電力ネ	(以下「石巻変電所」という。), 275kV 送電線(松島幹線)1ルート2回線は東北電力ネ	
ットワーク株式会社宮城中央変電所(以下「宮城中央変電所」という。)に連系する設計	ットワーク株式会社宮城中央変電所(以下「宮城中央変電所」という。)に連系する設計	
とする。また、66kV送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。))1ルート1回線は東	とする。また,66kV 送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。))1ルート1回線は東	
北電力ネットワーク株式会社女川変電所(以下「女川変電所」という。)及び万石線を経	北電力ネットワーク株式会社女川変電所(以下「女川変電所」という。)及び万石線を経	
由し,その上流接続先である東北電力ネットワーク株式会社西石巻変電所(以下「西石巻	由し、その上流接続先である東北電力ネットワーク株式会社西石巻変電所(以下「西石	
変電所」という。)に連系する設計とする。	巻変電所」という。)に連系する設計とする。	
	 上記3ルート5回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先 である石巻変電所が停止した場合でも、外部電源からの電力供給が可能となるよう、宮 城中央変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能 な設計とする。また、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所又は女川変電所 を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。更に、女川変 電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所 に電力を供給することが可能な設計とする。 設計基準対象施設は、電線路のうち少なくとも1回線は、同一の送電鉄塔に架線され ていない、他の回線と物理的に分離された送電線から受電する設計とする。 また、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基礎の安 定性が確保され、台風等による強風発生時及び着氷雪の事故防止対策が図られ、送電線 の接近・交差・併架箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、全ての送電線が同時 に機能喪失しないように配置された鉄塔の送電線から受電できる設計とする。 	
	 1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保 設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電 	

変更前	変更後	記載しない理由
変更前 1.3 設備の共用 275kV送電線,275kV開閉所,66kV送電線,66kV開閉所及び予備電源盤は,第1号機, 第2号機及び第3号機で共用するが,各号機の必要負荷容量を満足する設計とすること, また,各号機に遮断器を設け,短絡・地絡等の故障が発生した場合,故障箇所を隔離し, 他号機へ影響を及ぼさない設計とし,共用箇所の故障により外部電源を受電できなくな った場合は,非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) により各号機の非常用所内電源系に給電できる設計とすることで,共用により安全性を 損なわない設計とする。	変更後 カ系統から発電用原子炉施設への電力の供給が停止しない設計とし、275kV 送電線 4 回 線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより起動変圧器を介して接続するととも に、66kV 送電線は予備変圧器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)を介して接続する 設計とする。 開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するととも に、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子及び重心の低いガス絶縁開閉装置を設置す る設計とする。 更に、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮 し、275kV 送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄ができる設計とし、66kV 送電線引 留部の碍子に対しては、絶縁強化を施した碍子を設置し、遮断器等に対しては、電路が タンクに内包されているガス絶縁開閉装置を設置する。 1.4 設備の共用及び相互接続 275kV 送電線、275kV 開閉所、66kV 送電線、66kV 開閉所及び予備電源盤は、第1号機、 第2号機及び第3号機で共用するが、各号機の必要負荷容量を満足する設計とすること、 注た、各号機に遮断器を設け、短絡・地絡等の故障が発生した場合、故障箇所を隔離し、 他号機へ影響を及ぼさない設計とし、共用箇所の故障により外部電源を受電できなくな った場合は、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) により各号機の非常用所内電源系に給電できる設計とすることで、共用により安全性を 損なわない設計とする。	記載しない理由
	共通用高圧母線(第1~2号機間及び第2~3号機間)は,第1号及び第2号機並びに 第2号及び第3号機で相互接続しているが,電源融通時に何らかの要因で電気故障が発 生した場合,遮断器により故障箇所を隔離し,他の号機へ影響を及ぼさない設計とする ことで,相互接続により安全性を損なわない設計とする。	
2. 主要対象設備 常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 常用電源設備の主要設備リスト」 に示す。	 主要対象設備 常用電源設備の対象となる主要な設備について、「表1 常用電源設備の主要設備リスト」 に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

11. 補助ボイラーの基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその 附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解 釈による。	
 第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,4. 設備に対する要求(4.2 材料及び構造等,4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,4.4 耐圧試験等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除く。),5. その他(5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。 	止を除く。), 3. 火災, 5. 設備に対する要求(5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂 等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービン	本記載は概要であるため, 記載し ない。
 第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には,設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系の濃縮装置,排ガス予熱器,屋外タンクの保温及び建屋の暖房用並び に主蒸気が使用できない場合のタービンのグランドシール及び起動停止用蒸気式空気抽 出器に,必要な蒸気を供給する能力を有する主ボイラー(第1号機設備,第1,2号機共 用(以下同じ。))及び補助ボイラー(第1,2号機共用(以下同じ。))を設置する。 主ボイラー及び補助ボイラーは,発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 	 第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には,設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系の濃縮装置,排ガス予熱器,屋外タンクの保温及び建屋の暖房用並び に主蒸気が使用できない場合のタービンのグランドシール及び起動停止用蒸気式空気抽 出器に,必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー(第1,2号機共用(以下同 じ。))を設置する。 補助ボイラーは,発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 	
 1.2 補助ボイラーの設計条件 主ボイラーは、ボイラー本体、重油燃焼設備、通風設備、給水設備、制御装置等から、 補助ボイラーは、ボイラー本体、給水設備、制御装置等から構成する。 蒸気は蒸気だめより加熱蒸気系を経て、蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。 各機器で使用された蒸気のうち回収できるものは、復水戻り系により、主ボイラー及び補助ボイラーの給水として再使用し、給水使用量を低減できる設計とする。 	り加熱蒸気系を経て,蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。	「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」 の要求事項であり,「実用発電用 原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備基準に関する規則」 の要求事項でないため,記載しな い。
主ボイラー及び補助ボイラーは,長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし, 設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において,そ の機能を発揮できる設計とするとともに,主ボイラー及び補助ボイラーの健全性及び能 力を確認するため,必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるよう設計す る。	補助ボイラーは,長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし,設計基準事故時 及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において,その機能を発揮で きる設計とするとともに,補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため,必要な箇所 の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるよう設計する。 設計基準対象施設に施設する補助ボイラー並びにその附属設備の耐圧部分に使用する 材料は,安全な化学的成分及び機械的強度を有するとともに,耐圧部分の構造は,最高使 用圧力及び最高使用温度において,発生する応力に対して安全な設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
 設計基準対象施設に施設する主ボイラー及び補助ボイラー並びにその附属設備の耐圧 部分に使用する材料は、安全な化学的成分及び機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対して安全な設計とする。 設計基準対象施設に施設する主ボイラー及び補助ボイラーに属する主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1) 不連続で特異な形状でない設計とする。 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 (3) 適切な強度を有する設計とする。 (4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 主ボイラー及び補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による設備の損傷防止の 	 と要友 設計基準対象施設に施設する補助ボイラーに属する主要な耐圧部の溶接部は、次のと おりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認す る。 (1) 不連続で特異な形状でない設計とする。 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込 み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 (3) 適切な強度を有する設計とする。 (4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その 他の評価方法によりあらかじめ確認する。 補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸発 量と同等容量以上の安全弁を設ける設計とする。 	記載 しない 理由
ため,最大蒸発量と同等容量以上の安全弁を設ける設計とする。 主ボイラー及び補助ボイラーの蒸気ドラムには,圧力の上昇による設備の損傷防止の ため,ドラム内水位,ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 主ボイラー及び補助ボイラーには,ボイラーの最大連続蒸発時において,熱的損傷が 生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け,給水の入口及び蒸 気の出口については,流路を速やかに自動でかつ確実に遮断できる設計とする。 主ボイラー及び補助ボイラーは,ボイラー水の濃縮を防止し,及び水位を調整するた めに,ボイラー水を抜くことができる設計とする。	 補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 補助ボイラーには、補助ボイラーの最大連続蒸発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口については、流路を速やかに自動でかつ確実に遮断できる設計とする。 補助ボイラーは、ボイラー水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、ボイラー水を抜くことができる設計とする。 	
主ボイラーから排出されるばい煙については,良質燃料(A重油)を使用することにより,硫黄酸化物排出量,窒素酸化物濃度及びばいじん濃度を低減する設計とする。 また,補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより,ばい煙を発生しない設計 とする。	補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより,ばい煙を発生しない設計とす る。	
1.3 設備の共用 補助ボイラー並びに加熱蒸気及び復水戻り系は、第1号機と共用するが、各号機に必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とす		「実用発電用原子炉及びその 属施設の技術基準に関する規則 の要求事項であり,「実用発電

変更前	変更後	記載しない理由
ることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	ることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	原子炉及びその附属施設の位置、
		構造及び設備基準に関する規則」
		の要求事項でないため,記載しな
		<i>د</i> ر کې

12. 火災防護設備の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する	
	規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈	ない。
	並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19	
	日原子力規制委員会)による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため, 記載し
_	火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防	ない。
	止を除く。), 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.8 電気設備の設	
	計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計	
	方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
	第2章 個別項目	
1. 火災防護設備の基本方針	1. 火災防護設備の基本設計方針	
火災により原子炉の安全性が損なわれないように、「原子力発電所の火災防護指針」(日	設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防	
本電気協会 JEAG4607)に準じ, 火災の発生防止対策, 火災の検知及び消火対策並	護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。	
びに火災の影響軽減対策を組み合わせて対応する。		
	発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策	
	を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全	
	機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス 1, クラス 2 及び安全評価上その機能を期待	
	するクラス3に属する構築物,系統及び機器とする。	
	火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低	
	温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又	
	は閉じ込め機能を有する構築物,系統及び機器とする。	
	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器	
	は,発電用原子炉施設において火災が発生した場合に,原子炉の高温停止及び低温停止を	
	達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。	
	① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	
	 過剰反応度の印加防止機能 	
	 「炉心形状の維持機能 	
	④ 原子炉の緊急停止機能	
	⑤ 未臨界維持機能	
	⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	
	 原子炉停止後の除熱機能 	
	⑧ 炉心冷却機能	
	⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	

変更前	変更後	記載しない理由
	⑩ 安全上特に重要な関連機能 ⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 ⑫ 事故時のプラント状態の把握機能 ⑬ 制御室外からの安全停止機能	
	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物,系統及び機器は,発電用原子炉施 設において火災が発生した場合に,放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために 必要な構築物,系統及び機器とする。	
	重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれ ないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策 を講じる。	
	 建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防 護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。 建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、 	
	 維持するための安全機能を有する構築物,系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ 込め機能を有する構築物,系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有 する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚 を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認 した耐火壁(貫通部シール,防火扉,防火ダンパ)により隣接する他の火災区域と分離する ように設定する。 	
	火災区域又は火災区画のファンネルは, 煙等流入防止装置の設置によって, 他の火災区 域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。	
	屋外の火災区域は,他の区域と分離して火災防護対策を実施するために,火災防護上重 要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに,延焼防止 を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。	
	この延焼防止を考慮した管理については,保安規定に定めて,管理する。 火災区画は,建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並 びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。	
	設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び	

変更前	変更後	記載しない理由
	消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。	
	なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含	
	まれない構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」、「日本電気協会電気技術規程・	
	指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。	
	発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び	
	消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき,必要な運用管理を含む火災	
	防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。	
	重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を	
	含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて管理する。	
	重大事故等対処施設のうち、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策について	
	も保安規定に定めて、管理する。	
	その他の発電用原子炉施設については、「消防法」、「建築基準法」、「日本電気協会電気技	
	術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管	
	外部火災については、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護す	
	るための運用等について保安規定に定めて、管理する。	
 火災の発生防止対策 	1.1 火災発生防止	
2.1 発火性,引火性材料の予防措置	1.1.1 火災の発生防止対策	
2.1.1 設備の対策	火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は,	
	火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内	
	包する設備を対象とする。	
(1) 潤滑油及び燃料油を内包する設備の対策	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えい	
潤滑油又は燃料油を内包する設備は,オイルパン,ドレンリム及び堰による漏えい	の防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃	
防止対策を講じるとともに、ポンプの軸受部は溶接構造又はシール構造とする。	料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災	
配管及びタンクは原則溶接構造とする。	により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよ	
また,安全機能を有する構造物,系統及び機器を設置する火災区域で使用する潤滑	う,壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	
油及び燃料油は、必要以上に貯蔵しない。		
	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、空調機器	
	による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	
	週週油又は燃料油な貯蔵子で乳産は、贮蔵具な、空吐明の実またの画を見たしい	
	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は,貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとど める設計とする。	
(2) 水素を内包する設備の対策	水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理系設備及び発電機水素ガス供給設備の	

変更前	変更後	記載しない理由
水素を内包する設備及び機器には、気体廃棄物処理設備及び蓄電池がある。	配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から水素の漏えいの	
これらの設備及び機器は、以下に示す漏えい防止及び換気等による防爆対策を講	可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素を内包	
じることにより火災の発生を防止する。	する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機	
a. 配管及び機器は原則溶接構造とし,弁は溶接構造,ベローズ弁等の漏えい防止構	能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。	
造とする。		
b. 溶接構造としている配管設置区域以外は,以下に示すとおり換気により雰囲気	水素を内包する設備である蓄電池,気体廃棄物処理系設備,発電機水素ガス供給	
中での水素の滞留を防止する。	設備及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による	
(a) 気体廃棄物処理設備の構成機器を設置する区画は,空調設備にて換気する。	機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	
(b) 蓄電池室は,充電中に内部から水素が放出されることから,空調設備で換気す		
る。	水素ボンベは、ボンベ使用時のみ建屋内に持込みを行う運用として保安規定に定	
	めて、管理し、火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。	
	火災の発生防止における水素漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を	
	設置し,水素の燃焼限界濃度である 4vo1%の 1/4 に達する前の濃度にて中央制御室	
	に警報を発する設計とする。	
	気体廃棄物処理系設備内の水素濃度については、水素濃度計により中央制御室で	
	常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発す	
	る設計とする。	
	発電機水素ガス供給設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純	
	度,水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし,発電機内の水素純度や水	
	素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。	
	水素ボンベを使用する火災区域又は火災区画については、ボンベ使用時のみ建屋	
	内に持込みを行う運用として保安規定に定めて、管理し、機械換気により水素濃度	
	を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない	
	設計とする。	
	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。	
	また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。	
	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火	
	災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。	
(3) 換気設備の対策	また,放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂,チャコールフィルタ及び HEPA	
換気設備で使用するチャコールフィルタは,固体廃棄物として処理するまでの間,	フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包ん	
鋼製容器内に収納し保管する。	で保管することを保安規定に定めて、管理する。	
	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区	
	画の換気設備は、火災時に他の火災区域又は火災区画や環境への放射性物質の放出	

変更前	変更後	記載しない理由
	を防ぐために,換気設備の停止及び風量調整ダンパの閉止により,隔離ができる設 計とする。	
	火災の発生防止のため,火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合 は必要量以上持ち込まない運用として保安規定に定めて,管理するとともに,可燃	
	性の蒸気が滞留するおそれがある場合は,使用する作業場所において,換気,通風, 拡散の措置を行うとともに,建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を 防止する設計とする。	
	火災区域又は火災区画において,発火性又は引火性物質を内包する設備は,溶接 構造の採用及び機械換気等により,「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び 「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするととも	
	に,当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇 所には,接地を施す設計とする。	
	火災の発生防止のため,可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれ がある設備を火災区域又は火災区画に設置しないことによって,可燃性の微粉及び 静電気による火災の発生を防止する設計とする。	
2.2 電気設備の過電流による過熱防止対策 電気系統は、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱防止のため、過負荷継電器又 は過電流継電器等の保護継電装置と遮断器の組合せにより故障機器系統の早期遮断を行 い、過熱及び焼損の未然防止を図る。	火災の発生防止のため,発火源への対策として,設備を金属製の筐体内に収納す る等,火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに,高温部分を保温材で覆う ことによって,可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計と する。	
	火災の発生防止のため,発電用原子炉施設内の電気系統は,保護継電器及び遮断 器によって故障回路を早期に遮断し,過電流による過熱及び焼損を防止する設計と する。	
	電気品室は、電源供給のみに使用する設計とする。	
	火災の発生防止のため,放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画 における,水素の蓄積防止対策として,社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管 における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」 等に基づき,原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する 設計とする。	
	重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については、重大事故等対処	

変更前	変更後	記載しない理由
	施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。	
2.3 不燃性材料,難燃性材料の使用	 1.1.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 	
安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下のとおり不燃性又は難燃性材料を使	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料	
用する。	を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材	
(1) 構築物は,不燃性である鉄筋コンクリート及び鋼材により構成する。	料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使	
(2) 機器, 配管, ダクト, トレイ, 電線管及びこれらの支持構造物は, 主要な構造材に	用する設計,若しくは,当該構築物,系統及び機器の機能を確保するために必要な	
不燃性である金属を使用する。	代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に	
(3) 安全機能を有するケーブルは,実用上可能な限り「IEEE Standard for Type of	起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生	
Class 1E Electric Cables, Field Splices, and Connections for Nuclear Power Generating Stations」(IEEE Std 383-1974)又は電気学会技術報告	することを防止するための措置を講じる設計とする。	
Ⅱ部第139号(昭和57年11月)の垂直トレイ燃焼試験に合格した難燃性ケーブル	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち,機器,配管,ダクト,ト	
を使用する。また、必要に応じ延焼防止塗料を使用する。	レイ,電線管,盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は,ステンレス鋼,	
(4) 建屋内における変圧器は乾式とし、遮断器は実用上可能な限りオイルレスとする。	低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計と	
(5) 安全機能を有する動力盤及び制御盤は、不燃性である鋼製の筐体、塩化ビニル等	する。	
難燃性の配線ダクト及びテフロン等実用上可能な限り難燃性の電線を使用する。	ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用	
(6) 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のガラス繊維を使用す	が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されること	
る。	のない設計とする。	
(7) 保温材は、不燃性の金属保温並びに難燃性のロックウール、グラスウール等を使		
用する。	金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体	
(8) 建屋内装材は、実用上可能な限り不燃性材料及び難燃性材料を使用する。	内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重	
	大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を	
	使用する設計とする。	
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は,原則,「平	
	成 12 年建設省告示第 1400 号」に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材料	
	として認められたものを使用する設計とする。	
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、「建	
	築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。	
	をだし 答理区域の庄名 百乙后枚她宏聖内の庄の時には田子て副長時始州のう	
	ただし,管理区域の床や,原子炉格納容器内の床や壁に使用する耐放射線性のコ ーティング剤は,不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること,難燃性が確	
	認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、	
	原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等	
	対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺には可燃物がないことか	
	ら、難燃性材料を使用する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	また,中央制御室の床面は,防炎性能を有するカーペットを使用する設計とする。	
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試	
	験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(IEEE383(光ファイ	
	バケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケー	
	ブルを使用する設計とする。	
	ただし、実証試験により耐延焼性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニ	
	タケーブルは、原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに、電線	
	管の両端は、耐火性を有するシール材を処置することにより、難燃ケーブルと同等	
	以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケ	
	ーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設にお	
	いて火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィル	
	タはチャコールフィルタを除き,「JIS L 1091(繊維製品の燃焼性試験方	
	法)」又は「JACA №11А-2003(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益	
	社団法人日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断	
	器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。	
2.4 落雷,地震等の自然現象による火災発生防止策	1.1.3 自然現象による火災の発生防止	
原子炉施設内の構築物,系統及び機器は、以下のとおり落雷、地震の自然現象により火	自然現象として、地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、	
災が生じることがないように防護した設計とする。	地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。	
2.4.1 避雷設備	これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風	
原子炉施設の避雷設備として、「建築基準法施行令」に従い、原子炉格納施設等に	(台風)を含む。)及び森林火災について,これらの現象によって火災が発生しない	
避雷針を設け、落雷による火災発生を防止する。	ように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。	
	落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しない	
	よう,避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。	
2.4.2 耐震設計	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設	
安全機能を有する構築物,系統及び機器は,「発電用原子炉施設に関する耐震設計	置する設計とするとともに,「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す	
審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い,破損又は倒壊を防ぐ	る規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い,耐震設計を行う設	
ことにより火災発生を防止する。	計とする。	
	重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置す	

変更前	
	る設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術
	則の解釈」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い,耐震部
	する。
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は, <u>森林火災</u> に
	<mark>炉施設への延焼防止対策として発電所敷地内に設置した</mark> 防火帯 <mark>で囲</mark>
	<mark>することで,</mark> 火災発生防止を講じる設計とし,竜巻(風(台風)を
	巻防護対策設備の設置,固縛等により,火災の発生防止を講じる設
3. 火災の検知及び消火対策	1.2 火災の感知及び消火
安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用する材料は、実用上可能な限り不燃性又	火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重
は難燃性とし、火災の発生を防止するための予防措置を講じていることから、火災の可能	重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び
性は小さいが、万一の場合に備え、火災報知設備及び消火設備を設ける。	とする。
	火災感知設備及び消火設備は、「1.1.3 自然現象による火災の発生防
	自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計と
	火災感知設備及び消火設備については,火災区域及び火災区画に設置
	上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて,
	能を維持できる設計とする。
3.1 火災報知設備	1.2.1 火災感知設備
火災報知設備は、火災感知器及び火災受信機等で構成する。	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における加
3.1.1 火災感知器	さ,温度,湿度,空気流等の環境条件,予想される火災の性質を考慮
火災感知器は、火災の発生による原子炉に外乱が及び、かつ、原子炉保護設備又は	を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重
工学的安全施設作動設備の作動を要求される場合の高温停止を達成するに必要な系	設の種類に応じ,火災を早期に感知できるよう,固有の信号を発す
統及び機器,原子炉を低温停止するに必要な系統及び機器,放射性物質の抑制されな	煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を維
い放出を防止するに必要な系統及び機器並びにそれらが機能する必要な計測制御	する設計とする。
系,電源系及び冷却系等の関連系の設置区域に設置する,ただし,これら区域に設置	ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所
される系統及び機器が火災による悪影響を受ける可能性がない場合等は、火災感知	環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器、アナロ
器を設置しない。	の熱感知カメラ、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器、非アナロク
3.1.2 火災感知器設置要領	感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器も含めた組み合わせて
(1) 火災感知器は,消防法施行規則に準じて,煙感知器又は熱感知器を設置する。	する。
(2) 火災感知器の電源は、通常時は常用低圧母線から給電するが、交流電源喪失時に	火災感知器については、消防法施行規則に従い設置する、又は火
は、火災受信機の蓄電池から給電することにより、その機能を失わないようにする。	器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規
3.1.3 火災受信機設置要領	に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。
火災受信機は中央制御室に設置し,火災発生時には警報を発信するとともに,火災	
発生区域を表示できるようにする。	る設計とする。

	記載しない理由
所基準に関する規 設計を行う設計と	
<u>こよる発電用原子</u> <u>しだ内側に配置</u> 含む。)から,竜 計とする。	
重要な機器等及び が消火を行う設計	
<u> う</u> 止」で抽出した する。	
数射線,取付面高 意し,火災感知器 立大事故等対処施 るアナログ式の 社み合わせて設置	
「及び屋外等は, ログ式の屋外仕様 「式の防爆型の煙 「設置する設計と	
、災区域内の感知 見格を定める省令	
誤作動を防止す	

変更前	変更後	記載しない理由
	なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感	
	知器は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とす	
	る。	
	また、発火源となるようなものがない火災区域又は火災区画は、可燃物管理によ	
	り可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理することから、火災感	
	知器を設置しない設計とする。	
	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状	
	況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の	
	受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。屋外の海水ポ	
	ンプ室(補機ポンプエリア)及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプを監視する	
	アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能によ	
	る映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。	
	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。	
	自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないこと	
	を確認するため、「消防法施行規則」に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施す	
	る。	
	火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感	
	知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護	
	上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感	
	知設備の電源は、非常用電源又は常設代替交流電源設備からの受電も可能な設計と	
	する。	
	火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能,	
	「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	屋外に設置する火災感知設備は,-14.6℃まで気温が低下しても使用可能な火災感	
	屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受け	
	た場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。	
3.2 消火設備	1.2.2 消火設備	
消火設備は、消火栓設備、二酸化炭素消火設備及び消火器で構成する。	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区	
3.2.1 消火設備設置対象区域	画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全	
(1) 火災防護上,以下の区域に消火設備を設置する。	に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気	
a. 原子炉建屋,タービン建屋及び制御建屋等には、すべての区域の消火活動に対処	及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響	
できるように屋内消火栓を設置する。	により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式消	

変更前	変更後
b. 火災の影響軽減対策として,火災荷重の大きいディーゼル発電機室及びケーブ	火設備であるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を割
ル処理室には、二酸化炭素消火設備を設置する。	う設計とする。
c. 中央制御室には消火器を設置する。	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難と
3.2.2 消火設備の設置要領	は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とす
消火設備は、「消防法施行令」に準じて設置する。	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全
なお,汚染の可能性のある消火排水が建屋外へ流出するおそれがある場合には,建	故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計
屋外に通じる出入口部に堰又はトレンチあるいは床面スロープを設置し,消火排水	る。
を床ドレンより液体廃棄物処理設備に導く。	
3.2.3 消火用水供給設備	原子炉格納容器は,運転中は窒素に置換され火災は発生せず,内
消火栓への消火用水供給設備は,消火水槽(第1,2号機共用(以下同じ。)),消火	火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないこ
ポンプ(第 1,2 号機共用(以下同じ。))及び消火系配管等で構成する。消火用水は,	起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、洋
消火ポンプで建屋内外に布設された消火系配管に導かれ, 必要箇所に送水される。 ま	消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消
た,消火ポンプ故障時には,中央制御室に警報を発信する。	原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて,自衛消防隊(運転員
3.3 消火設備の破損,誤作動又は誤操作対策	の訓練を実施する。
消火設備は、以下のとおり破損、誤作動又は誤操作によって安全機能を有する構築物、	なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉棒
系統及び機器の安全機能を喪失しないようにする。	積(約 7650m³)に対してパージ用排風機の容量が約 24000m³/h である
(1) 消火設備は,安全機能を有する構築物,系統及び機器に対し,地震に伴う波及的影	充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火
響を及ぼさないようにする。	ができる設計とする。
(2) ディーゼル発電機は、二酸化炭素消火設備の誤動作又は誤操作により、ディーゼ	
ル機関内の燃焼が阻害されることがないよう、ディーゼル機関に外気を直接吸気し、	中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤
室外へ排気する。	ては、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計
	中央制御室床下ケーブルピットについては、自動消火設備であるパ
	備(局所)を設置する設計とする。
	トーラス室において火災が発生した場合、トーラス室の空間体積
	して換気風量の容量が約 21600m ³ /h であることから, 煙が充満しない
	が可能であることから、消火器を用いた消火ができる設計とする。
	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災
	画の消火設備は、以下の設計を行う。
	(1) 消火設備の消火剤の容量
	a. 消火設備の消火剤は,想定される火災の性質に応じた十分な
	め,「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する認
	b. 消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する設計とする

	記載しない理由
設置して消火を行	
- ならないところ -る。 - を機能及び重大事 + 方針にて確認す	
 内部に設置された とから,原子炉 外については, 外を図るために ,初期消火要員) 	
各納容器の空間体 ることから,煙が <栓を用いた消火	
室内の火災につい +とする。また, ハロンガス消火設	
(約 11000m ³)に対 いため,消火活動	
《区域又は火災区	
募量を確保するた ままとする。	

変更前	変更後
	c. 屋内,屋外の消火栓は,「消防法施行令」に基づく容量を確保す
	(2) 消火設備の系統構成
	a. 消火用水供給系の多重性又は多様性
	屋内水消火系の水源は、消火水槽(第1,2号機共用(以下同じ
	タンクを設置し,屋外水消火系は,屋外消火系消火水タンクを2
	を有する設計とする。
	屋内水消火系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ(第1,2
	同じ。))を2台設置し、多重性を有する設計とする。
	屋外水消火系の消火ポンプは、屋外消火系電動機駆動消火ポン
	ディーゼル駆動消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする
	屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、屋外消
	駆動消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。
	b. 系統分離に応じた独立性
	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要
	及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は
	されるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は、以下
	系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。
	(a) 動的機器である選択弁は多重化する。
	(b) 容器弁及びボンベを必要数より1つ以上多く設置する。
	重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準
	安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区
	分散を図る設計とする。
	重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画,及び設計
	備のある火災区域又は火災区画に設置するハロンガス消火設備
	分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。
	c. 消火用水の優先供給
	消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合に
	置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とす
	(3) 消火設備の電源確保
	屋内水消火系の電動機駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でも起
	非常用電源から受電する設計とする。

	記載しない理由
する設計とする。	
ン。)),消火水 基設置し多重性	
2 号機共用(以下	
プ,屋外消火系	
肖火系ディーゼル	
夏な構築物,系統 は火災区画に設置 「に示すとおり,	
^進 事故対処設備の 区分分離や位置的	
+基準事故対処設 請は,上記の区分	
こは,隔離弁を設 る。	
己動できるように	

変更前	変更後	記載しない理由
	屋外水消火系のうち屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時に	
	もディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。	
	ハロンガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源か	
	ら受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動	
	力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。	
	ケーブルトレイ消火設備については、作動に電源が不要な設計とする。	
	(4) 消火設備の配置上の考慮	
	a. 火災による二次的影響の考慮	
	ハロンガス消火設備 (全域)のボンベ及び制御盤は,火災防護上重要な機器等及	
	び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう消火対象となる機器が設置され	
	ている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。	
	また、ハロンガス消火設備(全域)は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の	
	火炎,熱による直接的な影響のみならず,煙,流出流体,断線及び爆発等の二次的	
	影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設	
	に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	ハロンガス消火設備(局所)及びケーブルトレイ消火設備は,電気絶縁性の高い	
	ガスを採用するとともに、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤用のハロンガス消	
	火設備(局所)については、ケーブルトレイ内又は電源盤周囲の隔壁内に消火剤	
	を留める設計とする。	
	また、消火対象と十分離れた位置にボンベ及び制御盤を設置することで、火災	
	の火炎,熱による直接的な影響のみならず,煙,流出流体,断線及び爆発等の二次	
	的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施	
	設に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しな	
	いよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。	
	また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大	
	事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	
	b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止	
	管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管	
	理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置す	

変更前	変更後
	るとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備する設計とする。
	c. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火 区画に設置する屋内,屋外の消火栓は,「消防法施行令」に準拠し 域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置する設計とす
	 (5) 消火設備の警報 a. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ,屋外消火系電動機駆動消火ポンプ,屋 ゼル駆動消火ポンプ,ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消 断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。 b. ハロンガス消火設備の職員退避警報 固定式消火設備であるハロンガス消火設備は,作動前に職員等 ように警報又は音声警報を発する設計とする。 ケーブルトレイ消火設備は,消火剤に毒性がなく,消火時に生
3.4 自然現象に対する火災報知設備及び消火設備の性能維持 火災報知設備及び消火設備の耐震重要度分類は C クラスとする。また,屋外消火栓は 凍結防止構造とする。さらに,消火設備を内蔵する建屋,構築物等は,台風に対し消火設 備の性能が著しく阻害されないよう建築基準法施行令等に基づき設計する。	 水素は延焼防止シートを設置したケーブルトレイ内に留まり、外を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計と (6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a. 凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しな 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火
	まらないような構造とする設計とする。 b. 風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ, 機駆動消火ポンプ,屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ,ハロ 及びケーブルトレイ消火設備は,風水害に対してその性能が著し とのないよう,建屋内に設置する設計とする。
	 c. 地盤変位対策 地震時における地盤変位対策として,水消火配管のレイアウト からフレキシビリティを考慮した配置とすることで,地盤変位に 系統全体で吸収する設計とする。 さらに,屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用

	記載しない理由
帯に回収し,処理	
<次区域又は火災 し,全ての火災区 る。	
屋外消火系ディー 肖火設備は,電源	
穿の退出ができる	
E成されるフッ化 ト部に有意な影響 する。	
:い設計とする。 <栓内部に水が溜	
屋外消火系電動 コンガス消火設備 レく阻害されるこ	
、, 配管支持長さ こよる変形を配管	
引いて屋内消火栓	

変更前	変更後	記載しない理由
	へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。	
	(7) その他	
	a. 移動式消火設備	
	移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え	
	付けている化学消防自動車を2台及び泡原液搬送車を1台配備する設計とする。	
	b. 消火用の照明器具	
	建屋内の消火栓,消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には,移	
	動及び消火設備の操作を行うため,消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場	
	への移動等の時間も考慮し,8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設 置する設計とする。	
	c. ポンプ室の煙の排気対策	
	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には,消火活動に	
	よらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のた	
	めに自衛消防隊がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあること	
	から,十分に冷却時間を確保した上で扉の開放,換気空調系及び可搬型排煙装置 により換気が可能な設計とする。	
	d. 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨	
	界性が確保される設計とする。	
	新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴霧され、水分雰囲気に	
	満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。	
	e. ケーブル処理室	
	ケーブル処理室は、自動消火設備であるハロンガス消火設備により消火する設	
	計とする。区分 I ケーブル処理室及び区分 II ケーブル処理室については,消火活	
	動のため2箇所の入口を設置する設計とする。	
	なお,区分Ⅲケーブル処理室は,消火活動のための入口は1箇所であるが,部 屋の大きさが狭く,室内の可燃物は少量のケーブルトレイのみであるため,火災	
	産の人ささが決く, 室内の可燃初は少量のケークルドレイのみてあるため, 欠次 が発生した場合においても,入口から消火要員による当該室全域の消火活動を行	
	うことが可能な設計とする。	
 4. 火災の影響軽減対策	1.3 火災の影響軽減	
原子炉の施設内のいかなる場所の想定火災に対しても、その火災により原子炉に外乱た		

変更前	変更後
及び,かつ,原子炉保護設備又は工学的安全施設作動設備の作動を要求される場合に,動的 機器の単一故障を想定しでも,原子炉を高温停止できるように,また,低温停止に必要な系 統及び機器は,その安全機能を失わず,低温停止できるように,以下に示す火災の影響軽減 対策を実施する。	火災の影響軽減対策の設計に当たり,発電用原子炉施設において 場合に,原子炉の高温停止及び低温停止を達成し,維持するために 対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。
	火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持 プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要で には、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達 ために必要な機能を少なくとも1つ確保するように系統分離対策を る。 このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響 る設計とする。
 4.1 耐火壁による軽減対策 原子炉の安全確保に必要な設備を設置している原子炉建屋及び制御建屋に隣接するタービン建屋で火災が発生しても、原子炉建屋及び制御建屋とタービン建屋の境界の壁は、2時間の耐火能力を有する耐火壁(以下「耐火壁」という。)とする。 燃料油の漏えい油火災を想定する補機を設置するディーゼル発電機室(ディーゼル制御盤室も含む)は、それぞれトレン別に二つの区域に分け、互いの区域及び周囲の区域に火災の影響を及ぼさないようにそれぞれを耐火壁で囲む。 耐火壁の貫通口は耐火シールを施工し、換気設備のダクトには防火ダンパ、出入口には防火戸を設置し、耐火壁効果を減少させないようにする。 4.2 固定式消火設備による軽減対策火災荷重の大きいディーゼル発電機室には、二酸化炭素消火設備を設置する。 	 (1) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策 中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、原 区分1と安全系区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下のいずれかの系統分離の影響を軽減するための対策を講じる。 a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験に。 の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 b. 6m以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするもの 物質のない水平距離 6m以上の離隔距離を確保する設計とする。 た災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を とする。 c. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験に。 の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 c. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験に。 の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 また、火災感知設備及び消火設備は、上記もと同様の設計とす (2) 中央制御室の火災の影響軽減対策

	記載しない理由
「火災が発生した ニ必要な火災防護	
持するためには, ごあり,このため 達成し,維持する ご講じる必要があ	
馨軽減対策を講じ	
原則として安全系 推によって,火災	
より 3 時間以上	
)を含めて可燃性	
1動消火設備の誤 2作動させる設計	
より 1 時間以上	
-3.	

変更前	変更後	記載しない理由
	a. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減	
	中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結	
	果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火	
	災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室	
	制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失しても,他の区画の制御盤は機能が維	
	持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維	
	持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とす	
	る。	
	離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全系区分ごと	
	や機器を設置しているものは、安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケー	
	ブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を	
	与えない耐熱ビニル電線, 難燃仕様のフッ素樹脂 (ETFE) 電線及び難燃ケーブルの	
	使用、電線管への敷設、操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。	
	中央制御室内には,異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに,	
	火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全系区	
	分への影響を軽減する設計とする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置	
	する設計とする。	
	火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災	
	の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。	
	の先生固別を特定できる表直を配脯する設計とする。	
	b. 中央制御室床下ケーブルピットの影響軽減対策	
	中央制御室の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的と	
	して近接して設置することから、中央制御室床下ケーブルピットに敷設する火災	
	防護対象ケーブルは, 互いに相違する系列の3時間以上の耐火能力を有する隔壁	
	による分離,又は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため,中央	
	制御室床下ケーブルピットについては,下記に示す分離対策等を行う設計とする。	
	(a) 分離板等による分離	
	中央制御室床下ケーブルピットに敷設する互いに相違する系列の火災防護対	
	象ケーブルについては,1時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁,分離板	
	家グークルについては、1時間以上の耐火能力を有するユンクター下型、力離板 又は障壁で分離する設計とする。	
	(b) 火災感知設備	

変更前	変更後
	中央制御室床下ケーブルピットには、固有の信号を発する異
	災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する
	れらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。
	また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感
	ように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中
	し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災
	つ特定できる機能を有する設計とする。
	(c) 消火設備
	中央制御室床下ケーブルピットには、系統分離の観点から自
	るハロンガス消火設備(局所)を設置する設計とする。
	この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に
	時間遅れをもってハロンガスを放出する設計とする。また、外
	おいても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。
	(3) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策
	原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の
	ない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止
	わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏まえ、上記
	の影響軽減対策を講じる設計とする。
	また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物
	いて保安規定に定めて、管理する。
	a. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のと
	設計とする。
	(a) 火災防護対象機器は,難燃ケーブルを使用するとともに,電
	ーブルトレイの使用等により火災の影響軽減対策を行う設計と
	(b) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器は,系統分離の観点カ
	と安全系区分Ⅱ機器の水平距離を 6m 以上確保し, 異なる安全系
	ある介在物(ケーブル,電磁弁)については,金属製の筐体に収
	焼防止対策を行う設計とする。
	(c) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは,可能な限り位
	設計とする。

	記載しない理由
なる2種類の火 う設計とする。こ	
弦知が可能となる 中央制御室に設置 後感知器を1つず	
■動消火設備であ 発するとともに, ▶部電源喪失時に]	
)発生は想定され :期間であるが, (1)と同等の火災	
勿量等, 運用につ	
おり対策を行う	
意線管及び蓋付ケ する。	
ら安全系区分 I 区分の機器間に A納することで延	
工置的分散を図る	

変更前	変更後	記載しない理由
	 (d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域モニタの 核計装ケーブルを露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動領域 モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。 	
	b. 火災感知設備については、アナログ式の異なる2種類の火災感知器(煙感知器 及び熱感知器)を設置する設計とする。	
	c. 原子炉格納容器内の消火については,運転員及び初期消火要員による消火器又 は消火栓を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。 起動中又は停止過程の空気環境において,原子炉格納容器内が広範囲な火災と なり原子炉格納容器内への入域が困難な場合には,原子炉格納容器内を密閉状態	
	とし内部の窒息消火を行う設計とする。 なお,原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容 器内の火災が発生した場合には,火災による延焼防止の観点から窒素封入作業の 継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し,早期の消火活動を実施する。	
	 (4) 換気設備に対する火災の影響軽減対策 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する換気設備に は,他の火災区域又は火災区画の境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。 	
	換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計 とする。	
 4.3 その他の軽減対策 (1) 中央制御室で煙が発生した場合には、中央制御室空調設備で排煙できるようにする。 	(5) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策 運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」 に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。	
	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち,電気ケーブル や引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については,ハロンガス消火設備に よる早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから,煙の排気は不 要である。	
(2) 油タンクには、火災に起因した爆発を防ぐためにベント管を設け、屋外に排気で きるようにする。	(6) 油タンクに対する火災の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。	

変更前	変更後
	 (7) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 ケーブル処理室のケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を 垂直方向 1.5m の最小離隔距離を確保する設計とする。最小分離距離 場合は、隔壁等で分離する設計とする。
	 1.3.2 原子炉の安全確保 (1) 原子炉の安全停止対策
	 発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停 求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃 れる構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても 減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統 失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又 が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するため
	 障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は て、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、 止、低温停止を達成できる設計とする。 (2) 火災の影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価
	設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定され 施設内の火災によって,安全保護系及び原子炉停止系の作動が要 は,火災による影響を考慮しても,多重化されたそれぞれの系統 失うことなく,原子炉の高温停止及び低温停止を達成し,維持で 下に示す火災影響評価により確認する。
	 (a) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成さ 統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても,原子炉の高 停止の達成,維持が可能であることを確認する。

 漆確保できない 築物,系統及び 並系の作動が要 性材料で構成さ ,火災の影響軽 ※同時に機能を とする。 計 (は設計基準事故) 審査指針」に基 の機器に単一故 現場操作によっ 原子炉の高温停 案物,系統及び 23発電用原子炉 求される場合に ※可時に機能を きることを,以 れる構築物,系 		
 漆確保できない 築物,系統及び 並系の作動が要 性材料で構成さ ,火災の影響軽 ※同時に機能を とする。 計 (は設計基準事故) 審査指針」に基 の機器に単一故 現場操作によっ 原子炉の高温停 案物,系統及び 23発電用原子炉 求される場合に ※可時に機能を きることを,以 れる構築物,系 		記載しない理由
 止系の作動が要 性材料で構成さ , 火災の影響軽 が同時に機能を とする。 計 は設計基準事故 溶査指針」に基 の機器に単一故 現場操作によっ 原子炉の高温停 築物,系統及び る発電用原子炉 求される場合に 莎同時に機能を きることを,以 れる構築物,系 	水平方向 0.9m, 推を確保できない	
 注性材料で構成さ , 火災の影響軽 ※の同時に機能を とする。 計 は設計基準事故 溶査指針」に基 の機器に単一故 現場操作によっ 原子炉の高温停 築物,系統及び 	築物,系統及び	
る発電用原子炉 求される場合に が同時に機能を きることを,以 れる構築物,系	 ・止系の作動が要 ・上系の作動が要 ・性材料で構成さ ・、火災の影響軽 ・とする。 なが同時に機能を ・とする。 ・計 なは設計基準事故 ろ審査指針」に基 の機器に単一故 は現場操作によっ 原子炉の高温停 	
が同時に機能を きることを,以 れる構築物,系	築物,系統及び いる発電用原子炉 長求される場合に	
	芯が同時に機能を ごきることを、以	
	をれる構築物,系 高温停止及び低温	

変更前	変更後	記載しない理由
	(b) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合	
	当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の2区画内の火災防	
	護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、火災区域又は火災区画内に設置さ	
	れる不燃性材料で構成される構築物,系統及び機器を除く全機器の機能喪失を	
	想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを	
	確認する。	
	b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価	
	内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作	
	動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があ	
	るため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転	
	時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想	
	定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の	
	高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。	
5. 設備の共用	1.4 設備の共用	
屋内水消火系の電動機駆動消火ポンプ及び消火水槽は、第1号機と共用するが、各号機		
に必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計と		
することで、共用により安全性を損なわない設計とする。	計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	
	2. 主要対象設備	本記載は,要目表対象を示したリ
火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護 <mark>設備</mark> の主要設備リスト」	火災防護設備の対象となる主要な設備について,「表 1 火災防護設備の主要設備リス	ストに関する記載であるため,記
に示す。	ト」に示す。	載しない。

13. 浸水防護施設の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため,記載
_	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
	釈による。	
	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載
	浸水防護施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防止	
	を除く。),3. 火災,5. 設備に対する要求(5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4	
—	耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,	
	5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系	
	統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	
	1. 津波による損傷の防止	
	1.1 耐津波設計の基本方針	
	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基準津波によ	
	りその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよ	
	う,遡上への影響要因及び <mark>流入</mark> 経路等を考慮して,設計時にそれぞれの施設に対して入	
	力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に	
	応じた津波防護対策を講じる設計とする。	
	なお,「1. 津波による損傷の防止」の耐津波設計においては,平成 23 年 3 月 11 日に	
	発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い, 牡鹿半島全体で約 1mの地盤沈下	
	が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等	
_	を記載する。	
	1.1.1 津波防護対象設備	
	設計基準対象施設が,基準津波により,その安全性が損なわれるおそれがないよ	
	う、津波から防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3	
	設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
	設備を除く。)とする。このうち、クラス3設備については、安全評価上その機能を	
	期待する設備は、津波に対してその機能を維持できる設計とし、その他の設備は損	
	傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計	
	とする。これより、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽	
	水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラ	
	ス1及びクラス2に該当する構築物,系統及び機器(以下「津波防護対象設備」とい	
	う。)とする。	

本 五 头	本再次
変更前	変更後
	津波防護対象設備の防護設計においては,津波により津波防護対 影響を及ぼすおそれのある津波防護対象設備以外の施設についても
	また,重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備につい 対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう,津波 含める。
	 さらに,津波が地震の随伴事象であることを踏まえ,耐震 S クラ 防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)を含めて津波防 る。
	なお, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備は, 入力津波 十分に保持できる設計とする。
	 1.2 入力津波の設定 各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上 下「遡上波」という。)による入力津波と取水路、放水路等の経路からの (以下「経路からの津波」という。)による入力津波を設定する。
	(以下「経路からの律仮」という。)による八万律波を設定する。 入力津波の設定の諸条件の変更により,評価結果が影響を受けないこ めに,評価条件変更の都度,津波評価を実施する運用を保安規定に定め
	 1.2.1 遡上波による入力津波 遡上波による入力津波については, 遡上への影響要因として, 敷の地形及びその標高, 河川等の存在, 設備等の設置状況並びに地震
	隆起・沈降を考慮して,遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能 遡上する場合は,基準津波の波源から各施設・設備の設置位置に る津波高さとして設定する。また,地震による変状又は繰返し <mark>来襲</mark> 洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は,
	路に及ぼす影響を評価する。 1.2.2 経路からの津波による入力津波 経路からの津波による入力津波については、流入経路を特定し、
	から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津 定する。

	記載しない理由
†象設備に波及的 考慮する。	
いても,設計基準 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
ラスの施設(津波 5護対象設備とす	
ちに対して機能を	
ニに伴う津波(以)流入に伴う津波	
とを確認するた <mark>て管理</mark> する。	
 並及び敷地周辺	
基準津波の波源 動調さとして設	

変更前	変更後	記載しない理由
	1.2.3 水位変動	
	「1.2.1 遡上波による入力津波」及び「1.2.2 経路からの津波による入力津波」	
	においては,水位変動として,朔望平均満潮位 0.P.+1.43m,朔望平均干潮位 0.P	
	0.14m を考慮する。上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.16m を考	
	慮して設定する。下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.10m を考	
	慮して設定する。	
	地殻変動については,基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広	
	域的な地殻変動及び平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻	
	変動を考慮する。	
	東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源	
	で考慮する波源で 0.72m の沈降,水位下降側で考慮する波源で 0.77m の沈降を考慮	
	する。また,平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による地殻変動について	
	は,発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から1mと設定する。なお,平成23	
	年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成 29 年 4 月時点で約 0.3m	
	隆起していることを確認している。	
	上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には,平成23年	
_	(2011 年)東北地方太平洋沖地震による 1m の沈降を考慮する。	
	以上のことから、 上昇側の水位変動に対して 安全性評価を実施する際には、水位	
	上昇側で考慮する波源による 0.72m の沈降を考慮する。	
	<u> 慮する波源</u> による 0.77m の沈降は考慮しない。	
	ただし、下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 29 年 4 月	
	までに確認された余効変動による約 0.3m の隆起の影響を考慮する。また,今後も余	
	広域的な地殻変動の解消により約1m隆起した場合の影響も考慮する。	
	また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを	
	基本とする。	
	なお,防潮壁の詳細設計に伴う平面配置等の変更及び 2011 年東北地方太平洋沖地	
	震に伴い被災した地域における復旧・改修工事に伴う地形改変による影響も考慮し、	
	変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。	

変更前	変更後	記載しない理由
	1.3 津波防護対策	
	「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を,津	
	波の敷地への流入の可能性の有無,漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処す	
	るために必要な機能への影響の有無,津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事故	
	等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津	
	波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能へ	
	の影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定し	
	て必要な津波防護対策を実施する設計とする。	
	入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な	
	評価及び改善に関する手順を <mark>保安規定に</mark> 定め <mark>て管理す</mark> る。	
	1.3.1 敷地への <mark>流入</mark> 防止(外郭防護1)	
	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	
	遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に, 津波防	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地	
	において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。	
	流入の可能性に対する裕度評価において,高潮ハザードの再現期間 100 年に対	
_	する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえ	
	た水位の合計との差を参照する裕度として,設計上の裕度の判断の際に考慮する。	
	評価の結果, 遡上波が地上部から到達し流入するため, 津波防護対象設備(非常)	
	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画(緊急用電気品建屋、可搬型重大事	
	故等対処設備保管場所である第1保管エリア,第2保管エリア及び第4保管エリ	
	ア,緊急時対策建屋並びにガスタービン発電設備タンクピットを除く。)の設置さ	
	れた敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として、防潮堤を設置	
	する設計とする。	
	また、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の	
	うち、緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管工	
	リア,第2保管エリア及び第4保管エリア,緊急時対策建屋並びにガスタービン	
	発電設備タンクピットは、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分	
	高い場所に設置する設計とする。	
	(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止	
	(2) 取示路, 放示路等の経路がらの律彼の流入の正 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系, 海水系及び屋外排水路の	
	標高に基づき,許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより,	

変更前	変更後	記載しない理由
	津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置され	
	た敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評	
	価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮	
	した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する	
	裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。	
	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象	
	設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに	
	建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として防潮壁及び取放水路	
	流路縮小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水	
	密扉,浸水防止蓋及び逆止弁付ファンネルを設置並びに貫通部止水処置を実施す	
	る設計とする。	
	防潮壁鋼製扉,水密扉及び浸水防止蓋については,原則閉 <mark>運用とすることを</mark> 保	
	安規定に定めて管理する。また、取放水路流路縮小工については、津波防護機能	
	及び第1号機の取水・放水機能を維持する運用を保安規定に定めて管理する。	
	上記(1)及び(2)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止	
_	設備については,各地点の入力津波に対し,設計上の裕度を考慮する。	
	1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響	
	防止(外郭防護2)	
	(1) 漏水対策	
	経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮	
	し, 取水・放水施設, 地下部等において, 津波による漏水が継続することによる浸	
	水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)するとともに、当該範囲の境界に	
	おける <mark>浸水想定範囲外に流出する</mark> 可能性のある経 <mark>路(</mark> 扉, 開口部, 貫通口等) につ	
	いて,浸水防止設備を設置することにより,浸水範囲を限定する設計とする。 <mark>さ</mark>	
	らに,浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
	く。)に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置すると	
	ともに,防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するた	
	めに必要な機能への影響の有無を評価する。	
	評価の結果,浸水想定範囲における長期間の <mark>浸水</mark> が想定される場合は,重要な	
	安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう,排水 設備を設置する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	1.3.3 津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能	
	への影響防止(内郭防護)	
	(1) 浸水防護重点化範囲の設定	
	津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画を浸水防	
	護重点化範囲として設定する。	
	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	
	経路からの津波の流入を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範	
	囲 <mark>に流入する</mark> 可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震によ	
	る溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水については、「2. 発電用原子炉施	
	設内における溢水等による損傷の防止」に示す内部溢水にて評価している溢水事象	
	を考慮する。	
	評価の結果,浸水防護重点化範囲への <mark>流入</mark> の可能性のある経 <mark>路が</mark> 特定されたこと	
	計価の結果, 夜水防護軍点化範囲への <mark>加入</mark> の可能性のある経路か将走されたこと から, 地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備	
	として、浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施す	
	る設計とする。	
_	また、浸水防止設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋については、津波の流	
	入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。	
	内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、 <mark>貫通口</mark> ,開口部等の	
	ることにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。	
	1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重	
	大事故等に対処するために必要な機能への影響防止	
	(1) 非常用海水ポンプ,大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイ	
	プⅡ)の取水性	
	原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ(以下「非	
	常用海水ポンプ」という。)については、評価水位としての海水ポンプ室での下降	
	側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポン	
	プ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。	
	評価の結果,海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能	
	水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設	
	置することで、取水性を確保する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	なお,大津波警報が発表された場合又は引き波による水位低下が確認された場合に,非常用海水ポンプの取水性を確保するため,循環水ポンプを停止する運用	
	こに、非常用海水ホングの取水性を確保するため、循環水ホングを停止する運用 を保安規定に定めて管理する。	
	非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水	
	機能が保持できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)及び大容量送水ポンプ(タイプ II)についても,	
	入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。	
	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ,大容量送水ポンプ(タイプ I)及	
	び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の機能保持確認	
	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して,取水口,取水路及 び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口,取水路及び海水ポンプ室の通水性が	
	確保できる設計とする。	
	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受	
	部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプ I)及び大容量送水ポンプ(タイプ II)は,浮遊砂の	
	混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。	
	漂流物に対しては,発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・	
	設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合 に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の閉塞が	
	生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口、取水路及び海	
	水ポンプ室の通水 <mark>性が</mark> 確保できる設計とする。	
	また, 漂流物化させない運用を行う施設・設備については, 漂流物化防止対策の 運用を保安規定に定めて管理する。	
	() 建用で体気がたにためく目生りる。	
	発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し	
	評価する運用を保安規定に定めて管理する。 <mark>さらに</mark> ,従前の評価結果に包絡され	
	ない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ等の取水性及び浸水防護施	
	設の健全性への影響評価を行い,影響がある場合は漂流物対策を実施する。	

1.13 年速的 1.13 年速的 通知会社開催して、取扱いの時後に使用して、取扱いの時後に使用して、取扱いの時後に受け、 来れらい推進して、取扱いの時後に使用して、取扱いの時後に使用して、 でも同じ、これなびをとうしたなどのでない。 1.4 年期時間は、日本市にして、日本市にして、日本市に使用して、 では、 1.4 年期時間は、 1.4 年期時間は、	変更前	変更後	記載しない理由
□大阪上菜園の健静を電茶に催在するため、生成医園の大少し体制物構成部構成の □上市 深時に成功でしたり、及びなルマット本配計を改良する。 □上市 深時に成功でしたが、確認の取計 □上市 深時に成功でしたが、確認の取計 □上市 深時に成功でしたが、 □上市 深時に成功でしたが、 □上市 水時に成功でしたが、 □上市 水時に、 □上市 水時に、<		1.3.5 津波監視	
 ■大阪産業物上集用「以上目に」)及び販水ビット次等を必要する。 1.4 需要防機関係に必要な浸水防産協議の資料: 1.4 需要防機関係に必要な浸水防産協議の資料: 1.4 需要防機関係に必要な浸水防産協議の資料: 1.4 需要防機関係に必要な浸水防産協議の資料: 1.4 需要防機関係」及次防空関係の登録と変要領についてに、「1.2 二次防算の関 (1) 需要が増強ないことのないの支援した人力消費に対して、消費の償却な設備 (2)要素なたる実施を構成とかないエク以下の実施を管理する気能とする。 (4) 需要が増益協能のうちに周囲度の行動にないては、大力消費が高きをし回る高き (2) 需要が増益協能のうちに周囲度の行動にないては、大力消費が高きをし回る高き (2) 需要がしていては、大力消費が高きをし回る高き (2) 需要がした。ためでは認知れたはついては、大力消費が高きをし回る高き (2) にかたきを登録がしたいては、大力消費が高きをし回る高き (2) になど、に要認定する。 「必要認識超のうちになどれた意味得するの能力によっても認知なためないた。 「必要認識超のうちになどれて、大力消費が高きをし回る高き (2) にかたきを登録にないては、大力消費が高きをし回る高き (2) になどは、「要認定する」 「必要認識超のうちになどうころ。 「とび」になどなたりになるためなどの構成していては、大力消費が高きをし回る高き (2) にかたきを登録したいでは、大力消費が高きを回答がためまた。 「とび」になどなためでは、ためになる時にする認知とする。 「とび」になどなたからいては、ためになる時にする認知を必要でする。 「とび」になどなたいためためなどの構成でも認知を必要でする。 「とび」にないななんにためためなどの構成でいては要求する。 「た」、市営の運動にないでは、ためなどのなどの構成ではなる場合し、ため、 (2) なが防止なる 「た」、市営の運動などの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのないためる、 (3) なが加速ないため、「ためな」などの時になる意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのないため、 (4) なが加速などのころ、 (5) ころ。 (5) ころ。 (5) ころ。 (6) なが加速ないためないため、 (7) なが加速などの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのないため、 (7) なが加速などの意味のなどのなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのなどの意味のなどのなどのなどのないためないため、 (7) ながため、 (7) なが加速などの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどの意味のなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどの意味のなどのなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどの意味のなどの意味のなどのなどの意味のなどのなどの意味のなどのなどの意味のなどの意味のなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどのなどのなどの意味のなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのためなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのでのなどのなどのなどのでのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどの		津波監視設備として,敷地への津波の繰返しの <mark>来襲</mark> を察知し,津波防護施設及び	
 1.1 「株式の満知」に必要な必要が認識になったなな要な認識になっていて、「ユニース人地変の空間 (二) で読む上述の名称は、「の整くを返した人力律養に対して、律養所満成的業業価 の要素とする機能を決たりまえたかないよう以下の機能を発生して人力構成の意味価 の要素とする機能を決たりまえたかないよう以下の機能を発生するがまたでの。 1. 仲裁防測施設 (上秋中不保護するのうめ地ななないでは、「ユニース人地変の空間 (上秋中不保護するのうめ地ななないでは、大力構成の意ま上回る画書) (二) 仕様に構成したいでは、第一時美の形木の食べる。 (二) 仲裁防測施設をつういでは、第一時美の形木の食べる。 (二) 仕様に保護などのうびはな構成が強化するについては、第一時美の形木の食べる。 (二) 仕様に保護などのうびはな構成が強化する。 (二) 仕様になったいでは、第一日美の形木の食べる。 (二) 仕様になるために通知上する。 (二) 仕様になるためになるため、「一般によるためな工作にないて、素価 (二) 仕様に必須なな地になるため、「一般によるためな工作にないて、素価 (二) 仕様になるため、「一般によるためな工作にないて、素価 (二) 仕様になってないて、一般によるためな工作にないて、素価 (二) しまたして、素で加いて、一般によるためな工作にないて、素価 (二) しまないではないで、一般によるためな工作にないて、ま価 (二) しまないでは、一般によるためな工作にないて、ま価 (二) しまないではないでは、一般によるためな工作にないでは、一般によるためな (二) しまないでは、一般によるためな工作にないて、ま価 (二) しまないではないでは、一般によるためな工作にないて、ま価 (二) しまないではないでは、一般によるためな工作にないでは、一般 (二) しまないではないでは、一般によるためな工作にないて、ま価 (二) しまないではないでは、一般によるためな工作にないでは、一般 (二) しまないではないでは、一般 (二) しまないではないでは、一般 (二) しまないではないでは、一般 (二) しまないではないでは、一般 (二) しまないではないではないではないではないではないではないではないでは、 (二) しまれでや、一般ではないではないではないではないではないでは、 (二) しまれでや、一般ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない		浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ(計測制御系統施設の	
1.4.1 読行分目 一 日、1.2 読行分目 一 日、1.2 読行の目 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所した」 「空気/している場所した」 「空気/している場所した」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場所している。 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/しているして、 「空気/しているして、 「空気/回転ののもの時のにないている」 「空気/回転ののもの時にしている」 「空気/回転ののもの時にしている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののものもの時間にないている」 「空気/回転ののもののもの時間にないている」 「空気/回転ののもののの時間にないている」 「空気/している」 「空気/回転ののものでのして」 「空気/回転ののものでのして」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転のののして」 「空気/回転のののして		中央制御室機能と兼用(以下同じ。))及び取水ピット水位計を設置する。	
1.4.1 読行分目 一 日、1.2 読行分目 一 日、1.2 読行の目 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所しい」 「空気/している場所した」 「空気/している場所した」 「空気/している場所した」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場所している。 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/している場合している」 「空気/しているして、 「空気/しているして、 「空気/回転ののもの時のにないている」 「空気/回転ののもの時にしている」 「空気/回転ののもの時にしている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののもの時間にないている」 「空気/回転ののものもの時間にないている」 「空気/回転ののもののもの時間にないている」 「空気/回転ののもののの時間にないている」 「空気/している」 「空気/回転ののものでのして」 「空気/回転ののものでのして」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転ののもので」 「空気/回転のののして」 「空気/回転のののして		1 4 決沈陀護昇築に立てまた。北陸護振乳の乳乳	
· · · · · · · · · · · · ·			
の要求される機能を提なりおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。 (1) 未成防滞施設 一級防滞施設は、対数の流入による以本及び臨水を防止する設計とする。 一級防滞施設のうち防御建設のいわ意識については、入力体設備をも回る商名 ごで更し、止水光を発持する数計とする。 一般防ち施設のから成数水粉溶解除有小については、第1号機の収水路及び数 水路からの推測の流入なおそれがないよう以下は低速を描述する設計とする。 一 ●			
 ■ 速度防凝確認のうち防影地気及び防潮壁については、人力津装高をを上回る高さ ママス 単し、正本体を保持する表計とする。 ● というごは第二年の中心のも防急が発気が発音が行き、第二年の一次を防止する表計とする。 ■ というごは第三を与えない安計とする。 ■ 速度防凝地流のうち防留座については、準度による水位性下に対して、非常用 [歴水力)に影響を与えない安計とする。 ■ というごは第三を与えない安計とする。 ■ というごの形式可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と する。 ■ と要な構造体の境界部には、想定される資電の作用及び相対変位を考慮し、就 [勝等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を強に対して する。 ■ と要な構造体の境界部には、想定される資電の作用及び相対変位を考慮し、就 [勝等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、正水型度を実置する調査 [本の加速な確信 浸水想定範囲等における浸水時及び<mark>浸水</mark>後の設正等に対する調 [空水防止設備] ● 200 浸水防止設備 ● 200 浸水防止設備を行行うる望起をです。 ● 200 浸水防止の値に 浸水防止の値に 浸水防止の値に (長水防止) [金水防止広値に 浸水防止の(高気に)) ● 200 浸水防止の値に (長水防止の) ● 200 浸水防止の値 ● 200 浸水防止の(浸水時及び) ● 200 空いに浸水時及び) ● 200 空い回転して、 ● 200 空い回転しての		(1) 津波防護施設	
 「設設置し、止水性を保持する設計とする。」 「推放防護施設のうち取放水塔流路層小工については、第1号機の取水路及び対水塔介。」 「推放防護施設のうち取放水塔流路層小工については、第1号機の取水路及び対水塔介。」 たどからの遭扱の流んを抑制し、人力達載に対して浸水を防止する設計とする。」 たた、第1号機の廃止増展期間中に性能を維持すべき施設(以下「性維維持施設) という」に影響を与えない設計とする。] 一 二 二		津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。	
 ■接波防護施設のうち販放水路流路縮小にについては、第1 号機の取水路及び数 本路からの津波の滝へを抑調し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。 ほた、第1 号機の廃止措置期間中に往船を維持すべき施設(以下「性能無特施設) ほた、第1 号機の廃止措置期間中に往船を維持すべき施設(以下「性能無特施設) という)に影響を与えない数計とする。 「建設防護飯のうち所留薬については、津波による水位低下に対して、非常用 極水ボンブの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を産保する設計と する。 (2) 浸水防止設備 透水防止設備 透水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (3) 屋水防止支払、資本及び福水を防止する設計とする。 (4) 浸水防止設備を換したよる浸水及び福水を防止する設計とする。 (5) 浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。 		津波防護施設のうち防潮堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さ	
 水路からの津波の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。 速た、第1号微の廃止潜置期間中に性能を維持すべき施設(以下「性能維持施設) という)に影響を与えない設計とする。 というに影響を与えない設計とする。 というに影響を与えない設計とする。 というに影響ならる水(設計とする。) (という)に影響なりる外間堰については、津波による水位低下に対して、非常用 座水ボンブの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と する。 (注要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試 (※) 「また、水地震を消じる設計と (注要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試 (※) 「また、水地震を消じる設計と」 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備 (2) 浸水防止設備(注、浸水想定範囲等における浸水時及び (2) 浸水防止設備(と) (2) 浸水防止設備(と) (2) 「浸水防止設備(と) (2) 「浸水防止設備(と) (3) 「注意の流入による浸水及び調水を防止する設計とする。 (4) 「注意の読むを考慮する設計とする。 (4) 「よれ住を保持する設計とする。 (5) 「読ば防止設備、水松原、浸水防止燃、浸水防止燃、逆止非付 (5) 「ごべか止な設置とくて」「逆流防止設備、水水原、浸水防止燃、浸水防止燃、逆止非付 (5) 「アンネルを設置するともに、(真通部止水処置を実施する設計とする。) 		で設置し、止水性を保持する設計とする。	
・ 「ま、第1号機の廃止措置項間中に性能を維持すべき施設(以下「性能維持施設) という)に影響を与えない設計とする。 「確認し渡のうら貯留堰については、津波による太位低下に対して、非常用 協水ボンブの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と する。 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「する」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 ・ 「する」 ・ 「まの」 ・ 「まの」 <tr< td=""><td></td><td>津波防護施設のうち取放水路流路縮小工については、第1号機の取水路及び放</td><td></td></tr<>		津波防護施設のうち取放水路流路縮小工については、第1号機の取水路及び放	
- という)に影響を与えない設計とする。 注波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常川 海太ボンブの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と する。 主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試 敏等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計と する。 (2) 浸水防止設備 漫水防止設備 漫水防止設備 漫水防止設備 「する。] (2) 浸水防止設備 漫水防止設備 漫波の流入による浸水及び調水を防止する設計とする。] 上た、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。] 漫水防止設備として、 夏世し、止水性を保持する設計とする。] 漫水防止設備として、 フッネルを設置するとともに、 資本防止な、 「ない比上設備を保持する設計とする。]		水路からの津波の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。	
 達皮防護施設のうち貯留堰については、津波による木位低下に対して、非常用 施水ボンブの取水可能木位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と する。 主要な構造体の境界部には、想定される倚重の作用及び相対変位を考慮し、試 酸等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計と する。 (2) 浸水防止設備 (3) 浸水防止設備 (4) 達載の満入による浸水及び湯水を防止する設計とする。 (5) 注意、津遊防護対象設備を内包する建屋及び区面に浸水時及び浸水後に津波が満入することを防止するため、当該区面への満入経路となる用口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。 (4) 浸水防止設備として 逆流防止設備、水密扉、浸水防止意、逆止弁付 フェンネルを設置するとともに、貫通能止水処置を実施する設計とする。		また、第1号機の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設(以下「性能維持施設」	
 海木ボンブの取木可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。 主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。 (2) 浸水防止設備 後大防止設備 後大防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び<mark>浸水</mark>後の波圧等に対する両 性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 住を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止で設計とする。 住たがし、当該区画への流入経路となる間口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 授水防止設備として、資逆応防止設備、水密扉、浸水防止差、浸水防止壁、逆止弁付 アンドルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。	_	という)に影響を与えない設計とする。	
		津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用	
主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。 (2) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び浸水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 主た、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止整、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。		海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計と	
 膝等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計と する。 (2) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び浸水後の波圧等に対する耐 性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流 入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止藍、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。 		する。	
する。 (2) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び 浸水防止設備し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び 浸水防止設備を防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として 浸水防止設備として 逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止墜、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。		主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試	
 (2) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び<mark>浸水</mark>後の波圧等に対する耐 性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流 入することを防止するため、当該区画への流入経路となる閉口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。 		験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計と	
浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び浸水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 注た、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止整、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。		する。	
浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び浸水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 注た、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止整、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。			
性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び <mark>浸水</mark> 後に津波が流 入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。			
また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び <mark>浸水</mark> 後に津波が流 入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止整、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。			
入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を 設置し、止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として <mark>、</mark> 逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付 ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。			
設置し,止水性を保持する設計とする。 浸水防止設備として <mark>,</mark> 逆流防止設備,水密扉,浸水防止蓥,逆止弁付 ファンネルを設置するとともに,貫通部止水処置を実施する設計とする。			
浸水防止設備として <mark>、</mark> 逆流防止設備,水密扉,浸水防止蓋,浸水防止壁,逆止弁付 ファンネルを設置するとともに,貫通部止水処置を実施する設計とする。			
ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。		設置し、止水性を保持する設計とする。	
ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。		浸水防止設備として <mark>、</mark> 逆流防止設備,水密扉,浸水防止蓋,浸水防止壁,逆止弁付	
経路となる開口部に設置する設計とする。			

変更前	変更後	記載しない理由
	浸水防止設備は,耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により,止 水性を保持する設計とする。	
	 (3) 津波監視設備 津波監視設備は、津波の来襲状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、 	
	波力及び漂流物の影響を受けない位置,取水ピット水位計は波力及び漂流物の影響 を受けにくい位置に設置し,津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また, 基準地震動Ssに対して,機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては,自然	
	条件(積雪,風荷重)との組合せを適切に考慮する。 津波監視設備のうち津波監視カメラは,非常用電源から給電し,赤外線撮像機能 を有したカメラにより,昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。	
	津波監視設備のうち取水ピット水位計は,非常用電源から給電し,0.P11.25m~ 0.P.+19.00m を測定範囲として,非常用海水ポンプが設置された海水ポンプ室補機 ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	
	 1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては,津波による 	
_	荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し,それらの組合せを考慮する。また,想定 される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定す る。	
	 (1) 荷重の組合せ 津波と組み合わせる荷重については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1] 	
	 章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している 自然条件(積雪,風荷重)及び余震として考えられる地震に加え,漂流物による荷 重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては,各施設・設備の機能損傷モ ードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し,余裕の程度を検討 	
	した上で安全側の設定を行う。 (2) 許容限界	
	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は,地震後,津波後の 再使用性や,津波の繰返し作用を想定し,施設・設備を構成する材料がおおむね 弾性状態に <mark>とどまる</mark> ことを基本とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	
	2.1 溢水防護等の基本方針	
	設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、	
	その安全性を損なうおそれがない設計とする。 そのために,溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の	
	影響を評価(以下「溢水評価」という。)し、運転状態にある場合は発電用原子炉施設内	
	における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止及び、引き続き低温	
	停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、	
	停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃	
	料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能	
	を維持できる設計とする。	
	これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水防護対象設備」という。)が発	
	生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうおそれがない	
	設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計)と	
	する。	
—	また、溢水の影響により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動	
	を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安 全評価に関する審査指針」に基づき必要な機器の単一機器の故障を考慮しても発生が予	
	想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷	
	に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。	
	重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故対処	
	設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び給水設備(以下「設計基準事故対処設備等」 という。)と同時に機能を損なうおそれがないよう、没水、被水及び蒸気の影響に対して	
	は可能な限り設計基準事故対処設備等の配置を含めて位置的分散を図る設計とする。	
	溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対	
	象設備及び重大事故等対処設備を設定する。	
	発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器,配管その他の設備(ポ	
	ンプ,弁,使用済燃料プール,原子炉ウェル,蒸気乾燥器・気水分離器ピット)から放射	
	性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏	
	えいすることを防止する設計とする。	

変更前	変更後	記載しない理由
	溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条	
	件変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。	
	2.2 防護すべき設備の抽出	
	溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用	
	軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類審査指	
	針」という。)における分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物,系統及	
	び機器とする。	
	この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。	
	具体的には、運転状態にある場合には発電用原子炉を高温停止、引き続き低温停止す	
	ることができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、停止状態にある場合	
	は引き続きその状態を維持するため、及び使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を	
	維持するために必要となる,重要度分類審査指針における分類のクラス1,2に属する構	
	築物,系統及び機器に加え,安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物,	
	系統及び機器を抽出する。	
	以上を踏まえ、防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安	
	全機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水	
	機能を維持するために必要な構築物,系統及び機器を抽出する。	
—	トル チレオセがユロ乳(体)ユ チレオセンテズストンストンチャスオセンジルした日本)テレ	
	また、重大事故等対処設備は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合にお	
	いて, 炉心, 使用済燃 <mark>料プ</mark> ール内の燃料体等, 及び, 運転停止中における原子炉の燃料体	
	の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な設備を	
	2.3 溢水源及び溢水量の設定	
	2.0 福水派後の福水重の後足 溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損	
	による溢水」という。)、発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために	
	設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。)並び	
	に地震に起因する機器の破損及び使用済燃料プール等のスロッシングにより生じる溢水	
	(以下「地震起因による溢水」という。)を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。	
	また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤	
	作動等により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)の影響も評価する。	
	想定破損による溢水では、単一の配管の破損による溢水を想定して、配管の破損箇所	
	を溢水源として設定する。	
	また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギに応じて、高エネルギ配管又	

変更前	変更後	記載しない理由
	は低エネルギ配管に分類する。	
	高エネルギ配管は、「完全全周破断」、低エネルギ配管は、「配管内径の1/2の長さと配	
	管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック」(以下「貫通クラック」という。)を想定した	
	溢水量とし、想定する破損箇所は溢水影響が最も大きくなる位置とする。	
	ただし,高エネルギ配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により,	
	原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば発生応力が	
	許容応力の 0.8 倍以下であれば破損を想定せず,原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子	
	「「「「「「」」」」。 「「「「」」」。 「「」」」。 「」」。 「」」。 「	
	下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4倍以下であれば破損は	
	想定しない。	
	また,低エネルギ配管については,発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損は	
	想定しない。	
	発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響する	
	ような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定	
	に定めて管理する。	
	高エネルギ配管のうち、高エネルギ配管として運転している割合が当該系統の運転し	
	ている時間の 2%又はプラント運転期間の 1%より小さいことから低エネルギ配管とす	
	る系統については、運転時間実績管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。	
_		
	消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水を溢水量として設定	
	する。発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置されるスプリ	
	ンクラ及び格納容器スプレイ冷却系からの溢水については,防護すべき設備が溢水影響	
	を受けない設計とする。	
	地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準	
	地震動Ssによる地震力により破損するおそれがある機器及び使用済燃料プール等のス	
	ロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。	
	耐震 S クラス機器については、基準地震動 S s による地震力によって破損は生じない	
	ことから溢水源として想定しない。また,耐震 B 及び C クラス機器のうち耐震対策工事	
	の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が	
	確保されているものについては溢水源として想定しない。	
	溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断を考慮した溢水量とし, 溢水源	
	となる容器については全保有水量を考慮した溢水量とする。	
	また、使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震	
	動Ssにより発生する使用済燃料プールのスロッシングにて使用済燃料プール外へ漏え	
	いする溢水量を算出する。	
	また,施設定期検査中においては,使用済燃料プール,原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・	
	よた,心服人で別でユード40%ででは、区川1月が17~7K、小丁がフェル区の念入宅保留。	

変更前	変更後	記載しない理由
	気水分離器ピットのスロッシングによる漏えい水を溢水源とし溢水量を算出する。	
	その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝	
	突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グラ	
	ンド部及び配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。	
	溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水	
	の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。	
	また,溢水量の算出において, <mark>漏えい検知</mark> による漏えい停止を期待する場合には,漏	
	えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後	
	の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、手動による漏	
	えい停止の手順は、保安規定に定めて管理する。	
	2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定	
	溢水影響を評価するために、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。	
	溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び	
	現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。	
	溢水防護区画は壁,扉,堰,床段差等,又はそれらの組み合わせによって他の区画と分	
	離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区	
_	画内の溢水水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。	
	また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を	
	考慮した溢水経路とする。	
	溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。	
	常設している堰の取り外し及びハッチを開放する場合の運用を保安規定に定めて管理	
	する。	
	2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び	
	防護設計方針	
	2.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針	
	発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防	
	護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」	
	という。)を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計と	
	する。	
	また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、人員のアクセス等による一時的な水	
	位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水による水位に対して裕度を確保する設計とす	
	<u>る。</u>	
	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保	

変更前	変更後	記載しない理由
	できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水	
	圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁,扉,堰,逆流防止装置	
	及び貫通部止水処置 により溢水伝播を防止するための対策を実施する。	
	止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は構造健全性評価にて止水性	
	を確認する設計とする。	
	2.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針	
	2.5.2 級木の影響に対する計画及び防護設計力が 発生を想定する溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水及び天井	
	面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価し、	
	防護すべき設備は、浸水に対する保護構造(以下「保護構造」という。)を有し、	
	被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。	
	保護構造を有さない場合は、機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響	
	が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区画において水消火を行わない消	
	火手段(ハロンガス消火設備による消火、ケーブルトレイ消火設備による消火又は	
	消火器による消火)を採用する設計とする。	
	保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備について	
	は、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを	
_	設計時に確認する。	
	消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火水放水時に不用意な放水を行わ	
	ない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。	
	2.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針	
	発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍	
	での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件	
	により防護すべき設備に与える影響を評価し,防護すべき設備が要求される機能を 損なうおそれがない設計とする。	
	頃なりおそれがない設計とする。 また,漏えい蒸気による環境条件(温度,湿度及び圧力)を想定した試験又は机上	
	[よた, 痛えい蒸気による環境条件(温度, 湿度及び圧力)を恐足した試験又は枕上 評価により, 防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置	
	一 一 一 一 一 一 一 に より 、	
	漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがあ	
	る場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。	
	具体的には、漏えい蒸気による機器への影響を考慮した試験で性能を確認した保	
	護カバーを設置し、蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機	
	能を損なうおそれがない設計とする。	

	変更後	記載しない理由
	また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉	
	建屋ブローアウトパネル(設置枚数1枚,開放差圧4.4kPa以下)(原子炉格納施設	
	の設備を浸水防護施設の設備として兼用)の開放により、溢水防護区画内において	
	蒸気影響を軽減する設計とする。	
	2.5.4 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方	
	針 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては,基準地震動	
	Ssによる地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価 し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。	
	その際、使用済燃料プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバーフロ	
	ての原,使用資源科ノールの初期小位は、スキマリーシタンクスのオーバークロ 一水位として評価する。	
	算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プールの水位低下を考慮して	
	も、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を確保し、そ	
	れらを用いることにより適切な水温及び遮蔽水位を維持できる設計とする。	
	2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び	
	防護設計方針	
	防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生を想定する溢水である循環水配	
_	管等の破損による溢水、屋外タンクで発生を想定する溢水、地下水等による影響を評価	
	し、防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内へ溢水が流入し伝播しない設計とす	
	る。	
	具体的には、溢水水位に対して止水性を維持する壁、扉、蓋の設置及び貫通部止水処	
	置を実施し、溢水の伝播を防止する設計とする。	
	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水量低減については、破損箇所	
	からの溢水を早期に自動検知し,自動隔離を行うために,循環水系隔離システム(漏え) い検出器,復水器水室出入口弁並びに漏えい検出制御盤及び監視盤)を設置する。循環	
	水系隔離システムは、隔離信号発信後、約30秒で循環水ポンプを停止するとともに、約	
	3分で復水器水室出入口弁を自動閉止する設計とする。	
	タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水量低減につい	
	ては、破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、隔離を行うために、タービン補機冷却	
	海水系隔離システム(漏えい検出器、タービン補機冷却海水ポンプ出口弁並びに漏えい	
	検出制御盤及び監視盤)を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは、隔離信	
	お海水ポンプ出口弁を自動閉止する設計とする。	
	また、地下水に対しては、地下水位低下設備のうち揚水ポンプの故障等より建屋周囲	

変更前	変更後
	の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、肩
	水防護区画を内包する建屋内への流入を防止するとともに、地震による
	の地下水の流入の可能性を安全側に考慮しても、防護すべき設備が要求
	なわない設計とする。
	止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて山
	設計とする。
	2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針
	放射性物質を含む液体を内包する容器,配管その他の設備(ポンプ,
	ール,原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット)からあふれ出
	含む液体の溢水量、溢水防護区画及び溢水経路により溢水水位を評価し
	内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播しない設計と
	震時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については、要求さ
	いて設定する。
	放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には
	回る高さまで、止水性を維持する堰及び水密扉により管理区域外への溢
	るための対策を実施する。
_	
	2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計
	溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する湯
	造強度設計は、以下のとおりとする。
	浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、
	とともに必要に応じ補修を実施する。
	止水に期待する壁,堰,扉,蓋,逆流防止装置及び貫通部止水処置の
	する機器の破損等により生じる溢水(使用済燃料プール等のスロッシン
	る溢水を含む。)から防護する設備については、基準地震動Ssによる#
	震時及び地震後においても, 溢水伝播を防止する機能を損なうおそれが
	ただし、放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播することを防止する
	止する機能を損なうおそれがない設計とする。
	#水に期待する床ドレン配管の設計については,発生を想定する溢か
	能を損なうおそれがない設計とする。
	漏えい蒸気影響を緩和する保護カバーの設計においては、配管の破壊
	荷重に対し、蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする
	循環水系配管及びタービン補機冷却海水系配管の破損箇所からの溢力

	記載しない理由
E,堰等により溢)建屋外周部から たされる機能を損	
:水性を確認する	
 中,使用済燃料プ る放射性物質を ,放射性物質を ,放射性物質を :する。なお,地 :れる地震力を用 	
4, 溢水水位を上 3水伝播を防止す	
や水防護施設の構 点検を実施する	
 55,地震に起因 グにより発生す 地震力に対し,地 ない設計とする。 ために設置する 、溢水伝播を防 	
に対する排水機	
たより発生する 。 、量を低減する循	

変更前	変更後	記載しない理由
	環水系隔離システム及びタービン補機冷却海水系隔離システムの設計においては、基準	
_	地震動Ssによる地震力に対し,地震時及び地震後においても,溢水量を低減する機能	
	を損なうおそれがない設計とする。	
	3. 主要対象設備	本記載は,要目表対象を示したリ
	浸水防護施設の対象となる主要な設備について、「表1 浸水防護施設の主要設備リスト」	
	に示す。	載しない。
_		

変更前	変更後	記載しない理由
	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため, 記載し
	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	たい。
	釈による。	
	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
	補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に	ない。
	対する要求(5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.8	
	電気設備の設計条件を除く。), 6. その他(6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の	
	基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づ	
	く設計とする。	
	第2章 個別項目	
	1. 補機駆動用燃料設備	
	大容量送水ポンプ(タイプI)のポンプ駆動用燃料は、大容量送水ポンプ(タイプI)	
	(燃料タンク)に貯蔵する。	
	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	
	(燃料タンク)に貯蔵する。	
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は,原子炉補機代替冷却	
	水系熱交換器ユニット(燃料タンク)に貯蔵する。	
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タ	
	ンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプ I)、大容量送水	
	ポンプ(タイプⅡ)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設	
	計とする。	
	大容量送水ポンプ(タイプI),大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び原子炉補機代替冷却	
	水系熱交換器ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タン	
	ク,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タ	
	ンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。	
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タ	
	ンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを	
	用いる設計とする。	
	2. 主要対象設備	本記載は,要目表対象を示した!
	補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の対象とな	
	る主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに	
	係るものを除く。)の主要設備リスト」に示す。	······································

14. 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針

15. 非常用取水設備の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	, 4 ∧ .°
る要求(4.2 材料及び構造等,4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,4.4 耐圧試験等, 4.5 安全弁等,4.6 逆止め弁,4.7 内燃機関の設計条件,4.8 電気設備の設計条件を除 く。),5. その他(5.3 安全避難通路等,5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基	第1章 共通項目 非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象,3. 火災,5. 設備に対す る要求 (5.2 材料及び構造等,5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備 の設計条件を除く。),6. その他 (6.3 安全避難通路等,6.4 放射性物質による汚染の防止 を除く。)」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通 項目」に基づく設計とする。	本記載は概要であるため, 記載し ない。
 第2章 個別項目 非常用取水設備の基本設計方針 設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系及び高圧炉心スプレイ 補機冷却海水系に使用する海水を取水し、導水するための流路を構築するため、取水口、取 水路及び海水ポンプ室から構成される取水設備を設置することにより冷却に必要な海水を 確保できる設計とする。なお、取水設備は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水 容量を十分に有している。 	 第2章 個別項目 非常用取水設備の基本設計方針 設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系及び高圧炉心スプレイ 補機冷却海水系に使用する海水を取水し、導水するための流路を構築するため、取水口、 取水路及び海水ポンプ室から構成される取水設備を設置することにより冷却に必要な海水 を確保できる設計とする。なお、取水設備は、海と接続しており容量に制限がなく必要な 取水容量を十分に有している。 また、基準津波に対して、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海 水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、貯留堰を設置することにより冷却に 必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。 非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等 時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機 能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 	
 主要対象設備 非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表 1 非常用取水設備の主要設備リ スト」に示す。 	 2. 主要対象設備 非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表 1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。 	本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記 載しない。

16. 緊急時対策所の基本設計方針

変更前	変更後	記載しない理由
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	本記載は概要であるため, 記載し
びその附属施設の位置 <mark>、</mark> 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその	規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解	ない。
附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	釈による。	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	本記載は概要であるため,記載し
緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する	緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等 5. 設	ない。
要求(4.2 材料及び構造等,4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,4.4 耐圧試験等,4.5	備に対する要求(5.2 材料及び構造等,5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4 耐圧	
安全弁等, 4.6 逆止め弁, 4.7 内燃機関の設計条件, 4.8 電気設備の設計条件を除く。),	試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8	
5. その他(5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子	電気設備の設計条件を除く。), 6. その他(6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の	
炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づ	
	く設計とする。	
第2章 個別項目	第2章 個別項目	
1. 緊急時対策所	1. 緊急時対策所	
1.1 緊急時対策所の設置等	1.1 緊急時対策所の設置等	
1.1.1 緊急時対策所の設置	1.1.1 緊急時対策所の設置	
発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の	発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の	
異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場	異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場	
所に設置する。	所に設置する。	
1.1.2 設計方針	1.1.2 設計方針	
	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処する	
	ための適切な措置が講じることができるよう, 緊急時対策所機能に係る設備を含め,	
	以下の設計とする。	
	なお,緊急時対策所は,緊急対策室及び SPDS 室から構成され,緊急時対策建屋に	
	設置する設計とする。	
	(1) 耐震性及び耐津波性	
	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処す	
	るための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動	
	Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の	
	影響を受けない設計とする。	
	(2) 中央制御室に対する独立性	
	緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪	
	失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制	

変更前	変更後	記載しない理由
	御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	
	(3) 代替交流電源の確保	
	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電	
	が可能な設計とする。	
	尚和の仏共最近知識は、尚和仏共大法最近初世によるような、必定後の人、	
	常設の代替電源設備は,常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台 で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要	
	て 系 志 時 刃 泉 所 を 古 む 重 八 争 成 寺 光 生 時 に 恐 た さ れ る 頁 何 ~ 粘 単 う る た め に 必 安 な 容 量 を 有 す る 設 計 と す る 。	
	なお,放射性雲通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間(168時	
	間)以上連続給電が可能な設計とする。	
	可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急	
	時対策所用)1 台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計	
	とする。	
	電源車(緊急時対策所用)使用時には電源車(緊急時対策所用)1台が必要負荷	
	に対して7日間(168時間)以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油	
	タンクへ接続するため、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに運転できる	
	設計とする。	
	緊急時対策所の代替電源設備は、常設設備としてガスタービン駆動であるガス	
	タービン発電機及び可搬型設備としてディーゼル駆動である電源車(緊急時対策	
	所用)を設置することにより、電源の多様性を有する設計とする。	
(1) 緊急時対策所機能の確保	(4) 緊急時対策所機能の確保	
緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時	緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時	本記載は概要であるため, 記載
対策所機能を確保する。	対策所機能を確保する。	ない。
a. 居住性の確保	a. 居住性の確保	
緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異	緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異	
常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるととも	常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるととも	
に、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。	に、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。	
	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処	
	するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電	
	所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の	
	要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することがで	

変更前	変更後	記載しない理由
	きるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまる	
	ことができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性	
	を確保する。	
	重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定	
	する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同	
	等とし,かつ緊急時対策所内でのマスクの着用,交替要員体制,安定よう素剤の	
	服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居	
	住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価に	
	おいて,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超	
	えない設計とする。	
	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲に	
	あることを把握できるよう酸素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))及	
	び二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))を保管する設計とす	
	るとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための	
	確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所	
	加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモ	
	ニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。	
	緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質に	
	より汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質	
	による汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等	
	を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚	
	染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サー	
	ベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。	
b. 情報の把握	b. 情報の把握	
緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の	緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の	
異常に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確か	異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当	
つ速やかに把握するための設備を設置する。	該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するた	
	めに必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握で	
	きる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。	
	安全パラメータ表示システム (SPDS) として,事故状態等の必要な情報を把握	
	するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、	
	データ収集装置, SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置する設計とする。	

変更前	変更後
2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」 に示す。	 . 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員にに必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって気信回線にて通信連絡できる設計とする。 原会時対策所には、重大事故等が発生した場合においても多信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急 行ム(ERSs)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備とし 置を設置する設計とする。 アータ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専 伝送できる設計とする。 原急時対策支援システム(ERSs)へ必要なデータを伝送でき で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した 必要なデータを伝送できる設計とする。 1. 主要対象設備 2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の に示す。

 指示を行うため 様性を備えた通 範面の内外の通 が発生した場合 時対策支援シス て、SPDS 伝送装置 印通信回線にて る SPDS 伝送装置 場合においても 本記載は、要目表対象を示したリ 		
注指示を行うため 速様性を備えた通 運転所の内外の通 認定が発生した場合 運時対策支援シス て、SPDS 伝送装置 準用通信回線にて る SPDS 伝送装置 注場合においても 主要設備リスト」 本記載は、要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため、記		記載しない理由
ごが発生した場合 3時対策支援シス て,SPDS伝送装 年用通信回線にて 3 SPDS伝送装置 場合においても 主要設備リスト」 本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記	なが発生した場合 1指示を行うため 5様性を備えた通	
3.時対策支援シス て,SPDS 伝送装 車用通信回線にて 3.5PDS 伝送装置 -場合においても 本記載は,要目表対象を示したリ キ記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記	き電所の内外の通	
<u>る SPDS 伝送装置</u> 場合においても 本記載は, 要目表対象を示したリ ニ要設備リスト」 ストに関する記載であるため, 記	なが発生した場合 急時対策支援シス て,SPDS 伝送装	
- 場合においても 本記載は,要目表対象を示したリ ストに関する記載であるため,記	専用通信回線にて	
主要設備リスト」 ストに関する記載であるため, 記	る SPDS 伝送装置 - 場合においても	
	主要設備リスト」	ストに関する記載であるため,記